

# 目 次

( 平成 26 年 )

## 第 6 回定例会

### 第 1 日目 ( 9 月 29 日 )

仮議席の指定 .....	3
選挙第 2 号 議長の選挙 .....	3
会議録署名議員の指名 .....	4
会期の決定 .....	4
選挙第 3 号 副議長の選挙 .....	4
議席の指定 .....	6
選任第 1 号 常任委員会の委員の選任 .....	6
同意第 4 号 議長の常任委員の辞任 .....	7
選任第 2 号 議会運営委員会の委員の選任 .....	8
決議第 6 号 議会だより編集特別委員会設置に関する決議 .....	8
議会だより編集特別委員会の委員の選任 .....	10
選挙第 4 号 中城北中城消防組合議会の議員選挙 .....	10
選挙第 5 号 中城村北中城村清掃事務組合議会の議員選挙 .....	11
選挙第 6 号 東部清掃施設組合議会の議員選挙 .....	12
選挙第 7 号 沖縄県介護保険広域連合議会の議員選挙 .....	13
推薦第 1 号 中城村農業委員会委員の推薦 .....	14

### 第 2 日目 ( 9 月 30 日 )

諸般の報告 .....	17
行政報告 .....	18
議案第 35 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 .....	21
議案第 36 号 中城村北中城村清掃事務組合同約の変更について .....	23
議案第 37 号 中城村北中城村清掃事務組合の共同処理する事務中、し尿処理場の設置並びに管理に関する事務の廃止に伴う財産処分について .....	24
議案第 38 号 東部清掃施設組合同約の変更について .....	25
議案第 39 号 平成 26 年度中城村一般会計補正予算 ( 第 2 号 ) .....	31
議案第 40 号 平成 26 年度中城村国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) .....	35
議案第 41 号 平成 26 年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) .....	37
議案第 42 号 平成 26 年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) .....	39
議案第 43 号 平成 26 年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) .....	40

議案第44号	平成26年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)	42
同意第3号	中城村固定資産評価委員会委員の選任について	42
報告第4号	平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	43
報告第5号	平成25年度決算に係る健全化判断比率について	44
報告第6号	平成25年度決算に係る資金不足比率について	45
報告第7号	平成25年度決算に係る資金不足比率について	45
報告第8号	平成25年度決算に係る資金不足比率について	46

### 第3日目(10月1日)

認定第1号	平成25年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	51
認定第2号	平成25年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	59
認定第3号	平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	64
認定第4号	平成25年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	68
認定第5号	平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	71
認定第6号	平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	74
認定第7号	平成25年度中城村水道事業会計決算認定について	76
議案第45号	平成25年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	76

### 第4日目(10月2日)

議案第35号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	89
議案第36号	中城村北中城村清掃事務組合規約の変更について	89
議案第37号	中城村北中城村清掃事務組合の共同処理する事務中、し尿処理場の設置並びに管理に関する事務の廃止に伴う財産処分について	89
議案第38号	東部清掃施設組合規約の変更について	90
議案第39号	平成26年度中城村一般会計補正予算(第2号)	90
議案第40号	平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	91
議案第41号	平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	91
議案第42号	平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	91
議案第43号	平成26年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)	92
議案第44号	平成26年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)	92
同意第3号	中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について	93

### 第5日目(10月3日)

認定第1号	平成25年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	97
認定第2号	平成25年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	97
認定第3号	平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	98
認定第4号	平成25年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	98
認定第5号	平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	98
認定第6号	平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	99
認定第7号	平成25年度中城村水道事業会計決算認定について	99
議案第45号	平成25年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	99
同意第5号	監査委員の選任について	99

第6日目(10月4日) 休 会(土)

第7日目(10月5日) 休 会(日)

第8日目(10月6日) 委 員 会(月) 委員会審議

第9日目(10月7日) 委 員 会(火) 委員会審議

第10日目(10月8日) 委 員 会(水) 委員会審議

第11日目(10月9日) 委 員 会(木) 委員会審議

第12日目(10月10日) 委 員 会(金) 委員会審議

第13日目(10月11日) 休 会(土)

第14日目(10月12日) 休 会(日)

第15日目(10月13日) 休 会(月) 体育の日

第16日目(10月14日)

一般質問

9番 新垣徳正議員 ..... 105

12番 新垣博正議員 ..... 111

3番 大城 常良 議員	116
15番 宮城 重夫 議員	127

第17日目（10月15日）

一般質問

1番 石原 昌雄 議員	133
7番 金城 章 議員	137
8番 伊佐 則勝 議員	144
6番 新垣 貞則 議員	148

第18日目（10月16日）

一般質問

10番 安里 ヨシ子 議員	163
14番 新垣 善功 議員	171
5番 仲松 正敏 議員	183
11番 新垣 光栄 議員	188

第19日目（10月17日）

認定第1号 平成25年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	203
認定第2号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	204
認定第3号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	206
認定第4号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	207
認定第5号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	208
認定第6号 平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	210
認定第7号 平成25年度中城村水道事業会計決算認定について	210
議案第45号 平成25年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	211
陳情第9号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）	213
陳情第10号 県産品の優先使用について（要請）	213
陳情第17号 公共工事発注に際しての事業用自動車（緑ナンバー）使用に関する陳情	213
陳情第12号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情	214
陳情第19号 「義務教育費国庫負担」堅持及び2分の1復元を求める陳情	214
陳情第20号 「30名以下学級」早期完全実現に関する陳情	215

陳情第16号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書	216
陳情第18号	「生活保護基準引き下げ」中止を政府に強く求めるとともに、「附帯決議」の内容を周知徹底し、申請権・受給権を保障し、申請拒否、就労強要、扶養強要などの「人権侵害」は行わないことを求める陳情書	216
意見書第4号	「手話言語法」制定を求める意見書	218

# 第6回 定例会

## 平成26年第6回中城村議会定例会会期日程表

開 会   平成26年 9月29日

会 期 19 日間

閉 会   平成26年10月17日

日次	月 日	曜日	開議時刻	会議名	事 項
第1日	9月29日	月	午前10時	本会議	仮議席の指定 議長の選挙 会議録署名議員の指名 会期の決定 副議長の選挙 議席の指定 常任委員会の委員の選任 議長の常任委員の辞任 議会運営委員会の委員の選任 議会だより編集特別委員会設置に関する決議 議会だより編集特別委員会の委員の選任 中城北中城消防組合議会の議員選挙 中城村北中城村清掃事務組合議会の議員選挙 東部清掃施設組合の議員選挙 沖縄県介護保険広域連合議会の議員選挙 中城村農業委員会委員の推薦について
第2日	9月30日	火	午前10時	本会議	諸般の報告、行政報告 議案第35号、36号、37号、38号、39号、40号、 41号、42号、43号、44号に対する説明 同意第3号に対する説明 報告第4号、5号、6号、7号、8号に対する 説明
第3日	10月1日	水	午前10時	本会議	認定第1号、2号、3号、4号、5号、6号、 7号及び議案第45号に対する説明
第4日	10月2日	木	午前10時	本会議	議案第35号、36号、37号、38号、39号、40号、 41号、42号、43号、44号に対する質疑、討論、 採決 同意第3号に対する質疑、討論、採決
第5日	10月3日	金	午前10時	本会議	認定第1号、2号、3号、4号、5号、6号、 7号及び議案第45号に対する質疑、委員会付託
第6日	10月4日	土		休 会	
第7日	10月5日	日		休 会	
第8日	10月6日	月	午前10時	委員会	委員会審議
第9日	10月7日	火	午前10時	委員会	委員会審議
第10日	10月8日	水	午前10時	委員会	委員会審議   午後議員研修会（パシフィックホテル）
第11日	10月9日	木	午前10時	委員会	委員会審議（委員長総括）
第12日	10月10日	金	午前10時	委員会	委員会審議（連合審査）
第13日	10月11日	土		休 会	
第14日	10月12日	日		休 会	
第15日	10月13日	月		休 会	体育の日
第16日	10月14日	火	午前10時	本会議	一般質問
第17日	10月15日	水	午前10時	本会議	一般質問
第18日	10月16日	木	午前10時	本会議	一般質問
第19日	10月17日	金	午前10時	本会議	委員長報告、意見書等採択 <span style="float: right;">閉会</span>

## 平成26年第6回中城村議会定例会（第1日目）

招 集 年 月 日	平成26年 9月29日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	平成26年 9月29日 （午前10時00分）		
	散 会	平成26年 9月29日 （午後 0 時32分）		
応 招 議 員  （ 出 席 議 員 ）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	石 原 昌 雄	9 番	新 垣 徳 正
	2 番	外 間 博 則	10 番	新 垣 博 正
	3 番	大 城 常 良	11 番	新 垣 光 栄
	4 番	屋 良 清	12 番	仲 座 勇
	5 番	仲 松 正 敏	13 番	與那覇 朝 輝
	6 番	新 垣 貞 則	14 番	安 里 ヨシ子
	7 番	金 城 章	15 番	宮 城 重 夫
	8 番	伊 佐 則 勝	16 番	新 垣 善 功
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	1 番	石 原 昌 雄	2 番	外 間 博 則
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者				



## 議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	仮議席の指定
第 2	選挙第2号 議長選挙

## 議 事 日 程 第 1 号 の 追 加

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	選挙第3号 副議長選挙
第 4	議席の指定
第 5	選任第1号 常任委員会の委員の選任
第 6	同意第4号 議長の常任委員の辞任
第 7	選任第2号 議会運営委員会の委員の選任
第 8	決議第6号 議会だより編集特別委員会設置に関する決議
第 9	議会だより編集特別委員会の委員の選任
第 10	選挙第4号 中城北中城消防組合議会の議員選挙
第 11	選挙第5号 中城村北中城村清掃事務組合議会の議員選挙
第 12	選挙第6号 東部清掃施設組合議会の議員選挙
第 13	選挙第7号 沖縄県介護保険広域連合議会の議員選挙
第 14	推薦第1号 中城村農業委員会委員の推薦

議会事務局長 知名 勉 おはようございます。事務局長の知名 勉です。

本定例会は一般選挙後、初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の安里ヨシ子議員を御紹介します。

臨時議長 安里ヨシ子 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介がありました安里ヨシ子です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に

議長の職務を行いますので、よろしく申し上げます。

ただいまから平成26年第6回中城村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2 選挙第2号 議長の選挙を行います。

## 選挙第2号

### 議 長 の 選 挙

地方自治法第103条の規定により、議長の選挙を行うものとする。

平成26年9月29日

中城村議会

臨時議長 安里ヨシ子

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場を閉める〕

臨時議長 安里ヨシ子 ただいまの出席議員数は16名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番 石原昌雄議員、2番 外間博則議員を指名します。

投票用紙を配ります。

投票は、単記無記名です。

〔投票用紙の配布〕

臨時議長 安里ヨシ子 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔なし〕

臨時議長 安里ヨシ子 「配布漏れなし」と

認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

臨時議長 安里ヨシ子 「異状なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔点呼・投票〕

議会事務局長 知名 勉 それでは、呼び上げます。1番 石原昌雄議員、2番 外間博則議員、3番 大城常良議員、4番 屋良 清議員、5番 仲松正敏議員、6番 新垣貞則議員、7番 金城 章議員、8番 伊佐則勝議員、9番 新垣徳正議員、10番 新垣博正議員、11番

新垣光栄議員、12番 仲座 勇議員、13番 與那覇朝輝議員、15番 宮城重夫議員、16番 新垣善功議員、14番 安里ヨシ子議員。

臨時議長 安里ヨシ子 投票漏れはありませんか。

〔 な し 〕

臨時議長 安里ヨシ子 「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。1番 石原昌雄議員、2番 外間博則議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔 開 票 〕

臨時議長 安里ヨシ子 選挙の結果を報告します。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票0票です。有効投票のうち、與那覇朝輝議員10票、新垣善功議員1票、白票5票。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、與那覇朝輝議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔 議場を開く 〕

臨時議長 安里ヨシ子 ただいま議長に当選されました與那覇朝輝議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

それでは、議長当選承諾及び就任の挨拶をお願いします。

〔 議長当選承諾及び挨拶 〕

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。一言、議長就任の御挨拶を申し上げます。

このたび議員改選後の議長選挙に当たり、不肖、私が皆様方の御支持を得て当選人となりました。私自身にとりまして限りない光栄と存じますとともに、その責任の重さをひしひしと感じているところであります。

議長の職務については、地方自治法では議場の秩序を維持し、議事を整理し、議会事務を統括し、そして議会代表権が規定されております。

これらを円滑に運営し遂行していくためには、議員各位の御支持と御協力が不可欠であります。村政発展のため、充実した議会活動を目指してまいりますので、今後とも皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。簡単ではありますが議長就任の挨拶といたします。まことにありがとうございました。

臨時議長 安里ヨシ子 これで臨時議長の職務は終了しました。御協力ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

休 憩（10時18分）

~~~~~

再 開（10時30分）

議長 與那覇朝輝 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日これからの日程は、お手元に配付してあるとおり追加日程で行いたいと思いますので、御承認願います。

追加日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 石原昌雄議員及び2番 外間博則議員を指名します。

追加日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日9月29日から10月17日の19日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、本議会の会期は本日9月29日より10月17日までの19日間に決定しました。

追加日程第3 選挙第3号 副議長の選挙を行います。

選挙第3号

副 議 長 の 選 挙

地方自治法第103条の規定により、副議長の選挙を行うものとする。

平成26年9月29日

中城村議会

議長 與那覇 朝 輝

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場を閉める〕

議長 與那覇朝輝 ただいまの出席議員数は16名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番 大城常良議員、4番 屋良 清議員を指名します。

投票用紙を配ります。

投票は、先ほどのとおり単記無記名でお願いします。

〔投票用紙の配布〕

議長 與那覇朝輝 投票用紙の配布漏れはございませんですね。

〔なし〕

議長 與那覇朝輝 「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

議長 與那覇朝輝 「異状なし」と認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と指名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔点呼・投票〕

議会事務局長 知名 勉 それでは、呼び上げます。1番 石原昌雄議員、2番 外間博則議員、3番 大城常良議員、4番 屋良 清議

員、5番 仲松正敏議員、6番 新垣貞則議員、7番 金城 章議員、8番 伊佐則勝議員、9番 新垣徳正議員、10番 新垣博正議員、11番 新垣光栄議員、12番 仲座 勇議員、14番 安里ヨシ子議員、15番 宮城重夫議員、16番 新垣善功議員、13番 與那覇朝輝議員。

議長 與那覇朝輝 投票漏れはありませんでしょうか。

〔なし〕

議長 與那覇朝輝 「投票漏れなし」と認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

3番 大城常良議員、4番 屋良 清議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長 與那覇朝輝 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票0票。有効投票のうち、宮城重夫議員10票、新垣善功議員3票、新垣徳正議員1票、白票2票となっております。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、宮城重夫議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場を開く〕

議長 與那覇朝輝 ただいま副議長に当選さ

れました宮城重夫議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

それでは、副議長当選承諾及び就任の挨拶をお願いいたします。

〔副議長当選承諾及び挨拶〕

副議長 宮城重夫 おはようございます。このたびの中城村副議長選挙におきまして、皆様方の御支持を受け副議長に当選させていただき、まことにありがとうございます。

副議長の使命として議長を支え、そして議員と議長のパイプ役として頑張っていきたいと思っております。あと、白票の2票の重みをしっかりと受けとめて、今後の議会活動に生かしていきたい

と思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 追加日程第4 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項及び第2項の規定により、お手元に配りました議席表のとおり指定します。議席の入れかえを行ってください。

しばらく休憩いたします。

休憩(10時51分)

~~~~~

再開(11時16分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

追加日程第5 選任第1号 常任委員会の委員の選任を議題といたします。

#### 選任第1号

#### 常任委員会の委員の選任

中城村議会委員会条例第7条第1項の規定により、次の委員を選任するものとする。

総務常任委員会	6人
建設常任委員会	5人
文教社会常任委員会	5人

平成26年9月29日

中城村議会

議長 與那覇朝輝

お諮りします。常任委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名選任したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、総務常任委員会の委員に5番 仲松正敏議員、6番 新垣貞則議員、8番 伊佐

則勝議員、12番 新垣博正議員、14番 新垣善功議員、16番 與那覇朝輝議員、以上6人。

建設常任委員会の委員に2番 外間博則議員、4番 屋良清議員、7番 金城章議員、13番 仲座勇議員、15番 宮城重夫議員。

文教社会常任委員会の委員に1番 石原昌雄議員、3番 大城常良議員、9番 新垣徳正議員、11番 新垣光栄議員、10番 安里ヨシ子議

員、以上5人。選任することに決定しました。  
しばらく休憩いたします。

休 憩（11時18分）

~~~~~

再 開（11時20分）

副議長 宮城重夫 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第6 同意第4号 議長の常任委員会の委員の辞任を議題といたします。

同意第4号

議長の常任委員会の委員の辞任

議長の職務を行う都合上、総務常任委員会の委員を辞任したいとの申し出がありましたので議会の同意を求めます。

平成26年9月29日

中城村議会

副議長 宮 城 重 夫

地方自治法117条の規定により、議長 與那覇朝輝議員の退場を求めます。

〔議長 與那覇朝輝議員の退場〕

副議長 宮城重夫 與那覇朝輝議員より、職責上の理由により常任委員会の委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。本件は申し出のとおり、議長の常任委員会委員の辞任を許可することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

副議長 宮城重夫 「異議なし」と認めます。したがって、議長の常任委員会の委員の辞任を許可することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

休 憩（11時23分）

~~~~~

再 開（11時23分）

〔議長 與那覇朝輝議員の入場〕

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

これより委員会条例第8条第1項の規定によ

り、委員長の互選を行いたいと思います。

各常任委員会の場所は、議長が定めました各常任委員会室と定めます。

しばらく休憩いたします。

休 憩（11時23分）

~~~~~

再 開（11時35分）

議長 與那覇朝輝 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから諸般の報告を行います。

各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告を行います。

総務常任委員会委員長に新垣博正議員、副委員長に伊佐則勝議員。建設常任委員会委員長に金城 章議員、副委員長に仲座 勇議員。文教社会常任委員会委員長に新垣徳正議員、副委員長に新垣光栄議員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

休憩（11時36分）

~~~~~

再開（11時37分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

追加日程第7 選任第2号 議会運営委員会の委員の選任を行います。

選任第2号

議会運営委員会の委員の選任

中城村議会委員会条例第4条の2第1項の規定により、次の委員を選任するものとする。

議会運営委員会 7人

平成26年9月29日

中城村議会

議長 與那覇 朝 輝

お諮りします。議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長が指名選任したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議会運営委員会委員に15番 宮城重夫議員、12番 新垣博正議員、7番 金城章議員、9番 新垣徳正議員、14番 新垣善功議員、2番 外間博則議員、10番 安里ヨシ子議員、以上7名を選任することに決定しました。

次に委員会条例第8条第1項の規定により、委員長の互選を行いたいと思います。

しばらく休憩いたします。

休憩（11時39分）

~~~~~

再開（11時44分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

諸般の報告を行います。

議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告を行います。

議会運営委員会委員長に宮城重夫議員、副委員長に安里ヨシ子議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

追加日程第8 決議第6号 議会だより編集特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

提出者、6番 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員

決議第6号

中城村議会「議会だより編集特別委員会」の設置について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成26年9月29日

中城村議会議長 與那覇 朝 輝 殿

提出者

中城村議会議員 新 垣 貞 則

賛成者

中城村議会議員 仲 松 正 敏

### 議会だより編集特別委員会の設置に関する決議（案）

次のとおり、議会だより編集特別委員会を設置するものとする。

#### 記

- 1、名 称 議会だより編集特別委員会
- 2、設置の根拠 地方自治法第109条第1項及び中城村議会委員会条例第5条
- 3、目 的 議会広報の編集及び発行に関する調査
- 4、委員の定数 7人以内
- 5、調査期限 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。

#### （提案理由）

議会広報は議会の活動経過と結果等を広く村民に報告し、議会に対する理解と協力を得るための重要な役割を担っている。この議会広報の充実強化を図るため議会だより編集特別委員会を設置する。

議長 與那覇朝輝 休憩いたします。

休 憩（11時56分）

~~~~~

再 開（11時56分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第6号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第6号は委員会付託を省略します。



これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから決議第6号 議会だより編集特別委員会設置に関する決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、決議第6号 議会だより編集特別委員会設置に関する決議は原案のとおり決定されました。

追加日程第9 議会だより編集特別委員会の委員の選任を議題といたします。

議会だより編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名選任したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議会だより特別編集委員会の委員に1番 石原昌雄議員、2番 外間博則議員、3番 大城常良議員、4番 屋良 清議員、5番 仲松正敏議員、6番 新垣貞則議員、8番

伊佐則勝議員、以上7人を選任することに決定しました。

次に委員会条例第8条第1項の規定により、委員長の互選を行いたいと思います。

休憩いたします。

休憩(11時59分)

~~~~~

再開(12時05分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

これから諸般の報告を行います。

議会だより特別編集委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告を行います。

議会だより特別編集委員会委員長に伊佐則勝議員、副委員長に石原昌雄議員。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

休憩いたします。

休憩(12時06分)

~~~~~

再開(12時06分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

追加日程第10 選挙第4号 中城北中城消防組合議会議員の選挙を議題とします。

#### 選挙第4号

#### 中城北中城消防組合議会の議員選挙

本村議会選出の中城北中城消防組合議会議員の任期満了に伴い、当該組合議会の議員を次により選挙してもらいたいとの旨、村長から通知があったので、当該組合同規約第5条第3項の規定により選挙を行うものとする。

選挙すべき数

3人

平成26年 9月29日  
中城村議会  
議長 與那覇 朝 輝

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名したいと思えますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

中城北中城消防組合議会議員に7番 金城章議員、5番 仲松正敏議員、6番 新垣貞則議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した7番 金城章議員、5番 仲松正敏議員、6番 新垣貞則議員が中城北中城消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、7番 金城章議員、5番 仲松正敏議員、6番 新垣貞則議員が中城北中城消防組合議会議員に当選されました。

ただいま中城北中城消防組合議会議員に当選されました7番 金城章議員、5番 仲松正敏議員、6番 新垣貞則議員が議場にいます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第11 選挙第5号 中城村北中城村清掃事務組合議会の議員選挙を議題とします。

#### 選挙第5号

#### 中城村北中城村清掃事務組合議会の議員選挙

本村議会選出の中城村北中城村清掃事務組合議会議員の任期満了に伴い、当該組合議会の議員を次により選挙してもらいたいとの旨、村長から通知があったので、当該組合規約第6条第1項の規定により選挙を行うものとする。

選挙すべき数 3人

平成26年 9月29日  
中城村議会  
議長 與那覇 朝 輝

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名したいと思えますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

中城村北中城村清掃事務組合議会議員に、16番 與那覇朝輝議員と12番 新垣博正議員、13番 仲座 勇議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した16番 與那覇朝輝議員、12番 新垣博正議員、13番 仲座 勇議員が中城村北中城村清掃事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、16番 與那覇朝輝議員、12番 新垣博正議員、13番 仲座 勇議員が中城村北中城村清掃事務組合議会議員に当選されました。

ただいま中城村北中城村清掃事務組合議会議員に当選されました16番 與那覇朝輝議員、12番 新垣博正議員、13番 仲座 勇議員が議場にいます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を行います。

追加日程第12 選挙第6号 東部清掃施設組合議会議員の選挙を議題とします。

#### 選挙第6号

#### 東部清掃施設組合議会の議員選挙

本村議会選出の東部清掃施設組合議会議員の任期満了に伴い、当該組合議会の議員を次により選挙してもらいたいとの旨、村長から通知があったので、当該組合同約第6条第1項の規定により選挙を行うものとする。

選挙すべき数 1人

平成26年9月29日

中城村議会

議長 與那覇 朝 輝

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名したいと思えますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議長が指名することに決定しました。

東部清掃施設組合議会議員に、8番 伊佐則勝議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した8番伊佐則勝議員が東部清掃施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、8番 伊佐則勝議員が東部清掃施設組合議会議員に当選されました。

ただいま東部清掃施設組合議会議員に当選されました8番 伊佐則勝議員が議場にいます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を行います。

追加日程第13 選挙第7号 沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙を議題とします。

#### 選挙第7号

#### 沖縄県介護保険広域連合議会の議員選挙

本村議会選出の沖縄県介護保険広域連合議会議員の任期満了に伴い、当該連合議会の議員を次により選挙してもらいたいとの旨、沖縄県介護保険広域連合長から通知があったので、当該連合規約第8条第1項及び第2項の規定により選挙を行うものとする。

選挙すべき数 1人

平成26年9月29日

中城村議会

議長 與那覇 朝 輝

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名したいと思えますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議長が指名することに決定しまし

た。

沖縄県介護保険広域連合議会議員に9番 新垣徳正議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した9番新垣徳正議員が沖縄県介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、9番 新垣徳正議員が沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

ただいま沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選されました9番 新垣徳正議員が議場に

ます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を行います。

追加日程第14 推薦第1号 中城村農業委員会委員の推薦を議題とします。

推薦第1号

中城村農業委員会委員の推薦につて

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号及び、中城村農業委員会定数条例第2条の規定による議会推薦の農業委員として次の者を推薦する。

住 所	氏 名
中城村字当間435番地 3	新 垣 善 功

平成26年 9 月29日

中城村議会

議長 與那覇 朝 輝

お諮りします。農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号及び中城村農業委員会定数条例第2条における農業委員として、推薦第1号のとおり推薦してよろしいでしょうか。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議会推薦の農業委員会委員に中城村字当間435番地3、新垣善功議員を推薦することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 ( 1 2 時 3 2 分 )

## 平成26年第6回中城村議会定例会（第2日目）

招 集 年 月 日	平成26年 9月29日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成26年 9月30日 （午前10時00分）		
	散 会	平成26年 9月30日 （午後 0 時02分）		
応 招 議 員  （ 出 席 議 員 ）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	石 原 昌 雄	9 番	新 垣 徳 正
	2 番	外 間 博 則	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	大 城 常 良	11 番	新 垣 光 栄
	4 番	屋 良 清	12 番	新 垣 博 正
	5 番	仲 松 正 敏	13 番	仲 座 勇
	6 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	7 番	金 城 章	15 番	宮 城 重 夫
	8 番	伊 佐 則 勝	16 番	與那覇 朝 輝
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	1 番	石 原 昌 雄	2 番	外 間 博 則
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	仲 村 盛 和
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	教 育 総 務 課 長	名 幸 孝
	税 務 課 長	稲 嶺 盛 昌	生 涯 学 習 課 長	新 垣 一 弘
	福 祉 課 長	仲 松 範 三	教 育 総 務 課 主 幹	伊 波 正 明
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

## 議 事 日 程 第 2 号

日 程	件 名
第 1	諸般の報告
第 2	行政報告
第 3	議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第 4	議案第36号 中城村北中城村清掃事務組合理約の変更について
第 5	議案第37号 中城村北中城村清掃事務組合の共同処理する事務中、し尿処理場の設置並びに管理に関する事務の廃止に伴う財産処分について
第 6	議案第38号 東部清掃施設組合理約の変更について
第 7	議案第39号 平成26年度中城村一般会計補正予算（第2号）
第 8	議案第40号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第 9	議案第41号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第 10	議案第42号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
第 11	議案第43号 平成26年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）
第 12	議案第44号 平成26年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）
第 13	同意第3号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について
第 14	報告第4号 平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について
第 15	報告第5号 平成25年度決算に係る健全化判断比率について
第 16	報告第6号 平成25年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計）
第 17	報告第7号 平成25年度決算に係る資金不足比率について（中城村公共下水道事業特別会計）
第 18	報告第8号 平成25年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）

議長 與那覇朝輝 おはようございます。ただいまより本日の会議を開きます。

( 10時00分)

日程第1 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

平成26年6月9日より、平成26年9月29日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、平成26年6月、7月、8月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。又、7月7日から8月1日までの間実施された平成25年度の決算審査の意見書を9月19日に村長に提出しております。

2 一部事務組合議会及び介護保険広域連合議会・後期高齢者医療広域連合議会・東部清掃施設組合議会報告について

一部事務組合議員及び介護保険広域連合議員・後期高齢者医療広域連合議員・東部清掃施設組合議員より、組合議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

3 陳情、要請、意見書等の処理について

期間中に受理した陳情・要請・意見書等については12件受理し、9月29日の議会運営委員会で協議した結果、『手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書』と『「生活保護基準引き下げ」中止を政府に強く求めると共に、「附帯決議」の内容を周知徹底し、申請権・受給権を保障し、申請拒否、就労強要、扶養強要などの「人権侵害」は行わないことを求める陳情書』は総務常任委員会へ付託し、『地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)』と『県産品の優先使用について(要請)』及び『公共工事発注に際し

ての事業用自動車(緑ナンバー)使用に関する陳情』は、建設常任委員会へ付託します。また、『軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情』と『「義務教育費国庫負担」堅持及び2分の1復元を求める陳情』と『「30名以下学級」早期完全実現に関する陳情』は、文教社会常任委員会に付託します。

残り4件の陳情等については資料配布にとどめる考えであります。

4 沖縄県町村議会議長会関係について

8月4日(月)沖縄県町村議会議長会主催の正副議長・正副委員長研修会が、北谷ニライセンターで開催されております。

9月22日(月)沖縄県町村議会議長会の定例役員会が自治会館で開催され、議長が出席しております。

5 中部町村議会議長会関係について

7月14日(月)、15日(火)中部町村議会議長会主催による県内行政視察研修(北部地区)が開催され、議長、事務局長が参加しております。

6 その他

6月14日(日)沖縄県植樹祭が宜野湾市で開催され、議長が出席しております。

6月20日(金)護佐丸歴史資料図書館安全祈願祭が開催され、議長他議員が参加しております。

6月20日(金)徳島ヴォルティスサッカーキャンプ歓迎セレモニーが開催され、議長他議員が参加しております。

6月23日(月)平成26年度沖縄県全戦没者追悼式が平和祈念公園で開催され、議長が出席しております。

6月27日(金)第45回中城村老人クラブ大会並びに第42回レクリエーション大会が吉の浦会館で開催され、議長が出席しております。



6月7日(日)「西原町大型MACE施設  
マリントウン地区誘致住民大会」が西原町  
で開催され、議長が参加しております。

7月1日(火)中城村商工会からの地元産  
品奨励及び地元企業優先使用要請に議長が  
出席しております。

7月2日(水)第64回「社会を明るくする  
運動」法務大臣メッセージ伝達式が開催さ  
れ、議長が出席しております。

7月7日(月)県産品優先使用について訪  
問要請があり、議長が出席しております。

7月7日(月)第15回「少年の主張大会」  
が吉の浦会館で開催され議長が出席して  
おります。

7月7日(月)「宜野湾地区安全なまちづ  
くり推進協議会」が宜野湾市で開催され、  
副議長が出席しております。

7月12日(土)中城村「青少年の深夜はい  
かい防止村民大会」が吉の浦会館で開催さ  
れ、議長が激励の挨拶を述べております。

7月22日(火)中部広域市町村圏事務組合  
臨時会が沖縄市で開催され、議長が出席し  
ております。

7月24日(木)第4回中城村議会臨時会が  
開催されております。

8月18日(月)第5回中城村議会臨時会が  
開催されております。

8月23日(土)南上原まつりが開催され、  
議長が出席しております。

8月30日(土)沖縄県農協中城支店事業報  
告会が吉の浦会館で開催され、議長が祝辞  
を述べております。

9月2日(火)クラブハウス施設整備工事  
安全祈願祭が開催され、議長が出席して  
おります。

9月11日(木)海外移住者子弟研修生歓迎  
会が開催され、副議長が乾杯の音頭をとっ  
ております。

9月29日(月)改選後の初議会が開催され  
ております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 おはようございます。改め  
まして新議員の皆様、当選おめでとございま  
す。ぜひまたこれからも村政発展にともに尽く  
せますよう、よろしく願いいたします。

それでは行政報告を、まず1枚のみの行政報  
告をさせていただきます。6月から8月までの  
行政報告でございます。抜粋して御報告申し上  
げます。

まず6月です。6月1日、土砂災害・全国統  
一防災訓練が村内奥間地区でありました。参加  
をしております。

6月は6月20日、金曜日、徳島ヴォルティス  
の、これはJ1のJリーグのチームですけれど  
も、歓迎セレモニーがごさまる陸上競技場であ  
りました。参加をしております。

6月23日、これは平成26年度の沖縄全戦没者  
追悼式が平和祈念公園であり、参加をしてお  
ります。

7月に入りまして、7月16日、沖縄県町村行  
政視察研修、これは総会を兼ねてのものでござ  
いますが、伊是名、伊平屋島で行っております。

7月23日は旭市との交流会、同じく26日には  
福智町の歓迎会に参加をしております。

8月1日、防災・危機管理トップセミナーが  
自治会館でありまして、参加をしております。

8月4日、これは第3回子ども・子育て会議、  
県の子ども・子育て会議に町村会を代表いたし  
まして、私のほうで参加をさせていただいてお  
ります。

8月29日、消防団を中核とした地域防災力充  
実強化大会、これは東京での開催ですけれども、  
参加をしております。

以上、6月から8月までの行政報告ござい

ます。

続きまして、平成26年度主要施策の執行状況調査（第2・四半期分）のやつです。これを読み上げて御報告申し上げます。

ページを開いていただきまして、1ページのほうから、まず企画課のほうでございます。企画課、18節、これは事業名、契約年月日、契約方法、契約金額（落札率）、契約の相手方の順に読み上げて御報告申し上げます。

18節、中城村コミュニティバス購入事業、平成26年7月25日、指名競争入札、3,866万4,000円（87.5%）、沖縄日野自動車株式会社。19節、コミュニティ助成事業、平成26年7月4日、補助金、250万円、南上原自治会。19節、自治会活動活性化補助事業、平成26年8月4日、補助金、200万円、南浜自治会、伊舎堂自治会、久場自治会、登又自治会。

2ページのほうで税務課でございます。13節、地方税電子申告支援サービス次期e L T A Xシステム更改作業に係る業務委託、平成26年6月9日、随意契約、51万8,400円、株式会社TKC。

ページをめくっていただきまして、続いて農林水産課。13節、団体営ため池等整備事業久場地区計画変更業務、平成26年7月1日、随意契約、178万2,000円（97.3%）、沖縄県土地改良事業団体連合会。13節、中城地区農道測量設計委託業務、平成26年7月31日、指名競争入札、1,836万円（97.6%）、株式会社沖橋エンジニアリング。15節、久場地区土砂崩壊防止工事（25-2）、平成26年8月29日、指名競争入札、3,715万3,080円（94%）、株式会社新栄組。

続いて都市建設課。13節、村道久場前浜原線修正設計業務、平成26年7月15日、指名競争入札、1,155万6,000円（96.2%）、株式会社双葉測量設計。同じく13節、平成26年度調査業務（その3）、平成26年6月24日、随意契約、718万2,000円（89.9%）、株式会社与那嶺測量設計。

同じく13節、平成26年度調査業務（その4）、平成26年1月1日、随意契約、496万8,000円（89.8%）、株式会社与那嶺測量設計。15節、登又地内集落排水路整備工事、平成26年7月1日、指名競争入札、885万6,000円（79.6%）、有限会社オキナワ商事。15節、南上原築造工事（26-1工区）、平成26年6月2日、指名競争入札、3,737万9,880円（93.8%）、株式会社全沖産業。

同じく都市建設課。15節、南上原築造工事（26-2工区）、平成26年7月9日、指名競争入札、1,851万1,200円（94.6%）、ミナミ建設株式会社。15節、南上原築造工事（26-3工区）、平成26年8月21日、指名競争入札、4,487万8,320円（93.8%）、株式会社五城。22節、物件移転補償、これは平成26年6月5日から8月13日にかけての6件でございます。随意契約、総額で9,097万600円、南上原地内。

続いて上下水道課。13節、南上原地内公共下水道調査測量設計委託業務（その1）、平成26年6月18日、指名競争入札、1,328万4,000円（97.6%）、株式会社双葉測量設計。同じく13節、南上原地内公共下水道調査測量設計委託業務（その2）、平成26年7月9日、指名競争入札、1,188万円（97.2%）、アート技研株式会社。15節、屋宜地内配水管布設工事（26-1工区）、平成26年7月7日、指名競争入札、2,810万1,600円（94.3%）、仲真設備工業。15節、南上原地内公共下水道工事（26-2）、平成26年6月2日、指名競争入札、3,217万2,120円（94%）、有限会社仲建設工業。15節、南上原地内公共下水道工事（26-3）、平成26年6月18日、指名競争入札、3,489万3,612円（93.8%）、株式会社翔和建设。15節、南上原地内公共下水道工事（26-4）、平成26年7月9日、指名競争入札、3,190万7,520円（94.4%）、株式会社島袋開発。

教育総務課でございます。13節、中城中学校

備品（情報機器）購入業務、平成26年6月3日、指名競争入札、1,780万9,200円（97.6%）、株式会社オキジム。15節、中城小学校バックネット設置工事、平成26年7月15日、随意契約、129万6,000円（100%）、株式会社沖永開発。13節、ごさまる学力パワーアップ事業委託業務、平成26年7月2日、随意契約、1,000万円（100%）、一般社団法人教育振興会。13節、小学校社会科副読本作成委託業務、平成26年8月1日、随意契約、338万9,364円（100%）、合資会社沖縄時事出版。

生涯学習課。13節、中学生・高校生海外短期留学派遣事業委託業務、平成26年4月1日、随意契約、82万円、株式会社ドットソリューションズ。13節、吉の浦会館空調整備工事設計委託業務、平成26年4月18日、随意契約、99万9,000円、合同会社新里建築設計事務所。13節、「ハンタ道及び周辺文化財」保全整備活用基本計画作成委託業務、平成26年5月21日、指名競争入札、427万6,800円（95%）、有限会社MUI景画。13節、中城城跡出土金属製品保存処理業務、平成26年7月18日、随意契約、281万4,480円（93%）、株式会社文化財サービス。13節、中城城跡遺構測量業務、平成26年8月11日、指名競争入札、388万8,000円（92.8%）、株式会社琉球サーベイ。

同じく生涯学習課。13節、中城城跡整備工事設計委託業務、平成26年8月8日、指名競争入札、365万400円（96.5%）、株式会社真南風。13節、中城村内空撮業務、平成26年7月14日、随意契約、86万4,000円（96.8%）、ブルースカイ。13節、護佐丸歴史資料図書館新築工事工事監理業務委託、平成26年6月23日、随意契約、3,590万8,040円（99.5%）、アサト建築設計事務所・株式会社総合計画設計共同事業体。同じく13節、護佐丸歴史資料図書館新築工事磁気探査委託業務、平成26年6月2日、指名競争入札、669万6,000円（96.8%）、株式会社沖縄探査開

発。15節、護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築工事）平成26年6月2日、指名競争入札、7億726万5,000円（93.3%）、株式会社東江建設・有限会社築良建設特定建設工事共同企業体。

15節、護佐丸歴史資料図書館新築工事（杭工事）平成26年6月2日、指名競争入札、5,730万2,640円（94.2%）、金城重機株式会社。15節、護佐丸歴史資料図書館新築工事（電気設備工事）平成26年6月2日、指名競争入札、1億5,141万6,000円（94%）、株式会社津城電気工事・東洋電機工事株式会社特定建設工事共同企業体。15節、護佐丸歴史資料図書館新築工事（機械設備工事）平成26年6月2日、指名競争入札、1億597万7,160円（94%）、大成設備工業株式会社・有限会社涼熱空調特定建設工事共同企業体。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 続いて教育行政報告を行います。

教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。議員の皆さん、当選おめでとうでございます。

教育行政報告を行います。平成26年6月から平成26年8月までの報告です。

6月2日、中城村青少年育成村民会議総会に参加いたしました。議案の審議、事業計画、予算等、役員を選出後、功労者表彰がありました。

6月17日、村指定文化財指定書の交付を、津覇、奥間自治会長に行いました。有形民俗文化財津覇のテラ、それと沖縄戦遺跡161.8高地陣地跡です。

6月20日、定例教育委員会会議、中学生・高校生海外短期留学派遣事業、中学生6名、高校生3名を派遣いたしております。及び教育委員会の事務の管理及び執行状況にかかる平成25年度事業の点検評価報告書について会議を行いました。

7月7日、中学生・高校生海外短期留学出発

式が那覇空港でありまして、教育長が参加しております。

7月12日、青少年の深夜はいかい防止村民大会に参加。

7月15日、平成27年度以降使用の小学校教科用図書中頭採択地区連絡協議会に参加。関係市町村教育委員会において採択決議の報告を受け、中頭採択地区として統一された教科用図書を使用することが決議されました。

7月18日、定例教育委員会会議。中城村立小中学校学校評議員の選任及び平成25年度事業の点検評価報告書について会議を行いました。

7月23日、千葉県旭市・中城村児童交流事業歓迎会がありました。旭市の児童20名、本村の児童18名が参加しております。

7月26日、福岡県福智町・中城村交流会歓迎会がありました。福智町の児童22名、民泊受け入れ先児童8名が参加しております。

8月2日、ESL、ESLというのは第二言語としての英語という意味だそうです。キャンプ派遣事業開校式が宜野座村でありました。小学生4名、中学生4名が参加しております。

8月15日、学識経験者評価報告会議。学識経験者による点検評価報告書平成25年度事業会議を行いました。

8月28日、定例教育委員会会議。平成27年度以降、主要小学校教科用図書の採択決議について報告する、及び点検評価報告書平成25年度会議を行いました。

以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で行政報告を終わります。

日程第3 議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第35号

#### 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年9月29日 提出

中城村長 浜田京介

提 案 理 由

嘱託員の報酬について、中城村嘱託職員設置規程において委嘱、勤務条件その他の身分等と併せて定めるため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要がある。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表1（第2条関係）			別表1（第2条関係）		
職名	報酬の額	旅費の額（県内）	職名	報酬の額	旅費の額（県内）
（略）			（略）		
中城村予防接種健康被害調査委員	日額 10,000円		外国語指導助手	月額 315,000円以内	
中城村女性問題懇話会委員	日額 4,000円		中城村予防接種健康被害調査委員	日額 10,000円	
選挙立会人	日額 8,800円		国民健康保険税嘱託徴収員	月額 135,000円以内	
護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会委員	日額 4,000円		村税滞納整理嘱託員	月額 170,000円以内	
嘱託員及びこれらに準ずるものでこの表の区分欄に掲げられていないもの	規程で定める額		診療報酬明細書点検業務嘱託員	月額 180,000円以内	
			中城村女性問題懇話会委員	日額 4,000円	
			国民健康保険税嘱託訪問指導員	月額 200,000円	
			（略）		
			選挙立会人	日額 8,800円	
			建築技術業務嘱託員	月額 303,000円	
			文化財調査嘱託員	月額 200,000円	
			（略）		
			護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会委員	日額 4,000円	
			保健師業務嘱託員	月額 210,000円以内	
			看護師業務嘱託員	月額 200,000円以内	
			介護支援専門員業務嘱託員	月額 200,000円以内	
			社会福祉士業務嘱託員	月額 200,000円以内	
			精神保健福祉士業務嘱託員	月額 200,000円以内	
			認定心理士業務嘱託員	月額 200,000円以内	
			児童福祉司業務嘱託員	月額 160,000円以内	
			栄養士業務嘱託員	月額 200,000円以内	
			図書館司書業務嘱託員	月額 180,000円以内	

	学芸員業務嘱託員	月額 180,000円 以内
	農業指導業務嘱託員	月額 200,000円 以内

附則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

日程第4 議案第36号 中城村北中城村清掃  
事務組合理約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第36号 中城村北中城  
村清掃事務組合理約の変更について御提案申し  
上げます。

議案第36号

中城村北中城村清掃事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、中城村北中城村清掃事務組  
合理約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を  
求める。

平成26年9月29日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

現在、中城村北中城村清掃事務組合理約第3条の規定に基づき、し尿処理場に関する事務につ  
いて、当清掃組合を構成する（中城村、北中城村）において共同処理を行っている状況にある。

昭和52年竣工当時より37年余を経過した現し尿処理場の老朽化に伴い、東部清掃施設組合が管  
理運営する「汚泥再生処理センター」への統合を決定した。

この決定により、平成27年1月1日より東部清掃施設組合でし尿処理場の事務を行うことにな  
った。

また、し尿処理場は既設の解体工事完了後は、地権者へ返還する事になる為、当清掃事務組合  
の事務所を「ごみ処理場」へ移転する必要がある。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により組合の規約を変更す  
る必要がある。

中城村北中城村清掃事務組合規約の一部を改正する規約

中城村北中城村清掃組合規約（昭和51年11月1日許可）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、ごみ処理場の設置並びに管理に関する事務を共同処理する。</p> <p>（事務所の位置）</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>中城村字伊舎堂787番地</u>に置く。</p>	<p>（共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、ごみ処理場、<u>し尿処理場の設置</u>並びに管理に関する事務を共同処理する。</p> <p>（事務所の位置）</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>北中城村字美崎209番地</u>に置く。</p>

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成27年1月1日から施行する。

（し尿処理施設解体工事等に関する経過措置）

2 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間は、し尿処理施設解体工事等に関する事務を共同処理する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第37号 中城村北中城村清掃事務組合の共同処理する事務中、し尿処理場の設置並びに管理に関する事務の廃止に伴う財産処分についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第37号 中城村北中城村清掃事務組合の共同処理する事務中、し尿処理場の設置並びに管理に関する事務の廃止に伴う財産処分について御提案申し上げます。

議案第37号

中城村北中城村清掃事務組合の共同処理する事務中、し尿処理場の設置並びに管理に関する事務の廃止に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、中城村北中城村清掃事務組合の共同処理する事務中、し尿処理場の設置並びに管理に関する事務の廃止に伴う財産処分をすることについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成26年9月29日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提案理由

中城村北中城村清掃事務組合同規約第3条の規定に基づき処理を行っているし尿処理場の設置並びに管理に関する事務を平成27年1月1日から東部清掃施設組合が管理運営する「汚泥再生処理センター」へ事務移管することにより既存施設の財産処分が生じたため、地方自治法第289条の規定に基づき構成村の協議が必要となった。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第38号 東部清掃施設組合同規約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第38号 東部清掃施設組合同規約の変更について御提案申し上げます。

議案第38号

東部清掃施設組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、東部清掃施設組合同規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成26年9月29日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

東部清掃施設組合（以下、「東部清掃」という。）においては、管理運営する既存のし尿処理施設（以下、「既存施設」という。）の老朽化を踏まえ、新たに汚泥再生処理センターの建設を進めてきた。汚泥再生処理センターが平成26年12月に完成、平成27年1月1日から供用開始される予定であり、既存施設は廃止・解体することになるため、東部清掃において共同処理する事務の表記を改める必要がある。

また、東部清掃において、し尿処理に係る事務を共同で処理してきた南城市（旧佐敷町地区）については、汚泥再生処理センターの整備終了と供用開始に合わせて、あらたに島尻消防、清掃組合において処理する予定となっているため、東部清掃で共同処理する事務に係る加入市町村の表記を改める必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき規約を変更する必要がある。

よって、東部清掃の規約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定に基づき本案を提案する。



東部清掃施設組合同規約の一部を改正する規約

東部清掃施設組合同規約（昭和46年7月17日許可）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「し尿処理施設」を「汚泥再生処理センター」に改め、同項第3号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

事務名	加入市町村
第3条第1号に関する事務	与那原町 西原町 南城市 八重瀬町
第3条第2号に関する事務	与那原町 西原町 南風原町 中城村 北中城村

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成27年1月1日から施行する。

（し尿処理施設解体工事等に関する経過措置）

2 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間は、し尿処理施設解体工事等に関する事務を共同処理し、それに係る経費は次の割合とする。

与那原町 1 / 3 西原町 1 / 3 南城市 1 / 3

東部清掃施設組合同規約新旧対照表

改正後（新規約）	改正前（旧規約）
<p>第1章 総則 （組合の名称）</p> <p>第1条 この組合は、東部清掃施設組合（以下「組合」という。）という。 （組合を組織する地方公共団体）</p> <p>第2条 組合は、与那原町、西原町、南城市、南風原町、中城村、北中城村、八重瀬町（以下「組合市町村」という。）をもって組織する。 （組合の共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、別表に掲げる加入市町村の次の事務を共同処理する。</p>	<p>第1章 総則 （組合の名称）</p> <p>第1条 この組合は、東部清掃施設組合（以下「組合」という。）という。 （組合を組織する地方公共団体）</p> <p>第2条 組合は、与那原町、西原町、南城市、南風原町、中城村、北中城村、八重瀬町（以下「組合市町村」という。）をもって組織する。 （組合の共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、別表に掲げる加入市町村の次の事務を共同処理する。</p>

<p>ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務（南城市、八重瀬町にあっては可燃ごみ焼却処理及びこれに付帯する事務に限る。）</p> <p><u>汚泥再生処理センター</u>の設置及び管理運営に関する事務</p> <p>（組合事務所の位置）</p> <p>第4条 組合の事務所は、与那原町字板良敷1612番地に置く。</p> <p>第2章 組合の議会</p> <p>（組合議会の組織）</p> <p>第5条 組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員数は13人とし、各市町村の定数は、次のとおりとする。</p> <p>与那原町3人 西原町3人 南城市2人 南風原町1人 中城村1人 北中城村1人 八重瀬町2人</p> <p>（議員の選挙）</p> <p>第6条 組合議会の議員は、組合市町村の議会において議員の中から選挙する。</p> <p>2 組合議会議員の選挙を行う時は、管理者は、その旨を組合市町村の長に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の通知があった時は、組合市町村の長は、組合市町村の議会の長に対し、選挙を行うよう通知しなければならない。</p> <p>4 選挙が終わった時は、組合市町村の長は、ただちにその結果を管理者に通知しなければならない。</p> <p>（議員の補欠選挙）</p> <p>第7条 組合議会の議員に欠員が生じた時は、その組合議員の属している組合市町村は、ただちに補欠選挙を行わなければならない。</p> <p>2 前項の選挙については、前条の規定を準用する。</p>	<p>ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務（南城市、八重瀬町にあっては可燃ごみ焼却処理及びこれに付帯する事務に限る。）</p> <p><u>し尿処理施設</u>の設置及び管理運営に関する事務</p> <p><u>し尿等下水道放流施設</u>の設置及び管理運営に関する事務</p> <p>（組合事務所の位置）</p> <p>第4条 組合の事務所は、与那原町字板良敷1612番地に置く。</p> <p>第2章 組合の議会</p> <p>（組合議会の組織）</p> <p>第5条 組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員数は13人とし、各市町村の定数は、次のとおりとする。</p> <p>与那原町3人 西原町3人 南城市2人 南風原町1人 中城村1人 北中城村1人 八重瀬町2人</p> <p>（議員の選挙）</p> <p>第6条 組合議会の議員は、組合市町村の議会において議員の中から選挙する。</p> <p>2 組合議会議員の選挙を行う時は、管理者は、その旨を組合市町村の長に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の通知があった時は、組合市町村の長は、組合市町村の議会の長に対し、選挙を行うよう通知しなければならない。</p> <p>4 選挙が終わった時は、組合市町村の長は、ただちにその結果を管理者に通知しなければならない。</p> <p>（議員の補欠選挙）</p> <p>第7条 組合議会の議員に欠員が生じた時は、その組合議員の属している組合市町村は、ただちに補欠選挙を行わなければならない。</p> <p>2 前項の選挙については、前条の規定を準用する。</p>
---	---

<p>(議員の任期)</p> <p>第8条 組合議員の任期は、組合市町村の議会の議員としての任期による。</p> <p>(議長及び副議長の選出)</p> <p>第9条 組合議会は、組合議会議員の中から、議長及び副議長各1人を選出しなければならない。</p> <p>2 議長及び副議長の任期は、組合議会議員の任期による。</p> <p>(特別議決)</p> <p>第9条の2 組合議会の議決すべき事件のうち、組合市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に係る市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。</p> <p>第3章 組合の執行機関</p> <p>(管理者)</p> <p>第10条 組合に、管理者1人を置く。</p> <p>2 管理者は、組合市町村の長の互選により選任する。</p> <p>3 管理者の任期は、組合市町村の長としての任期による。</p> <p>(副管理者)</p> <p>第11条 組合に、副管理者6人を置く。</p> <p>2 副管理者は、管理者でない組合市町村の長をもって充てる。</p> <p>3 副管理者は、組合市町村の長としての任期による。</p> <p>(職務権限)</p> <p>第11条の2 管理者は、組合を代表し、並びに組合の事務を統括する。</p> <p>2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ管理者が指定した順位により、管理者の職務を代理する。</p> <p>(会計管理者)</p>	<p>(議員の任期)</p> <p>第8条 組合議員の任期は、組合市町村の議会の議員としての任期による。</p> <p>(議長及び副議長の選出)</p> <p>第9条 組合議会は、組合議会議員の中から、議長及び副議長各1人を選出しなければならない。</p> <p>2 議長及び副議長の任期は、組合議会議員の任期による。</p> <p>(特別議決)</p> <p>第9条の2 組合議会の議決すべき事件のうち、組合市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に係る市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。</p> <p>第3章 組合の執行機関</p> <p>(管理者)</p> <p>第10条 組合に、管理者1人を置く。</p> <p>2 管理者は、組合市町村の長の互選により選任する。</p> <p>3 管理者の任期は、組合市町村の長としての任期による。</p> <p>(副管理者)</p> <p>第11条 組合に、副管理者6人を置く。</p> <p>2 副管理者は、管理者でない組合市町村の長をもって充てる。</p> <p>3 副管理者は、組合市町村の長としての任期による。</p> <p>(職務権限)</p> <p>第11条の2 管理者は、組合を代表し、並びに組合の事務を統括する。</p> <p>2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ管理者が指定した順位により、管理者の職務を代理する。</p> <p>(会計管理者)</p>
---	---

第11条の3 組合に、会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、管理者の属する組合市町村の会計管理者をもって充てる。

3 会計管理者は、組合の出納その他の会計をつかさどる。

(監査委員)

第12条 組合に、監査委員2人を置く。ただし、条例でその定数を増加させることができる。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て組合議員及び識見を有する者のうちから選任する。この場合において、組合議員から選任する監査委員の数は1人とする。

3 監査委員の任期は4年とする。ただし、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の任期による。

(職員)

第13条 第10条第1項及び第11条第1項に定める者を除くほか、組合に職員を置き、管理者が任免する。

2 前項の職員の定数は、条例で定める。

#### 第4章 組合経費の支弁

(経費の支弁方法)

第14条 組合の経費は、組合財産から生ずる収入、補助金、寄附金、その他の収入をもってこれにあてるほか、次の区分により、組合市町村が負担する。

議会費に係る経費については、議員数割とし、総務費に係る経費については、事業費比例人口割とする。

建設費(起債償還を含む。)については、第3条の各号に掲げる加入市町村により均等割とする。

施設維持管理費等の経費については、排出量割とする。ただし、ごみ処理施設の維持管理費等の経費について、南城市及び八重瀬町が負担する経費は、可燃ごみ焼却処理及びこ

第11条の3 組合に、会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、管理者の属する組合市町村の会計管理者をもって充てる。

3 会計管理者は、組合の出納その他の会計をつかさどる。

(監査委員)

第12条 組合に、監査委員2人を置く。ただし、条例でその定数を増加させることができる。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て組合議員及び識見を有する者のうちから選任する。この場合において、組合議員から選任する監査委員の数は1人とする。

3 監査委員の任期は4年とする。ただし、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の任期による。

(職員)

第13条 第10条第1項及び第11条第1項に定める者を除くほか、組合に職員を置き、管理者が任免する。

2 前項の職員の定数は、条例で定める。

#### 第4章 組合経費の支弁

(経費の支弁方法)

第14条 組合の経費は、組合財産から生ずる収入、補助金、寄附金、その他の収入をもってこれにあてるほか、次の区分により、組合市町村が負担する。

議会費に係る経費については、議員数割とし、総務費に係る経費については、事業費比例人口割とする。

建設費(起債償還を含む。)については、第3条の各号に掲げる加入市町村により均等割とする。

施設維持管理費等の経費については、排出量割とする。ただし、ごみ処理施設の維持管理費等の経費について、南城市及び八重瀬町が負担する経費は、可燃ごみ焼却処理及びこ

<p>れに付帯する事務に限るものとする。</p> <p>第5章 雑則 (地方自治法の準用)</p> <p>第15条 この規約に定めのないものについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)中、市町村に関する規定を準用する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 <u>この規約は、平成27年1月1日から施行する。</u> (し尿処理施設解体工事等に関する経過措置)</p> <p>2 <u>平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間は、し尿処理施設解体工事等に関する事務を共同処理し、それに係る経費は次の割合とする。</u> 与那原町 1 / 3 西原町 1 / 3 南城市 1 / 3</p>	<p>れに付帯する事務に限るものとする。</p> <p>第5章 雑則 (地方自治法の準用)</p> <p>第15条 この規約に定めのないものについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)中、市町村に関する規定を準用する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。 (議員定数に関する経過措置)</p> <p>2 第5条の規定について、平成26年4月1日から平成26年9月27日までの間においては、議員数は21人とし、各市町村の定数は、次のとおりとする。 与那原町 3人 西原町 3人 南城市 3人 南風原町 3人 中城村 3人 北中城村 3人 八重瀬町 3人 (経費の支弁方法に関する経過措置)</p> <p>3 第14条の規定にかかわらず、し尿等下水道放流施設の建設期間中における経費の支弁方法は、次のとおりとする。 (1) 監査委員費に係る経費については、次の割合とする。 与那原町 1 / 7 西原町 1 / 7 南城市 1 / 7 南風原町 1 / 7 中城村 1 / 7 北中城村 1 / 7 八重瀬町 1 / 7 (2) 総務費(監査委員費を除く。)に係る経費については、次の割合とする。 均等割 28% 与那原町 1 / 6 西原町 1 / 6 南城市 1 / 6 南風原町 1 / 6 中城村 1 / 6 北中城村 1 / 6 人口割 72%</p>
---	---

与那原町、西原町、南城市、八重瀬町の  
前年9月末現在の人口比率配分により算  
定した額を負担する。

(3) し尿等下水道放流施設整備費に係る職員1  
人分及び臨時職員1人分の人件費につい  
ては、次の割合とする。

与那原町 1/5 西原町 1/5 南風原町  
1/5 中城村 1/5 北中城村 1/5

別表(第3条関係)

事務名	加入市町村
第3条第1号に関する事務	与那原町 西原町 南城市 八重瀬町
第3条第2号に関する事務	与那原町 西原町 南風原町 中城村 北中城村

別表(第3条関係)

事務名	加入市町村
第3条第1号に関する事務	与那原町 西原町 南城市 八重瀬町
第3条第2号に関する事務	与那原町 西原町 南城市(旧佐敷町地区)
第3条第3号に関する事務	与那原町 西原町 南風原町 中城村 北中城村

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

日程第7 議案第39号 平成26年度中城村一  
般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第39号 平成26年度中  
城村一般会計補正予算(第2号)について御提  
案申し上げます。

議案第39号

平成26年度中城村一般会計補正予算(第2号)

平成26年度中城村一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ519,722千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,277,266千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年9月29日提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		1,444,000	164,809	1,608,809
	1 地方交付税	1,444,000	164,809	1,608,809
13 使用料及び手数料		111,911	5,884	117,795
	1 使用料	81,163	5,884	87,047
14 国庫支出金		1,019,685	13,183	1,032,868
	2 国庫補助金	420,874	13,183	434,057
15 県支出金		1,489,733	245,776	1,735,509
	2 県補助金	1,165,938	245,776	1,411,714
19 繰越金		30,000	79,892	109,892
	1 繰越金	30,000	79,892	109,892
20 諸収入		79,096	530	79,626
	4 雑入	74,204	530	74,734
21 村債		423,233	9,648	432,881
	1 村債	423,233	9,648	432,881
歳入合計		6,757,544	519,722	7,277,266

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		107,961	30	107,991
	1 議会費	107,961	30	107,991

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		745,402	225,622	971,024
	1 総務管理費	604,238	223,935	828,173
	2 徴税費	85,325	594	85,919
	3 戸籍住民基本台帳費	37,193	1,057	38,250
	4 選挙費	15,152	36	15,188
3 民生費		2,001,322	268,564	2,269,886
	1 社会福祉費	1,054,011	802	1,054,813
	2 児童福祉費	947,311	267,762	1,215,073
4 衛生費		739,154	2,845	741,999
	1 保健衛生費	365,640	2,760	368,400
	2 清掃費	373,514	85	373,599
6 農林水産業費		223,143	9,862	233,005
	1 農業費	211,362	9,449	220,811
	3 水産業費	10,386	413	10,799
7 商工費		80,221	1,357	81,578
	1 商工費	80,221	1,357	81,578
8 土木費		510,216	9,834	520,050
	1 土木管理費	14,797	718	14,079
	2 道路橋梁費	281,742	13,972	295,714
	3 河川費	4,875	3,149	8,024
	4 都市計画費	93,846	1,974	91,872
	5 下水道費	114,956	4,595	110,361
10 教育費		1,527,292	1,608	1,528,900
	1 教育総務費	116,648	1,558	115,090
	2 小学校費	128,661	5,265	133,926
	3 中学校費	58,925	234	59,159
	4 幼稚園費	46,389	173	46,562
	5 社会教育費	910,425	4,207	906,218
	6 保健体育費	266,244	1,701	267,945
歳 出 合 計		6,757,544	519,722	7,277,266



第2表 地方債の補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 229,233	証書借入  又は 証券発行	年5%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えることができる。	千円 237,981	同じ	同じ	同じ
社会教育施設整備事業債	177,300				178,200			

ページを開いていただきまして、1ページのほうから読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、10款地方交付税、1項地方交付税、補正前の額14億4,400万円、補正額1億6,480万9,000円、合計で16億880万9,000円。

13款使用料及び手数料、1項使用料、補正前の額8,116万3,000円、補正額588万4,000円、合計で8,704万7,000円。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、補正前の額4億2,087万4,000円、補正額1,318万3,000円、合計で4億3,405万7,000円。

15款県支出金、2項県補助金、補正前の額11億6,593万8,000円、補正額2億4,577万6,000円、合計で14億1,171万4,000円。

19款繰越金、1項繰越金、補正前の額3,000万円、補正額7,989万2,000円、合計で1億989万2,000円。

20款諸収入、4項雑入、補正前の額7,420万4,000円、補正額53万円、合計で7,473万4,000円。

21款村債、1項村債、補正前の額4億2,323万3,000円、補正額964万8,000円、合計で4億3,288万1,000円。

締めて歳入合計、補正前の額67億5,754万4,000円、補正額5億1,972万2,000円、合計で72億7,726万6,000円。

続いて歳出でございます。歳出、1款議会費、1項議会費、補正前の額1億796万1,000円、補正額3万円、合計で1億799万1,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額6億423万8,000円、補正額2億2,393万5,000円、合計で8億2,817万3,000円。2項徴税费、補正前の額8,532万5,000円、補正額59万4,000円、合計で8,591万9,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額3,719万3,000円、補正額105万7,000円、合計で3,825万円。4項選挙費、補正前の額1,515万2,000円、補正額3万6,000円、合計で1,518万8,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額10億5,401万1,000円、補正額80万2,000円、合計で10億5,481万3,000円。2項児童福祉費、補正

前の額 9 億 4,731 万 1,000 円、補正額 2 億 6,776 万 2,000 円、合計で 12 億 1,507 万 3,000 円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、補正前の額 3 億 6,564 万円、補正額 276 万円、合計で 3 億 6,840 万円。2 項清掃費、補正前の額 3 億 7,351 万 4,000 円、補正額 8 万 5,000 円、合計で 3 億 7,359 万 9,000 円。

6 款農林水産業費、1 項農業費、補正前の額 2 億 1,136 万 2,000 円、補正額 944 万 9,000 円、合計で 2 億 2,081 万 1,000 円。3 項水産業費、補正前の額 1,038 万 6,000 円、補正額 41 万 3,000 円、合計で 1,079 万 9,000 円。

7 款商工費、1 項商工費、補正前の額 8,022 万 1,000 円、補正額 135 万 7,000 円、合計で 8,157 万 8,000 円。

8 款土木費、1 項土木管理費、補正前の額 1,479 万 7,000 円、補正額 71 万 8,000 円の減額補正、合計で 1,407 万 9,000 円。2 項道路橋梁費、補正前の額 2 億 8,174 万 2,000 円、補正額 1,397 万 2,000 円、合計で 2 億 9,571 万 4,000 円。3 項河川費、補正前の額 487 万 5,000 円、補正額 314 万 9,000 円、合計で 802 万 4,000 円。4 項都市計画費、補正前の額 9,384 万 6,000 円、補正額 197 万 4,000 円の減額補正、合計で 9,187 万 2,000 円。5 項下水道費、補正前の額 1 億 1,495 万 6,000 円、補正額 459 万 5,000 円の減額補正、合計で 1 億 1,036 万 1,000 円。

10 款教育費、1 項教育総務費、補正前の額 1 億 1,664 万 8,000 円、補正額 155 万 8,000 円の減額補正、合計で 1 億 1,509 万円。同じく 2 項小学校費、補正前の額 1 億 2,866 万 1,000 円、補正額 526 万 5,000 円、合計で 1 億 3,392 万 6,000 円。3 項中学校費、補正前の額 5,892 万 5,000 円、補正額 23 万 4,000 円、合計で 5,915 万 9,000 円。4 項幼稚園費、補正前の額 4,638 万 9,000 円、補正額 17 万 3,000 円、合計で 4,656 万 2,000 円。5 項社会教育費、補正前の額 9 億 1,042 万 5,000 円、補正額 420 万 7,000 円の減額補正です。合計で 9 億

621 万 8,000 円。6 項保健体育費、補正前の額 2 億 6,624 万 4,000 円、補正額 170 万 1,000 円、合計で 2 億 6,794 万 5,000 円。

歳出合計、補正前の額 67 億 5,754 万 4,000 円、補正額 5 億 1,972 万 2,000 円、合計で 72 億 7,726 万 6,000 円。

続いて第 2 表地方債の補正。地方債の目的、補正前と補正後での比較でございます。まず起債の目的で、臨時財政対策債の補正前の限度額が 2 億 2,923 万 3,000 円から、補正後では 2 億 3,798 万 1,000 円に変わります。同じく起債の目的でもう 1 項目、社会教育施設整備事業債、補正前の限度額が 1 億 7,730 万円、限度額が 1 億 7,820 万円、それぞれ起債の方法、利率、償還の方法は、補正前も補正後も同じでございます。起債の方法、証書借入又は証券発行、利率、年 5 % 以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法。特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め 30 年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩いたします。

休 憩 ( 1 0 時 3 7 分 )

~~~~~

再 開 ( 1 1 時 0 0 分 )

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

日程第 8 議案第 40 号 平成 26 年度中城村国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは議案第40号 平成  
26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)について御提案申し上げます。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>議案第40号</p> <p>平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)</p> <p>平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,402千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,421,633千円とする。</p> <p>2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>平成26年9月29日 提出</p> <p style="text-align: right;">中城村長 浜田京介</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款          | 項          | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|------------|------------|-----------|--------|-----------|
| 5 療養給付費交付金 |            | 87,808    | 32,454 | 55,354    |
|            | 1 療養給付費交付金 | 87,808    | 32,454 | 55,354    |
| 11 繰越金     |            | 2         | 47,856 | 47,858    |
|            | 1 繰越金      | 2         | 47,856 | 47,858    |
| 歳入合計       |            | 2,406,231 | 15,402 | 2,421,633 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|---------|---------|-----------|-------|-----------|
| 1 総務費   |         | 40,887    | 1,979 | 38,908    |
|         | 1 総務管理費 | 32,052    | 2,497 | 29,555    |
|         | 2 徴税費   | 8,787     | 518   | 9,305     |
| 2 保険給付費 |         | 1,457,724 | 6,542 | 1,464,266 |
|         | 1 療養諸費  | 1,249,700 | 0     | 1,249,700 |
|         | 2 高額療養費 | 187,350   | 6,542 | 193,892   |

| 款           | 項            | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|-------------|--------------|-----------|--------|-----------|
| 3 後期高齢者支援金等 |              | 303,108   | 114    | 303,222   |
|             | 1 後期高齢者支援金等  | 303,108   | 114    | 303,222   |
| 4 前期高齢者納付金等 |              | 223       | 17     | 240       |
|             | 1 前期高齢者納付金等  | 223       | 17     | 240       |
| 6 介護納付金     |              | 145,294   | 10,380 | 155,674   |
|             | 1 介護納付金      | 145,294   | 10,380 | 155,674   |
| 8 保健事業費     |              | 32,194    | 271    | 31,923    |
|             | 2 保健事業費      | 18,018    | 271    | 17,747    |
| 11 諸支出金     |              | 2,604     | 599    | 3,203     |
|             | 1 償還金及び還付加算金 | 2,603     | 599    | 3,202     |
| 歳 出 合 計     |              | 2,406,231 | 15,402 | 2,421,633 |

ページを開いていただきまして、第1表歳入歳出予算の補正、これは歳入から御提案申し上げます。

5 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金、補正前の額8,780万8,000円、補正額3,245万4,000円の減額補正、合計で5,535万4,000円。

11 款繰越金、1 項繰越金、補正前の額2,000円、補正額4,785万6,000円、合計で4,785万8,000円。

歳入合計、補正前の額24億623万1,000円、補正額1,540万2,000円、合計で24億2,163万3,000円。

続いて歳出でございます。1 款総務費、1 項総務管理費、補正前の額3,205万2,000円、補正額249万7,000円の減額補正、合計で2,955万5,000円。2 項徴税費、補正前の額878万7,000円、補正額51万8,000円、合計で930万5,000円。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、補正前の額12億4,970万円、補正額はゼロで、同じく12億4,970万円。2 項高額療養費、補正前の額1億8,735万円、補正額654万2,000円、合計で1億9,389万2,000円。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支

援金等、補正前の額3億310万8,000円、補正額11万4,000円、合計で3億322万2,000円。

4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等、補正前の額22万3,000円、補正額1万7,000円、合計で24万円。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、補正前の額1億4,529万4,000円、補正額1,038万円、合計で1億5,567万4,000円。

8 款保健事業費、2 項保健事業費、補正前の額1,801万8,000円、補正額27万1,000円の減額補正、合計で1,774万7,000円。

11 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、補正前の額260万3,000円、補正額59万9,000円、合計で320万2,000円。

歳出合計、補正前の額24億623万1,000円、補正額1,540万2,000円、合計で24億2,163万3,000円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第41号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

村長 浜田京介。

について御提案申し上げます。

村長 浜田京介 議案第41号 平成26年度中

議案第41号

平成26年度 中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,182千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,439千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月29日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款     | 項            | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|-------|--------------|---------|-------|---------|
| 5 繰越金 |              | 1       | 2,032 | 2,033   |
|       | 1 繰越金        | 1       | 2,032 | 2,033   |
| 6 諸収入 |              | 1,304   | 150   | 1,454   |
|       | 2 償還金及び還付加算金 | 301     | 150   | 451     |
| 歳入合計  |              | 114,257 | 2,182 | 116,439 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款                | 項                | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|------------------|------------------|---------|-----|---------|
| 1 総務費            |                  | 3,355   | 22  | 3,377   |
|                  | 1 総務管理費          | 2,080   | 22  | 2,102   |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 110,376 | 500 | 110,876 |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 110,376 | 500 | 110,876 |

| 款       | 項            | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|---------|--------------|---------|-------|---------|
| 3 諸支出金  |              | 302     | 150   | 452     |
|         | 1 償還金及び還付加算金 | 301     | 150   | 451     |
| 4 予備費   |              | 224     | 1,510 | 1,734   |
|         | 1 予備費        | 224     | 1,510 | 1,734   |
| 歳 出 合 計 |              | 114,257 | 2,182 | 116,439 |

ページを開いていただきまして、同じく歳入のほうから。5 款繰越金、1 項繰越金、補正前の額1,000円、補正額203万2,000円、合計で203万3,000円。

6 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金、補正前の額30万1,000円、補正額15万円、合計で45万1,000円。

歳入合計、補正前の額1億1,425万7,000円、補正額218万2,000円、合計で1億1,643万9,000円でございます。

歳出でございます。歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、補正前の額208万円、補正額2万2,000円、合計で210万2,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額1億1,037万6,000円、補正額50万円、合計で1億1,087万6,000円。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、

補正前の額30万1,000円、補正額15万円、合計で45万1,000円。

4 款予備費、1 項予備費、補正前の額22万4,000円、補正額151万円、合計で173万4,000円。

歳出合計、補正前の額1億1,425万7,000円、補正額218万2,000円、合計で1億1,643万9,000円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第42号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第42号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

#### 議案第42号

#### 平成26年度 中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ348,962千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月29日提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款     | 項         | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|-------|-----------|---------|-------|---------|
| 3 繰入金 |           | 114,956 | 4,595 | 110,361 |
|       | 1 一般会計繰入金 | 114,956 | 4,595 | 110,361 |
| 4 繰越金 |           | 1       | 4,700 | 4,701   |
|       | 1 繰越金     | 1       | 4,700 | 4,701   |
| 歳入合計  |           | 348,857 | 105   | 348,962 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款        | 項        | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|----------|----------|---------|-----|---------|
| 1 公共下水道費 |          | 241,012 | 724 | 241,736 |
|          | 1 公共下水道費 | 241,012 | 724 | 241,736 |
| 2 公債費    |          | 107,645 | 619 | 107,026 |
|          | 1 公債費    | 107,645 | 619 | 107,026 |
| 歳出合計     |          | 348,857 | 105 | 348,962 |

同じく歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。3款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額1億1,495万6,000円、補正額459万5,000円の減額補正、合計で1億1,036万1,000円。

4款繰越金、1項繰越金、補正前の額1,000円、補正額470万円、合計で470万1,000円。

歳入合計、補正前の額3億4,885万7,000円、補正額10万5,000円、合計で3億4,896万2,000円。

歳出でございます。歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、補正前の額2億4,101万

2,000円、補正額72万4,000円、合計で2億4,173万6,000円。

2款公債費、1項公債費、補正前の額1億764万5,000円、補正額61万9,000円の減額補正、合計で1億702万6,000円。

歳出合計、補正前の額3億4,885万7,000円、補正額10万5,000円、合計で3億4,896万2,000円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第43号 平成26年度中城村汚

水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）  
を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第43号 平成26年度中  
城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算  
（第1号）について御提案申し上げます。

議案第43号

平成26年度 中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,553千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,160千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月29日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款     | 項     | 補正前の額 | 補正額   | 計     |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 4 繰越金 |       | 1     | 1,553 | 1,554 |
|       | 1 繰越金 | 1     | 1,553 | 1,554 |
| 歳入合計  |       | 3,607 | 1,553 | 5,160 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款           | 項           | 補正前の額 | 補正額   | 計     |
|-------------|-------------|-------|-------|-------|
| 1 汚水処理施設管理費 |             | 2,610 | 1,553 | 4,163 |
|             | 1 汚水処理施設管理費 | 2,610 | 1,553 | 4,163 |
| 歳出合計        |             | 3,607 | 1,553 | 5,160 |

ページを開いていただきまして、同じく歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。4

款繰越金、1項繰越金、補正前の額1,000円、補正額155万3,000円、合計で155万4,000円。



歳入合計、補正前の額360万7,000円、補正額155万3,000円、合計で516万円。

歳出でございます。歳出、1款污水处理施設管理費、1項污水处理施設管理費、補正前の額261万円、補正額155万3,000円、合計で416万3,000円。

歳出合計、補正前の額360万7,000円、補正額155万3,000円、合計で516万円でございます。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第44号 平成26年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第44号 平成26年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

#### 議案第44号

#### 平成26年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成26年度中城村水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算4条本文中「56,271千円」を「58,532千円」に、「過年度損益勘定留保資金52,322千円」を「過年度損益勘定留保資金54,583千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

#### 支 出

|     | (科 目) | (既決予定額)  | (補正予定額) | ( 計 )    |
|-----|-------|----------|---------|----------|
| 第1款 | 資本的支出 | 74,830千円 | 2,261千円 | 77,091千円 |
| 第1項 | 建設改良費 | 66,572千円 | 2,261千円 | 68,833千円 |

第3条 予算第7条(1)職員給与費48,527千円を45,567千円に改める。

平成26年9月29日提出

中城村長 浜 田 京 介

第1条 平成26年度中城村水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算4条本文中「5,627万1,000円」を「5,853万2,000円」に、「過年度損益勘定留保資金5,232万2,000円」を「過年度損益勘定留保資金5,458万3,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費、既決予定額6,657万2,000円、補正予定額226万

1,000円、合計で6,883万3,000円。

第3条 予算第7条(1)職員給与費4,852万7,000円を4,556万7,000円に改める。

平成26年9月29日提出、中城村長 浜田京介。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第13 同意第3号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 同意第3号 中城村固定資

産評価審査委員会委員の選任について御提案申  
し上げます。

同意第3号

中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を中城村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 中城村字屋宜

氏 名 仲 眞 初 美

生年月日 昭和24年生

平成26年9月29日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

固定資産評価審査委員会委員が平成26年9月30日で任期満了するので、当人を再選任したいため、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

日程第14 報告第4号 平成25年度沖縄県町  
村土地開発公社事業報告及び決算報告について  
を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第4号 平成25年度沖  
縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告に  
ついて御報告申し上げます。

報告第4号

平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算を別冊のとおり報告します。

平成26年 9月29日 提 出

中城村長 浜 田 京 介

別冊を御参照いただきたいと思ひます。ちなみに中城村は借り入れ等はありませんので、御報告いたします。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第15 報告第5号 平成25年度決算に係

る健全化判断比率についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第5号 平成25年度決算に係る健全化判断比率について御報告申し上げます。

### 報告第5号

#### 平成25年度決算に係る健全化判断比率について

平成25年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、次のとおり報告する。

#### 記

|          | 平成24年度決算に係る健全化判断比率 | 平成25年度決算に係る健全化判断比率 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条の規定に基づき算定した早期健全化基準 |
|----------|--------------------|--------------------|---------------------------------------------|
| 実質赤字比率   | %                  | %                  | 15.00 %                                     |
| 連結実質赤字比率 |                    |                    | 20.00                                       |
| 実質公債費比率  | 10.6               | 10.4               | 25.0                                        |
| 将来負担比率   | 98.6               | 87.4               | 350.0                                       |

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「-」と標記されている場合は、実質赤字比率若しくは連結実質赤字額がないこと、又は実質公債費比率若しくは将来負担比率が、算定されないことを表す。

平成26年 9月29日提出

中城村長 浜田 京介

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

日程第16 報告第6号 平成25年度決算に係  
る資金不足比率について（中城村土地区画整理  
事業特別会計）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第6号 平成25年度決  
算に係る資金不足比率について御報告申し上げ  
ます。

## 報告第6号

### 平成25年度決算に係る資金不足比率について

中城村土地区画整理事業特別会計の平成25年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

#### 記

| 会計区分            | 平成24年度 | 平成25年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|-----------------|--------|--------|---------------------------------------|
| 中城村土地区画整理事業特別会計 | %      | %      | 20.0 %                                |

備考 各会計の資金不足比率の表記の欄において「-」と標記されている場合は、資金不足が発生していないことを表す。

平成26年 9月29日 提出

中城村長 浜田 京介

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

日程第17 報告第7号 平成25年度決算に係

る資金不足比率について（中城村公共下水道事  
業特別会計）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第7号 平成25年度決算に係る資金不足比率について御報告申し上げます。

|                                                                                                          |        |        |                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|---------------------------------------|
| 報告第7号                                                                                                    |        |        |                                       |
| 平成25年度決算に係る資金不足比率について                                                                                    |        |        |                                       |
| 中城村公共下水道事業特別会計の平成25年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。 |        |        |                                       |
| 記                                                                                                        |        |        |                                       |
| 会計区分                                                                                                     | 平成24年度 | 平成25年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
| 中城村公共下水道事業特別会計                                                                                           | %      | %      | 20.0 %                                |
| 備考 各会計の資金不足比率の表記の欄において「-」と標記されている場合は、資金不足が発生していないことを表す。                                                  |        |        |                                       |
| 平成26年9月29日 提出                                                                                            |        |        |                                       |
| 中城村長 浜田京介                                                                                                |        |        |                                       |

以上でございます。  
 議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。  
 日程第18 報告第8号 平成25年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。  
 村長 浜田京介。  
 村長 浜田京介 報告第8号 平成25年度決算に係る資金不足比率について御報告申し上げます。

|                       |
|-----------------------|
| 報告第8号                 |
| 平成25年度決算に係る資金不足比率について |

中城村水道事業会計の平成25年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

記

| 会計区分      | 平成24年度 | 平成25年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|-----------|--------|--------|---------------------------------------|
|           | %      | %      | %                                     |
| 中城村水道事業会計 |        |        | 20.0                                  |

備考 各会計の資金不足比率の表記の欄において「-」と標記されている場合は、資金不足が発生していないことを表す。

平成26年9月29日 提出

中城村長 浜田 京介

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

今の意見書3件につきましては、報告の後の後ろに審査意見書がついておりますので、それも参考にしてください。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散会（12時02分）

## 平成26年第6回中城村議会定例会（第3日目）

|                        |               |                      |                  |       |
|------------------------|---------------|----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成26年9月29日（月） |                      |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂      |                      |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議            | 平成26年10月1日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会            | 平成26年10月1日（午前11時22分） |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号          | 氏名                   | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番            | 石原昌雄                 | 9番               | 新垣徳正  |
|                        | 2番            | 外間博則                 | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番            | 大城常良                 | 11番              | 新垣光栄  |
|                        | 4番            | 屋良清                  | 12番              | 新垣博正  |
|                        | 5番            | 仲松正敏                 | 13番              | 仲座勇   |
|                        | 6番            | 新垣貞則                 | 14番              | 新垣善功  |
|                        | 7番            | 金城章                  | 15番              | 宮城重夫  |
|                        | 8番            | 伊佐則勝                 | 16番              | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                   |               |                      |                  |       |
| 会議録署名議員                | 1番            | 石原昌雄                 | 2番               | 外間博則  |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長        | 知名勉                  | 議事係長             | 比嘉保   |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長            | 浜田京介                 | 企画課長             | 與儀忍   |
|                        | 副村長           | 比嘉正豊                 | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長           | 呉屋之雄                 | 都市建設課長           | 新垣正   |
|                        | 総務課長          | 比嘉忠典                 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                        | 住民生活課長        | 新垣親裕                 | 上下水道課長           | 仲村盛和  |
|                        | 会計管理者         | 比嘉義人                 | 教育総務課長           | 名幸孝   |
|                        | 税務課長          | 稲嶺盛昌                 | 生涯学習課長           | 新垣一弘  |
|                        | 福祉課長          | 仲松範三                 | 教育総務課主           | 伊波正明  |
|                        | 健康保険課長        | 比嘉健治                 |                  |       |

## 議 事 日 程 第 3 号

| 日 程 | 件 名                                       |
|-----|-------------------------------------------|
| 第 1 | 認定第1号 平成25年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について           |
| 第 2 | 認定第2号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 第 3 | 認定第3号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第 4 | 認定第4号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第 5 | 認定第5号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 第 6 | 認定第6号 平成25年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 7 | 認定第7号 平成25年度中城村水道事業会計決算認定について             |
| 第 8 | 議案第45号 平成25年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について       |



議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 認定第1号 平成25年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは認定第1号 平成25年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第1号

平成25年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成25年度中城村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成26年9月29日 提出

中城村長 浜田 京介

平成25年度

中城村一般会計歳入歳出決算書

歳入額 6,798,006,662 円

歳出額 6,660,021,458 円

差引残額 137,985,204 円

平成25年度 一般会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款 | 項       | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額     | 収入未済額       | 予算現額と収入済額との比較 | 備考             |
|---|---------|---------------|---------------|---------------|-----------|-------------|---------------|----------------|
| 1 | 村税      | 1,766,200,000 | 1,986,905,595 | 1,798,432,323 | 2,352,847 | 186,121,425 | 32,232,323    | 還付未済額<br>1,000 |
|   | 1 村民税   | 682,795,000   | 737,082,580   | 699,699,008   | 349,256   | 37,034,316  | 16,904,008    |                |
|   | 2 固定資産税 | 939,132,000   | 1,091,249,409 | 951,209,608   | 1,682,800 | 138,357,001 | 12,077,608    |                |
|   | 3 軽自動車税 | 51,206,000    | 57,308,051    | 51,843,852    | 320,791   | 5,144,408   | 637,852       | 還付未済額<br>1,000 |
|   | 4 村たばこ税 | 93,066,000    | 95,679,855    | 95,679,855    | 0         | 0           | 2,613,855     |                |

| 款             | 項             | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額 | 収入未済額     | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|-----------|---------------|----|
| 1 村税          | 5 特別土地保有税     | 1,000         | 5,585,700     | 0             | 0     | 5,585,700 | 1,000         |    |
| 2 地方譲与税       |               | 42,891,000    | 43,344,725    | 43,344,725    | 0     | 0         | 453,725       |    |
|               | 1 地方揮発油譲与税    | 12,583,000    | 12,603,000    | 12,603,000    | 0     | 0         | 20,000        |    |
|               | 2 自動車重量譲与税    | 29,307,000    | 28,650,000    | 28,650,000    | 0     | 0         | 657,000       |    |
|               | 3 特別とん譲与税     | 1,000,000     | 2,091,725     | 2,091,725     | 0     | 0         | 1,091,725     |    |
|               | 4 地方道路譲与税     | 1,000         | 0             | 0             | 0     | 0         | 1,000         |    |
| 3 利子割交付金      |               | 3,664,000     | 3,389,000     | 3,389,000     | 0     | 0         | 275,000       |    |
|               | 1 利子割交付金      | 3,664,000     | 3,389,000     | 3,389,000     | 0     | 0         | 275,000       |    |
| 4 配当割交付金      |               | 1,465,000     | 2,448,000     | 2,448,000     | 0     | 0         | 983,000       |    |
|               | 1 配当割交付金      | 1,465,000     | 2,448,000     | 2,448,000     | 0     | 0         | 983,000       |    |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 |               | 2,946,000     | 4,047,000     | 4,047,000     | 0     | 0         | 1,101,000     |    |
|               | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 2,946,000     | 4,047,000     | 4,047,000     | 0     | 0         | 1,101,000     |    |
| 6 地方消費税交付金    |               | 120,789,000   | 120,789,000   | 120,789,000   | 0     | 0         | 0             |    |
|               | 1 地方消費税交付金    | 120,789,000   | 120,789,000   | 120,789,000   | 0     | 0         | 0             |    |
| 7 ゴルフ場利用税交付金  |               | 22,577,000    | 22,861,832    | 22,861,832    | 0     | 0         | 284,832       |    |
|               | 1 ゴルフ場利用税交付金  | 22,577,000    | 22,861,832    | 22,861,832    | 0     | 0         | 284,832       |    |
| 8 自動車取得税交付金   |               | 9,917,000     | 8,792,000     | 8,792,000     | 0     | 0         | 1,125,000     |    |
|               | 1 自動車取得税交付金   | 9,917,000     | 8,792,000     | 8,792,000     | 0     | 0         | 1,125,000     |    |
| 9 地方特例交付金     |               | 7,909,000     | 7,909,000     | 7,909,000     | 0     | 0         | 0             |    |
|               | 1 地方特例交付金     | 7,909,000     | 7,909,000     | 7,909,000     | 0     | 0         | 0             |    |
| 10 地方交付税      |               | 1,618,302,000 | 1,655,523,000 | 1,655,523,000 | 0     | 0         | 37,221,000    |    |
|               | 1 地方交付税       | 1,618,302,000 | 1,655,523,000 | 1,655,523,000 | 0     | 0         | 37,221,000    |    |

| 款              | 項             | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額 | 収入未済額      | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|------------|---------------|----|
| 11 交通安全対策特別交付金 |               | 1,800,000     | 1,862,000     | 1,862,000     | 0     | 0          | 62,000        |    |
|                | 1 交通安全対策特別交付金 | 1,800,000     | 1,862,000     | 1,862,000     | 0     | 0          | 62,000        |    |
| 12 分担金及び負担金    |               | 2,822,000     | 2,666,037     | 2,666,037     | 0     | 0          | 155,963       |    |
|                | 1 分担金         | 1,000         | 0             | 0             | 0     | 0          | 1,000         |    |
|                | 2 負担金         | 2,821,000     | 2,666,037     | 2,666,037     | 0     | 0          | 154,963       |    |
| 13 使用料及び手数料    |               | 126,589,000   | 125,671,883   | 121,245,683   | 0     | 4,426,200  | 5,343,317     |    |
|                | 1 使用料         | 99,287,000    | 94,880,510    | 90,499,310    | 0     | 4,381,200  | 8,787,690     |    |
|                | 2 手数料         | 27,302,000    | 30,791,373    | 30,746,373    | 0     | 45,000     | 3,444,373     |    |
| 14 国庫支出金       |               | 858,926,000   | 849,989,750   | 817,336,150   | 0     | 32,653,600 | 41,589,850    |    |
|                | 1 国庫負担金       | 529,198,000   | 520,594,873   | 520,594,873   | 0     | 0          | 8,603,127     |    |
|                | 2 国庫補助金       | 326,628,000   | 322,587,332   | 289,933,732   | 0     | 32,653,600 | 36,694,268    |    |
|                | 3 委託金         | 3,100,000     | 6,807,545     | 6,807,545     | 0     | 0          | 3,707,545     |    |
| 15 県支出金        |               | 1,601,489,000 | 1,531,991,613 | 1,473,833,613 | 0     | 58,158,000 | 127,655,387   |    |
|                | 1 県負担金        | 258,599,000   | 258,185,000   | 258,185,000   | 0     | 0          | 414,000       |    |
|                | 2 県補助金        | 1,312,340,000 | 1,241,616,579 | 1,183,458,579 | 0     | 58,158,000 | 128,881,421   |    |
|                | 3 委託金         | 30,550,000    | 32,190,034    | 32,190,034    | 0     | 0          | 1,640,034     |    |
| 16 財産収入        |               | 10,776,000    | 11,807,770    | 11,801,950    | 0     | 5,820      | 1,025,950     |    |
|                | 1 財産運用収入      | 10,774,000    | 11,807,770    | 11,801,950    | 0     | 5,820      | 1,027,950     |    |
|                | 2 財産売払収入      | 2,000         | 0             | 0             | 0     | 0          | 2,000         |    |
| 17 寄附金         |               | 3,651,000     | 4,078,033     | 4,078,033     | 0     | 0          | 427,033       |    |
|                | 1 寄附金         | 3,651,000     | 4,078,033     | 4,078,033     | 0     | 0          | 427,033       |    |
| 18 繰入金         |               | 96,731,000    | 96,730,000    | 96,730,000    | 0     | 0          | 1,000         |    |
|                | 1 特別会計繰入金     | 1,000         | 0             | 0             | 0     | 0          | 1,000         |    |
|                | 2 基金繰入金       | 96,730,000    | 96,730,000    | 96,730,000    | 0     | 0          | 0             |    |
| 19 繰越金         |               | 183,806,000   | 183,804,884   | 183,804,884   | 0     | 0          | 1,116         |    |
|                | 1 繰越金         | 183,806,000   | 183,804,884   | 183,804,884   | 0     | 0          | 1,116         |    |

| 款        | 項             | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額     | 収入未済額       | 予算現額と収入済額との比較 | 備考            |
|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------|-------------|---------------|---------------|
| 20 諸収入   |               | 78,787,000    | 74,314,432    | 74,314,432    | 0         | 0           | 4,472,568     |               |
|          | 1 延滞金、加算金及び過料 | 6,746,000     | 7,523,787     | 7,523,787     | 0         | 0           | 777,787       |               |
|          | 2 村預金利子       | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0           | 1,000         |               |
|          | 3 貸付金元利収入     | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0           | 1,000         |               |
|          | 4 雑入          | 72,039,000    | 66,790,645    | 66,790,645    | 0         | 0           | 5,248,355     |               |
| 21 村債    |               | 386,398,000   | 342,798,000   | 342,798,000   | 0         | 0           | 43,600,000    |               |
|          | 1 村債          | 386,398,000   | 342,798,000   | 342,798,000   | 0         | 0           | 43,600,000    |               |
| 97 一時立替金 |               | 0             | 0             | 0             | 0         | 0           | 0             |               |
|          | 1 一時立替金       | 0             | 0             | 0             | 0         | 0           | 0             |               |
| 98 一時借入  |               | 0             | 0             | 0             | 0         | 0           | 0             |               |
|          | 1 一時借入        | 0             | 0             | 0             | 0         | 0           | 0             |               |
| 歳入合計     |               | 6,948,435,000 | 7,081,723,554 | 6,798,006,662 | 2,352,847 | 281,365,045 | 150,428,338   | 還付未済<br>1,000 |

(歳出)

(単位：円)

| 款     | 項           | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額     | 不用額        | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-------|-------------|---------------|---------------|------------|------------|---------------|----|
| 1 議会費 |             | 106,840,000   | 106,158,201   | 0          | 681,799    | 681,799       |    |
|       | 1 議会費       | 106,840,000   | 106,158,201   | 0          | 681,799    | 681,799       |    |
| 2 総務費 |             | 913,302,000   | 889,321,878   | 10,800,000 | 13,180,122 | 23,980,122    |    |
|       | 1 総務管理費     | 739,373,000   | 717,220,809   | 10,800,000 | 11,352,191 | 22,152,191    |    |
|       | 2 徴税费       | 95,589,000    | 94,013,789    | 0          | 1,575,211  | 1,575,211     |    |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 | 66,925,000    | 66,885,249    | 0          | 39,751     | 39,751        |    |
|       | 4 選挙費       | 8,707,000     | 8,542,948     | 0          | 164,052    | 164,052       |    |
|       | 5 統計調査費     | 1,204,000     | 1,193,183     | 0          | 10,817     | 10,817        |    |
|       | 6 監査委員費     | 1,504,000     | 1,465,900     | 0          | 38,100     | 38,100        |    |
| 3 民生費 |             | 2,058,113,000 | 2,036,091,149 | 6,068,000  | 15,953,851 | 22,021,851    |    |
|       | 1 社会福祉費     | 1,066,154,000 | 1,054,572,811 | 1,985,000  | 9,596,189  | 11,581,189    |    |
|       | 2 児童福祉費     | 991,959,000   | 981,518,338   | 4,083,000  | 6,357,662  | 10,440,662    |    |
| 4 衛生費 |             | 771,211,000   | 767,764,173   | 0          | 3,446,827  | 3,446,827     |    |

| 款        | 項                 | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額      | 不用額        | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|----------|-------------------|---------------|---------------|-------------|------------|---------------|----|
| 4 衛生費    | 1 保健衛生費           | 350,095,000   | 347,347,652   | 0           | 2,747,348  | 2,747,348     |    |
|          | 2 清掃費             | 420,198,000   | 419,498,521   | 0           | 699,479    | 699,479       |    |
|          | 3 上水道費            | 918,000       | 918,000       | 0           | 0          | 0             |    |
| 5 労働費    |                   | 4,019,000     | 4,018,861     | 0           | 139        | 139           |    |
|          | 1 労働諸費            | 4,019,000     | 4,018,861     | 0           | 139        | 139           |    |
| 6 農林水産業費 |                   | 261,833,000   | 209,832,247   | 51,470,160  | 530,593    | 52,000,753    |    |
|          | 1 農業費             | 196,331,000   | 144,384,641   | 51,470,160  | 476,199    | 51,946,359    |    |
|          | 2 林業費             | 1,134,000     | 1,124,788     | 0           | 9,212      | 9,212         |    |
|          | 3 水産業費            | 64,368,000    | 64,322,818    | 0           | 45,182     | 45,182        |    |
| 7 商工費    |                   | 111,709,000   | 105,343,348   | 3,906,000   | 2,459,652  | 6,365,652     |    |
|          | 1 商工費             | 111,709,000   | 105,343,348   | 3,906,000   | 2,459,652  | 6,365,652     |    |
| 8 土木費    |                   | 759,130,000   | 616,884,698   | 139,149,320 | 3,095,982  | 142,245,302   |    |
|          | 1 土木管理費           | 14,518,000    | 14,466,373    | 0           | 51,627     | 51,627        |    |
|          | 2 道路橋梁費           | 227,514,000   | 204,782,009   | 20,782,000  | 1,949,991  | 22,731,991    |    |
|          | 3 河川費             | 43,461,000    | 23,062,128    | 20,313,000  | 85,872     | 20,398,872    |    |
|          | 4 都市計画費           | 360,859,000   | 261,796,188   | 98,054,320  | 1,008,492  | 99,062,812    |    |
|          | 5 下水道費            | 112,778,000   | 112,778,000   | 0           | 0          | 0             |    |
| 9 消防費    |                   | 243,408,000   | 243,408,000   | 0           | 0          | 0             |    |
|          | 1 消防費             | 243,408,000   | 243,408,000   | 0           | 0          | 0             |    |
| 10 教育費   |                   | 1,163,544,000 | 1,146,790,479 | 6,615,000   | 10,138,521 | 16,753,521    |    |
|          | 1 教育総務費           | 114,136,000   | 112,255,788   | 0           | 1,880,212  | 1,880,212     |    |
|          | 2 小学校費            | 190,549,000   | 188,382,816   | 0           | 2,166,184  | 2,166,184     |    |
|          | 3 中学校費            | 69,881,000    | 69,007,076    | 0           | 873,924    | 873,924       |    |
|          | 4 幼稚園費            | 48,820,000    | 46,306,362    | 0           | 2,513,638  | 2,513,638     |    |
|          | 5 社会教育費           | 493,007,000   | 485,741,138   | 6,615,000   | 650,862    | 7,265,862     |    |
|          | 6 保健体育費           | 247,151,000   | 245,097,299   | 0           | 2,053,701  | 2,053,701     |    |
| 11 災害復旧費 |                   | 1,002,000     | 699,540       | 0           | 302,460    | 302,460       |    |
|          | 1 農林水産施設<br>災害復旧費 | 1,000         | 0             | 0           | 1,000      | 1,000         |    |
|          | 2 土木施設災害<br>復旧費   | 1,001,000     | 699,540       | 0           | 301,460    | 301,460       |    |
| 12 公債費   |                   | 534,732,000   | 533,708,884   | 0           | 1,023,116  | 1,023,116     |    |

| 款       | 項         | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額      | 不用額        | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|---------|-----------|---------------|---------------|-------------|------------|---------------|----|
| 12 公債費  | 1 公債費     | 534,732,000   | 533,708,884   | 0           | 1,023,116  | 1,023,116     |    |
| 13 諸支出金 |           | 1,000         | 0             | 0           | 1,000      | 1,000         |    |
|         | 1 普通財産取得費 | 1,000         | 0             | 0           | 1,000      | 1,000         |    |
| 14 予備費  |           | 19,591,000    | 0             | 0           | 19,591,000 | 19,591,000    |    |
|         | 1 予備費     | 19,591,000    | 0             | 0           | 19,591,000 | 19,591,000    |    |
| 歳出合計    |           | 6,948,435,000 | 6,660,021,458 | 218,008,480 | 70,405,062 | 288,413,542   |    |

歳入歳出差引残額 137,985,204 円

平成26年 9月29日 提出

中城村長 浜田 京介

### 実質収支に関する調書

(一般会計)

平成25年度

| 区 分                                |                                              | 金 額          |
|------------------------------------|----------------------------------------------|--------------|
| 1. 歳 入                             | 総 額                                          | 6,798,007 千円 |
| 2. 歳 出                             | 総 額                                          | 6,660,021 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出                         | 差 引 額                                        | 137,986 千円   |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源                    | (1) 継続費遞次繰越額                                 | 0 千円         |
|                                    | (2) 繰越明許費繰越額                                 | 28,094 千円    |
|                                    | (3) 事故繰越し繰越額                                 | 0 千円         |
|                                    | 計                                            | 28,094 千円    |
| 5. 実 質 収 支                         | 額                                            | 109,892 千円   |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 |                                              | 0 千円         |
| 備 考                                | 各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |              |

2ページほどめくっていただきまして、平成25年度中城村一般会計歳入歳出決算書。歳入額67億9,800万6,662円、歳出額66億6,002万1,458円、差引残額1億3,798万5,204円でございます。それでは平成25年度の一般会計歳入歳出決算

書。歳入のほうからです。款、項、予算現額、収入済額、予算現額と収入済額との比較の順で読み上げて御提案申し上げます。

歳入、1款村税、1項村民税、予算現額6億8,279万5,000円、収入済額6億9,969万9,008円、

比較が1,690万4,008円。2項固定資産税、予算現額9億3,913万2,000円、収入済額9億5,120万9,608円、比較が1,207万7,608円。3項軽自動車税、予算現額5,120万6,000円、収入済額5,184万3,852円、比較が63万7,852円。4項たばこ税、予算現額9,306万6,000円、収入済額9,567万9,855円、比較で261万3,855円。5項特別土地保有税は費目存置のままでございます。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、予算現額1,258万3,000円、収入済額1,260万3,000円、比較が2万円。2項自動車重量譲与税、予算現額2,930万7,000円、収入済額2,865万円、比較が65万7,000円。3項特別とん譲与税、予算現額100万円、収入済額209万1,725円、比較で109万1,725円。4項地方道路譲与税は費目存置のままでございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、予算現額366万4,000円、収入済額338万9,000円、比較で27万5,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、予算現額146万5,000円、収入済額244万8,000円、比較で98万3,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、予算現額294万6,000円、収入済額404万7,000円、比較で110万1,000円。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、予算現額1億2,078万9,000円、収入済額も1億2,078万9,000円、比較はゼロでございます。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、予算現額2,257万7,000円、収入済額2,286万1,832円、比較で28万4,832円。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、予算現額991万7,000円、収入済額879万2,000円、比較で112万5,000円。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、予算現額790万9,000円、収入済額790万9,000円、比較はゼロでございます。

10款地方交付税、1項地方交付税、予算現額

16億1,830万2,000円、収入済額16億5,552万3,000円、比較で3,722万1,000円。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、予算現額180万円、収入済額186万2,000円、比較で6万2,000円。

12款分担金及び負担金、1項分担金は1,000円の費目存置のままです。2項負担金、予算現額282万1,000円、収入済額266万6,037円、比較で15万4,963円。

13款使用料及び手数料、1項使用料、予算現額9,928万7,000円、収入済額9,049万9,310円、比較で878万7,690円。2項手数料、予算現額2,730万2,000円、収入済額3,074万6,373円、比較で344万4,373円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、予算現額5億2,919万8,000円、収入済額5億2,059万4,873円、比較で860万3,127円。2項国庫補助金、予算現額3億2,662万8,000円、収入済額2億8,993万3,732円、比較で3,669万4,268円。3項委託金、予算現額310万円、収入済額680万7,545円、比較で370万7,545円。

15款県支出金、1項県負担金、予算現額2億5,859万9,000円、収入済額2億5,818万5,000円、比較で41万4,000円。2項県補助金、予算現額13億1,234万円、収入済額11億8,345万8,579円、比較で1億2,888万1,421円。3項委託金、予算現額3,055万円、収入済額3,219万34円、比較で164万34円。

16款財産収入、1項財産運用収入、予算現額1,077万4,000円、収入済額1,180万1,950円、比較で102万7,950円。2項財産売払収入は2,000円の費目存置でございます。

17款寄附金、1項寄附金、予算現額365万1,000円、収入済額407万8,033円、比較で42万7,033円。

18款繰入金、1項特別会計繰入金、予算現額1,000円のままの費目存置でございます。2項基金繰入金、予算現額9,673万円、収入済額も

9,673万円で、比較はゼロでございます。

19款繰越金、1項繰越金、予算現額1億8,380万6,000円、収入済額1億8,380万4,884円、比較で1,116円。

20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、予算現額674万6,000円、収入済額752万3,787円、比較で77万7,787円。2項及び3項の村預金利子、貸付金元利収入は1,000円の費目存置のままでございます。4項雑入、予算現額7,203万9,000円、収入済額6,679万645円、比較で524万8,355円。

21款村債、1項村債、予算現額3億8,639万8,000円、収入済額3億4,279万8,000円、比較で4,360万円でございます。

締めて歳入合計、予算現額69億4,843万5,000円、収入済額67億9,800万6,662円、予算現額と収入済額との比較1億5,042万8,338円。歳入は以上でございます。

続いて歳出でございます。歳出、1款議会費、1項議会費、予算現額、支出済額、そして比較の順で読み上げて御提案申し上げます。1項議会費、予算現額1億684万円、支出済額1億615万8,201円、比較で68万1,799円。

2款総務費、1項総務管理費、予算現額7億3,937万3,000円、支出済額7億1,722万809円、比較で2,215万2,191円。2項徴税費、予算現額9,558万9,000円、支出済額9,401万3,789円、比較で157万5,211円。3項戸籍住民基本台帳費、予算現額6,692万5,000円、支出済額6,688万5,249円、比較で3万9,751円。4項選挙費、予算現額870万7,000円、支出済額854万2,948円、比較で16万4,052円。5項統計調査費、予算現額120万4,000円、支出済額119万3,183円、比較で1万817円。6項監査委員費、予算現額150万4,000円、支出済額146万5,900円、比較で3万8,100円。

3款民生費、1項社会福祉費、予算現額10億6,615万4,000円、支出済額10億5,457万2,811円、

比較で1,158万1,189円。2項児童福祉費、予算現額9億9,195万9,000円、支出済額9億8,151万8,338円、比較で1,044万662円。

4款衛生費、1項保健衛生費、予算現額3億5,009万5,000円、支出済額3億4,734万7,652円、比較で274万7,348円。2項清掃費、予算現額4億2,019万8,000円、支出済額4億1,949万8,521円、比較で69万9,479円。3項上水道費、予算現額91万8,000円、支出済額91万8,000円で、比較はゼロでございます。

5款労働費、1項労働諸費、予算現額401万9,000円、支出済額401万8,861円、比較が139円。

6款農林水産業費、1項農業費、予算現額1億9,633万1,000円、支出済額1億4,438万4,641円、比較で5,194万6,359円。2項林業費、予算現額113万4,000円、支出済額112万4,788円、比較で9,212円。3項水産業費、予算現額6,436万8,000円、支出済額6,432万2,818円、比較で4万5,182円。

7款商工費、1項商工費、予算現額1億1,170万9,000円、支出済額1億534万3,348円、比較で636万5,652円。

8款土木費、1項土木管理費、予算現額1,451万8,000円、支出済額1,446万6,373円、比較で5万1,627円。2項道路橋梁費、予算現額2億2,751万4,000円、支出済額2億478万2,009円、比較で2,273万1,991円。3項河川費、予算現額4,346万1,000円、支出済額2,306万2,128円、比較で2,039万8,872円。4項都市計画費、予算現額3億6,085万9,000円、支出済額2億6,179万6,188円、比較で9,906万2,812円。5項下水道費、予算現額1億1,277万8,000円、支出済額も1億1,277万8,000円で、比較はゼロでございます。

9款消防費、1項消防費、予算現額2億4,340万8,000円、支出済額も同額でございます。比較はゼロ。

10款教育費、1項教育総務費、予算現額1億



1,413万6,000円、支出済額 1 億1,225万5,788円、比較で188万212円。2 項小学校費、予算現額 1 億9,054万9,000円、支出済額 1 億8,838万2,816円、比較で216万6,184円。3 項中学校費、予算現額6,988万1,000円、支出済額6,900万7,076円、比較で87万3,924円。4 項幼稚園費、予算現額 4,882万円、支出済額4,630万6,362円、比較で251万3,638円。5 項社会教育費、予算現額 4 億9,300万7,000円、支出済額 4 億8,574万1,138円、比較で726万5,862円。6 項保健体育費、予算現額 2 億4,715万1,000円、支出済額 2 億4,509万7,299円、比較で205万3,701円。

11款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費は1,000円の費目存置。2 項土木施設災害復旧費、予算現額100万1,000円、支出済額69万9,540円、比較で30万1,460円。

12款公債費、1 項公債費、予算現額 5 億3,473万2,000円、支出済額 5 億3,370万8,884円、比較で102万3,116円。

13款諸支出金、1 項普通財産取得費は1,000円の費目存置のままでございます。

14款予備費、1 項予備費、予算現額1,959万1,000円、支出はゼロでございます。比較も1,959万1,000円でございます。

締めて歳出合計、予算現額69億4,843万5,000円、支出済額66億6,002万1,458円、予算現額と支出済額との比較が 2 億8,841万3,542円。

平成26年 9 月29日提出、中城村長浜田京介。  
お手元に参考資料として10万円以上の不用額及び主要施策の執行状況等の添付書類がありますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩いたします。

休 憩 ( 1 0 時 1 7 分 )

~~~~~

再 開 ( 1 0 時 3 7 分 )

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第2 認定第2号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは認定第2号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第2号

平成25年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成25年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成26年 9 月29日 提出

中城村長 浜田 京介

平成25年度

中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳 入 額 2,447,926,029 円

歳 出 額 2,400,068,982 円

差 引 残 額 47,857,047 円

平成25年度 国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1 国民健康保険税		348,744,000	438,000,402	353,867,628	1,658,200	83,040,174	5,123,628	還付未済額 565,600
	1 国民健康保険税	348,744,000	438,000,402	353,867,628	1,658,200	83,040,174	5,123,628	還付未済額 565,600
2 一部負担金		2,000	0	0	0	0	2,000	
	1 一部負担金	2,000	0	0	0	0	2,000	
3 使用料及び手数料		430,000	471,100	471,100	0	0	41,100	
	1 手数料	430,000	471,100	471,100	0	0	41,100	
4 国庫支出金		936,421,000	939,084,366	939,084,366	0	0	2,663,366	
	1 国庫負担金	582,968,000	581,105,366	581,105,366	0	0	1,862,634	
	2 国庫補助金	353,453,000	357,979,000	357,979,000	0	0	4,526,000	
5 療養給付費交付金		93,998,000	91,884,713	91,884,713	0	0	2,113,287	
	1 療養給付費交付金	93,998,000	91,884,713	91,884,713	0	0	2,113,287	
6 前期高齢者交付金		84,593,000	84,593,649	84,593,649	0	0	649	
	1 前期高齢者交付金	84,593,000	84,593,649	84,593,649	0	0	649	
7 県支出金		168,494,000	171,700,427	171,700,427	0	0	3,206,427	
	1 県負担金	17,293,000	17,293,427	17,293,427	0	0	427	
	2 県補助金	151,201,000	154,407,000	154,407,000	0	0	3,206,000	
9 共同事業交付金		436,788,000	436,789,802	436,789,802	0	0	1,802	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
9	共同事業交付金	436,788,000	436,789,802	436,789,802	0	0	1,802	
10	財産収入	1,000	0	0	0	0	1,000	
	1 財産運用収入	1,000	0	0	0	0	1,000	
11	繰入金	281,527,000	281,524,948	281,524,948	0	0	2,052	
	1 他会計繰入金	281,526,000	281,524,948	281,524,948	0	0	1,052	
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000	
12	繰越金	80,491,000	80,490,152	80,490,152	0	0	848	
	1 繰越金	80,491,000	80,490,152	80,490,152	0	0	848	
13	諸収入	7,474,000	8,686,325	7,519,244	0	1,167,081	45,244	
	1 延滞金・加算金及び過料	3,002,000	3,024,700	3,024,700	0	0	22,700	
	2 預金利息	1,000	0	0	0	0	1,000	
	3 受託事業収入	1,000	0	0	0	0	1,000	
	4 雑入	4,470,000	5,661,625	4,494,544	0	1,167,081	24,544	
97	一時立替金	0	0	0	0	0	0	
	1 一時立替金	0	0	0	0	0	0	
歳入合計		2,438,963,000	2,533,225,884	2,447,926,029	1,658,200	84,207,255	8,963,029	還付未済 565,600

(歳出)

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1	総務費	38,150,000	37,369,851	0	780,149	780,149	
	1 総務管理費	28,323,000	28,135,723	0	187,277	187,277	
	2 徴税費	9,779,000	9,218,128	0	560,872	560,872	
	3 運営協議会費	48,000	16,000	0	32,000	32,000	
	4 趣旨普及費	0	0	0	0	0	
2	保険給付費	1,509,647,000	1,479,496,731	0	30,150,269	30,150,269	
	1 療養諸費	1,298,630,000	1,268,595,432	0	30,034,568	30,034,568	
	2 高額療養費	191,298,000	191,186,189	0	111,811	111,811	
	3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000	

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
2 保険給付費	4 出産育児諸費	19,217,000	19,215,110	0	1,890	1,890	
	5 葬祭諸費	500,000	500,000	0	0	0	
3 後期高齢者支援金等		300,989,000	300,987,408	0	1,592	1,592	
	1 後期高齢者支援金等	300,989,000	300,987,408	0	1,592	1,592	
4 前期高齢者納付金等		309,000	307,707	0	1,293	1,293	
	1 前期高齢者納付金等	309,000	307,707	0	1,293	1,293	
5 老人保健拠出金		16,000	10,653	0	5,347	5,347	
	1 老人保健拠出金	16,000	10,653	0	5,347	5,347	
6 介護納付金		145,294,000	145,293,422	0	578	578	
	1 介護納付金	145,294,000	145,293,422	0	578	578	
7 共同事業拠出金		386,711,000	386,708,944	0	2,056	2,056	
	1 共同事業拠出金	386,711,000	386,708,944	0	2,056	2,056	
8 保健事業費		24,223,000	23,888,372	0	334,628	334,628	
	1 特定健康審査等事業費	11,707,000	11,382,144	0	324,856	324,856	
	2 保健事業費	12,516,000	12,506,228	0	9,772	9,772	
9 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000	
10 公債費		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000	
11 諸支出金		26,029,000	26,005,894	0	23,106	23,106	
	1 償還金及び還付加算金	26,028,000	26,005,894	0	22,106	22,106	
	2 延滞金	1,000	0	0	1,000	1,000	
12 予備費		7,593,000	0	0	7,593,000	7,593,000	
	1 予備費	7,593,000	0	0	7,593,000	7,593,000	
歳出合計		2,438,963,000	2,400,068,982	0	38,894,018	38,894,018	

歳入歳出差引残額 47,857,047 円

平成26年 9月29日 提出

中城村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(国民健康保険特別会計)

平成25年度

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	2,447,926 千円
2. 歳 出	総 額	2,400,069 千円
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	47,857 千円
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費遞次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実 質	収 支 額	47,857 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金 繰入額		0 千円
備 考	各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

同じくまた2ページほどめくっていただきまして、平成25年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。歳入額24億4,792万6,029円、歳出額24億6万8,982円、差引残額4,785万7,047円でございます。

それでは歳入歳出、読み上げてまた御提案申し上げます。歳入のほうから。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、予算現額3億4,874万4,000円、収入済額3億5,386万7,628円、予算現額と収入済額との比較512万3,628円。

2款一部負担金、1項一部負担金は2,000円の費目存置のままでございます。

3款使用料及び手数料、1項手数料、予算現額43万円、収入済額47万1,100円、比較が4万1,100円。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、予算現額5億8,296万8,000円、収入済額5億8,110万5,366円、比較で186万2,634円。2項国庫補助金、予算現額3億5,345万3,000円、収入済額3

億5,797万9,000円、比較で452万6,000円。

5款療養給費交付金、1項療養給付費交付金、予算現額9,399万8,000円、収入済額9,188万4,713円、比較で211万3,287円。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、予算現額8,459万3,000円、収入済額8,459万3,649円、比較で649円。

7款県支出金、1項県負担金、予算現額1,729万3,000円、収入済額1,729万3,427円、比較で427円。2項県補助金、予算現額1億5,120万1,000円、収入済額1億5,440万7,000円、比較で320万6,000円。

9款共同事業交付金、1項共同事業交付金、予算現額4億3,678万8,000円、収入済額4億3,678万9,802円、比較で1,802円。

10款財産収入、1項財産運用収入は1,000円の費目存置のままです。

11款繰入金、1項他会計繰入金、予算現額2億8,152万6,000円、収入済額2億8,152万4,948

円、比較で1,052円。2項基金繰入金は1,000円の費目存置のままでございます。

12款繰越金、1項繰越金、予算現額8,049万1,000円、収入済額8,049万152円、比較で848円。

13款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、予算現額300万2,000円、収入済額302万4,700円、比較で2万2,700円。2項預金利子、3項受託事業収入は1,000円の費目存置のままでございます。4項雑入、予算現額447万円、収入済額449万4,544円、比較で2万4,544円。

歳入合計、予算現額24億3,896万3,000円、収入済額24億4,792万6,029円、予算現額と収入済額との比較896万3,029円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算現額2,832万3,000円、支出済額2,813万5,723円、比較で18万7,277円。2項徴税費、予算現額977万9,000円、支出済額921万8,128円、比較で56万872円。3項運営協議会費、予算現額4万8,000円、支出済額1万6,000円、比較で3万2,000円。4項はございません。

2款保険給付費、1項療養諸費、予算現額12億9,863万円、支出済額12億6,859万5,432円、比較で3,003万4,568円。2項高額療養費、予算現額1億9,129万8,000円、支出済額1億9,118万6,189円。比較で11万1,811円。3項移送費は2,000円の費目存置のままです。4項出産育児諸費、予算現額1,921万7,000円、支出済額1,921万5,110円、比較で1,890円。5項葬祭諸費、予算現額50万円、支出済額も50万円で、比較はゼロ。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、予算現額3億98万9,000円、支出済額3億98万7,408円、比較で1,592円。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、予算現額30万9,000円、支出済額30万7,707円、比較で1,293円。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、

予算現額1万6,000円、支出済額1万653円、比較で5,347円。

6款介護納付金、1項介護納付金、予算現額1億4,529万4,000円、支出済額1億4,529万3,422円、比較で578円。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、予算現額3億8,671万1,000円、支出済額3億8,670万8,944円、比較で2,056円。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、予算現額1,170万7,000円、支出済額1,138万2,144円、比較が32万4,856円。2項保健事業費、予算現額1,251万6,000円、支出済額1,250万6,228円、比較で9,772円。

9款基金積立金、1項基金積立金は1,000円の費目存置。

10款公債費、1項公債費も1,000円の費目存置。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額2,602万8,000円、支出済額2,600万5,894円、比較で2万2,106円。2項延滞金は費目存置のままでございます。

12款予備費、1項予備費、予算現額759万3,000円、支出済額はゼロで、比較も同額でございます。

歳出合計、予算現額24億3,896万3,000円、支出済額24億6万8,982円、予算現額と支出済額との比較3,889万4,018円。

左側のほうで歳入歳出差引残額が4,785万7,047円。

平成26年9月29日提出、中城村長浜田京介。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第3 認定第3号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 認定第3号 平成25年度中  
 中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定  
 について御提案申し上げます。

認定第3号

平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成26年9月29日 提出

中城村長 浜田 京介

平成25年度

中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入 額	115,606,387 円
歳 出 額	113,572,740 円
差 引 残 額	2,033,647 円

平成25年度 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1 後期高齢者医療保険料		72,173,000	75,874,430	73,605,490	42,044	2,601,018	1,432,490	還付未済額 374,122
	1 後期高齢者医療保険料	72,173,000	75,874,430	73,605,490	42,044	2,601,018	1,432,490	還付未済額 374,122
2 使用料及び手数料		21,000	31,200	31,200	0	0	10,200	
	1 手数料	21,000	31,200	31,200	0	0	10,200	
3 寄付金		1,000	0	0	0	0	1,000	
	1 寄付金	1,000	0	0	0	0	1,000	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
4 繰入金		39,110,000	39,109,044	39,109,044	0	0	956	
	1 一般会計繰入金	39,109,000	39,109,044	39,109,044	0	0	44	
	2 他会計繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000	
5 繰越金		1,253,000	1,253,394	1,253,394	0	0	394	
	1 繰越金	1,253,000	1,253,394	1,253,394	0	0	394	
6 諸収入		1,746,000	1,607,259	1,607,259	0	0	138,741	
	1 延滞金、加算金及び過料	2,000	6,700	6,700	0	0	4,700	
	2 償還金及び還付加算金	743,000	657,629	657,629	0	0	85,371	
	3 預金利息	1,000	0	0	0	0	1,000	
	4 雑入	1,000,000	942,930	942,930	0	0	57,070	
歳入合計		114,304,000	117,875,327	115,606,387	42,044	2,601,018	1,302,387	還付未済 374,122

(歳出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1 総務費		2,631,000	2,533,400	0	97,600	97,600	
	1 総務管理費	1,577,000	1,560,493	0	16,507	16,507	
	2 徴収費	1,054,000	972,907	0	81,093	81,093	
2 後期高齢者医療広域連合納付金		110,270,000	110,268,277	0	1,723	1,723	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	110,270,000	110,268,277	0	1,723	1,723	
3 諸支出金		855,000	771,063	0	83,937	83,937	
	1 償還金及び還付加算金	854,000	771,063	0	82,937	82,937	
	2 繰出金	1,000	0	0	1,000	1,000	
4 予備費		548,000	0	0	548,000	548,000	
	1 予備費	548,000	0	0	548,000	548,000	
歳出合計		114,304,000	113,572,740	0	731,260	731,260	



歳入歳出差引残額 2,033,647 円

平成26年 9月29日 提出  
中城村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(後期高齢者医療特別会計)

平成25年度

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	115,606 千円
2. 歳 出	総 額	113,573 千円
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	2,033 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実 質 収 支	額	2,033 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0 千円
備 考	各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

同じく2ページほどめくっていただきまして、平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。歳入額1億1,560万6,387円、歳出額1億1,357万2,740円、差引残額203万3,647円。

ページをめくっていただきまして、同じく歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、予算現額7,217万3,000円、収入済額7,360万5,490円、予算現額と収入済額との比較143万2,490円。

2款使用料及び手数料、1項手数料、予算現額2万1,000円、収入済額3万1,200円、比較は1万200円。

3款寄付金、1項寄付金は1,000円の費目存置のままでございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、予算現額3,910万9,000円、収入済額3,910万9,044円、比較が44円。2項他会計繰入金は1,000円の費目存置のままでございます。

5款繰越金、1項繰越金、予算現額125万3,000円、収入済額125万3,394円、比較で394円。

6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、予算現額2,000円、収入済額6,700円、比較で4,700円。2項償還金及び還付加算金、予算現額74万3,000円、収入済額65万7,629円、比較で8万5,371円。3項預金利子は1,000円の費目存置のままです。4項雑入、予算現額100万円、収入済額94万2,930円、比較で5万7,070円。

歳入合計、予算現額1億1,430万4,000円、収入済額1億1,560万6,387円、予算現額と収入済

額との比較130万2,387円。

続いて歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算現額157万7,000円、支出済額156万493円、比較で1万6,507円。2項徴収費、予算現額105万4,000円、支出済額97万2,907円、比較で8万1,093円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額1億1,027万円、支出済額1億1,026万8,277円、比較で1,723円。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額85万4,000円、支出済額77万1,063円、比較で8万2,937円。2項繰出金は1,000円の費目存置のままでございます。

4款予備費、1項予備費、予算現額54万8,000円、支出済額はゼロで、比較も同額でございます。

歳出合計、予算現額1億1,430万4,000円、支出済額1億1,357万2,740円、予算現額と収入済

額との比較73万1,260円。

歳入歳出差引残額203万3,647円。

平成26年9月29日提出、中城村長浜田京介。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩(10時52分)

~~~~~

再開(11時03分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

日程第4 認定第4号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 認定第4号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第4号

平成25年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定に基づき、平成25年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成26年9月29日 提出

中城村長 浜田 京介

平成25年度

中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入 額            346,284,495 円

歳 出 額            341,583,551 円  
 差 引 残 額            4,700,944 円

平成25年度 公共下水道特別会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款          | 項         | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------|-------|---------------|----|
| 1 使用料及び手数料 |           | 11,206,000  | 13,708,605  | 13,708,605  | 0     | 0     | 2,502,605     |    |
|            | 1 使用料     | 11,146,000  | 13,584,605  | 13,584,605  | 0     | 0     | 2,438,605     |    |
|            | 2 手数料     | 60,000      | 124,000     | 124,000     | 0     | 0     | 64,000        |    |
| 2 県支出金     |           | 120,000,000 | 120,000,000 | 120,000,000 | 0     | 0     | 0             |    |
|            | 1 県補助金    | 120,000,000 | 120,000,000 | 120,000,000 | 0     | 0     | 0             |    |
| 3 繰入金      |           | 112,778,000 | 112,778,000 | 112,778,000 | 0     | 0     | 0             |    |
|            | 1 一般会計繰入金 | 112,778,000 | 112,778,000 | 112,778,000 | 0     | 0     | 0             |    |
| 4 繰越金      |           | 1,708,000   | 1,707,011   | 1,707,011   | 0     | 0     | 989           |    |
|            | 1 繰越金     | 1,708,000   | 1,707,011   | 1,707,011   | 0     | 0     | 989           |    |
| 5 諸収入      |           | 4,101,000   | 4,690,879   | 4,690,879   | 0     | 0     | 589,879       |    |
|            | 1 預金利子    | 1,000       | 1,098       | 1,098       | 0     | 0     | 98            |    |
|            | 2 雑入      | 4,100,000   | 4,689,781   | 4,689,781   | 0     | 0     | 589,781       |    |
| 6 村債       |           | 93,400,000  | 93,400,000  | 93,400,000  | 0     | 0     | 0             |    |
|            | 1 村債      | 93,400,000  | 93,400,000  | 93,400,000  | 0     | 0     | 0             |    |
| 97 一時立替金   |           | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
|            | 1 一時立替金   | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
| 98 一時借入金   |           | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
|            | 1 一時借入金   | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
| 歳入合計       |           | 343,193,000 | 346,284,495 | 346,284,495 | 0     | 0     | 3,091,495     |    |

(歳出)

(単位:円)

| 款        | 項        | 予算現額        | 支出済額        | 翌年度繰越額 | 不用額       | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|----------|----------|-------------|-------------|--------|-----------|---------------|----|
| 1 公共下水道費 |          | 240,093,000 | 239,202,233 | 0      | 890,767   | 890,767       |    |
|          | 1 公共下水道費 | 240,093,000 | 239,202,233 | 0      | 890,767   | 890,767       |    |
| 2 公債費    |          | 102,921,000 | 102,381,318 | 0      | 539,682   | 539,682       |    |
|          | 1 公債費    | 102,921,000 | 102,381,318 | 0      | 539,682   | 539,682       |    |
| 3 予備費    |          | 179,000     | 0           | 0      | 179,000   | 179,000       |    |
|          | 1 予備費    | 179,000     | 0           | 0      | 179,000   | 179,000       |    |
| 歳出合計     |          | 343,193,000 | 341,583,551 | 0      | 1,609,449 | 1,609,449     |    |

歳入歳出差引残額 4,700,944 円

平成26年 9月29日 提出

中城村長 浜田 京介

## 実質収支に関する調書

(公共下水道事業特別会計)

平成25年度

| 区 分                                |                                              | 金 額        |
|------------------------------------|----------------------------------------------|------------|
| 1. 歳 入                             | 総 額                                          | 346,284 千円 |
| 2. 歳 出                             | 総 額                                          | 341,584 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出                         | 差 引 額                                        | 4,700 千円   |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源                    | (1) 継続費通次繰越額                                 | 0 千円       |
|                                    | (2) 繰越明許費繰越額                                 | 0 千円       |
|                                    | (3) 事故繰越し繰越額                                 | 0 千円       |
|                                    | 計                                            | 0 千円       |
| 5. 実 質 収 支                         | 額                                            | 4,700 千円   |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 |                                              | 0 千円       |
| 備 考                                | 各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |            |

2ページほどめくっていただきまして、平成25年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額3億4,628万4,495円、歳出額3

億4,158万3,551円、差引残額470万944円。

同じく読み上げて御提案申し上げます。歳入のほうから。

歳入、1款使用料手数料、1項使用料、予算現額1,114万6,000円、収入済額1,358万4,605円、比較が243万8,605円。2項手数料、予算現額6万円、収入済額12万4,000円、比較で6万4,000円。

2款県支出金、1項県補助金、予算現額1億2,000万円、収入済額1億2,000万円で、比較はゼロ。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、予算現額1億1,277万8,000円、収入済額1億1,277万8,000円で、比較はゼロ。

4款繰越金、1項繰越金、予算現額170万8,000円、収入済額170万7,011円、比較が989円。

5款諸収入、1項預金利子、予算現額1,000円、収入済額1,098円、比較が98円。2項雑入、予算現額410万円、収入済額468万9,781円、比較で58万9,781円。

6款村債、1項村債、予算現額9,340万円、収入済額も9,340万円で、比較はゼロ。

歳入合計、予算現額3億4,319万3,000円、収入済額3億4,628万4,495円、予算現額と収入済額との比較309万1,495円。

歳出でございます。歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、予算現額2億4,009万3,000

円、支出済額2億3,920万2,233円、比較で89万767円。

2款公債費、1項公債費、予算現額1億292万1,000円、支出済額1億238万1,318円、比較で53万9,682円。

3款予備費、1項予備費、予算現額17万9,000円、支出済額はゼロであります。比較も17万9,000円。

歳出合計、予算現額3億4,319万3,000円、支出済額3億4,158万3,551円、予算現額と支出済額との比較160万9,449円。

歳入歳出差引残額470万944円。

平成26年9月29日提出、中城村長浜田京介。  
以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第5 認定第5号 平成25年度中城村土地  
地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 認定第5号 平成25年度中  
城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認  
定について御提案申し上げます。

#### 認定第5号

#### 平成25年度中城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成25年度中城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成26年9月29日提出

中城村長 浜田 京介

平成25年度

中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入 額 1,133,947,198 円

歳 出 額 895,078,147 円

差 引 残 額 238,869,051 円

平成25年度 土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

(歳 入)

(単位：円)

| 款          | 項                 | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|------------|-------------------|---------------|---------------|---------------|-------|-------|---------------|----|
| 1 使用料及び手数料 |                   | 1,000         | 1,228,491     | 1,228,491     | 0     | 0     | 1,227,491     |    |
|            | 2 使用料             | 1,000         | 1,228,491     | 1,228,491     | 0     | 0     | 1,227,491     |    |
| 2 繰入金      |                   | 148,646,000   | 148,646,000   | 148,646,000   | 0     | 0     | 0             |    |
|            | 1 基金繰入金           | 148,646,000   | 148,646,000   | 148,646,000   | 0     | 0     | 0             |    |
| 3 繰越金      |                   | 435,530,000   | 435,527,188   | 435,527,188   | 0     | 0     | 2,812         |    |
|            | 1 繰越金             | 435,530,000   | 435,527,188   | 435,527,188   | 0     | 0     | 2,812         |    |
| 4 諸収入      |                   | 1,000         | 441,733       | 441,733       | 0     | 0     | 440,733       |    |
|            | 1 雑入              | 1,000         | 441,733       | 441,733       | 0     | 0     | 440,733       |    |
| 5 保留地処分金   |                   | 421,041,000   | 548,103,786   | 548,103,786   | 0     | 0     | 127,062,786   |    |
|            | 1 南上原区画整理事業保留地処分金 | 421,041,000   | 548,103,786   | 548,103,786   | 0     | 0     | 127,062,786   |    |
| 6 村債       |                   | 1,000         | 0             | 0             | 0     | 0     | 1,000         |    |
|            | 1 村債              | 1,000         | 0             | 0             | 0     | 0     | 1,000         |    |
| 歳入合計       |                   | 1,005,220,000 | 1,133,947,198 | 1,133,947,198 | 0     | 0     | 128,727,198   |    |

(歳 出)

(単位：円)

| 款           | 項              | 予算現額          | 支出済額        | 翌年度繰越額      | 不用額     | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-------------|----------------|---------------|-------------|-------------|---------|---------------|----|
| 1 土地区画整理事業費 |                | 1,005,218,000 | 895,078,147 | 109,477,000 | 662,853 | 110,139,853   |    |
|             | 1 南上原土地区画整理事業費 | 1,005,218,000 | 895,078,147 | 109,477,000 | 662,853 | 110,139,853   |    |

| 款     | 項     | 予算現額          | 支出済額        | 翌年度繰越額      | 不用額     | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-------|-------|---------------|-------------|-------------|---------|---------------|----|
| 2 公債費 |       | 1,000         | 0           | 0           | 1,000   | 1,000         |    |
|       | 1 公債費 | 1,000         | 0           | 0           | 1,000   | 1,000         |    |
| 3 予備費 |       | 1,000         | 0           | 0           | 1,000   | 1,000         |    |
|       | 1 予備費 | 1,000         | 0           | 0           | 1,000   | 1,000         |    |
| 歳出合計  |       | 1,005,220,000 | 895,078,147 | 109,477,000 | 664,853 | 110,141,853   |    |

歳入歳出差引残額 238,869,051 円

平成26年 9月29日 提出  
中城村長 浜田 京介

### 実質収支に関する調書

(土地区画整理事業特別会計)

平成25年度

| 区 分                                | 金 額                                          |            |
|------------------------------------|----------------------------------------------|------------|
| 1. 歳 入 総 額                         | 1,133,947 千円                                 |            |
| 2. 歳 出 総 額                         | 895,078 千円                                   |            |
| 3. 歳 入 歳 出 差 引 額                   | 238,869 千円                                   |            |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源                    | (1) 継続費通次繰越額                                 | 0 千円       |
|                                    | (2) 繰越明許費繰越額                                 | 109,477 千円 |
|                                    | (3) 事故繰越し繰越額                                 | 0 千円       |
|                                    | 計                                            | 109,477 千円 |
| 5. 実 質 収 支 額                       | 129,392 千円                                   |            |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 | 0 千円                                         |            |
| 備 考                                | 各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |            |

平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額11億3,394万7,198円、歳出額 8 億9,507万8,147円、差引残額 2 億3,886万9,051円。

同じく読み上げて御提案申し上げます。歳入のほうから。

1 款使用料及び手数料、2 項使用料、予算現

額1,000円、収入済額122万8,491円、比較で122万7,491円。

2 款繰入金、1 項基金繰入金、予算現額 1 億4,864万6,000円、収入済額 1 億4,864万6,000円、比較はゼロ。

3 款繰越金、1 項繰越金、予算現額 4 億3,553万円、収入済額 4 億3,552万7,188円、比

較で2,812円。

4 款諸収入、1 項雑入、予算現額1,000円、収入済額44万1,733円、比較が44万733円。

5 款保留地処分金、1 項南上原区画整理事業保留地処分金、予算現額 4 億2,104万1,000円、収入済額 5 億4,810万3,786円、比較で 1 億2,706万2,786円。

6 款村債、1 項村債は1,000円の費目存置のままでございます。

歳入合計、予算現額10億522万円、収入済額11億3,394万7,198円、予算現額と収入済額との比較 1 億2,872万7,198円。

続いて歳出でございます。歳出、1 款土地区画整理事業費、1 項南上原土地区画整理事業費、予算現額 10 億521 万8,000円、支出済額 8 億9,507万8,147円、予算現額と支出済額との比較が 1 億1,013万9,853円。

2 款公債費、1 項公債費は1,000円の費目存置のままでございます。

3 款予備費、1 項予備費も1,000円の費目存置のままでございます。

歳出合計、予算現額10億522万円、支出済額 8 億9,507万8,147円、予算現額と支出済額との比較 1 億1,014万1,853円。

歳入歳出差引残額 2 億3,886万9,051円。

平成26年 9 月29日提出、中城村長浜田京介。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第 6 認定第 6 号 平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 認定第 6 号 平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

#### 認定第 6 号

#### 平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定に基づき、平成25年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成26年 9 月29日 提出

中城村長 浜田 京介

#### 平成25年度

#### 中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算書

|       |             |
|-------|-------------|
| 歳 入 額 | 4,866,623 円 |
| 歳 出 額 | 3,313,154 円 |



差 引 残 額 1,553,469 円

平成25年度 土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款          | 項       | 予算現額      | 調定額       | 収入済額      | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|------------|---------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|---------------|----|
| 1 使用料及び手数料 |         | 3,602,000 | 3,662,000 | 3,662,000 | 0     | 0     | 60,000        |    |
|            | 1 使用料   | 3,601,000 | 3,662,000 | 3,662,000 | 0     | 0     | 61,000        |    |
|            | 2 手数料   | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | 1,000         |    |
| 2 寄附金      |         | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | 1,000         |    |
|            | 1 寄附金   | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | 1,000         |    |
| 3 繰入金      |         | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | 1,000         |    |
|            | 1 基金繰入金 | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | 1,000         |    |
| 4 繰越金      |         | 1,205,000 | 1,204,623 | 1,204,623 | 0     | 0     | 377           |    |
|            | 1 繰越金   | 1,205,000 | 1,204,623 | 1,204,623 | 0     | 0     | 377           |    |
| 5 諸収入      |         | 2,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | 2,000         |    |
|            | 1 預金利子  | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | 1,000         |    |
|            | 2 雑収入   | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | 1,000         |    |
| 歳入合計       |         | 4,811,000 | 4,866,623 | 4,866,623 | 0     | 0     | 55,623        |    |

(歳出)

(単位：円)

| 款           | 項           | 予算現額      | 支出済額      | 翌年度繰越額 | 不用額       | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-------------|-------------|-----------|-----------|--------|-----------|---------------|----|
| 1 污水处理施設管理費 |             | 3,601,000 | 3,313,154 | 0      | 287,846   | 287,846       |    |
|             | 1 污水处理施設管理費 | 3,601,000 | 3,313,154 | 0      | 287,846   | 287,846       |    |
| 2 予備費       |             | 1,210,000 | 0         | 0      | 1,210,000 | 1,210,000     |    |
|             | 1 予備費       | 1,210,000 | 0         | 0      | 1,210,000 | 1,210,000     |    |
| 歳出合計        |             | 4,811,000 | 3,313,154 | 0      | 1,497,846 | 1,497,846     |    |

歳入歳出差引残額 1,553,469 円

平成26年 9月29日 提出  
中城村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(汚水処理施設管理事業特別会計)

平成25年度

| 区 分                                |                                              | 金 額      |
|------------------------------------|----------------------------------------------|----------|
| 1. 歳 入                             | 総 額                                          | 4,866 千円 |
| 2. 歳 出                             | 総 額                                          | 3,313 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出                         | 差 引 額                                        | 1,553 千円 |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源                    | (1) 継続費遞次繰越額                                 | 0 千円     |
|                                    | (2) 繰越明許費繰越額                                 | 0 千円     |
|                                    | (3) 事故繰越し繰越額                                 | 0 千円     |
|                                    | 計                                            | 0 千円     |
| 5. 実 質                             | 収 支 額                                        | 1,553 千円 |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 |                                              | 0 千円     |
| 備 考                                | 各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |          |

平成25年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額486万6,623円、歳出額331万3,154円、差引残額155万3,469円。

歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、予算現額360万1,000円、収入済額366万2,000円、比較で6万1,000円。2項手数料は1,000円の費目存置のままでございます。

2款寄附金、1項寄附金も1,000円の費目存置のままでございます。

3款繰入金、1項基金繰入金も1,000円の費目存置。

4款繰越金、1項繰越金、予算現額120万5,000円、収入済額120万4,623円、比較で377円。

5款諸収入、1項預金利子、2項雑収入は1,000円の費目存置のままでございます。

歳入合計、予算現額481万1,000円、収入済額486万6,623円、比較で5万5,623円。

続いて歳出でございます。1款汚水処理施設管理費、1項汚水処理施設管理費、予算現額360万1,000円、支出済額331万3,154円、比較で28万7,846円。

2款予備費、1項予備費、予算現額121万円、支出済額はゼロで、比較も同額でございます。

歳出合計、予算現額481万1,000円、支出済額331万3,154円。予算現額と支出済額との比較149万7,846円。

歳入歳出差引残額155万3,469円。

平成26年9月29日提出、中城村長浜田京介。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 認定第7号 平成25年度中城村水道事業会計決算認定について及び日程第8 議案第45号 平成25年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分については関連しますので、一括での提案といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 認定第7号 平成25年度中

城村水道事業会計決算認定について御提案申し上げます。

認定第7号

平成25年度中城村水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により平成25年度中城村水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付します。

平成26年9月29日 提出

中城村長 浜田 京介

平成25年度中城村水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

(単位：円)

| 区 分        | 予 算 額       |       |                                         |             | 決算額         | 予算額に比べ<br>決算額の増減 | 備 考<br>(うち、仮受消費税<br>及び地方消費税)     |
|------------|-------------|-------|-----------------------------------------|-------------|-------------|------------------|----------------------------------|
|            | 当初予算額       | 補正予算額 | 地方公営企業法第24条<br>第3項の規定による支<br>出額に係る財源充当額 | 合 計         |             |                  |                                  |
| 第1款 水道事業収益 | 426,303,000 | 0     | 0                                       | 426,303,000 | 447,502,865 | 21,199,865       |                                  |
| 第1項 営業収益   | 423,960,000 | 0     | 0                                       | 423,960,000 | 433,684,370 | 9,724,370        | (うち、仮受消費税及び地方消費税<br>20,543,376円) |
| 第2項 営業外収益  | 2,340,000   | 0     | 0                                       | 2,340,000   | 13,728,842  | 11,388,842       | (うち、仮受消費税及び地方消費税<br>118,685円)    |
| 第3項 特別利益   | 3,000       | 0     | 0                                       | 3,000       | 89,653      | 86,653           | (うち、仮受消費税及び地方消費税<br>1,389円)      |

支出

(単位：円)

| 区 分        | 予 算 額       |           |            |       |                                             |             |                                             |             | 決算額         | 地方公営<br>企業法第<br>26条第2<br>項の規定<br>による<br>繰越額 | 不用額       | 備 考<br>(うち、仮払消費税<br>及び地方消費税)     |
|------------|-------------|-----------|------------|-------|---------------------------------------------|-------------|---------------------------------------------|-------------|-------------|---------------------------------------------|-----------|----------------------------------|
|            | 当初予算額       | 補正予算額     | 予備費<br>支出額 | 流用増減額 | 地方公営<br>企業法第<br>24条第3<br>項の規定<br>による<br>支出額 | 小 計         | 地方公営<br>企業法第<br>26条第2<br>項の規定<br>による<br>繰越額 | 合 計         |             |                                             |           |                                  |
| 第1款 水道事業費用 | 420,854,000 | 2,206,000 | 0          | 0     | 0                                           | 423,060,000 | 0                                           | 423,060,000 | 419,753,624 | 0                                           | 3,306,376 |                                  |
| 第1項 営業費用   | 409,934,000 | 2,206,000 | 0          | 0     | 0                                           | 412,140,000 | 0                                           | 412,140,000 | 411,927,985 | 0                                           | 212,015   | (うち、仮受消費税及び地方消費税<br>13,521,455円) |
| 第2項 営業外費用  | 9,717,000   | 0         | 0          | 0     | 0                                           | 9,717,000   | 0                                           | 9,717,000   | 7,746,339   | 0                                           | 1,970,661 |                                  |
| 第3項 特別損失   | 203,000     | 0         | 0          | 0     | 0                                           | 203,000     | 0                                           | 203,000     | 79,300      | 0                                           | 123,700   |                                  |
| 第4項 予備費    | 1,000,000   | 0         | 0          | 0     | 0                                           | 1,000,000   | 0                                           | 1,000,000   | 0           | 0                                           | 1,000,000 |                                  |

## (2) 資本的収入及び支出

## 収入

(単位：円)

| 区 分          | 予 算 額      |         |            |                                |                              |            | 決算額        | 予算額に比べ<br>決算額の増減 | 備 考 |
|--------------|------------|---------|------------|--------------------------------|------------------------------|------------|------------|------------------|-----|
|              | 当初予算額      | 補正予算額   | 小 計        | 法第26条の規定<br>による繰越額に<br>係る財源充当額 | 継続費 通次<br>繰越額に係る<br>財源 充 当 額 | 合 計        |            |                  |     |
| 第1款 資本的収入    | 31,001,000 | 918,000 | 31,919,000 | 16,000,000                     | 0                            | 47,919,000 | 47,918,000 | 1,000            |     |
| 第1項 補助金      | 27,000,000 |         | 27,000,000 | 16,000,000                     | 0                            | 43,000,000 | 43,000,000 | 0                |     |
| 第2項 企業債      | 0          | 0       | 0          | 0                              | 0                            | 0          | 0          | 0                |     |
| 第3項 出資金      | 4,000,000  | 918,000 | 4,918,000  | 0                              | 0                            | 4,918,000  | 4,918,000  | 0                |     |
| 第4項 固定資産売却代金 | 1,000      | 0       | 1,000      | 0                              | 0                            | 1,000      | 0          | 1,000            |     |

## 支出

(単位：円)

| 区 分        | 予 算 額      |           |            |            |                          |                  |             | 決算額         | 翌年度繰越額                         |                  |    | 不用額       | 備 考<br>(うち、仮払消費税<br>及び地方消費税)        |
|------------|------------|-----------|------------|------------|--------------------------|------------------|-------------|-------------|--------------------------------|------------------|----|-----------|-------------------------------------|
|            | 当初予算額      | 補正予算額     | 流 用<br>増減額 | 小 計        | 法第26条の<br>規定による<br>繰 越 額 | 継続費<br>通次<br>繰越額 | 合計          |             | 法第26条<br>の 規 定<br>による<br>繰 越 額 | 継続費<br>通次<br>繰越額 | 合計 |           |                                     |
| 第1款 資本的支出  | 84,788,000 | 9,135,000 | 0          | 93,923,000 | 32,014,500               | 0                | 125,937,500 | 121,297,609 | 0                              | 0                | 0  | 4,639,891 |                                     |
| 第1項 建設改良費  | 76,700,000 | 9,135,000 | 0          | 85,835,000 | 32,014,500               | 0                | 117,849,500 | 113,210,616 | 0                              | 0                | 0  | 4,638,884 | (うち、仮払消費税<br>及び地方消費税<br>4,907,138円) |
| 第2項 企業債償還金 | 8,087,000  | 0         | 0          | 8,087,000  | 0                        | 0                | 8,087,000   | 8,086,993   | 0                              | 0                | 0  | 7         |                                     |
| 第3項 予備費    | 1,000      | 0         | 0          | 1,000      | 0                        | 0                | 1,000       | 0           |                                |                  |    | 1,000     |                                     |

資本的収入額が資本的支出額に不足した額 73,379,609円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,625,329円及び過年度損益勘定  
留保資金 70,754,280円で補填した。

2ページのほうから読み上げさせていただきます。

平成25年度中城村水道事業決算報告書の(1)収益的収入及び支出の収入の部分でございます。第1款水道事業収益の第1項営業収益、当初予算額4億2,396万円、決算額4億3,368万4,370円、予算額と決算額の増減972万4,370円。第2項営業外収益、当初予算額234万円、決算額1,372万8,842円、増減が1,138万8,842円。第3項特別収益、当初予算額は3,000円、決算額は8万9,653円、増減額8万6,653円。

次は支出でございます。支出、第1款水道事業費用の第1項営業費用、当初予算額4億993万4,000円、補正予算額が220万6,000円、決算額が4億1,192万7,985円、不用額としまして21万2,015円。第2項営業外費用、当初予算額971万7,000円、決算額774万6,339円、不用額が197万661円。3項特別損失、当初予算額20万3,000円、決算額7万9,300円、不用額で12万3,700円。第4項予備費、100万円、決算額はゼロで、不用額も同額100万円でございます。

次をまた開いていただきまして、続いて資本的収入及び支出の収入の分でございます。第1

款資本的収入、第1項の補助金、当初予算額2,700万円、26条の繰越額に充当する金額が1,600万円、決算額4,300万円で、比較はゼロになります。第3項出資金、当初予算額400万円、補正予算額が91万8,000円、決算額が491万8,000円で、比較はゼロ。第4項の固定資産売却代金は1,000円の費目存置のままでございます。

次に支出のほうです。第1款資本的支出の第1項建設改良費、当初予算額7,670万円、補正額が913万5,000円、同じく26条の繰越額が3,201万4,500円、決算額が1億1,321万616円、不用額463万8,884円。第2項企業債償還金、当初予算額808万7,000円、決算額808万6,993円で、不用額は7円。第3項の予備費は1,000円の費目存置のままでございます。

その下でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足した額7,337万9,609円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額262万5,329円、及び過年度損益勘定留保資金7,075万4,280円で補填いたしました。

以上でございます。

| 平成25年度中城村水道事業損益計算書        |             |             |
|---------------------------|-------------|-------------|
| (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) |             |             |
| (単位:円)                    |             |             |
| 1                         | 営業収益        |             |
|                           | (1)給水収益     | 403,630,527 |
|                           | (2)その他の営業収益 | 9,510,467   |
|                           |             | 413,140,994 |
| 2                         | 営業費用        |             |
|                           | (1)原水及び浄水費  | 211,302,067 |
|                           | (2)配水及び給水費  | 43,541,815  |
|                           | (3)総係費      | 50,895,083  |
|                           | (4)減価償却費    | 88,619,737  |

|              |                  |                    |                          |
|--------------|------------------|--------------------|--------------------------|
| (5) 資産減耗費    | <u>4,047,828</u> | <u>398,406,530</u> |                          |
| 営業利益         |                  |                    | 14,734,464               |
| 3 営業外収益      |                  |                    |                          |
| (1) 受取利息     | 7,060            |                    |                          |
| (2) 工事負担金    | 2,373,674        |                    |                          |
| (3) 雑収益      | 229,540          |                    |                          |
| (4) 修繕引当金戻入  | 11,000,000       |                    |                          |
| (5) 消費税還付金   | <u>0</u>         | 13,610,274         |                          |
| 4 営業外費用      |                  |                    |                          |
| (1) 支払利息     | 3,273,239        |                    |                          |
| (2) その他雑支出   | <u>2</u>         | <u>3,273,241</u>   | <u>10,337,033</u>        |
| 経常利益         |                  |                    | 25,071,497               |
| 5 特別利益       |                  |                    |                          |
| (1) 過年度損益修正益 | <u>88,264</u>    | 88,264             |                          |
| 6 特別損失       |                  |                    |                          |
| (1) 過年度損益修正損 | <u>75,524</u>    | <u>75,524</u>      | <u>12,740</u>            |
| 当年度純利益       |                  |                    | 25,084,237               |
| 前年度繰越利益剰余金   |                  |                    | <u>9,159,271</u>         |
| 当年度未処分利益剰余金  |                  |                    | <u><u>34,243,508</u></u> |

平成25年度 中城村水道事業剰余金計算書  
 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：円)

|             | 資本金         |             | 剰余金         |               |            |               |            |             |                             |             | 資本合計          |
|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|------------|---------------|------------|-------------|-----------------------------|-------------|---------------|
|             | 自己資本金       | 借入資本金       | 資本剰余金       |               |            |               | 利益剰余金      |             |                             |             |               |
|             |             |             | 受贈財産評価額     | 補助金           | その他資本剰余金   | 資本剰余金合計       | 減債積立金      | 建設改良積立金     | 未処分利益剰余金                    | 利益剰余金合計     |               |
| 前年度末残高      | 441,404,478 | 169,380,081 | 285,912,866 | 1,551,246,873 | 38,611,220 | 1,875,770,959 | 38,081,112 | 72,188,343  | 59,159,271                  | 169,428,726 | 2,655,984,244 |
| 前年度処分額      | 0           | 0           | 0           | 0             | 0          | 0             | 20,000,000 | 30,000,000  | 50,000,000                  | 0           | 0             |
| 議会の議決による処分額 | 0           | 0           | 0           | 0             | 0          | 0             | 20,000,000 | 30,000,000  | 50,000,000                  | 0           | 0             |
| 前年度純利益      |             |             |             |               |            | 0             | 20,000,000 | 30,000,000  | 50,000,000                  | 0           | 0             |
| 法令による処分額    | 0           | 0           | 0           | 0             | 0          | 0             | 0          | 0           | 0                           | 0           | 0             |
| 前年度純利益      |             |             |             |               |            | 0             |            |             |                             | 0           | 0             |
| 処分後残高       | 441,404,478 | 169,380,081 | 285,912,866 | 1,551,246,873 | 38,611,220 | 1,875,770,959 | 58,081,112 | 102,188,343 | (繰越利益剰余金)<br>9,159,271      | 169,428,726 | 2,655,984,244 |
| 当年度変動額      | 4,683,810   | 8,086,993   | 0           | 40,952,381    | 0          | 40,952,381    | 0          | 0           | 25,084,237                  | 25,084,237  | 62,633,435    |
| 自己資本金組入     | 4,683,810   |             |             |               |            | 0             |            |             |                             | 0           | 4,683,810     |
| 企業債償還       |             | 8,086,993   |             |               |            | 0             |            |             |                             | 0           | 8,086,993     |
| 資本剰余金受入     |             |             |             | 40,952,381    |            | 40,952,381    |            |             |                             | 0           | 40,952,381    |
| 補助金返還       |             |             |             |               |            | 0             |            |             |                             | 0           | 0             |
| 当年度純利益      |             |             |             |               |            | 0             |            |             | 25,084,237                  | 25,084,237  | 25,084,237    |
| 当年度末残高      | 446,088,288 | 161,293,088 | 285,912,866 | 1,592,199,254 | 38,611,220 | 1,916,723,340 | 58,081,112 | 102,188,343 | (当年度未処分利益剰余金)<br>34,243,508 | 194,512,963 | 2,718,617,679 |



平成25年度 中城村水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

|             | 資本金         | 資本剰余金         | 未処分利益剰余金               |
|-------------|-------------|---------------|------------------------|
| 当年度末残高      | 607,381,376 | 1,916,723,340 | 34,243,508             |
| 議会の議決による処分類 | 0           | 0             | 30,000,000             |
| 減債積立金       | 0           | 0             | 10,000,000             |
| 建設改良積立金の積立  | 0           | 0             | 20,000,000             |
| 利益積立金の積立    | 0           | 0             | 0                      |
| 処分後残高       | 607,381,376 | 1,916,723,340 | (繰越利益剰余金)<br>4,243,508 |

平成25年度中城村水道事業貸借対照表

(平成26年3月31日)

資 産 の 部

(単位：円)

1 固定資産

(1)有形固定資産

|          |                      |               |               |
|----------|----------------------|---------------|---------------|
| イ 土地     |                      | 47,769,530    |               |
| ロ 構築物    | 3,199,510,670        |               |               |
| 減価償却累計額  | <u>1,233,281,877</u> | 1,966,228,793 |               |
| ハ 機械装置   | 215,480,803          |               |               |
| 減価償却累計額  | <u>112,645,312</u>   | 102,835,491   |               |
| ニ 車輛運搬具  | 4,837,317            |               |               |
| 減価償却累計額  | <u>3,621,537</u>     | 1,215,780     |               |
| ホ 器具備品   | 49,486,252           |               |               |
| 減価償却累計額  | <u>31,598,628</u>    | 17,887,624    |               |
| ヘ 施設用建物  | 66,149,719           |               |               |
| 減価償却累計額  | <u>13,026,509</u>    | 53,123,210    |               |
| ト 建設仮勘定  | 30,360,450           | 30,360,450    |               |
| 有形固定資産合計 |                      |               | 2,219,420,878 |

(2)無形固定資産

|         |  |                |                |
|---------|--|----------------|----------------|
| イ 電話加入権 |  | <u>123,100</u> | <u>123,100</u> |
|---------|--|----------------|----------------|

|            |                    |                      |
|------------|--------------------|----------------------|
| 固定資産合計     |                    | 2,219,543,978        |
| 2 流動資産     |                    |                      |
| (1)現金預金    | 526,116,533        |                      |
| (2)未収金     | 33,570,716         |                      |
| (3)貯蔵品     | 50,300             |                      |
| (4)前払金     | <u>0</u>           |                      |
| 流動資産合計     |                    | 559,737,549          |
| 資産合計       |                    | <u>2,779,281,527</u> |
|            | 負債の部               |                      |
| 3 固定負債     |                    |                      |
| (1)修繕引当金   | <u>0</u>           |                      |
| 固定負債合計     |                    | 0                    |
| 4 流動負債     |                    |                      |
| (1)未払金     | 59,055,313         |                      |
| (2)前受金     | 0                  |                      |
| (3)預かり金    | 1,608,535          |                      |
| (4)その他流動負債 | <u>0</u>           |                      |
| 流動負債合計     |                    | <u>60,663,848</u>    |
| 負債合計       |                    | 60,663,848           |
|            | 資本の部               |                      |
| 5 資本金      |                    |                      |
| (1)自己資本金   |                    |                      |
| イ 固有資本金    | 40,841,872         |                      |
| ロ 繰入資本金    | 121,331,192        |                      |
| ハ 組入資本金    | <u>283,915,224</u> | 446,088,288          |

|               |                   |                    |                      |
|---------------|-------------------|--------------------|----------------------|
| (2)借入資本金      |                   |                    |                      |
| イ 企業債         |                   | <u>161,293,088</u> | <u>161,293,088</u>   |
| 資本金合計         |                   |                    | 607,381,376          |
| 6 剰余金         |                   |                    |                      |
| (1)資本剰余金      |                   |                    |                      |
| イ 国庫補助金       | 1,592,199,254     |                    |                      |
| ロ 受贈財産評価額     | 285,912,866       |                    |                      |
| ハ 保険差益        | 93,318            |                    |                      |
| ニ 工事負担金       | <u>38,517,902</u> |                    |                      |
| 資本剰余金合計       |                   |                    | 1,916,723,340        |
| (2)利益剰余金      |                   |                    |                      |
| イ 減債積立金       | 58,081,112        |                    |                      |
| ロ 建設改良積立金     | 102,188,343       |                    |                      |
| ハ 当年度未処分利益剰余金 | 34,243,508        |                    |                      |
| 利益剰余金合計       |                   | <u>194,512,963</u> |                      |
| 剰余金合計         |                   |                    | <u>2,111,236,303</u> |
| 資本合計          |                   |                    | <u>2,718,617,679</u> |
| 負債資本合計        |                   |                    | <u>2,779,281,527</u> |

続いて、関連いたしますので、そのまま議案  
第45号 平成25年度中城村水道事業未処分利益

剰余金の処分について御提案申し上げます。

議案第45号

平成25年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成25年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めます。

平成26年9月29日提出

中城村長 浜田 京介

平成25年度 中城村水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

|              | 資本金         | 資本剰余金         | 未処分利益剰余金               |
|--------------|-------------|---------------|------------------------|
| 当年度末残高       | 607,381,376 | 1,916,723,340 | 34,243,508             |
| 議会の議決による処分数額 | 0           | 0             | 30,000,000             |
| 減債積立金        |             |               | 10,000,000             |
| 建設改良積立金の積立   |             |               | 20,000,000             |
| 利益積立金の積立     |             |               |                        |
| 処分後残高        | 607,381,376 | 1,916,723,340 | (繰越利益剰余金)<br>4,243,508 |

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さんでした。

散会(11時22分)

## 平成26年第6回中城村議会定例会（第4日目）

|                        |               |                      |                  |       |
|------------------------|---------------|----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成26年9月29日（月） |                      |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂      |                      |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議            | 平成26年10月2日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会            | 平成26年10月2日（午前11時45分） |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号          | 氏名                   | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番            | 石原昌雄                 | 9番               | 新垣徳正  |
|                        | 2番            | 外間博則                 | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番            | 大城常良                 | 11番              | 新垣光栄  |
|                        | 4番            | 屋良清                  | 12番              | 新垣博正  |
|                        | 5番            | 仲松正敏                 | 13番              | 仲座勇   |
|                        | 6番            | 新垣貞則                 | 14番              | 新垣善功  |
|                        | 7番            | 金城章                  | 15番              | 宮城重夫  |
|                        | 8番            | 伊佐則勝                 | 16番              | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                   |               |                      |                  |       |
| 会議録署名議員                | 1番            | 石原昌雄                 | 2番               | 外間博則  |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長        | 知名勉                  | 議事係長             | 比嘉保   |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長            | 浜田京介                 | 企画課長             | 與儀忍   |
|                        | 副村長           | 比嘉正豊                 | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長           | 呉屋之雄                 | 都市建設課長           | 新垣正   |
|                        | 総務課長          | 比嘉忠典                 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                        | 住民生活課長        | 新垣親裕                 | 上下水道課長           | 仲村盛和  |
|                        | 会計管理者         | 比嘉義人                 | 教育総務課長           | 名幸孝   |
|                        | 税務課長          | 稲嶺盛昌                 | 生涯学習課長           | 新垣一弘  |
|                        | 福祉課長          | 仲松範三                 | 教育総務課主           | 伊波正明  |
|                        | 健康保険課長        | 比嘉健治                 |                  |       |

## 議 事 日 程 第 4 号

| 日 程  | 件 名                                                          |
|------|--------------------------------------------------------------|
| 第 1  | 議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例                |
| 第 2  | 議案第36号 中城村北中城村清掃事務組合理約の変更                                    |
| 第 3  | 議案第37号 中城村北中城村清掃事務組合の共同処理する事務中、し尿処理場の設置並びに管理に関する事務の廃止に伴う財産処分 |
| 第 4  | 議案第38号 東部清掃施設組合理約の変更                                         |
| 第 5  | 議案第39号 平成26年度中城村一般会計補正予算（第2号）                                |
| 第 6  | 議案第40号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                          |
| 第 7  | 議案第41号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                         |
| 第 8  | 議案第42号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）                         |
| 第 9  | 議案第43号 平成26年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）                      |
| 第 10 | 議案第44号 平成26年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）                              |
| 第 11 | 同意第3号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について                                |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

( 10時00分)

日程第1 議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

新しい議員が6名おりますので、念のため、質疑の回数は3回ということで説明があったかと思っておりますので、それを了承していただきたいと思っております。

本件については9月30日の説明を受けておりますので、これから質疑を行いたいと思っております。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第35号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されまし

た。

日程第2 議案第36号 中城村北中城村清掃事務組合規約の変更を議題とします。

本件については9月30日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第36号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 中城村北中城村清掃事務組合規約の変更を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第36号 中城村北中城村清掃事務組合規約の変更は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第37号 中城村北中城村清掃事務組合の共同処理する事務中、し尿処理場の設置並びに管理に関する事務の廃止に伴う財産処分を議題とします。

本件については9月30日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第37号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 中城村北中城村清掃事務組合の共同処理する事務中、し尿処理場の設置並びに管理に関する事務の廃止に伴う財産処分を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第37号 中城村北中城村清掃事務組合の共同処理する事務中、し尿処理場の設置並びに管理に関する事務の廃止に伴う財産処分は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第38号 東部清掃施設組合規約の変更を議題とします。

本件については9月30日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第38号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 東部清掃施設組合規約の変更を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第38号 東部清掃施設組合規約の変更は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第39号 平成26年度中城村一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件については9月30日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時10分)

~~~~~

再開(11時26分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第39号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。



(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第39号 平成26年度中城村一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第39号 平成26年度中城村一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第40号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件については9月30日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第40号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第40号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第40号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第41号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件については9月30日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第41号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第41号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第41号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第42号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議

題とします。

本件については9月30日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第42号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第42号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第43号 平成26年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件については9月30日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(11時33分)

~~~~~

再開(11時38分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第43号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 平成26年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第43号 平成26年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第44号 平成26年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件については9月30日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩いたします。

休憩(11時40分)

~~~~~

再開(11時41分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第44号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 平成26年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第44号 平成26年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第11 同意第3号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件については9月30日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、同意第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第3号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり承認されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会(11時45分)

## 平成26年第6回中城村議会定例会（第5日目）

招集年月日	平成26年9月29日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成26年10月3日（午前10時00分）		
	散会	平成26年10月3日（午前10時47分）		
応招議員  （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	新垣徳正
	2番	外間博則	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣光栄
	4番	屋良清	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	1番	石原昌雄	2番	外間博則
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	比嘉忠典	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	新垣親裕	上下水道課長	仲村盛和
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	名幸孝
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	新垣一弘
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主	伊波正明
	健康保険課長	比嘉健治		

## 議 事 日 程 第 5 号

日 程	件 名
第 1	認定第 1 号 平成25年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について
第 2	認定第 2 号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第 3	認定第 3 号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第 4	認定第 4 号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 5	認定第 5 号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 6	認定第 6 号 平成25年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 7	認定第 7 号 平成25年度中城村水道事業会計決算認定について
第 8	議案第45号 平成25年度中城村水道事業未処理分利益剰余金の処分について
第 9	同意第 5 号 監査委員の選任について

議長 與那覇朝輝 おはようございます。本日の会議を開きます。

( 10時00分 )

日程第1 認定第1号 平成25年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については10月1日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番 大城常良議員。

3番 大城常良議員 おはようございます。きょうはよろしくお願いたします。質疑をお願いいたします。認定第1号です。26ページの13款1項5目1節中城城跡施設使用料、観覧料が2,912万5,440円、120ページの7款1項2目19節負担金で中城城跡共同管理協議会負担金が2,037万4,200円と計上され、単純な差引利益は875万1,240円とありますが、これは前年度の差引利益1,089万6,840円よりも214万5,600円も減少しておりますが、どのような理由によるものなのか。また今年度は1,000万円以上の利益が見込まれているかどうか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 3番大城議員の御質疑にお答えをしたいと思います。

まず歳入の13款1項5目1節の中城城跡観覧料の2,912万5,440円の収入でございますが、そのうち支出の7款1項2目19節の負担金で2,037万4,200円を負担金として交付しております。その残りということで、875万1,240円というのは一般財源に組み入れて、商工観光費の人件費等に充てているということであります。この事業については、中城城跡観覧料の入場料でございますが、平成25年度は入客数が11万8,580人、金額で使用料も入れて3,236万1,600円を入場料として徴収しております。そのうちの共同管理の規定によって、10分の9を中城村

に歳入として入れます。10分の1が北中城村に入れるということで、観覧料の合計に0.9をかけますと2,912万5,440円ということでありまして。今年度の伸びということでありまして、企業立地・観光推進課としましては、平成28年15万人を目標にしておりますので、それに近づけるように今年度もいろんなイベントを誘致、もしくは主催しながら観覧料の増に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 平成28年度に15万人の入域予定ということで、その方法は確実にできるようにひとつ対処してください。以上です。

議長 與那覇朝輝 ほかに質疑ありませんか。休憩いたします。

休憩 ( 10時06分 )

~~~~~

再開 ( 10時27分 )

議長 與那覇朝輝 再開いたします。ほかに質疑ありませんか。

( 「質疑なし」という声あり )

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号 平成25年度中城村一般会計歳入歳出決算認定については、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

( 「異議なし」という声あり )

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第1号 平成25年度中城村一般会計歳入歳出決算認定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第2 認定第2号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については10月1日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩いたします。

休憩（10時28分）

~~~~~

再開（10時34分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第2号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第3 認定第3号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については10月1日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第3号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第3号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい

ては、文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 認定第4号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については10月1日の説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第4号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第4号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 認定第5号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については10月1日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第5号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第5号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 認定第6号 平成25年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については10月1日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第6号 平成25年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第6号 平成25年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 認定第7号 平成25年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本件については10月1日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第7号 平成25年度中城村水道事業会計決算認定については、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第7号 平成25年度中城村水道事業会計決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第45号 平成25年度中城村水道事業未処理分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

本件については10月1日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号 平成25年度中城村水道事業未処理分利益剰余金の処分については、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第45号 平成25年度中城村水道事業未処理分剰余金の処分については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9 同意第5号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、11番 新垣光栄議員の退場を求めます。

[11番 新垣光栄議員の退場]

議長 與那覇朝輝 休憩いたします。

休憩(10時44分)

~~~~~

再開(10時45分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 同意第5号 監査委員の選任について御提案申し上げます。



同意第5号

監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 中城村字和宇慶96番地  
氏 名 新垣光栄  
生年月日 昭和38年5月11日生

平成26年9月30日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

議員のうちから選任された監査委員の任期満了に伴い、新たな監査委員を選任する必要がある。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第5号 監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第5号 監査委員の選任について原案のとおり同意されました。

休憩いたします。

休 憩（10時47分）

~~~~~

再 開（10時47分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまで

した。

散 会 ( 1 0 時 4 7 分 )

## 平成26年第6回中城村議会定例会（第16日目）

招集年月日	平成26年9月29日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成26年10月14日（午前10時00分）		
	散会	平成26年10月14日（午後1時51分）		
応招議員  （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	新垣徳正
	2番	外間博則	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣光栄
	4番	屋良清	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	1番	石原昌雄	2番	外間博則
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	比嘉忠典	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	新垣親裕	上下水道課長	仲村盛和
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	名幸孝
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	新垣一弘
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主幹	伊波正明
	健康保険課長	比嘉健治		

議事日程第6号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に9番 新垣徳正議員の一般質問を許します。

9番 新垣徳正議員 皆さん、おはようございます。本村議会も新しい顔ぶれがそろいまして、心機一転、また皆さん取り組んでいけるものと思っております。まず初陣を切ったということなんですが、一般質問をさせていただきたいと思えます。

私の質問に対して、村当局が期待に応えてくれるような答弁があると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

大枠1番、久場前浜原線整備事業について。前回6月議会において、地区計画の策定、条例整備が急務だとの質問を行ったが、その後の進捗状況はどうか伺います。

大枠2番、地滑り危険地域の実態調査の状況は。近年、大雨による地滑り災害が多発しています。本村の地滑り災害への取り組み状況は。

久場、区画整理事業地(通称、第二久場)後方斜面地の地質調査の実態はどのようになっているのか伺います。

大枠3番、「地域盛り上げ隊」の取り組みについて伺います。本村全職員が隊員という「地域盛り上げ隊」という活動を立ち上げましたが、その目的や、取り組みの状況などはどのようになっているのか伺います。

大枠4番、11月16日投票の沖縄県知事選について伺います。今回の県知事選の最大の争点はどこにあると考えますか。先の3月議会において、本県のオール沖縄で示された「建白書」

の理念について、村長が答弁されたことは、現在も折れることなく変わることはないと考えておられますか。以上、よろしくお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣徳正議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番につきましては都市建設課と農林水産課、大枠3番につきましては企画課のほうでお答えをさせていただきます。私のほうでは大枠4番、県知事選についての争点と「建白書」の理念についての御質問ですので、お答えをさせていただきますが、今回の県知事選の最大の争点とはということですので、最大の争点となると当然、これは辺野古移設を問う選挙かなという気がいたします。ほかにも争点はいろいろ教育問題だとかいろいろありますけれども、最大の争点という意味では辺野古移設について、これは県民に対しての問いかけだと。それが争点だと認識をしております。

の「建白書」の理念について、私が答弁したことへのお尋ねですけれども、議員御承知のとおり、3月議会に私も答弁をさせていただきました。正直なところ、去年、オール沖縄で建白書を持って官邸で要請行動を起こしたときは、多少やはり県内の状況が変わっているという、これは3月議会でも答弁させていただきましたけれども、しかし私自身としては、心折れることなく、これまでどおりのオスプレイの配備の撤回と辺野古移設への反対は、ずっと変わることなくやってきたつもりでもございますし、またこれからも変わることはない、ここで断言をさせていただきたいと思えます。そういう意味では、お尋ねの3月議会での私の答弁したことは、今も当然これは継続していると。またこれからも、その気持ちはずっと続いていくということ、改めてまた断言をさせていただきます。

す。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 新垣徳正議員の大  
大枠1の久場前浜原線整備事業の 及び大枠2の  
についてお答えします。

については、去った5月定例会で既に地区  
計画の条例案は作成した答弁をしました。今後  
の予定としましては、久場区民からも勉強会を  
要望されています。村としても平成21年度にま  
ちづくり検討委員会を発足しておりますので、  
条例制定に向けて委員会を中心に勉強会を今月  
末から予定しています。まちづくり委員として、  
現在は久場地区から6名、泊地区から5名、既  
存工場代表として3名、計14名の委員で構成を  
しています。

大枠2の については、現在、村の防災マッ  
プにおいて、土砂災害警戒区域等を把握してい  
ます。特に突発的に降るゲリラ豪雨や台風等の  
影響による長雨が続いた場合には、随時巡回し  
早急な対応ができるよう体制を整えています。  
また、総合事務局で平成23年度から、中頭東部  
地区、これは（中城村、北中城村、西原町）の  
地滑り観測を延長8キロメートル、面積900ヘ  
クタールの範囲で調査を進めています。その結  
果として、中城村の優先順位としては津覇地区  
の急傾斜地崩壊による対策工事を初め、当間地  
区地滑り対策についても今年から、沖縄県が採  
択に向けて取り組んでいます。以上です。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員  
会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛  
之 それでは新垣徳正議員の大枠2の につい  
てお答えいたします。

本箇所においては、平成20年に一部の土砂崩  
壊が発生しております。災害の発生後、県南  
部林業事務所と協議し、平成23年度の治山事業  
採択に向けて地権者への説明会等を行いました  
が、最終的に事業採択要件となる保安林指定の

同意が得られなかったことから、治山事業の採  
択には至りませんでした。その間、台風、大雨  
等で土砂崩壊による土砂流出が発生しており、  
その対策として土砂のしゅんせつや大型土のう  
の設置等を行っております。本箇所については、  
再度、実態調査を実施し、治山事業も含めた事  
業採択の可能性について県とも協議をしていき  
たいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 「地域盛り上げ隊」に  
ついてお答えいたします。

平成26年7月から、職員118名を各自治会に  
「地域盛り上げ隊」として派遣しております。  
中城村第4次総合計画におきまして、「職員が  
地域の活動に出向き、積極的にかかわっていく  
ことを目指します。」そういうことを実施施策  
として掲げていることから、その実現を図るも  
のでございます。「地域盛り上げ隊」事業の目  
的は、各自治会内の各種団体との交流などを通  
じて、コミュニティ意識の高揚が図られるよう  
支援するとともに、地域の活性化を図ることを  
目的とするものであり、あわせて職員の資質向  
上と自己研さん、自己研磨することを目的とし  
ております。全ての自治会で夏祭りや敬老会な  
ど、準備の段階から参加をしまして、当日の裏  
方など自治会からは好評を得ているものだと考  
えております。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 それでは順を追って再  
質問をさせていただきたいと思えます。

まず大枠1番の に関してでございますが、  
今言われている久場地区の対象地域周辺で、本  
事業に対する何項目かの懸念事項を記した立て  
看板が設置されております。看板の最後のほう  
に、地域住民の安全・安心を守る有志の会と書  
かれておりますが、出所は記されておられません。  
そのことについて当局は把握しているかお伺い  
します。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

看板については久場区民から電話の一報がありまして、現場を確認してベニヤ板1枚に有志の会ということで看板が設置されていることを把握しています。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 把握しているということなんですが、どのような組織で何を目的とするのか、ちょっと私も図りかねているところなんですが、1つ言えることは、それもこれも当局への不満や不安のあらわれが、このような形となって出てきているのではないかと私は考えています。既に道路整備の道筋も見えてきまして、今後、周辺環境が著しく変化していくことは、地権者に限らずとも多くの方が認識するところであります。そういった中で、当局の対応であったり、取り組み状況であったりが遅々として進まないことへの不満だとか、不安が懸念材料となって、あのような形で示されているのではないかと私は解釈しております。

関係地権者の間では、もう既に土地の賃貸借であったり売買などが行われているとのことで、その辺も大きな懸念材料となっているのではないかと考えています。それらのことからしましても、そういった懸念を払拭する意味においても、早急な事業の推進が期待されると考えております。先ほどの課長答弁の中で、今月末より勉強会を開くという話でございましたが、進んできてはいるのかなというふうに課長の答弁からは思いますが、村長のほうからも担当課への更なる働きかけをお願いしたいというところなんですが、一言、叱咤激励のためにお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議会においても答弁させていただきましたが、非常に大事な箇所の村発展につながる、この前

浜原線につきましては、久場の発展が中城の発展につながるんだということ、ここで申し述べてまいりました。そのとおりで進めていきたいと思っておりますし、また、議員がおっしゃる道路の早期完了と、そして住民の方々へのしっかりとした話し合い。この地区計画も含めてですね。これは関係部署にもしっかりと私のほうがトップダウンでこれは報告も聞きながら判断していきたいと思っている事項ですので、ぜひご安心をしていただきたいですし、また地域住民の方々にも、ぜひ議員を通して安心してくれよということが村長からあったということ、ぜひ一言お願いをしたいと思います。頑張ります。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 村の事業を行うに当たっては、いろいろな方の意見がありますので、その辺は理解するとしておりますが、地元地権者の皆さんは、地元住民との関係から、周辺環境の配慮においては十分理解を示してくれるものだと考えておりますが、その中で、その土地がもう既に売買やら賃貸借が始まっているということで、その転売を繰り返していくうちに地元とのかかわりが乏しい企業であったり個人であったりという、そういう他者に渡った場合などにおいて、さまざまな問題が起きる可能性があるということがすごく懸念されるということを私も話を聞いたりするんですが、まちづくり検討委員会の組織の施策も含め、地区計画の条例策定の完成を早期に実現できるように要望いたします。

先ほど、今月末から勉強会ということだったんですが、またその後、このまちづくり検討委員会が機能していくまでに、ガイドライン的なそういう計画があれば参考のためにお聞かせいただけますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

まちづくり検討委員会は、現在は14名で構成

しています。しかし、これは平成21年度に立ち上げた検討委員会ですので、今後は久場と泊と勉強会をしながら、15名程度を最終的に検討委員会を立ち上げし、次年度からは工事も始まりますので、道路の供用開始とともに地区計画の条例を制定して、今の特定保留から市街化編入に持って行くということを年次的に計画していますので、まずは皆さん方がその条例制定に向けての中身の勉強会をやっていって理解を示さないと、今の特定保留の解除というのは厳しいのかなと思っています。まずは今月末からの勉強会、よろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 ただいま課長の答弁にもありましたように、当局の行動力を期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして地滑り、大枠2番なんですけど、地滑りについてなんですけど、日付はちょっと忘れてしまったんですけど、新聞紙上にこういう、切り抜きを持ってきたんですけど、県の9月定例県議会において、ちょっと読んでみます。「土砂災害危険箇所、県整備率18%」という見出しで記事が掲載されております。その中で、質問に対して県の土木建設部長が「県内の急傾斜地などの土砂災害危険箇所は1,032カ所あり、その約66%の684カ所で対策工事が必要だ」という認識を持っている。2013年度末まで整備済箇所が123カ所で、整備率は18%。現在、10カ所で対策を実施している」というような答弁があったということが記事になっているんですけど、その記事と関連しまして、県と連動した何らかの取り組みなどの動きはあるのか、伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今、県のほうで、中部土木のほうで危険箇所については、中城村は3年前にほとんどの地域が危険区域に指定されています。今回、説明会があって、安里地区も危険区域。危険区域とい

うのは、あくまでもイエローゾーンということで、土砂災害警戒区域に指定して地域住民に危険の周知を促す区域であります。今、中城村においてはイエローゾーンは指定されていますが、赤い一番危険特別警戒区域レッドゾーンというのは指定されていませんので、今回はイエローゾーンの中で全ての地域で、当間地区の事業採択に向けてやっています。今後も県の方で調査しながら行っていくと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 ただいま課長のほうから答弁があったんですが、安里地域だとか、そういうところがイエローゾーンだということなんですけれども、県の指定に沿って村としては行っていくという話だと思いますが、そういうふうに理解しました。本村の地形上、ほとんどの地域が地滑り危険地域になるのではないかと私は考えております。それで、より以上の防災への取り組みが求められていると思っておりますが、記憶に新しいところで先ほど安里のほうの話もあつたんですが、安里地区の大規模地滑りがあってから、あの事件からまだ10年もたっていないわけです。災害は忘れたころにやってくると言われてきましたが、近年においては自然災害が頻発し、忘れたころどころではなく、さらに新たな災害が発生し、それを打ち消してしまうというような異常とも思えるような状況が各地で続いております。そのことからしましても、今後ソフト面であつたりハード面、両面からさらなる防災への取り組み強化を積極的に進めていくことが、本村に求められていることだと考えておりますが、そのことについて、どのような認識を持っておられるのか伺います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 イエローゾーンの件ですが、これまで総合事務局において、先ほど都市建設課長からあつたように、西原町から北中城村熱田まで、この斜面地について調査を現在



も進めています。工事のほうは県のほうで工事は進めるということになっております。この件について村当局初め、これまで危険地区の工事、安全対策をどうするかということで進めてまいりました。今はボーリング調査等が国のほうの総合事務局のほうで進められております。そういう状況の中で安全対策を進めるわけですが、村としても県、総合事務局タイアップしながら危険箇所についての危険の除去を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 ただいま課長のほうから答弁があったように、工事は当然県のほうの所轄というんですか、そういうところで行われるものだと思います。やはり問題提起は村のほうから行っていかないといけないと思っております。先ほども強化していくということでしたので、ぜひ継続して頑張っていたきたいと思っております。

地滑りや河川の氾濫による災害は、さまざまな要因が重なることで大きな災害へと移行するものと考えております。そのことを検証し原因を突きとめ、根本的な対策を施すことが、ひいては防災につながり、少しでも被害を少なくする、いわゆる減災へとつながるものと確信します。先ほど農水課長の答弁の中にありましたが、保安林指定に関しましての地権者からの要望に沿った土地の買い上げなども含め、その時点においては不必要な財政出費と思われるかもしれませんが、その後の防災であるとか減災へのつながり、結果オーライということになるかと私は考えております。村当局の確かな取り組みを期待しますが、課長、保安林指定について、今現在、担当課としての考え方をちょっとお聞かせいただけますか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛

之 それではお答えいたします。

農林省の治山事業におきましては、保安林指定というのが採択の要件の重要な要件となっております。それは国の補助事業なんですけれども、その用地について、用地とか用地補償については事業では見れないという制度があります。ですから、今後も我々としては、本来、買い上げ等々があれば、それは同意作業も進みやすいんですけれども、今のところ事業上は用地買収、あと補償等については該当しないということで、できるだけ理解が得られるように住民の説得をやっていきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 今、課長答弁をいただいたように、そういうほとんどが国の補助事業だと、補助メニューを探しながらやっていくという現状ではあると思うんですが、それでもって、先ほど言ったように、地主の方はその土地を買い上げてくれないことには提供できないというような、それを担当課のほうも十分理解されていると思うんです。ぜひその辺に伝えるような、またほかのメニューなり、あるいはまた自腹でもよろしいと思いますが、村のほうからの予算で補って、そうすることによってその地域の防災の対策ができると思いますの、ぜひこの辺のほうも検討していただきたいと思っておりますので、ぜひ十分な検討をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして大梓3番のほうに行きたいと思っております。先ほど課長が答弁なさっておられたんですが、「地域盛り上げ隊」の取り組みについてなんですけど、本村の職員が隊員だということで、広報の中にもそういうお知らせ的なもので載っていたんですが、それを全職員が対象だということなんです、その全職員がそのことを知っている、認識しているとお考えですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

118名、全ての職員がその事業については十分理解をし、各自治会へ派遣されているものと認識をしております。さらには、各自治会での職員の活動状況が庁内のネットワークを通じまして、活動状況を全職員がこれを見ております。ですから、十分把握はしているものだと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 先ほどの答弁の中でも、第4次総合計画の中にも沿ってということの話もありました。職員の自己研さんも進めながらという話で、とてもすばらしい取り組みだと私は思っているんですよ、その取り組みは。ただ、なかなかその形、具体的な形が見えてこないものですから、いろいろな言葉が並べられているんですが、その具体的な、どの程度の協力が得られるとか、そういう制約などもあるのか。それで、その協力を得るために、どういうことが必要なのかとか、そういうところがちょっとわからないところがあると思うんですね。例えば、地域でそういうことをやるんですけど、広報にしてもまだ浸透していないという、今、立ち上げたばかりで、そういう広報的なものも浸透していない。地域住民の方にも浸透していないということもあると思うんですが、そういったことですか、どのような取り組みでもって、それをもっと活性化していこうというような考えがあるのか、ちょっと聞かせてもらえますか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えをいたします。

7月から各自治会のほうに派遣しておりますが、各自治会での取り組みにつきましては、まず役員会等におきまして、派遣された職員の紹介をしていただいております。その中で、各地域における諸課題等につきましても、その場で各自治会から出され、職員として何ができるかというふうなことは常に職員は考えているとこ

ろでありまして、先ほどの答弁ともちょっと重複しますが、いろいろな祭り、あるいは敬老会等の準備の段階から我々がかかわっておりますので、その実行委員会等の中でも我々のほうを紹介していただいて、村の取り組みについて理解をお願いしているところであります。祭り、あるいは敬老会等も直接参加をしておりますが、その雰囲気を見ても自治会にとりましては活性化の一助になると、そういうふうと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 今の課長の答弁の中で、ちょっとあれなんです、これは各職員の方が担当地域を決めて、そういうふうには派遣されているということでは理解してよろしいですか。こういうのは例えば年2回、村の一斉清掃もありますが、そういうのにも、そういうふうな働きかけでやるというふうには考えておられますか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

職員はその自治会の出身の職員もおります。自治会の出身の職員がいないところもございます。そういう自治会につきましては、出身地が重なっている職員をそれぞれの自治会に派遣しております。これはあくまでも地域の盛り上げ隊活動としての派遣であります。出身の職員については、自治会活動の一環として、自治会の中で活動するのは、これは当然であります。盛り上げ隊として派遣されている方、職員についても、その時間等の都合がつけば、当然、一斉清掃そういうところにも積極的に参加すべきだというふうには考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 とてもすばらしいことなんです、ちょっとそこで気になるのが、いろいろな地域の活動というのは、必ずしも平日に行われるものではなくて、どっちかというところほとんど土日・祝祭日であるとか、そういうと

きに持たれるのが地域の活動だと思うんですね。そこで気になるのは、その地域活動や夜間の活動、先ほど言われた役員会にも出席させるというふうな話をされていたんですが、その役員会にしても、大体、皆さんは平日でも8時以降だとか、そういうところで役員会を持たれるというのが常なんですが、その場合において気になるのが、職員への賃金等が発生するのかどうかですね。その辺ちょっと聞かせていただけますか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。  
企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

夜間等の参加につきましては、特に時間外勤務手当がつくというふうなことはございません。基本的にはボランティア活動の一環でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 じゃあ、賃金は発生しないというふうなことで理解してよろしいですね。わかりました。

地域盛り上げ隊ということで、とても素晴らしい活動、ぜひ職員の皆さんそれぞれが自分は地域の一員だということを自覚していただいて、そういう活動に参加していただけるのであれば、村のほうも、どんどんまた住民と近くなって村が発展していくことだと期待しております。その地域においても、本当は地域活動を盛り上げ隊ということなんですが、その地域地域で村内のほうでも地域差があると思うんですね。もう既に盛り上がり、これ以上盛り上げないでくれという、それはないと思うんですが、そういう地域もあれば、何の活動もない、何か手だてはないかというような、そういう相談も多分あると思うんですが、その辺のバランスも考えながら、今後ぜひ取り組んでいただいていたほしい活動の事業だと思っておりますので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

続きまして、最後、これは私が気になっているところではあるんですが、村長の先ほどの答

弁で、それ以上の再質問は差し控えさせていただきたいと思いますので、それで理解して、今後また村長ともいろいろ話し合っていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上で私の質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で9番 新垣徳正議員の一般質問を終わります。

続いて12番 新垣博正議員の一般質問を許します。

12番 新垣博正議員 ハイサイ、2番目、新垣博正です。それでは、一般質問通告書に従いまして質問を行います。

大枠の1番、地域農業の振興施策について。

本年度の施政方針で「新たな農作物や特産品を官民共同で研究開発が図れるよう取り組みを検討する」旨を示されましたが、その進捗状況についてお伺いいたします。

大枠の2番、子ども・子育て支援新制度についてお伺いいたします。早ければ平成27年4月に本格スタートすると国は方針を示しているが、条例制定に向けての進捗状況をお伺いいたします。新制度の概要をお伺いいたします。

新制度において認可外保育園の動向を伺います。放課後児童育成事業(学童クラブ)について、従来の制度と新制度移行後、変わる点についてお伺いをいたします。幼稚園の場合も同様にお伺いいたします。子ども・子育て会議のメンバーと意見交換する場の設定は可能かお伺いいたします。

大枠の3番、国民健康保険に対する本県の特殊事情の影響に係る国からの財政支援についてお伺いいたします。特殊事情、去る大戦における戦死者の割合が最も多かった本県に見られる顕著な特徴であり、前期高齢者交付金が少なくなっている現状を勘案すると、国の責任において支援すべきであるとの認識のもと、要請行動等を行ってきたと報道されているが、その進捗状況をお伺いいたします。以上、簡潔明瞭な

答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣博正議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の農業の振興につきましては農林水産課、大枠2番につきましては福祉課と教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。大枠3番につきましては健康保険課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは大枠1番の施政方針に示された官民共同での研究開発の件でございますが、そのとおりに何とか頑張っていくようにということで、私のほうでも特に農林水産課のほうで今やっている、細かい内容はこれから答弁させていただきますけれども、それを常に報告を聞きながら成就できるように頑張っているところでございます。チャレンジ精神をもって官民共同でできるものにしっかりチャレンジしていこうと。そこには成功も失敗もないという意気込みで頑張ってくれということで、一緒になってまたいいものができるように頑張っていきたいなと思っております。詳細につきましては、全て担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは新垣博正議員の大枠1の についてお答えをいたします。

民間から提案がありました新たな農産物や特産品として、国内需要が高く大部分が外国産に頼っているキクラゲのブランド化に向けた栽培から加工販売までを、本村において実証化モデル事業を取り組みたいとの意向がありました。その後、沖縄県の関係部局へ該当する補助事業等がないか協議も行ってきております。今後は沖縄県分の一括交付金を活用し、事業実施ができないか関係部局に要請をし、協議を行ってい

きたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 新垣博正議員の質問にお答えします。

大枠2の 条例制定ですけれども、現在、子ども・子育て会議の委員の意見を参考にしながら準備を進めているところであります。

新制度の概要。1、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の質と量を充実すること。2、保育の場を増やし、子育てしやすい環境、働きやすい社会にすること。3、幼稚園と保育所のいい所を1つにした認定こども園の普及を図る。以上の目標を推進することであると思えます。

新制度において認可外保育園の動向。必ずしも新制度へ移行するわけではございません。新制度への移行は事業者の任意とされており、どのように運営していくか決めることと思えます。

放課後児童クラブについて。対象児童が、小学校3年生から小学校6年生まで拡充されまます。幼稚園に通う5歳児の受け入れが出来なくなります。また、国からしめされた基準では、一人当たりの面積をおおむね1.65平米確保すること。定員をおおむね40人以下にするということが示されています。

幼稚園の場合ですが、新制度への移行は、各幼稚園の判断に委ねることとなります。移行時期については、いつでも可能な柔軟な仕組みとなっております。子ども・子育て会議のメンバーとの意見交換についてですけれども、子ども・子育て会議は3月まで5回を予定していません。ですので、時間が合えば意見交換は十分可能と考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

子育て支援事業について。新制度に移行した場合、幼稚園が変わる点を述べていきたいと思

います。まず今、公立幼稚園については、教育課程に係る教育時間（8時15分から12時15分）及び預かり保育（一時預かり）は現行どおり行われます。幼稚園に入園申込みした後、入園内定の決定が行われ、認定証が交付されます。

変わる点としましては、新制度がスタートしますと、民間の学童での幼稚園児の受入ができなくなります。

新制度に移行した場合、民間の学童に行くことができなくなりますので、幼稚園児の午後の行きばがなくならないように、村としましては預かり保育の認定要件の見直しの検討をしております。以上であります。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。  
健康保険課長 比嘉健治 新垣博正議員の大枠3番の要請行動の進捗行動についてお答えします。

去る8月26日、沖縄県知事を初め県市長会、県町村会、県市議会議長会、県町村議長会、並びに県国民健康保険団体連合会の6団体の長をはじめ、県出身の国会議員及び関係職員含め約30名余りが田村憲久厚生労働大臣及び菅義偉官房長官と面談し、「沖縄県の市町村の国保に対する特殊事情（去る大戦における地上戦等）その影響に係る財政支援について」要請しています。

そのほか山本太一沖縄及び北方対策担当大臣及び麻生太郎財務大臣へは要請文書を届けているという状況であります。その後9月12日に事務レベルの調整会議ということで、沖縄県保健医療部長及び那覇市国保課長その他4名の関係職員において、厚生労働省保険局の国民健康保険課長他3名の事務方と調整会議を行っているという状況であります。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 それでは順を追って、詳細の質問を行ってまいります。

まず大枠1点目の新たな農産物、特産品の官

民共同での開発についてであります。実際にこのキクラゲの実証を視察をされております。私たちも数名の議員と一緒に見てまいりました。非常に事業としては、おもしろい取り組みになるんじゃないかなというふうな印象も持っておりますし、我が国においては、大半が輸入品に頼っているという状況の中で、沖縄県が非常に環境的にもいいというような印象も受けておりました。そこで、村長にもお伺いいたしますが、このキクラゲについての率直な印象についてお伺いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

私も視察に行つてまいりました。職員も一緒にですね。この中城でチャンスはないか、あるいは将来性はないかも含めてですね、まず見ないはどうしようもないだろうということで、見させていただきました。率直な意見としましたら、これからの村の農産物、あるいは県の農産物として、これは非常に付加価値もいろいろあいついてくるだろうし、また、これから伸びていくのではないだろうか、これは環境面も含めて、非常に適しているんじゃないかという印象を受けました。そういう意味で、先ほども答弁いたしましたけれども、これはチャレンジしてみる価値はあるんじゃないかということで今、いろいろな形で取り組んでいるところでございますし、また、一括交付金での対応も含めて村も県も含めてでございますけれども、何らかの形をつくれるんじゃないかと期待をしているところでございます。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 それでは、農林水産課長にお伺いいたします。率直にこの事業を進める上において、財政の問題ですね。予算措置のあり方についてお伺いいたしますが、先ほど村長が一括交付金等々の活用も視野に入れるというふうな答弁でありましたが、具体的にどの

ような支援策が考えられるか、もう一度答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

この事業の財源といたしましては、現在のところ県の一括交付金を活用していきたいということで、今後また県とも協議を行っていききたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 しっかりと取り組んでいただきますように、期待いたします。そして雇用の面でありますとか、あるいはまた他の産業にももたらす影響はあるかと思っておりますので、その辺もしっかりと取り組んで実現の方向を期待したいと思っております。次の質問に移らせていただきます。

大卒の2番の子ども支援についてであります。国の制度の印象として、国はどうしても待機児童を解消したいという思惑が、余りにも強すぎるような印象もあります。この数字減らしだけで、このような新制度が走っていくと、ややもすると子供の利益というのはほったらかされるんじゃないかという懸念も多少、見受けられるんですが、この辺はしっかりと本村においても利点・欠点を精査して進められるとは思いますが、他の自治体においては、この新制度の条例制定案が議会に提出されておりますが、本村においてはいつごろにその条例案というのが提出されて、議会の議論のほうに移っていくのかをお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

他市町村では、9月議会で提案しているところもあります。中城村としては、早い次の議会で提案し、制定を行いたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 議会としても、十分な議論を尽くして条例を制定していかなければならないと思いますが、条例制定ありきで進むと、執行部としては保育所の入園の手續等々、そういったタイムスケジュールと、しっかりとまた議論の時間も確保できるように条例の案を出していただきたいということを希望します。それで、認可外保育園についてであります。認可外もかなり私の印象としては、方向性が変わっていくんじゃないかなというふうな印象もありまして、認可外の場合に、地域型保育ママとかですね、小規模保育、あるいはまた事業所内の保育でありますとか、居宅訪問保育等々の案が国のほから示されているようでありますが、それらに本村のニーズとしては、どのような合わせ方が望ましいのかをお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

認可外保育所は現在9カ所ありますけれども、村から補助事業として健やか保育事業、沖縄県特別保育事業、職員の健康診断に対しての補助、認可外施設整備補助事業、これは施設の修繕に対しての補助事業であります。それは当然、県のほうに確認したら続けていくということになっております。現在、相談を何件か受けておりますが、小規模保育事業に移行していきたいという施設もあります。小規模保育事業は6名から19名の定員で、ゼロ歳から2歳までの子供を預かると。その後、3児が卒園した場合、どこにまた預けるかという、他の施設との連携も必要になってきますので、そのほうも今、検討をしながら相談しているところでございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 そこで保護者の就労状態について、最長11時間とかパートタイムの場合は最長8時間とか、そのような位置づけを

されていて、月当たり48時間から64時間という  
ことで、各自治体でこれは設定するというふう  
になっているようではありますが、本村はどのよ  
うな選択をされていくのか、お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

条例制定の中で多分、盛り込んでいくことにな  
ると思います。国基準をベースに、子ども・  
子育て会議の委員の意見を聞きながら、また各  
施設の園長の動向を見ながら、これから条例と  
一緒に制定していきたいと思えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 ただいま私が質問し  
ました、この48時間から64時間という時間設定  
の根拠として、どのような位置づけでそれを設  
定の基準にしていくのか、お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 基本的に8時間、最大  
で11時間。1日開園できるということになって  
おりますので、このニーズ調査をもとに、保護  
者がどれだけの時間を必要としているか、その  
辺も検討しながら決めていきたいと考えており  
ます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 わかりました。それ  
で学童クラブについてであります、学童クラ  
ブは沖縄県の場合は、幼稚園児も今は対象とし  
て預かっているというのが現状であります、  
この新制度でいくと、学童クラブに幼稚園児が  
対象外になるという答弁がありました、実際、  
幼稚園のほうで希望する枠というのは全て受け  
入れられるというふうな想定をされているのか  
どうなのかをお伺いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

新年度に移行した場合、幼稚園児は学童クラ  
ブでは預かれないということが決まっております  
ので、どうしても行き場がなくなりますので、

村としましても、預かり保育がふえてくると考  
えております。現在は30名の定員で受け入れし  
ておりますけど、施設としましては90名の施設  
がございます。その預かり保育がふえれば、も  
ちろん人員の確保、あとは備品の整備、そう  
いったのが必要になってきますけど、希望があ  
れば、90名以内であれば預かれるというふう  
に考えております。以上であります。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 しっかりと受け入れ  
態勢の整備も充実させていただきたいというふ  
うに考えます。そこで、幼稚園は私立の幼稚園  
もありまして、私立の幼稚園の今の現状はどの  
ように、移行する予定を本村の幼稚園はされて  
いるのか、その辺の情報がありましたら、お伺  
いいたします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

私立幼稚園2カ所のうち1カ所は新制度に移  
行したいという相談が来ております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 子ども・子育て支援  
新制度については、他の議員も今回の質問通告  
書に上がっておりますので、私のほうでは以上  
といたします。

それで最後に3番目の国民健康保険に関する  
質問のほうに移らせていただきます。本村の前  
期高齢者交付金の現状、そして全国平均との差  
額が出るとは思いますが、どれぐらいの差が平均  
とあるのかをお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 休憩いたします。

休 憩 ( 1 1 時 0 1 分 )

~~~~~

再 開 ( 1 1 時 0 2 分 )

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 お答えします。

前期高齢者の加入率でありますけど、全国が

平成24年度32.9%に対して、中城村、本村は16.2%ということで、16.7%の差があります。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 16.7%の差ということで、非常に開きのある差ではないかなと思っております。ぜひこれは政治課題的な側面もあるかと思いますが、議会の中でもこういった問題があるということを通認識を持って、この差を埋めていくような取り組みを今後もやっていただきたいと思います。そこで、議会以外に国保の場合は、運営協議会も設置されておりますが、こういった問題を運営協議会の中ではどのような議論がされているのか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。  
健康保険課長 比嘉健治 お答えします。

運営協議会においては、通常、法改正などがあった場合に、給付等の率などの変更などの協議をし、条例の変更等を協議しますが、今回の前期高齢者の問題については、8月以降、新聞等に出てきているということもあり、まだ運営協議会のほうでは提案等はしておりません。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 運営協議会では、まだその問題が議論されていないということですが、ぜひ運営協議会の中でも、事前に情報を提供して、そしてこのような問題が今後生じてくるということを認識する必要があるのではないかなと思います。決まったことに対して確認するような形の協議会であってはいけないんじゃないかなと思います。他の自治体では、これ以外にも保険料の値上げの問題とかが新聞報道でなされておりますが、運営協議会を飛び越して、議会が先走ってやることにも、私は少し懸念があるんじゃないかなと思ったりもするので、しっかりと運営協議会は事前にこの問題と

いうのを学習会でもいいですから、やるような形で議論を行って認識を正確に持っていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で12番 新垣博正議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(11時06分)

~~~~~

再開(11時16分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

続いて3番 大城常良議員の一般質問を許します。

3番 大城常良議員 こんにちは。3番 大城常良と申します。初めての一般質問ということで、大変緊張はしておりますけれども、よろしく申し上げます。

一般質問に入る前に一言、自己紹介をさせていただきます。去った9月に議員改選がありまして、そのときに新しく議員に当選した大城常良と申します。屋宜出身で、できるだけ村の住民の方々に本当に住んでいてよかったと言われるような村づくりを目指して、議員の方々とこれから頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、通告書に従って一般質問に入りたいと思っております。

まず大枠1番、道路整備計画について。村道ストック総点検を実施したと思っておりますけれども、その結果と老朽化・長寿命化対策及び整備計画はどのようなになっているのか。農道整備については、和宇慶土地改良区域と当間土地改良区域では、舗装などの整備状況に相当差があると感じますが、実態及び整備計画はどのようなになっているのか。県道29号線、これは南上原の県道29号線のことです。交通渋滞は、ますます悪化の一途をたどっていると感じますが、その渋滞解消の対応策、それと計画はどのように



なっているのか。湾岸道路の構想計画は、今どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

大枠2番、先ほども博正議員からもあったとおり、子ども・子育て支援新制度について、伺います。平成24年8月の子ども・子育て関連三法の成立を受けて、平成27年4月から全国的に、子ども・子育て支援新制度がスタートする予定になっておりますが、本村の取り組み状況、村民への周知状況はどのようになっているのか。それを伺いたいと思います。放課後子どもプラン（放課後子ども教室、放課後児童クラブ）の実施状況はどのようになっているのか伺います。

大枠3番、中学校のプール建設について伺います。中学校のプール建設について、PTAあるいは父兄からの要望はないのか。また、教育委員会はどのように思っているのか。プールの建設計画、あるいは建設検討委員会などは存在するのか、を伺いたいと思います。簡潔で明快な答弁をお願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番、道路整備関係は都市建設課と農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番の子ども・子育て支援等につきましては、福祉課のほうと教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。大枠3番についても教育委員会のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは御質問の大枠1番で特に

湾岸道路の構想計画など、これは御報告いたしますけれども、本村からの職員を今年度、南部国道事務所のほうに派遣をさせていただいております。それは、今、議員御質問のその湾岸道路の件もそうですし、また多岐にわたる南部国道とのいろいろな山積みされている問題などがあるものですから、派遣をさせていただ

きまして、そこに今回、御質問の湾外道路構想なども提言をさせていただいております。これは御承知のとおり、中城、東海岸にとっては非常に大きな発展の礎になるものだと思っておりますので、ただ、全てゼロか100かではなくて、まずできるものから一つずつやるようにと。やれるようなものはないのかということは今、南部国道との協議も重ねながら、職員も派遣していることですし、何とか一つの形ができるように努力をしてみたいと思っております。詳細につきましてはまた、担当課のほうでお答えさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

大城常良議員の大枠1、道路整備計画の、についてお答えします。について、平成25年度に、道路ストック総点検の事業により、村内50キロメートルの村道240路線の点検を実施し、今年度は、そのデータの解析業務を行い、道路整備の優先順位を決めて、次年度以降の事業化を目指してまいります。

について、県土木事務所に問い合わせたところ、現段階においては西原町の県道34号線と県道29号線の上原交差点まで、4車線で拡張工事を実施しています。南上原から以北の計画については、南上原土地区画整理事業完了後に協議、検討を行うと聞いています。

について、国道329号バイパスの早期事業化については沖縄総合事務局開発建設と中部市町村との行政懇親会において、毎年要請書を提出していますが、事業化のめどが立たない状況であります。

現在国において、与那原バイパス（延長4.2キロメートル）南風原バイパス（2.8キロメートル）の整備が進められており、与那原バイパスについては、これまで約2キロメートルが2車線で暫定供用しているところです。西原バイパスについては、平成26年度から調査に着手し

ており西原以北については、周辺道路の整備状況、将来交通状況を勘案しつつ、事業の必要性において、県及び関係市町村と連携し、引き続き検討を進めていきたいと、国の方から聞いております。早期の実現に向けて、中部市町会とともに取り組んでいる状況であります。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは大城常良議員の大梓1、 についてお答えいたします。

農道舗装整備につきましては、和宇慶土地改良区は平成21年度までに全路線整備済みであります。当間土地改良区においても4地区に分けて年次的に整備を進めていく計画をしております。平成24年度に採択されている中城地区農村基盤整備促進事業では、平成27年度までに字奥間から字当間の一部、延長2,891メートルを整備します。

それ以降の字泊までの全路線の舗装整備は、各地区の事業採択を受けて平成36年度完成を目指したいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

大梓2番の 今年の3月までにゼロ歳から5歳児の村内の世帯に、ニーズ調査を実施し終了しています。それをもとに先月、26日から第1回子ども子育て会議を開催しております。新制度に向けてその内容をもとに子ども子育て会議の中で意見交換を実施し、事業計画を策定していきたいと思っております。また広報及びチラシ、ホームページ等により村民への新制度のほうを周知したいと考えています。

村内に現在7学童クラブがあり、262人を受け入れております。どの施設も40名を越しておりますので、新制度の中でおおむね40人以下となっておりますので、条例を策定し3力年から5力年の経過措置を設け、その施設が基準に

合うように、また整備できるように協議して条例を制定したいと思っております以上です。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 大城常良議員の御質問、大梓2の については生涯学習課長、大梓3の 、 については教育総務課長から答えさせます。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

大梓2の の放課後子ども教室についてお答えいたします。現在、村内小学校及び各施設で放課後子ども教室は3教室が行っています。放課後の小学校で寺子屋教室ですね。まず、それを66回今現在、年度末まで開催する予定であります。この教室は、地域のボランティアの協力をもとに、文化教室そして工作、講座等をそこで行っています。地域住民との交流をすることで、子供たちがさまざまな体験をし、子供たちの健やかな成長の場になっているところであります。さらにその他、あと2事業として、毎週土曜日に村民体育館でミニバスケットボール、そしてまた吉の浦会館でエイサーを開催しています。子供たちが大人やそしてまた他学年ですか、先輩の学年と交流をすることで共学、共働を持ち、子供の居場所づくりの一環でもあります。また、共働きである家庭からしても手助けになっている状況であります。以上であります。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

大梓3番の プール建設の要望は、今、学校、PTA、あと父母からの要望がございます。教育委員会でも必要な施設と考えます。

続きまして プールの建設は、当初管理棟の屋上に建設計画をしておりました。しかし設計基準の変更等により耐震性の問題で建設ができなくなっております。

現在の学校敷地内での建設は敷地が狭く、建

設敷地の確保が必要と考えております。これまで検討しました学校職員駐車場の案も検討いたしましたが、学校職員の管理が行き届かないという理由で断念しております。

現在のところ、役場庁舎が移転した場合、建設候補地の一つと考えております。あと建設検討委員会でありますけど、現在のところ設置されておられません。以上であります。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 それでは通告書に従いまして、1件1件について再質問を行いたいと思います。

まず初めに、質問が重複するかもしれませんが、御了解ください。まず初めに、道路整備計画に関し、先ほど新垣都市課長が言ったとおり、村道のうち老朽化対策、もしくは長寿命化対策を必要とするものはどの程度あるのか、それを伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今回の道路ストック総点検は、今年MMSという機械で道路をレントゲンみたいに当てて、この構造体を見ようと。アスファルトがだめなのか、その辺も今年、解析して優先順位を決めて、何せ240路線ありますので、その優先順位を決めながら平成28年度の新規事業ということやっていきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 あるいは村道の中で、現在使用停止または廃止の対象にしたほうがよいという危険性のある道路や橋、道路関係の構造物が現在あるのかどうか。点検した後にですね。それを伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

道路も総点検し、今現在、廃止する路線というのは今のところは考えていません。それと、供用開始している北上原の高速をまたぐ2件の

歩道を撤去する計画は持っています。維持管理するよりは、補助事業を採択して撤去したいというのがあります。それと、公園の長寿命化については、遊具が危険を伴っていたところは、今のところ泊と吉の浦公園については遊具取替えを行っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 村道ストック総点検ということで、村道の詳細な状況確認ができたと思いますけれども、それに基づいて優先順位を決めて、修繕計画、維持管理計画を策定していると思いますけれども、本村の状況は、それに対して進んでいるのか。あるいはまだまだ進んでいないのか、伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

平成25年度に総点検を実施し、今年度10月に発注を予定していますけど、先ほど答弁しましたモービルマッピングシステムというのがあって、車に搭載しながら道路を総点検して行って、三次元の図面をつくったり、そういうのをやっていきます。この機械が、今、沖縄県には2基しかなくて、各市町村順番待ちで発注を待っている状況にあります。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 点検業務に関して、修繕工事には当然必要なことから、費用がかかるわけでありまして、それぞれの適正な積載基準に基づいた予算措置を必要としますが、それらをしっかりと計画の中に組み込まれているのか、それを伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今後の維持管理、修繕計画ですけど、先ほども答弁しましたが、平成28年度を予定して、その道路ストックの総点検実施後の解析を行った後に県のほうと協議し、交付金事業として採択してまいります。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 必要な財政需要額も盛り込んだ計画を策定してもらって、村道の維持管理に関するのはメンテナンスサイクルですね。それをしっかりつくってもらって、村道は本村にとっても重要な道ですので、ぜひ間違いのないように、これを進めてもらいたいと思います。次に進みたいと思います。

のほうです。農道整備について、和宇慶地区土地改良区域と当間地区土地改良区域では、舗装などの整備に相当差があると感じているわけでございますけれども、実態及び整備計画はどのようになっているのか、それを伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、和宇慶土地改良区においては平成21年度でほぼ完了してると。当間地区については今後4地区に分けて実施をしていきます。平成24年度に既に事業が採択されております奥間の一部と当間までの区間については、平成27年度までに整備し、全体計画としては平成36年度完成を目指したいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 和宇慶地区はほぼ終了しているということですが、今の当間地区に関してはパーセンテージで何パーセントぐらい終了しているわけですか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

正確な数字は今現在、把握をしておりませんが、約10%程度だと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今回の答弁の中で、和宇慶地区はほとんど100%終了している。当間地区に関しては10%、これはもう誰が見ても相当の差があるというふうに感じるのには当たり前でありまして、これが当間地区まで終わるのに平成36年。あと10年。あと10年というのは、非常に長い期間でありまして、これを何とかあと5年以内ぐらいに対応できないか。これは村民の意識差があって、何で和宇慶地区は立派にされているのに、当間地区はいつまでたってもこういう状況なのかという話が相当聞こえるわけです。そこはどうですか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

和宇慶地区と当間地区の事業の進捗率の違いですけれども、和宇慶地区は事業開始が平成元年から進めておりまして、それでもやはり20年近くはかかっているということになります。当間地区についても、今後やはり早期に整備は進めて行きたいんですけれども、農道舗装というのは各市町村地区で、要望が高くて、県の予算の割り振りもやはりあって、限られてきておりますので、めどとしてはやはり10年ぐらいかかるだろうということになります。以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩いたします。

休憩(11時43分)

~~~~~

再開(11時43分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 答弁の追加をいたします。

まず、和宇慶地区と当間地区では事業のスタート地点が違いますので、現在のような状況になっております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、どうしてもあと10年という答弁をしていただいたんですけれども、これは県とも調整していただいて、補助金、予算をどんどん催促すれば少しは短くなるかもしれないということで、ぜひ県にも催促してもらって、農道はそれだけ悪い状況ですので、散歩をする人も余りいないんですよ。こうして道がアスファルトも敷かれていない、農道は水がたまって、どうしても危ないという状況で、お年寄りの方々は「こっちは通らないよ」と言う方も大分いるものですから、よく吟味して、早急に舗装工事をやっていただきたいと思います。

次は、現在、和宇慶地区改良区の耕地面積、あとは当間地区の耕地面積は、それぞれどの程度なのか教えていただけますか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

地区の面積ですけれども、和宇慶地区が約108ヘクタール、当間地区が98ヘクタールです。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 私はこの前、浜漁港の前の道路整備、これは完了したということで、見に行ってきたんですけれども、漁港の前の生活道路ですかね。そこを拝見しに行ったんですけれども、舗装及び側溝工事が本当にきれいにされていました。幅も広くて側溝もきちんとやられていたんですけれども、その中で、私、計ったんですけれども15メートルふたがされていないんですよ。ちょうどカーブのところ。ふたがされてなくて200メートルぐらいの中の15メートルがふたがされてなくて、そこに、今あそこは子供が自転車に乗ったり、いろいろ遊んでいる。道路が上等になっているものですから遊んでいるんですけれども、その開いている

側溝に落ちて、それでけがした場合、これはどういう対応をするんですか。なぜここはふたを閉めていないのか、伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

基本的に農道整備の場合は、従来、既存の排水路でふたはついておりません。今後、やはり整備していく上で、通水性もいような道路にしたいということで、今、U字溝も入れておりますけれども、そのふたにつきましては、基本的には農道部分、いわゆる畑に面する部分については、やはりふたがけはしないと。ただし、今回の漁港の北口部分ですけれども、あそこについては一部住宅に面する部分については、一応側溝を施工しております。ですから、今後も畑内の道路については、あくまでもふたつきは今、検討はしておりません。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今の答弁で、ふたつきは検討していないということなんですけれども、その中で、あそこで遊んでいる子供たちが、その側溝に落ちてけがをしたという場合この責任というのはどちらが負うんですかね。本人なのかそれとも行政がつくった道で、側溝に落ちてけがをしたと訴えられた場合には、どういうふうに対応するんですか。

議長 與那覇朝輝 休憩いたします。

休憩(11時48分)

~~~~~

再開(11時48分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

損害賠償の件ですが、村の施設内、管理している道路と排水路で不可抗力でけがをしたとか、そうすることであれば村の責任の度合いがどれぐら

いあるのかという部分を含めて、保険の査定という形で進めてまいります。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 けがをした場合には、それ相当の補償はするということで考えていいわけですね。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えします。

けがをした場合に補償できますかという御質問ですが、これはお互い責任の度合いというのがあります。責任の度合いに基づいて補償をしていくということでありまして。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 せっかく、あれだけきれい、すばらしい道をつくって、生活している方々にも喜ばれている道なんですけれども、たったこれだけ15メートルのふたが10枚ぐらいのふたでおさまるところを、村は何でそれぐらいもやらないのかなということで、本当にもったいないと思うんですよ。ちゃんと閉めていけば住民からも「すばらしい道をつくってくれて、やっぱり村はいいな」というぐらいのやり方で取り組んでもらわないと、村長、今、地元の浜の話をしているんですが、村長どうですか、そのことについて。たったの15メートルのふたを閉めるぐらいの予算がないわけですか、それとも最初からやらないという判断でこれはやっておられたのかどうか、伺いたしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 休憩いたします。

休憩（11時51分）

~~~~~

再開（11時51分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

農道の採択要件でも、基本的にはふたがけは

ないということが要件となります。それで、当然ながらこれは排水ですので、畑の水が落ちるような形で整備すべきだという点もありますので、今後も宅地に接している部分とかであれば、ふたがけも検討しますが、それ以外の部分については考えておりません。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 押し問答しているんですけれども、ちょっと危ないんですね。やっぱり側溝は大雨が降った場合に水がたまるし、危険なところも私はあると思うんですね。そこはやはり仮に、アスファルトでなくてもいい、きちんとしたふたでなくても、それなりのふたはしておかないと危ないと、危険ということを感じておりますので、ぜひここは検討していただきたいと思っております。農業振興において、やはり当間土地改良区の農道整備は大変重要な問題でありますので、早急にこの整備事業のほうはできる限り10年と言わないで、早目早目に手を打って行って、どうしても早急にやっていただきたいと思って、また次に進みたいと思います。

です。県道29号線の交通渋滞は、さっきも言ったとおりますます悪化の一途をたどっているということで、渋滞の解消の対応策、計画は怎么样了のか。そこで、南上原では個人住宅やマンション・アパート、商業施設の建設等が非常に盛んになっております。それに伴い交通問題も深刻になりつつあります。中でも県道29号線の交通混雑は悪化をしていくと危惧しておりますけれども、当面の県道29号線の交通渋滞に対する対応計画はあるのか。県にまた一任するのか、そこら辺を伺いたしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

那覇北中城線とって、県道29号線になりませんが、その間については今、2キロメートル弱はうちの土地区画整備事業の中を通過してい

ます。その中については右折だまりについては、うちの土地区画整理事業で整備をし、車がスムーズに行くような交差点になっています。しかし、朝夕の渋滞は現場確認しても、朝と夕方はすごいです。今の土地区画整理事業は、あくまでも仮換地ですので、登記がまだ確定していません。それで県もこの事業が終わらない限り、以北には拡張の工事はできないということで、今のところはストップして、西原の上原交差点まで4車線として整備をしているところです。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今は道よりも区画整理が先だという答弁だと思いますけれども、その区画整理はあと何年ぐらいかかる予定ですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の計画では平成28年度を予定していますが、換地処分までは一、二年かかりますので、平成30年度を予定しています。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 平成30年という長い、それもやはり道をつくる場合にはそれ相当の期間と予算もかかるとは思いますけれども、これは県とは話は進んでいるのか。あるいは全く調整が進んでいないのか、そこら辺を伺いたと思います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今回の西原の拡張についてもですね、県と中部土木とうちのほうとは協議を何回かやっています。それと中城側にも拡張したいとの話があったんですけど、換地処分が終わらない限り土地の登記が未確定ですので、それ以上はもう進めないということで、今のところ協議はやっていないです。事業完了後に県はやるかやらないかというのは、またその中で検討すると思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 答弁では、どうしても終わってからと。改良区の工事が終わってからという話ですので、そこら辺は交通の便、これは南上原地区に関しては非常に人口も多くなっておりまして、あそこの県道29号線を通る方々も朝夕の混雑に対しては非常に迷惑がってますね、「もうあそこは通りたくない」というぐらいのところまで来ているものですから、これも早急に県と調整していただいて、住みよい中城村ですので、それを目標にしていると私は思っていますので、ぜひ早目に交通問題の県道29号線の改良を早くしていただきたいという事を要望して次に進みたいと思います。

です。湾岸道路の件ですね。先ほど村長からも、今、南部土木事務所へ派遣しているということなんですけれども、これは実態的に派遣はしているんですけども、その中で少しは話は進んでいるのか。あるいは今から進めるのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今、南部国道事務所に1人職員を派遣して、中城の湾岸線についても検討してくれということで出向していますので、その辺は南部国道事務所さんも、今のところは調査には着手していないんですけど、西原バイパスが進捗していけば以北についても、それと地元の要請とかがあればですね、国のほうもこの計画についてはやっていくと。それと中部市町村会も今取り組んでいます。私たちも担当と連携をとりながらやっていますが、今のところは中城のバイパス計画については、今後の課題になると思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 話はこれからだということだと思いますけれども、その中で今、県の中期計画の中で、この中城に対しての道路網

ですね、中城を包括した中でいろいろな道路整備計画があるのかどうか、そこら辺はどうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今、県のほうの21世紀ビジョンの中にもですね、津覇から大山交差点まで一部トンネルを併用する計画はあります。ただ、これが実現かするかというのは今のところは未定です。一応は長期の中には入っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 湾岸道路といっているような大きい道路というのはどうしても、これもまた手間暇かかって、予算関係それからいろいろ策定するに当たって、相当の期間、10年、20年あるいは30年といった大きい計画になるかと思えますけれども、中城発展のためにはどうしてもこの湾岸道路、あるいは大きい道路を西から東へというふうなことも踏まえまして、ぜひひとつ都市計画、あるいは村に対しても大きい道路を早目につくって、村の発展に寄与できるような大きい道路をつくっていただきたいと思えます。次に進みます。

議長 與那覇朝輝 休憩いたします。

休 憩（12時02分）

~~~~~

再 開（12時02分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 大枠の2番です。子ども・子育て支援新制度についての質問をしたいと思えます。平成24年8月から子ども・子育て支援関連三法ということで、成立をうけているんですけども、これが平成27年4月から全国的に取り組みられる予定なんですけれども、本村の取り組み状況、村民への周知という状況等どのようになっているのか。これも先ほど博正議員が大分突っ込んで聞いておられたんですけども、

ども、こっちは状況的に今、本村が来年の4月に向けて間に合うのか。あるいはまたいろいろと手続上、そこには間に合わないのか。そこら辺をお伺いします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

本村の状況としましては、ちょっとおくれ気味ではあります。条例の制定関係、ほかの市町村は専門業者に委託しているところもあります。中城村は職員が自前で今、条例の策定準備に入っています。4月に向けて間に合うように頑張りますので、よろしくお願ひします。

新制度移行に向けて、絶対間に合わせますのでよろしくお願ひします。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、最初の答弁では、ちょっとまた物を言おうかなと思ったんですけども、間に合わせるといこととありますので、これはぜひ住民に対しても周知徹底していただいて、一人の漏れなく新制度に移行できるように、そして、先ほど博正議員からもありましたとおり幼稚園児、その預かり保育等もいろいろ大きい問題が山積しているものですから、ぜひ行政、いろいろな方々の力を得て間に合わせますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。きょうはその子育て支援に関してはこれで終わりますけど、次回にまた話を伺ひたいと思ひますので、次に進みたいと思ひます。

大枠の3番です。 中学校のプール建設について、PTA、それから父兄からの要望は、先ほどあったということで、教育委員会の中ではどのように思っているんだということもあったんですけども、いろいろと計画はあったみたいで、管理棟の上ということで計画はしていたんですけども、耐震性が変わった段階で、これがちょっとできなくなったと。あるいは学校の駐車場もいろいろあったということなんですけれども、これは計画してですね、そして議論を



して、今は何年目なのか、伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 休憩いたします。

休憩（12時06分）

~~~~~

再開（12時06分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

調べてみないとはっきりはいたしませんけど、平成20年ぐらいだと思います。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 平成20年というと6年前の話になっているかと思いますが、その中で、先ほどPTAや父兄から話はあったということで、これは要望として具体的にどのようなものがあったのか。子供たちからもプールをつくってほしいという要望があるのか。どうですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

子供たちにアンケートをとったとかそういうことではありませんけど、子供たちからの要望もあると思います。父兄からの要望はございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今の要望は子供たちからもあるし、父兄やPTAからもあるということでもありますけれども、その中で協議会としては、今はどのように考えておられますか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

教育委員会でもプールは非常に必要な施設だと考えておりますが、先ほども答弁いたしましたけど、今現在の敷地では、プールを配置する場所がございませんので、校外にその敷地を探しているところであります。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 教育委員会は中城中学

校から高校に進学したときに、子供たちが高校で泳げないという話もあちこちであるんです。小学校3校はプールがあって、そこで基礎的な知識を身につけて、中学校に行きますと、今はオリンピックでも中学校3年生が金メダルを取るような時代になっているわけなんですけれども、それを中城中学校はプールがない。で泳ぎきれない。あるいはまた基礎はできているんだけど、どこにも泳ぐところがないと言われた場合、本村としては教育委員会としてもどういうふうに対応していくのか。今のつくる場所がない、庁舎建設が終わってからその敷地を使うと。これは何十年後の話なのかですね。そこは考えてもらわないと、今から子供は少なくなっただけで、今の子供たちは犠牲になりなさいという風な考え方でやっていくのか、教育長の答弁をお願いできますか。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

教育総務課長から答弁のあったとおり、私たちとしても必要な施設と考えております。ただ、今後ですね、水泳教室については中城小学校が近いので、そこと連携をして水泳教室ができないかどうか検討していきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、教育長のほうから、水泳教室という話が出たんですが、私は水泳教室の話はしていないわけです。プールをどうするか。これを中城小学校にあるから、そこを使うということなんですけど、これは毎日の授業の中で、わざわざ小学校まで行って、プールを貸してくださいと。これがずっと続いた場合に、小学校のプールはどうなるのか。そこら辺は考えたことはありますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

小学校でも毎時間プールが使用されているわけではございません。ですから、調整が可能だと

考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 プール使用は可能だということで伺いましたけれども、今、中学校の中でプールを使った授業というのは行われていますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 お答えします。

今、中学校では実技指導は行われておりません。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 せっかく小学校で基礎を学んで泳げるようになったという子供たちを、今、課長が言われたとおり行っていないという問題は非常に私は危惧しているんですよ。だから、その子供たちが高校へ行ったら、「あれ、何で泳げないのかな」と。海も近いし、多分ほかの学校の生徒たちは「なぜプールもあるのに泳げないのか」というぐらいに考えていることもあるかと思うんです。ぜひプールの授業も中に入れて行って、対応できるのであればプールができるまではぜひ小学校のプールを使ってでも構いませんので、そこを貸していただいて、どうしても水泳というのは、ほとんど体全体を動かす素晴らしい競技ですので、それをもっと取り入れてほしいと思っております。今、プロキャンプの誘致でいろいろ施設をつくることも、それはそれでいいことだと思うんですけども、まず子供たちのことを考えていただいて、学校の施設を充実させて、それから教育委員会の責務は何なんだと。誘致はいいですよ、それもいいことなんです。でも、その前に子供たちの教育の場というのはちゃんと確保していただいて、それから仕掛けるというのをひとつ提案して、次に進みたいと思います。

最後になりますけれども、のほうです。先ほど言ったプールの建設計画、あるいはまた検

討委員会はあるのかですね。先ほど課長から話がありましたとおり、ほとんど現段階ではないだろうというふうに私は見ているんですけども、課長、どういう状況ですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

現在のところ、建設検討委員会は設置されておりません。建設の敷地の確保のめどが立てば、設置をしていきたいと考えております。以上であります。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今も検討委員会はまだ立ち上げていないという話でございますけれども、教育委員会として、これはいつまでに検討委員会を立ち上げるつもりはあるのか、また、立ち上げた場合には、いつごろまでに立ち上げるのか、そういう計画はありますか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

今、具体的に何年までということはございません。敷地の確保のめどが立てばで設置していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今の答弁にありまして、私の考えでは全く今のところは白紙の状態だというふうに捉えていますけれども、プール建設ですね、これはどうしても中学校に必要なんですよ。皆さんも御存じのとおりですね。すばらしい肉体をつくるためには、体の全てを動かした水泳というのは、なくてはならない運動ですので、ぜひそこら辺を考えていただいて、立派なプールをゆくゆく、これも早い時期に、本当に建設検討委員会を立ち上げていただいて、いつどれぐらいで建設できるのか。子供たちが本当に楽しい中学校生活を送るためにもプールは欠かせないと思っていますので、一

日も早くこれが実現することを願って、私のきょうの質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長 與那覇朝輝 以上で3番 大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(12時18分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 與那覇朝輝 午前中に引き続いて一般質問を再開いたします。

続いて15番 宮城重夫議員の一般質問を許します。

15番 宮城重夫議員 皆さん、こんにちは。改選後、初めての議会で非常に緊張しておりますけれども、しかし自分の思いというのを十分に述べて、また村長の意見も十分に伺って、ともに頑張っていきたいと思えます。

それでは早速、一般質問に移って行きます。

県知事選挙についてですけど、今、皆さんはもう既に御存じのとおり、今度の11月に予定されている沖縄県知事選挙ですが、恐らく辺野古の埋立新基地建設が最重点になると考えるが、村長の考えを伺います。昨年ですね、1月28日ですか、「建白書」を携え41市町村長、41市町村議長が上京して要請行動に参加したと思えます。その時点でどういう気持ちで、その建白書をですね、要請行動に参加なされたか、お考えを伺います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは宮城重夫議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の県知事選挙についての部分は、辺野古のことを書かれておりますけれども、午前中に答弁させていただきましたが、今回の選挙の最大の争点だと認識をしております。最重点であり、最大の争点だということが辺野古の問題だと認識をしております。先に述べました

ように、私としましては、次の建白書の部分にもかかわってまいりますので、一つにしてお話をさせていただきますけれども、当然、辺野古の新基地建設については反対でありますし、これまで言ってきたとおり、オスプレイ配備も含めて新基地建設には反対をずっと唱えていきたい。今後も変わることなく唱えていきたいと思っております。また、建白書についてでございますが、その当時の思いということでございます。昨年、私どもが、それこそ保革の枠を超えて、県民が一つになってこの建白書を携えて要請行動をしたというのは、大変大きな意義があると思っておりますし、また残念ながら、昨今ではこの意義自体が問われるようなことにもなっておりますけれども、私個人的には、当然、その建白書の当時の気持ちはそのままでございますので、これからも何度もお話しするように、心折れることなく、しっかりと変わることなく辺野古の反対とオスプレイ配備の反対は言い続けていきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 辺野古の基地問題にしても、それからオスプレイ問題にしても、特にこのオスプレイに関してはですね、この新聞報道の記事にもありますように、中城村の上空を運航しているわけですよ。そういった意味では、先ほどの村長の答弁にありますとおり、今後とも、ぜひ折れることなく、この沖縄からオスプレイ配備を撤去していくという、その心を持ち続けてもらいたいと思えます。あと、この基地問題を語る場合、私は1946年ですか、戦争の翌年に生まれて、生まれて物心ついたときから朝鮮戦争等があり、あの時の記憶にあるのが、二、三覚えているんですけど、防空演習というか、訓練みたいな感じで、サイレンが鳴るんですよ。多分、久場崎か公園の上からサイレンが鳴って、それを合図に石油ランプの火を

消して、そのままじっとしておくわけです。もう小さい子供だから、本当におびえながら丸くなって、解除のサイレンがまた鳴ると元に戻ると。今考えると、あの時は大人たちが「ロシアが攻めてくる」と、そのために飛行機からランプが見えるという。今、考えるとちょっとおかしいんですよ。あの石油ランプの光というのは、あの時分は外のほうがずっと明るい。見えるはずがない、空から。それをやはり一つの住民を巻き込んで、そこに日ごろから訓練されていたんじゃないかと思えます。一番古い思い出であります。今までの過去を振り返ってみますと、1950年くらいですかね、多分、沖縄基地建設が始まって、その時分の思い出を思い浮かべながら話してみたいと思うんですけども、当時私は小学校二、三年のころだと思えますが、現象的な記憶ですけど、中城小学校に、基地建設が進められていて、あと小禄とか伊佐浜、今の伊佐地区、普天間飛行場関連だと思えます。あと小禄とか、そういうところで、米軍がブルドーザーで、重剣で住民を追い払って、敷きならして、そこに基地をつくっているんだという、そういう状況を大人が世間話みたいなのをしているのをそばで聞いた記憶があります。あと、暗闇の中を、今のオルグみたいな感じで、反対運動をやっていたんじゃないかなと思うんですね。私も暗闇の中、父親に手を引かれて、中城小学校の演説会に行った記憶がありますが、その時分は電気もないわけで、車のテールランプの電球じゃなかったかと思うんですが、それを明かりにして弁士が荷台の上に立って、いろいろ運動の趣旨を説明している記憶があります。その中にですね、一括払い反対とか、四原則何とかという、そういうのが記憶によみがえって、それからすると、あの時分の沖縄の状況じゃなかったかな。あの当時は、中城そのものは直接は関係ないけど、沖縄全体の闘いとして、こういった運動が地域からつくられていっていたん

じゃないかなという、今、考えてみますと、そういうふうな思いがします。あと、私の父親もですね、その当時、左官屋としてブロック積みで基地建設の日雇い。行っていたんじゃないかなと思えます。あのときは本土の大手ゼネコンの下請け、あるいは孫請けのもとで働いていたと思うんですよ。その孫請けとか、そういうものですから、給料はもらえなかったり、そして遅払いは日常的だったと思えます。また給料は現金は半分あげて、後の半分はかび臭い米。あの当時でもまずかったですよ。芋しか食べていないときですけど、あのときは、この古い米をもらったんだけど、米もかび臭くて、非常に口にはできるような代物じゃないけど、これも会社から給料がない。多分、持ち逃げされたんじゃないかな。そういう感じで、そういうふうな非常に貧しい中でも、下の者がいじめられている状況だったんじゃないかと思うんですね。よくその時分に大人が言っていることは、作業員同志で、「ジャパニーヤカー、フィリピンター、マシャサ」ということは、その時分、既に現場ではいい思いはしていなかったんじゃないかなと、今考えたらそう思います。それから、この基地建設が多分落ち着いた後、中城公園で馬を借りて、休みになると兵隊なんか乗って、当間まで馬に乗って来よったんですよ。あの時分は、今の水道課長の道反対側に住んでいたんですけど、こっちまで馬に乗って、兵隊が四、五名くらい日曜日のたびに来て、道はあるのに、わざわざムン畑、ククナースルバーヨー。子供ながらに、あの屈辱感。あの屋敷もまた茅葺屋根で塀もないものですから、ここをぐるぐる回るわけ。あの屈辱感というのは子供ながらに本当にまだ忘れられないですね。そういったものがずっと続いているんですよ。70年になっても忘れられないのがある。上の山中学校の国場君という人が、青信号で道路を渡ったら、米兵に引き殺されたんですね。死亡事故。この

裁判で、この兵隊に「青信号で渡っているのに、何でやったか」と言ったら、「太陽の光が目に入って見えなかった」と。それで無罪です。あの時分は日本人にもアメリカ人にもいじめられたし、そういう中であって、今また新基地建設問題が我々の前に塞がっています。この辺野古の埋立、海岸を新基地建設に貸せると考えてみますと、これが始まって名護市民がですね、皆さんも知っていると思いますけど、住民投票でも反対、そしてまた名護市長選挙においても2回とも反対を唱えている稲嶺さんが当選しているわけですね。去年ですか、2回目の選挙のときに、わざわざ中央から大物政治家が来て、もし基地建設を推進する立候補者が当選したら、500億円の補助金を出しましょうと。米軍にかわって、また日本人からもそういう、本当に沖縄を軽視した屈辱的ともいえる発言で、この間、推移してきている。それにも負けず名護市民は、基地埋立反対にする稲嶺市長を二度とも当選させてきた。去る9月の議会選挙においても、反対を唱える議員が過半数を占めていた。しかしながら、基地建設は日本政府は進めようと、やめようとはしないですね。その根拠になっているのが、昨年12月の沖縄知事の承認を得たから、これを根拠に今、延々として沖縄に埋立の新基地建設を進めているわけです。それに先立つ、これも本当に県民にとっては屈辱的なことだったんですよ。去年の11月25日、忘れもしません。普天間基地の移設を掲げ当選された5名の国会議員に県内移設を容認させ、全国ネットのテレビであの5名が首をうなだれたあの姿を見ると、哀れみさえ感じ、本当にこの差別、屈辱感というのを拭い去ることができないわけです。これこそ沖縄県民、市民も反対している、建白書も出した、国会議員の県選出の5名に対しても考えを改めさせて、全国ネットでさらし者みたいにして出すと。そういうことは、私は絶対に許しません。この状況というのは、今も

60年前も何ら変わりがなく、ただ、占領軍から日本政府にかわっただけです。むしろ自然破壊の面では、今回は本当に危機的な状況だと思うんですよ。向こうの辺野古の海岸部を160ヘクタール埋立て、高さが10メートル埋め立てると聞いて、本当に想像するだけでも怖くなります。160ヘクタールというのは、南上原の土地改良が今、90ヘクタールですか。その1.8倍です。高さは10メートルの高さがある。山から土を運んで埋めると。では皆さん考えてください。あの吉の浦海岸の展望台、あれがあほどの高さですか。あの程度の土を埋めるわけです、山から運んできて。これが160ヘクタール。そういう状況というものを本当に私は無神論者ですけど、罰当タインドーと。それくらい思っております。本当に基地が必要ならば、人口も多く財産価値も高い東京とか、向こうにつくればいいんじゃないですか。何でこんな小さな沖縄に、今でも軍事基地の現状は県民にとっては過重負担であるし、むしろ国の責任として、国民の生命と財産を守るのであれば、その価値の高い都市地区、あるいは人口が多いところに基地をつくって、国民を守ればいいんだよ。財産を守ればいいんじゃないのかなというのが私の持論です。あと、これに関して、世界二次大戦も沖縄が防波堤になったと聞いています。向こうは広島と長崎が攻撃されたら、すぐ白旗を投げて全面降伏。沖縄といえば、皆さん御存じのように、戦前からの戸籍もない。あるいはまた文化遺産、そういうのも他府県に比べてものすごく戦争で焼けつくされて、遺品とかそういうのが少ない地域じゃないかなと思います。鹿児島なんかに行くとよく感じるのは、ものすごくそういった場所が多いところは、圧倒的に多いのは、本当にどれだけこの戦争というのが悲惨なものか。沖縄、またこれは、恐らく今後も続くんじゃないかと思います。といいますのは、オスプレイを佐賀空港に行かそうとしたんだけど、今、頓

挫している感じですね。やはり、仮に辺野古に埋立て飛行場をつくっても、防波堤は沖縄だろうと。それが証拠に、全然本土の基地は受け入れられないんですよ。これが今の日本政府じゃないかなと思うんです。ということは、今後もし戦争があったら、沖縄は防波堤になって、向こうは沖縄がつぶれたら白旗を挙げて、本土というのは無傷にする考えじゃないかなと考えていますので、今度の選挙においては、私はその基地建設には反対を支持して、勝利して日本の政府に沖縄県民の心というのを示すべきじゃないかなと思っております。先ほど村長も、今後ともこの基地建設は重要であり重要な論点であるし、重要な事柄であると、今後崩れることなくやっていくという答弁をもらいましたけど、今度の選挙に対して、村長はどういうお考えかを聞きまして、私の質問は終わります。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

非常に議員の小さいころからの話も聞かせていただきましたし、ウチナーンチュの思いというのは一緒なんだなという気がいたします。私自身も今度の県知事選挙は非常に大切な選挙だと思っておりますし、沖縄のある意味、未来がかかった選挙だと認識しております。当然、「新基地はつくらさない、新基地は要らない」という思いで今回の県知事選挙もしっかりと判断をしていきたいなと思っております。また、これから約1カ月ほどありますけれども、その間でもいろいろな話があると思います。私もしっかりとウチナーンチュの心はどこにあるのか、それをしっかりと本土あるいはアメリカ、日米両政府にしっかりと伝えられるような、そういう仕組みがつかれるような県知事が排出できればいいなと心から思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 以上で15番 宮城重夫議

員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（13時51分）

## 平成26年第6回中城村議会定例会（第17日目）

招集年月日	平成26年9月29日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成26年10月15日（午前10時00分）		
	散会	平成26年10月15日（午後2時50分）		
応招議員  （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	新垣徳正
	2番	外間博則	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣光栄
	4番	屋良清	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	欠席
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員	13番	仲座勇		
会議録署名議員	1番	石原昌雄	2番	外間博則
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	比嘉忠典	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	新垣親裕	上下水道課長	仲村盛和
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	名幸孝
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	新垣一弘
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主幹	伊波正明
	健康保険課長	比嘉健治		

議事日程第7号

日 程	件 名
第 1	一般質問



議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に1番 石原昌雄議員の一般質問を許します。

1番 石原昌雄議員 おはようございます。私も今議会から皆さんと一緒に村政発展のために一緒に活動を始めることになりましたので、よろしく願います。きょうは最初ですけれども、また4年間、おつき合いをよろしく願います。

それでは通告書に基づいて質問をさせていただきます。1番 石原昌雄、通告書の大枠1のほうからいきます。

1. 町制移行について。

町制移行の考えはありますか。町制移行を一括交付金事業として実施できますか。

大枠2. 部活動支援について。

中学校の部活動の下校時間の決まりがありますか。通学バスの最終時刻に合わせていますか。もし合っていないければ、どのような対応をしていますか。南上原、北上原、新垣、登又の上地区の子供たちが安心して部活動をするには、特に下校時の課題が大きいと考えます。通学バスやコミュニティーバスの運行で運行時間の配慮が必要と思いますが、計画はありますか。

答弁をよろしく願います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番のほうにつきましては、総務課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうで

は町制移行という御質問でございますので、非常に難しい答弁になると思うんですが、実は村長を就任してもう6年半になりますけれども、町制移行の考えはありますかという問いですが、実は考えたことがないものですから、非常に答弁しにくいんですが、村にとってのメリットが実際に明確であれば検討の余地はあるかとは思いますが、現在のところ、そこまで私も勉強不足か、あるいは機運の高まりという部分でまだ感じたことがないものですから、その辺はお察しいただきたいなと思います。

詳細につきましては、また総務課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。石原昌雄議員の御質問、大枠2の、について は教育総務課長からお答えさせます。

部活動の下校時間の決まりがありますかという御質問、あります。部活動の終了時間は18時30分で終了し、45分には帰宅する決まりとなっております。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 おはようございます。石原議員の御質問にお答えいたします。

町制移行についてはただいま村長から答弁がございました。考えておりませんということですが、村長の答弁の中でメリットというのが答弁されております。メリットに関しては、お互いこの点について議論をしたことも、町制移行について議論をしたこともありませんので、メリットについても今検討したこともございません。この町制移行については地方自治法の中で、県の条例で要件を定めるということになっておりますので、この要件についてどうなるのかなと。この要件を見た場合に5件の要件がございしますが、村としてふさわしいのかなという部分も考えられます。

一括交付金事業として実施できるかという

御質問ですが、一括交付金は沖縄振興に資する沖縄の特性に起因する事業ということでございますので、該当しないと考えられます。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

大枠2番の です。まず通学バスの最終時刻であります。今16時53分が中学校の最終であります。水曜日に関しましては時間割の関係で16時28分が最終となっております。その対応がありますが、部活生徒の下校は父母の送迎が主となっております。

次に です。現在の通学バス計画は授業時間に合わせた運行計画となっており、部活動生徒の下校時に合わせた運行計画は現在のところございません。以上であります。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。  
企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

コミュニティーバスにつきましては、平成27年度からの運行を目指して、中城村地域公共交通協議会におきまして協議を行っているところでございます。今年度につきましては、来年1月ごろ、運賃を徴取した上での実証運行を2カ月程度予定をしており、現在、そのルートと運行時間を検討しているところでございます。部活動を行う生徒の対応につきましては、地域の意見交換会のおきましても保護者のほうから要望もございしますが、運行経費にも影響を及ぼしますので、より慎重に検討しなければならないと考えております。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 それでは順を追って再質問をさせていただきます。

町制移行については、村長はこれまでお考えがなかったということであるんですけども、私もずっと町制についてはほかの市町村の状況を見ながら、中城村においては十分その要件に

達していると考えています。

実は1908年に沖縄県は町村制が敷かれておりまして、既にもう106年、村という形でやってきております。その間、ほかの市町村においては町に移行したりもやってきておりましたが、中城においてはこの町村制が施行されて村になっているんですけども、それ以前はいわゆる中城間切りという区域で、例えば宜野湾の一部、普天間とか北中城あたりも同時に中城間切りに入っていた大きな地区はあったんですが、その町村制の施行の中で区切られてきたという経緯はあります。そういう中においても、ほかの市町村もそうではあるんですけど、村の状況より町への変化を遂げてきています。中城村においても近年は人口が著しくふえまして、2万人到達が目の前になって来ている状況もあります。そういう発展している我が中城においても、そろそろ次の100年に向けての脱皮といいますが、そういうことも前向きに検討していただきたいなと思っております。

あと、この町村の中での村の部分が私の調べた範囲では、全国的には183の村があります。2,700余りの中からそれだけあるんですけども、1位は読谷村です。中城村は4位ぐらいです。人口の割合で、北中城村が6位ぐらい。この中部の3村で大体上位に入っているところはあるんですけども、あとのところはほとんどがまだ人口の少ない地域で、特に本土のほうでは山間部あたりが村のまま。沖縄県では離島のほうが多いという状況にはあります。

これまで市町村合併やらいろんな市制移行、町制移行のところがどんどん来る中で、村というイメージで残ってくるのは、やっぱりそういう山間部あたりのイメージで捉えられているような気がします。特に本土から来た人たちからすると、こんなに大きいのに村なのというようなこともやっぱりあって、見た目では都会化しているのにまだ村というギャップは感じます。

そこら辺についてはおのおの感覚のものもあるかとは思いますが、将来に向かっては子供たち、小学生、中学生の交流とかそこら辺の部分でも、やっぱり村のイメージで交流すると若干引け目を感じるころがあると思います。私自身も高校とかに行っても、引け目を感じてきたところは実際あります。皆さんはどうでしょうかと思います。がむしゃらに村でいいと、大先輩たちはみんな村がいいんだよと言うんですけども、ずっとそういう状況では子供たちにやっぱり展望をつくり上げていかなければいけないんじゃないかなと思います。

そこで、先ほど村長のほうはメリットが見えないということでありましたが、確かにメリットというのは数字では見つけにくいように思われます。ほかの市町村の部分の中で、町制にしたメリットは心の問題かなとか、そういう気持ちで自分たちの地域をどう高めていけるかという部分があるんじゃないかなろうかと。

そしてもう一つは、町制移行をして何十周年、何十周年という形で、結構その10周年おきぐらいにその自分たちの住んでいるところを活性化させていってるんですね。だけど、恐らく中城村にとっては100周年は1回やったけれども、次はやらないでしょうと。110周年とか、120周年とかなかなか。だけど、町制移行とか市制移行したところは、そういうふうに活性化をする節目にもさせているわけですね。そういう面で、ぜひこの町制移行のことをこれから提案していってもらって、村民がその会合に参加できるようにしてほしいと思います。

できましたら、今やっている一括交付金がある時期にできないものかと。頭ごなしにすぐできないという発想じゃなくて、できるところに何かを持っていかなければできないんじゃないかなというので、いつも村長は常々「ヌーンチナランガ」というところから突っ込んでくるんですけども、そのことを含めて突っ込んで

いってほしいと思います。多分、デメリットについては経費がどれくらいかかるかなということだと思うんですけども、それはそういう条件でやっていってほしいと思います。

そこで一括交付金ですけども、やっぱり地域の発展する材料として何かを自分たちが提案しなければこの活用先が見えないと考えています。ですから、今回の一括交付金事業にはいろんな理由、いろんな条件を組み入れてでもそのようなものが達成できるようなことをやってほしいと思います。特に子供たちの未来のためには、やっぱり今いる大人が脱皮していかないと次に進まないと思いますので、そこら辺も一緒にお願いして、そしてできるだけ、できたらまた町制移行して、ぜひ村長、初代の町長を目指して、やっぱり新しい活性化の町をつくってほしいと思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

初代町長という、初物好きの私からすれば非常に魅力的な言葉でありますけれども、しかし、正直なところ、先ほどもお話ししました機運という部分がやはりどうしても高まっていかないと、私ども行政としても、行政の勝手に村だ、町だということにはならないものですから、やはり村民の皆さんがそういう機運が高まっているというのを肌で感じることができるような根拠があれば、しっかり検討もできる案件だとは思っております。議員おっしゃるように、頭ごなしにだめだ、一括交付金は使えないとかというのではなくて、やはりその機運をどう感じ取れるかが大事なのかなということと、もう一つ、少しエピソード的な話をさせていただきますが、やはり本土の町村会との交流などで、常に中城は実は注目をされているところが多いんですね。先ほど議員おっしゃったように村でありながら、向こうはもう村ですから、村で2万人近くもいるという、中城村はどんな村なんだと。一度紹

介を受けますと非常にインパクトが強いもんで、もちろん世界遺産があるということもそうですけれども、非常に営業的に役立つというのには実はあります。その町村の、町の中に埋もれるのではなくて、村で、向こうの感覚はせいぜい数千人程度の感覚がもう2万人近くいるという、「えっ?!」という驚きの中から、こういう話がまた広がっていくという、それもあって町制移行がいいとか悪いとかは別にしまして、こういうエピソードもありましたということですが、今後、先ほど言ったようにその機運の高まりを肌で感じることができるのであれば、真剣に検討はできると思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 ぜひですね、この機運の部分については住民の声ということになるんですけども、どこかのポイントからそういう提案もしていけない限り、その波は伝わっていかなくて、住民というのは案外思っているけれども、金のかかることとか、いろんなのでまたなかなか口にはできないところもあるかと思いますが、ぜひいろんなところで御検討をいただきたいと思っております。

それでは次、大枠2番に移りますけれども、今、部活のほうを中心に考えていますが、やっぱり中学校の部活も活発になって、いろんな大会で地区優勝とか頑張っているところだと思っておりますけれども、どうしてもどうしても子供たちは部活終わっての下校時間が大変課題があると思っております。特に冬場とかになると、もうすぐに暗くなるという状況があります。そこで、特にこの上地区においては通学バスが当初スタートした時点も子供たちの安心、安全の部分から最初に提案されて、通学バスが出て、当初は有償バスでしたから、特に時間の細かい制限とかはなかったように思います。ですから、弾力的にこの有償バスが運行されて、部活のほうのフォローもして

いたと記憶にあります。これまでは部活をしていても、有償バスのほうがまたフォローして帰れると。今回、通学バスが今の形になって、時間割の部分も設定されてきてはいるんですけども、確かに授業時間だけを計算するとそのようなことで当たっているかなとは思いますが、しかしながら、現実の学校の様子からすると、部活もひとつの学校の時間の範囲内と考えております。

そういう中では、最終バスが間に合わないという状況があるので、今、父母の送迎がメインだと答弁がありましたけれども、この父母がなかなか送迎できにくい状況もあるようであります。例えば南上原とか北上原、新垣、登又、上地区からすると、仕事が終わって迎えに行くまでには結構な時間がかかるし、バスが来るまで、その間ずっと待たせるのかということもあつたりして、部活がなかなか厳しいと。国道329号沿いの字は通常のバスを利用することも可能かとは思いますが、特に上地区については部活が終わって歩いて帰るとか、そういうところでもし出た場合は不安があるということも聞いております。そういうこともありますので、ぜひこの通学バスのほうの、例えば今、通学バスは最終が16時53分で中学校から発車しますが、4時53分ですよ。実際、部活は6時過ぎまでやっているわけです。ですから、せめてあとワンクールのバスの運行ができないものか。それは一体どれくらい費用がかかるのかどうかも検討してほしいと考えます。

そしてコミュニティーバスについてですが、コミュニティーバスも今年度もう一度走るとのことですが、ぜひその帰りの時間の利用の部分を加味して運行の計画表を作成してほしいと考えます。特に前回の試行でも、私もちょっと乗車の実験をしましたが、朝は乗ってこられるけれども、帰りはもうないんですね。ですから、そういう状況だったらバスは

利用しないなど、あのとき感じました。そういう面では、やっぱりこのバスのない中城村ですから、もうこの住民の足となるようなものは若干の費用はかさんでも、やっぱり思い切って時間を配慮してほしいと思います。そこら辺について、コミュニティーバスのほうからちょっと答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えします。先ほどの答弁と重なる部分もあるとは思いますが、よろしくをお願いします。

コミュニティーバスの運行によって、村内全ての村民、それから全ての地域の皆さんに満足をいただけるということは、若干不可能なような感じがします。しかし、議員から提案のあります、せめて部活動の子供たちはということにつきましては、もちろん経費もかかるわけですから慎重に検討しなければならぬと考えています。先ほども答弁しましたけれども、やはり地域の保護者の声もあるというふうなことも事実でありますので、今後検討したいと考えております。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 ぜひ子供たちの安全のために、そういう時間帯の設定をお願いします。

通学バスについては、あとワンクール延長するという可能性はどうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

現在のところ、その計画はございませんけれども、委託業者との協議になるかと思っておりますので、検討していきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 答弁、ありがとうございます。子供たちの安全の面ですので、ぜひあらゆる面から検討をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で1番 石原昌雄議

員の一般質問を終わります。

続いて7番 金城 章議員の一般質問を許します。

7番 金城 章議員 それでは通告書に基づき質問をします。

1. 施設整備運営管理について。

村民より吉の浦公園内のゲートボール場の整備についての声があります。この施設は開場以来、修繕整備を行ったことがないと思うがどうか。また今後、整備の計画はあるか。糸蒲公園は今年度より使用開始しておりますが、公園内のパークゴルフ場等使用状況はどうか。また施設運営管理はどうなっているのか。中城浜漁港内の公園整備の管理体制はどうなっているか。また漁港内のトイレ改修の計画はどうなっているのか。中城の農漁産物販売目的の朝市も定例化しております。施設を設置すべきと考えるが、計画はあるかどうか。

大枠2. 農道整備についてです。これも今議会で別の議員から質問がありましたが、ぜひ回答をよろしくお願いします。

当間土地改良区内の農道整備の進捗状況と計画はどうなっているか。また、排水溝整備計画はどうなっているか。

大枠3. 企業育成と入札についてです。

村発注工事の落札工事施工業者の村独自の評価体制はどうなっているのか。今後の企業育成と技術者育成のレベルアップ対策をどう考えているのか。

以上、よろしくお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、都市建設課と農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、農林水産課でお答えをさせていただきます。

大枠3番につきましては、総務課のほうでお

答えをさせていただきますが、私のほうでは大  
大 3 番の 企業育成のレベルアップ対策という  
ことで少し答弁をさせていただきますけれども、  
議員も御承知のとおり、今年度から中城村は最  
低制限価格も 5% アップいたしまして、95%を  
上限という形にさせていただきました。その主  
な理由は何といひましても、やはり村内企業の  
育成でございます。しっかり利益を確保してい  
ただき、そしてその企業内の従業員の育成、あ  
るいは技術者の育成、そして足腰をしっかりつ  
けて村政発展にまた寄与していただきたいとい  
うことの好循環を目指したものでございませ  
ぬので、今後もそういった私のメッセージをい  
いほうにとっていただいて、そして一緒になっ  
て村政発展に尽くせばいいなと思っております  
ので、推移を見守っていききたいと思ってお  
ります。

詳細につきましては、また担当課のほうでお  
答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 では、大 1 の 、  
についてお答えします。

について、ゲートボール場については現在、  
生涯学習課で維持管理していますが、今後、都  
市建設課としてもゲートボール場の活用を行う  
ことから、新たな整備計画はありません。

について、糸蒲公園はことし 7 月から供用  
開始を行っています。パークゴルフ場の使用状  
況としては、9 月末までに 4 団体から申し込み  
がありました。そのうち 3 団体は雨天で中止、  
1 団体の使用となっています。また、管理につ  
いては現在 4 人の現業臨時職員で村内の公共施  
設の維持管理を行っています。糸蒲公園につ  
いては、日曜日・祭日については日々雇用で管  
理しています。以上です。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員  
会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛

之 それでは金城 章議員の大 1 の と 、  
大 2 の についてお答えいたします。

まず大 1 の 漁港内の公園整備は平成 5 年  
度で完了しており、今後の再整備は、漁港関連  
事業としては現在のところ困難であります。今  
後、浜漁港及び地域である浜自治会とも協議し、  
草刈り等の適正な維持管理を図っていきたく  
と考えます。トイレの改修についてですが、今  
後やはり浜漁港、また地域とも協議し、まず管  
理体制を明確に定めた上で考えていきたく  
と思っております。

次 について。農漁産物の直売施設の設置に  
ついては、具体的な計画はまだありませんが、  
現在、毎月開催している朝市も定着し、施設設  
置の必要性も認識しておりますので、先進地も  
参考にしながら施設設置に向けて朝市メンバ  
ーとも協議し、検討していきたく  
と考えております。

大 2、 について。平成 24 年度に採択され  
た中城地区農村基盤整備促進事業は、農道総延  
長 2,891 メートルのうち、平成 25 年度で 247 メ  
ートルが整備完了し、今年度で浜と安里地区の約  
1,000 メートルの整備を予定しております。ま  
た排水溝整備については、安里寺側の排水路の  
整備を平成 27 年度に予定をしております。以上  
です。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは大 3 の と  
についてお答えをしていきたく  
と思っております。

村発注工事における請負業者の評価について  
は、業者選定の参考資料にするために平成 24 年  
度から実施しております。この評価制度がどの  
ようになっているかという御質問ですが、評価  
項目といたしまして満足度、満足と普通、不満  
という形で評価をしております。評価項目とい  
たしまして施工体制、施工状況に関する点、出  
来高、出来栄えに関する点、社会性等に関する  
点、その他という形でこの 3 項目を重点に評価

をしております。この評価の提出件数になりますが、平成24年度16件、平成25年度8件、平成26年度は途中でございますが2件となっております。この評価の提出件数は、満足度が多いから少なくなっているのかなと考えております。

あと、技術、企業の育成については、村長からもありましたとおり、4月に契約規則の一部改正をし、最低制限価格の75%から95%に引き上げております。この引き上げについては新聞等でも報道され、県等からいろいろな問い合わせもございました。あと、この5%引き上げたことで業者の利益、それと人材育成につながることを考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 それでは順を追って再質問をさせていただきます。

今、都市計画課長の答弁では、ゲートボール場の修繕はないという話ですけれども、これ本当に開場以来、整備を行ったことはないと思うんですが、どうですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の質問は維持管理の話なのか、それともゲートボール場事態ほかの整備をしてほしいという要望により担当課が変わってきますので、よろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 維持管理じゃなくて、ゲートボール場は先日ですか、村の老人連合会主催のゲートボール大会があったんですね。そこでこのゲートボールの試合を見ていましたら、このゲートボールの技術じゃなくて、もう整備の不備でボールが曲がったり飛んだりするのが目に見えて、本当にゲートボールの試合になるのかなと思って、お互い同じ場所でやるんですけれども、もう少し整備したほうがいいんじゃないかと。この芝ですね、芝の管理等も全然整備できていないし、そこは本当に取り組めない

のか。そういう管理を、改めてまたその設置を、芝を張りかえるなり、人工芝なり、またいろんな工法があると思いますけれども、そういう感じに整備できないかどうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 今回の質問から思うのは、今、全天候とかいろんな話がありますけれども、今のところそのゲートボール場の現場を見ても、維持管理の範囲でやれば、芝生等の維持管理をやっておけば、十分ゲートボール場として利用できると思いますので、維持管理の範囲でしか今のところは計画はないです。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 維持管理の範囲内というお答えですけれども、これは芝生もあるし、周辺の木からひげもこのゲートボール場内に浸透している。そういうこともあって、ぜひこのゲートボール場のリニューアルですか。そこは求めたいと思うんですが、もう一度、何か一括交付金でも、健康管理等、またその公園等も一括交付金が活用できるものなのかどうか、整備計画もまたどうなのか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えします。

ただいまの質問にちょっととまどっている感じもします。まず根本的に、吉の浦公園というのは、条例上は都市計画課の範疇にあります。ただ修繕等、軽微な修繕ですか、それに関しては生涯学習課が行っている状態であります。現在、議員が今質問の中にありますように、先ほど都市計画課長からも答弁がありました、大幅な改築を予定しているのか、改築して補修する意味があるのか。それとも現在ある芝生を、その一部分を修繕を講じてやってほしいのかということなんです。ただ、修繕の立場からしますと、現在、もともとこの場所というのは大人の広場なんです。大人の広場、括弧して一部ゲートボール場なんです。ですから、そこに

ゲートボール場専用につくるのであれば、当然これは都市計画課とも相談して、この場所はゲートボール場専用にしていいですかということで、許可もお互いこれは合議しないとイケません。

しかし、現在ここがゲートボール場だけではなくて、例えば保育園の運動会とか、そこで実際にやっています。芝自体も使えます。ですから、今後例えばゲートボール専用でそこを使わせるのであれば十分に協議をして、そこにはしっかりメンテナンスも入ると思います。そうすると、例えば保育園とか、運動会とか、お互い大人がそこでドッジボールをするとか何とか、家族で来てここでいろいろ、いわゆる憩いの広場ですか、それが一部削られるということになります。そのところは十分検討していきたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 今、生涯学習課長がおっしゃったとおり、大人の広場。しかし、今ゲートボール場の中にゲートボール以外使用してはならないという看板があります。そこで私はゲートボール場とばかり勘違いしておりました。しかし、大幅な改善をぜひできるかどうか、そこを検討していただきたいと。本当にゲートボールをしている先輩方を見ていますと、何名からか要求があって、ぜひ整備してほしいと、この議会で取り上げてほしいということでありました。この大幅な整備計画ができるのであれば、ぜひ取り組んでいただきたいと。

続きまして に移ります。系蒲公園はパークゴルフ場が今4団体、1組しか使用していないと。現在の、先ほどのゲートボール場もありますが、パークゴルフ人口の愛好者も同じくらいの愛好者が全国的にいます。そこで、これからはパークゴルフが主体となってくるかと思っておりますが、そこも利用状況が悪いということでは、中城村ではまだまだなのかなと感じまし

た。しかし、全国的にはまだゲートボール愛好者よりふえつつあるんですね。もう200万人に達している状況で、施設等も今では多くなっています。それで今、系蒲公園のパークゴルフ場ですね、6ホールしかないところなものですから、せめて9ホールとか18ホールできるこのパークゴルフ場の設置は考えていないのかどうか。それもまた吉の浦公園内にまだ敷地がありますが、元のプール跡ですね。あの辺にも計画できないものかかどうか。6ホールというのは本当に短い、あんまり利用度のないパークゴルフ場かと考えるんですけれども、どうですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の系蒲公園の2ヘクタールの中で、今、水道課の配水池がありますけれども、その周辺でしか今広場がなく、9ホール設置するというのは不可能かなと思っています。計画段階から9ホールという話はあったんですが、どうしてもパークゴルフの距離とかをとると6ホールしかできないです。変更というのは今後もないだろうと思っています。それと村内でのパークゴルフ場、ほかにできないかという質問ですが、今のところ都市建設課のほうでは、公園内にパークゴルフ場の建設計画というのは今の所持っていないです。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 それではこの系蒲公園のパークゴルフ場は、今グリーン等は芝を張りかえて、使用状況はまだできると。何といいますが、パークゴルフのフェアウェイというのか、そこがまだ整備が、芝生があんまりよくないと。まだ新設なのに、全然芝生の手入れ等、芝生の植えつけ等が全然できていないと思うんですが、どうですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。実際、4月から供用開始をし、パークゴルフ



ですね、うちのほうでも何回かやったんですけども、確かにグリーンは芝生できれいに整備されています。あとフェアウェイについては吹きつけ芝生でやっていますので、芝生の芽が出るのが遅いかなと思って、今管理もよくやっています。現在、現場を見るとそんなに悪いフェアウェイではないかなと思っています。今後もよくなると思いますので、議員も一緒にパークゴルフをやれば、もっとフェアウェイがきれいになると思いますので、よろしくお願いします。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 課長、手入れでよくなるというお話ですので。本当に芝がないところがあるんですね、課長。そこはやっぱり補修でもいいです。修繕、維持費でも芝はちゃんと植えたほうがパークゴルフするにも気持ちいいと思うんですけども、そこはパークゴルフも気持ちよくできると思うんですが、ぜひもう一度見て、その張りかえ等も考えていただきたい。何をさせても、あの施設は整備が行き届かないと使用状況も悪くなると思うんですね。今の現状のままで、それが修繕も整備もないと言われたら、そうじゃないと思うんですけどね。それはもっと考えるべきだと思います。

それと南上原地区内の、公園施設に関して今質問をしているんですけども、南上原に今年度別の公園5カ所ありますが、その管理体制は実際どうなっているのか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

公民館前のゆらていく公園については、南上原の管理と自治会の管理となっています。それと3号公園、6号公園、5号公園、7号公園については南上原の自治会と今後協定を結びながら、コミュニティーの場として使いたいということで、地域の班で管理をしたいという話を今協議していますので、この協議がまだ整っていませんので、最終的には南上原の自治会と協定

書を結びながら管理を行っていきたいと思います。現在はうちの現業臨時職員のほうで草刈り等は行っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 この公園管理はやはり各自治会でやるという話で、以前、課長から答弁をいただいたはずなんですけど、まだそれが整っていないと。やっぱりこの地域の施設は地域で管理すると都市計画課長のおっしゃっている施策だったはずなんですけど、早目にこの管理体制はぜひ実行させていただきたいと願います。

続きまして です。中城浜漁港の公園管理体制ですね。これは以前も公園内の草刈りですか、漁民のメンバー、浜自治会と一緒に取り組んだんですけど、また腰丈まで荒地地になっていると。また草が生えて。本当は3カ月か4カ月、最低でもその程度で年に三、四回は刈らないと、全然管理ができていない状況ですけども、それでこの漁港内のトイレ改修も不可能だと思うんですが、もっとしっかりした管理体制、本当に漁港、組合がやるのか、浜自治会がやるのか。実際には漁民センターですか、そこの前ですので、自治会と漁港組合が本当に一緒にやればいいんですけども、どうもどっちがやるかはつきりしないということで質問に上げたんですけども、漁民も浜自治会のメンバーが多いんですけど、自治会で話し合いをしてこの管理はできないものなのか。どうなんですか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

公園内の草刈り等々については以前にも行っておりまして、今後もやはりこの地域と漁港との協力のもとで草刈り等をやりたいと思っています。今後、やはりその維持管理については漁協組合員、いわゆる地域の浜自治会とも十分に協議して整えていきたいと思っております。以

上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 自治会が漁民センターも使用していますので、ぜひ管理体制も引き継いでやられるような相談を、ぜひできるだけ早目にやっていただきたいと願っております。

続きまして に移りますけれども、 は別の議員からも質問がありましたが、朝市の定設ですね。施設を設定する計画ですね。ぜひ漁港内に調節して、月1回のこの朝市開催じゃなくて、将来的には毎日この直売店が開店するような、そういう施設をぜひ考えて設定してほしいと思いますけれども、これは予算的にあれですか、もうそういう施設をつくれる可能性もまたあるのかどうか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

現在のところ、その整備に関する予算については今後検討していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 農漁産物ですね、この販売も朝市で月1回ではありますけれども、この生産者が今頑張っていて、もう2年目になりますので、ぜひ常設の施設をぜひ早目の検討をお願いします。

次、大枠2です。当間土地改良区内の農道整備ですか、それに係る排水溝の整備計画ですね。これが排水溝、どうしても下流側、海岸との取り合い側、そこがどうしても改善できていないと。排水路を整備してもまた堆積してしまって、そこがまだ取り組まれていないと。これは中部土木に確認したところ、この河川の管理者が、そこはできるという話を伺ったんですけども、どうですか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

現在の整備事業の中では、排水路の末端については計画はありません。やはり向こうは護岸というのは県の管理になりますので、その辺はまた協議して取り組めるかは考えていきたいと思えます。今現在のところは、都市建設課のほうでしゅんせつと維持管理等々で対応しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 排水問題は以前から私は取り組んでおりますが、やっぱりこの海岸沿いのですね、本当に下流で詰まってしまって、維持管理はもうずっとやりつつあっても、改善がないと。一雨でそれがまたせっかく維持管理費を使った中で、また同じだと。もうこれのイタチごっこで、本当にこの海岸沿いは整備しないと、排水路の整備はしないと、維持管理は毎回毎回、一雨でこの管理費をかけたのに、またそこはかけないといけない。そこはどうしても取り組まないといけないと考えておりますので、ぜひ前向きな考えで、中部土木ともぜひ協議しながら、河川管理者がこの護岸のところまでは全部できるという話を聞いています。ぜひ頑張ってくださいと思っています。

それと当間地区の改良区の農道もそうですね、整備、これは別の議員からも質問がありましたが、これもやっぱり私も早目に施行体制に入してほしいと思っています。

次、大枠3に移ります。村の入札の評価体制ですね。これが満足、普通、不満という話で、今のところ満足が多いという、出来高の出来栄もいいと、それが工事する中で当然ではありませんけれども、これは担当課でも評価してあげているのかどうか。総務課だけで評価しているのか、そこは少しお願いできますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。  
総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

これは工事が終了しないとできませんので、担当課からこの報告書を受けております。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 この施工業者も数多くいると思いますけれども、これが私も4年間、やっぱり中小企業の経営改善もしかりですが、企業経営の安定、そういう取り組みの中、また支援を求めてきました。これが先ほど村長からも答弁がありました。入札最低額のアップもずっとお願いして、やっと今年からそれが実行となる運びになりましたけれども、しかしながら、自助努力にて経営者として、また会社運営改善に職員の育成と技術力の向上に努めている企業もたくさんあります。それと相反して、職員雇用もなく、会社の運営の改善も見受けられない会社もまたあると。この不満という評価の出た会社は、多分そういう会社なのかなとも思いますけれども、この企業育成ですね、前向きに改善を目指す会社と、その考えのない会社というのはもう支援方法も考えていかなければいけないと思いますけれども、このことにおいてまた入札制度の改善、指名回数とか考えていく必要があると思うんですが、そこはどうですか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 では、お答えいたします。

御指摘のとおり、別に選別ではございませんが、伸びる業者は伸ばす、だめな行政は待つという部分も確かにあります。これは育成方法の一つだというふうに認識はしていますので、すぐあしたからどうのこうのじゃないですけれども、基本的にそういう考え方に基づいて地域の企業育成には努めてまいりたいと考えています。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 沖縄県は事業の創業率も全国一位、その反対に廃業率も全国一位なんですね。やはりこの自助努力をしていかなければ、もう企業がもたないというのは、やっぱりこの

小さい沖縄ですから、そこもあります。しかし、本当の企業育成は、僕もこの4年間企業育成を皆さんに求めてきましたけれども、そこもまた考えていく起点に立っていると思いますので、そこをぜひ取り組んでいきたい。またもう一つ、大事にさせていただきたい業者もあります。専門職で取り入れている業者とか、本当に自社施工とか自助努力している会社というのは、そこはもっと支援していただかないと、教育していただかないといけなと思っています。そのことについてちょっと村長、どうですかね。

それともう一つ、この工事受注者の企業ですね、村の発注工事を受注した工事を丸投げしている業者もあります。その関連も入札に絡めて、またその体制もどう図るか、ひとつ村長一言お願いできますか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほど冒頭でもお話しはしましたけれども、最低制限価格の引き上げだとか、そういうものは企業の育成につなげたいというもののメッセージを込めてやったつもりでございます。企業の育成がどうしても必要なのかということになりますと、当然雇用が創出されて、もちろんこれは企業がしっかり足腰ができて、雇用が創出されて、そして村内業者で極論を言えばもうかっていただいて、その分税金でしっかり村にまた還元をしてくれると。言うなれば、社会貢献度を高める意味でそういうことも、環境を整えていっているつもりでございます。

それと相反して今議員がおっしゃるような、例えばもう丸投げとかというのは論外ですね。しっかりこちらがメッセージを出しているにもかかわらず、そこに何ら反映されてきていないということであれば、やはり我々も副村長も一緒になって、当局も一緒になって、その辺はしっかり精査をして、そして守るべき企業、そしてこれを改善させるべき企業、もちろんこれ

は育成させるべき企業とありますけれども、それを入札制度などでしっかり反映はしていかなくちゃいけないと。そのためにもしっかり精査をして反映させていきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 やはり入札体制も、私は企業育成をこのように求めてきて、きょうみたいな質問というのは本当に心が痛いんですけども、やはり努力しないところはそれなり村長がおっしゃるとおりに、ぜひ改善すべきであると思っております。

きょうの質問で、皆さん検討の余地が今いっぱいありましたけれども、また取り組むかどうか、ぜひまた次の機会に質問をしますので、ぜひ改善、修繕ですね、そういう検討のほうをぜひ努力して、前向きにできるように考えていただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で7番 金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時08分）

~~~~~

再開（11時19分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

続いて8番 伊佐則勝議員の一般質問を許します。

8番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。今後、また4年間のおつき合い、よろしくお願ひしたいと思ひます。

8番 伊佐則勝、通告書に基づきまして、これより一般質問を行います。簡潔明瞭な御答弁をお願ひしたいと思ひます。

まず大枠1番のほうになります。土砂崩壊防止対策事業について。奥間地内の土砂崩壊防止対策の事業採択に向け、南部林業事務所と協議に入り、宇津原と上川原の2カ所については農水課で地権者との合意形成に向けて、しっかり

と作業計画を立てているものと思慮しております。中でもあと1カ所の喜納原については、既に地権者である奥間自治会の同意を得ておりますので、以下質問をしたいと思っております。

まずのほうです。農水省の治山事業の採択に関し、1,000万超の事業費を満たすことが採択要件であり、本件喜納原については事業予算を満たさない状況とのことで、採択要件を満たすための工法等について、南部林業事務所より再度検討したいとの回答があった旨の先の議会での答弁がありました。その結果はどうなったか伺います。のほうです。喜納原の真下は集落環境を形成しているが、国交省の補助メニューで土砂崩壊防止対策事業の可能性について並行して検討し、事業取り組みができないものか伺います。

大枠の2番、道路整備について。奥間桃原地内の193番地の4を起点とする未整備道路の件でございます。現況は農道、生活道路として利用されているが、道路台帳にも記載がなく、土地図面上は農地と一部里道となっております。土地改良地区外で農業基盤整備促進事業での農道整備にも該当しない状況があり、現況道路の地権者より道路部分の土地所有権を村に無償譲渡することで、道路整備ができないかとの要望がございます。農道、生活道路として機能していることから、環境整備の面から補助事業等の導入ができないか伺います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは伊佐則勝議員の御質問にお答ををいたします。

大枠1番につきましては、農林水産課と都市建設課のほうでお答ををさせていただきます。

大枠2番につきましては、都市建設課のほうでお答ををさせていただきます。

私のほうでは大枠2番の道路整備について、奥間の193番地の4を起点とする道路でございますけれども、実は場所も私自身、確認してま

いりました。今、御質問の中にもありますけれども、土地所有者の無償譲渡の話があるということで、これは真剣に考えなくちゃいけないということで、早速現場を確認させていただきました。率直な話をしますと、もしそういうことで無償譲渡が可能であれば、村としてもこれは積極的に、優先的に考えなくちゃいけないんじゃないかと思っております。また、そういうものが実現をしますと、村内一つのモデル地域と、モデル的な部分でこれがまた我々にとっても非常にいい効果を生むと思っておりますので、詳細についてはまた都市建設課のほうでお答えをさせていただきますけれども、私自身としますと積極的に、優先的に考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは伊佐則勝議員の大枠1のと、大枠2についてお答えいたします。

について、南部林業事務所は喜納原の現場を再度確認をしておりますが、治山事業の実施については現在の事業規模では採択は困難との回答でありましたが、事業規模等の要件が整い次第、実施に向けて検討をしたいとのことでしたので、今後も現場状況を把握しながら、南部林業事務所との協議を継続していきたいと考えております。

大枠2について。現在、当間土地改良区で実施している中城農村基盤整備促進事業での農道整備は、農道台帳に農道として位置づけられ、さらには道路に面する受益地が農振農用地であることが必須要件となっていることから、本事業での整備は困難であります。他の事業での整備ができないか、県との協議は行ってきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

について。中部土木事務所計画調査スタッフ班と協議をし、現場を確認した状況では、すぐに事業化できませんが、奥間自治会から村を経由して情報提供及び地滑りの調査依頼を行い、現場の変状が見受けられた場合には、対策事業の可能性ありますので、今議会が終わって奥間自治会から要請文を中部土木のほうに提出し、事業化に向けて取り組んでまいりたいと思いません。

大枠2、道路整備については補助事業で該当するメニューが厳しいことから、現況の道路、使用部分の土地を地権者が村に無償譲渡する条件であれば村長も先ほど答弁しました、積極的に行うということですので、村としても、現場の状況からも生活環境整備の必要性は欠かせないと思っております。まずは地権者の土地の無償譲渡の確認を再度担当課のほうで行ってまいります。その後に予算を確保して整備してまいります。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 それでは順を追って再質問をさせていただきます。

まず大枠1番の についてでございます。南部林業事務所再度確認し、現在の事業規模では採択は困難との回答があったということです。これは恐らく南部林業事務所、前回は再検討をしてみますというふうな回答がありましたけれども、今回、再度現場を確認しての回答がそうであったということでしょうか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

南部林業事務所が再度確認しての回答でございます。それと8月ぐらいですか、現場については村長も現場案内して、今後、中部市町村会及び沖縄県農林水産部との懇談会でも要望をしていこうということで、現場も村長と一緒に確

認しておりますので、ぜひまた今後も南部林業事務所には要望をしていきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 事業規模等の要件が整い次第、実施に向けて検討していきたいとのことだが、要件が整う可能性はございますか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

やはり南部林業事務所としては、これは前回の議会でも述べましたとおり、規模がまず1,000万円以上という規模にならないと採択は厳しいということでしたが、やはり我々としてはこれ以上ひどくならないうちに対策をしていただきたいということで、強く今後も要望はしていきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えします。

今の件で少し補足をさせていただきますけれども、私も現場を見て、今の理由が、規模が小さいから、1,000万円以下だからできないというのはおかしいんじゃないかということで、要は危険か危険じゃないかの判断であって、金額が1,000万円以下だから、以上だからというのはおかしいんじゃないかという考え方で、再度アタックしてみましようということで担当課とは話はしておりますので、しっかり理論武装をして臨んでいきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 村長、大変心強い答弁ありがとうございます。しっかりと政治的な面も含めまして、ぜひ事業着手できるように、ひとつよろしく願いしたいと思います。

続きまして についてでございます。喜納原の真下に民家がございまして。村長も現場確認を8月になさったというお話がございました。そ

の民家周辺への土砂崩れ被害は、ここに始まったことではないですね。やはり10数年前から派生しております。その当時の自治会長時代からも村へ、その都度情報提供はあったものと思われます。村当局も何度か現場確認はしていると思いますが、今回の去った台風19号での件でも、現自治会長から現場確認の依頼が担当課ほうでその確認依頼がなされているかと思っております。自治会長とタイアップして対応していきますので、庁内での情報共有を密にさせていただきまして、ぜひ村長の力もお借りしながら、事業化に向けて取り組んでいけるよう切に要望していきたいと思っております。

次に予定にはないんですが、宇津原と上川原の2カ所について、少しだけ確認をさせていただきます。まずひとつ、宇津原の大半の地権者を占める北上原地区の地権者の説明会の開催はどうなったでしょうか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

奥間宇津原については、8名中うち4名の地権者が北上原ということになっておりまして、前回の6月定例でもちょっと遅いんじゃないかとうお叱りを受けましたけれども、まだ説明会のほうは開催しておりませんけれども、人数が4人程度ですので、村外についても当然ながら個別で回らざるを得ないだろうと。村内についても、できるだけ個別で意思確認、保安林指定についての意思確認について御協力をいただくように、また頑張っていきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 昨日も久場の保安林指定の件で非常に地権者の同意が厳しいという状況のお話もありました。確かに保安林指定につきましては地権者の同意を得ること、かなり厳

しい面もあるかと思いますが、その2カ所の地権者との合意形成に向けて、農水課におきましていわゆる業務執行計画、今、個々に地権者とお会いしてという答弁をいただきましたけれども、そこら辺のいわゆる期限を決めた業務執行計画は作成されているのでしょうか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

具体的な業務実施計画はまだ立てておりませんけれども、当然、担当係長とはとにかく早目早目に同意を得るように進めていかないとけないということで、やはりまた今後という言葉になりますけれども、早目に取り組みたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 これは各課に共通することだと思いますけれども、監査委員の指摘にもございます。業務効率を上げるためにも、業務執行計画を作成して日次、月次業務に生かしてほしいと考えておりますので、ひとつそこら辺は計画的に事業を推し進めていただきたいと思います。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして大枠2番のほうに行きます。大枠2番のほうですが、まず農水課長より答弁がありました。なかなか難しいという私の一般質問で申し上げておりますけれども、ほかの事業での整備ができないか、県とも協議していききたいとの答弁でございます。具体的な面があれば説明をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

現在のところ、これは県の中部農林土木事務

所のほうにも確認はとっておりますけれども、現在ある農道舗装整備事業と申しますのは、現在実施しております中城村農業促進整備事業以外は現在のところないということで、もし今後、そういった事業が出てくるのであれば、これでちょっと検討はしていきたいということでございまして、現在のところ、別の事業というのとはございません。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 先ほど最初のほうに村長からもすばらしい答弁がございました。それに関連しますけれども、都市建設課長より補助事業で該当するメニューの導入が非常に厳しいというようなお話がございました。現況の道路部分は地権者さんで1筆ずつの3筆、あと法人が1筆で合計4筆の地権者、1法人も含めて、地権者4名というか、3人と法人1筆ということで、計4筆になっております。地権者が村に無償譲渡することが可能であれば、新年度予算で前向きに検討したい旨の答弁をいただきました。大丈夫ですね。新年度予算で前向きに検討していきますという答弁をしていただきました。失礼ながら、この「前向きに検討します」をあと一歩踏み込んで、「新年度予算で確保する」というふうな感じで、「確保します」に言いかえることはできませんでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今、答弁の中では新年度予算で前向きに検討しますという答弁はしていないと思います。今言ったのは無償譲渡の確認を再度行い、予算を確保して整備してまいりますと答弁していますので、新年度やっていきます。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 しっかりと事業着手に向けまして、新年度予算での確保に向けて、我々も協力できる面は協力してまいりますので、一緒にひとつよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点ですね、その現況の道路につきましては農道、生活道路として機能しておりますので、ぜひとも事業着手できるように今後配慮方をお願いしまして、本日の私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で8番 伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時47分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

続いて6番 新垣貞則議員の一般質問を許します。

6番 新垣貞則議員 皆さん、こんにちは。この席で一般質問できることに喜びを感じています。

それでは通告書に基づいて、新垣貞則の一般質問を行います。

大枠の1です。吉の浦火力発電所から発生する環境問題について質問します。

電源立地交付金の目的。 久場導流堤から泊にかけての環境問題。 建設工事からの騒音。

吉の浦火力発電所建設に伴う「久場・泊」協定書の進捗状況です。

次に大枠2番ですね。吉の浦公園施設整備について質問をします。

ウォーキング600メートル、1,200メートルコースの全天候型の整備。 ござまる陸上競技場のナイター整備。 プール跡地を活用したグラウンドゴルフ場の整備。

大枠3番です。キャンプ誘致について質問します。

キャンプ誘致の目的。 キャンプ誘致した施設利用団体。 キャンプ誘致しての中城村へのメリット、デメリット。 キャンプ誘致しての人材育成について伺います。

以上、簡単明瞭な答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番につきましては、企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、教育委員会でお答えをさせていただきます。

大枠3番につきましても、企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは大枠2番につきましての見解を述べさせていただきますが、吉の浦公園施設整備は肅々と、この人材育成を目的に整備を進めていることは御承知のとおりだと思います。今後、整備を重ねていきますけれども、ただ、御質問の、 、 につきましては、詳細は教育委員会でお答えさせていただきますが、優先順位的には少し後ろのほうかなという気がいたします。今後、いろんな意味合いでまた考えていきたいとは思っております。

その下のキャンプ誘致につきましても少し見解を述べさせていただきますが、サッカーキャンプ誘致につきましてはトップセールスで去年、今年とやってまいりますけれども、来年1月にはまた二度目のキャンプが予定されておりますが、やはり何と言いましても、目的としてはまず観光客の誘客、それと村内の子供たちが自信を持って夢に向かって行けるような環境づくりをしたいということで考えてキャンプ誘致を行ってまいりました。今後も子供たちの人材育成を主に、もちろん観光客の誘客も当然でございますけれども、しっかり夢を持って、自信を持って、中城でトップ選手を見て育てていけたらいいなと思っております。

詳細につきましては、また担当課でお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 新垣貞則議員の御質問、大枠2の から について、生涯学習課長から



お答えさせます。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 新垣貞則議員の御質問にお答えをしたいと思います。

大枠1の ですが、電源立地地域対策交付金の目的は、発電用施設の周辺地域における公共施設の整備等を促進し、地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することが目的でございます。

についての環境問題ですが、吉の浦火力発電所の陸地側の海面、河川とよく呼ばれているところなんです、その環境問題については以前から地域住民からの悪臭苦情等がありました。そのつど三者、沖縄県、沖縄電力、村、地元も含めて対応してきた経緯もあることから、村としては住民からの要請を受けて、電源立地地域対策交付金を活用し、水がよどまないように久場導流堤を整備し、現在では水がスムーズに流れているというふうになっております。

次に 建設工事からの騒音についてでございますが、9月9日、吉の浦火力発電所構内においてふぐあいがあつた施設、グラウンドフレアの解体工事の、工事中に騒音と振動が発生しております。この騒音振動については、近隣住民が沖縄電力に対して工事の中止を申し入れるとともに、村の立ち会いを求めたということで沖縄電力から村に連絡がありました。それを受けて村と住民立ち会いのもと、騒音振動の根源を確認した上で、作業工法を変更して騒音振動対策を講じております。それから9月23日、吉の浦火力発電所構内において、今度は防災減災対策として建設中の吉の浦マルチガスタービン、非常用発電所の建設工事において、タービン設備の燃料用タンクの建設工事で、タンク内部の溶接作業工程で取りつけた鉄板をたたいているときに騒音が発生したということで、これも近隣住民から苦情がありました。住民との立ち会

いのもとで、騒音の根源を確認した上で、作業を中断して騒音対策、防音シートを設置しまして、騒音が改善したことを確認した上で工事を再開しております。

次に についてですが、協定書の進捗状況ということですが、進捗状況については前議員の宮城治邦議員にも答弁したとおり、平成18年1月19日に締結した協定書については、電源立地地元久場及び泊区における振興策として、国が交付する電源立地地域対策交付金、これは初期対策交付分という認識でございますが、その地域振興事業の活用について、発電用施設周辺地域整備法の趣旨に鑑み、地元振興事業の要望を最大限に受け入れ、その費用負担を行うものとし、もって地元の費用負担を最小限度に減するという内容であります。国の交付する電源立地地域対策交付金の交付期限は平成24年度までの、平成15年から平成25年までの10年間でございました。村としては地元の地域振興事業に対して最大限に努力してきたと考えております。

次に大枠3のキャンプ誘致についての でございます。キャンプ誘致の目的については御承知のとおり、吉の浦ごさまる陸上競技場においては県内唯一のサッカー仕様の良好な芝を誇るごさまる陸上競技場を整備したということがあります。県内外にそれをアピールし、Jリーグクラブのチームを初め、スポーツキャンプの誘致を促進し、来場者へ世界遺産中城城跡や本村特産品のPRを行うということとあわせて、中城村の観光振興、特に本村に立地する世界遺産中城城跡への観光客入客促進を図るという目的であります。

についてですが、施設利用の団体ということですが、スポーツキャンプにおいては当初、生涯学習課で平成25年度から実施しているところであります。そういうことで過去2カ年間の吉の浦公園内での大会及びキャンプ実施団体等を御説明していきたいと思っております。まず2013年、

1月31日から2月14日、韓国済州ユナイテッドサッカーキャンプが行われております。それから2013年3月1日から9日、日本陸上競技、男子短距離チームが合宿をしております。2013年3月19日から20日、女子ユースバスケット沖縄国際スプリングキャンプを行っております。2013年3月13日から20日、アメリカ女子サッカーシアトル・レインがキャンプを行っております。年が明けまして2014年1月16日から27日まで、ガンバ大阪サッカーキャンプ。それから2014年2月4日から15日、横浜FCサッカーキャンプ。2014年3月21日から25日、UCLA、アメリカ女子大学サッカーキャンプ。それから2014年4月6日から7日、九州サッカーリーグ。2014年5月26日、九州サッカーリーグ。2014年6月14日から17日、全九州高等学校体育大会、男女サッカー競技大会。2014年6月20日から28日まで、徳島ボルテスサッカーキャンプ等の団体が施設利用を行っているところであります。

次に キャンプ誘致しての中城村のメリット、デメリットについてお答えします。メリットとしましては、平成25年度中城村観光誘客促進事業、プロスポーツキャンプ誘致事業において、2チームが中城村でキャンプが実現しました。キャンプ期間中は県内外から多くのメディアが取材に訪れ、テレビ、新聞等で全国に中城村や世界遺産中城城跡をPRできました。また公式戦並みのトレーニングマッチでは、会場周辺において商工会員の出店、中城村アタイグラー朝市を開催して地域活性化を図っております。さらに、日ごろテレビでしか見れない日本のトップレベルの選手のトレーニングを見学、サイン会やスポーツ教室、講演会等で、身近でトップアスリートと接することで村内の青少年にとっては貴重な体験をしているため、人材育成にも貢献していると考えております。デメリットとしましては、プロ仕様の良好な施設環境の維持管理は、やはり自治体負担となるため、財政的

には高くつくことになると考えられます。

それからキャンプ期間中に村民の使用については、利用に支障は与えておりませんが、期間の日程調整等が出てくるものと考えております。

それから キャンプ誘致しての人材育成ということでもあります。観光的立場ということで人材育成は生涯学習課になると思いますが、キャンプを通しての人材育成について述べさせていただきます。キャンプ誘致の人材育成については、青少年への各種少年スポーツ教室、サイン会、講演会等を開催することで青少年の夢の実現を支援できるものと考えております。またトップアスリートの指導や、またプレーを身近で見ることによって次代を担う中城村の子供たちが、将来、プロスポーツを目標として目指す機会になればと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。私のほうからは大枠2番の から についてお答えします。

現在、吉の浦公園内にある周回道路ですね、ウォーキングコースについては、一般利用者が使いやすいように整備状況としては対応できていると理解しております。今のところ利用形態とかに大幅な支障はなく、全天候についてはまだ検討しておりません。

続きまして陸上競技場ナイター設備についてですけれども、先ほど村長もおっしゃったように、ナイター設備については、これも今検討していません。

プール跡の土地利用についてですけれども、この場所については常に、現在、芝の整備状態がよく、多目的広場として多くの団体に活用されております。ですから、特にグラウンドゴルフ場占用としての整備については考えておりません。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは順を追って質問をしていきたいと思ひます。

大梓1の です。電源立地交付金の目的について、今、企業立地・観光推進課長から答弁がありましたように、電源立地交付金の目的は発電所施設にかかる地元の理解、促進を図ることを目的としています。その目的は達成されていると思ひますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えしたいと思ひます。

発電所建設の経緯についてでございますが、吉の浦火力発電所建設計画の住民の合意形成ということでは、平成16年2月18日から平成18年2月24日の間で吉の浦LNG火力発電所立地に関する地元連絡協議会を10回開催して、周辺の土地利用関係の会議をしております。それから平成18年3月22日から平成19年4月13日、吉の浦火力発電所周辺地域協議会の開催、これは地域振興事業の話し合いを4回開催しております。その会議に基づいてLNG吉の浦火力発電所建設に伴う協定書を締結して、地域の地域振興をするという経緯であります。それから吉の浦火力発電所建設及び運用に伴う協力金に関する合意書も締結しております。その流れに伴って建設工事が着工され、平成25年5月には2号機営業運転を開始しております。

その後の安全対策としましては、吉の浦火力発電所1、2号機にかかる三者協議会、これは工事中の安全対策を協議するための協議会を18回行ってあります。それから吉の浦火力発電所営業運転開始後の安全対策として、現在、吉の浦火力発電所立地に伴う地元三者連絡協議会ということで流れを御説明しておりますが、そういうことで目的は住民への理解はされていると認識しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 電源立地交付金は地元久場、泊、地域住民に活用することによって発電所建設がスムーズに行き、電源立地交付金の目的は達成されると思ひます。平成27年度の電源立地交付金促進対策事業費は幾らありますか。

1億2,764万7,000円あると思ひます。そういった交付金がありますけれども、交付金を地元で活用する考えやメニューはありますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えをしたいと思います。

先ほども申し上げたとおり、地域住民に、地元に対しては電源立地地域対策交付金の初期対策分も既に投資していること。さらに議員が今おっしゃる1億2,000万円余りの促進分の予算が残っております。これは促進対策事業分でありまして、平成27年度、全て久場の前浜原線の道路に使う予定であります。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 次、久場の導流堤から泊にかけての環境問題について質問をさせていただきます。

ちょっとお聞きしますが、現場を見に行ったことはありますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 現場についてですが、建設当時の住民からの改善要望があるということも認識しておりまして、常に現場を見てあります。1週間前見ましたけれども、排水はきれいにされていると認識しております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 私のほうも現場を見に行って、地域住民からの苦情があります。この工事は平成23年に電源立地交付金、久場地区の排水工事をして河川もきれいになりました。3

年たった今、土砂の堆積、それからマングローブ、その他木々がたくさん生えています。自転車とか粗大ごみが不法投棄されています。それで排水がよどみ、環境を悪くしています。そういった現状です。それで3年たった今、このような排水がうまくいかない原因は何ですか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（13時53分）

~~~~~

再開（13時53分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の質問は導流堤の北側と察します。平成23年度に50メートルのボックスカルバート、導流堤を施工し、その上流部分については、大きい石を20個程度入れてありますけれども、現場を見た範囲では、このボトルユニットが浄化作用もありますので、現場を見てもそんなによどんでいないと。それとウイングから上のほうは、今現在、年次的にトン土のうが壊れかけていますので、この辺は石積み、ことしも維持管理の範囲でやっています。これを年次的に石積みしながら、対策はしていこうかなと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 ちょっと久場の住民からもこの河川、ちょっと悪臭がひどいということで苦情があり、それで先ほどもありましたように、土砂が堆積して水はけが悪い現状であります。久場側のところですね。そこでまた木がたくさん生えて、マングローブとかいろいろ生えています。大きい木がたくさん生えてから、河川も全然見えないような現状であります。そういった問題があるということで、それを取り上げてくれと言われていました。

平成24年度に久場地区の排水工事を終了しています。それから泊のほうですね、排水工事が

まだですが。排水工事、泊地区をやったら排水のほうもうまくいくんじゃないかなと思っています。そんな感じで電源交付金を活用して、久場みたいな排水工事を泊地区もできないもんですか。お伺いします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えします。

電源交付金については、平成24年度で交付期限が終了しましたということも先ほど申し上げております。整備になりますと、都市建設課と相談しながら対応するか検討していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 電源初期対策交付金は平成24年度に終了していると思っています。それで今、促進対策事業は平成26年度、平成27年度の予算が組まれています。その中に交付金事業もあると思いますので、それを活用して泊地区の排水の工事もやってください。それとこういう問題を解決するためには中城村、県港湾課、沖縄電力、三者協議会を定期的で開催したらそういった問題も解決すると思います。そういうことで6カ月に1回、定期的で開催する考えはないですか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えしたいと思います。

常に地域、それから沖縄電力、村が一体として問題等があれば解決する地元連絡協議会も立ち上げております。その中でも十分話せると思っています。さらに議員がおっしゃるように、緊急的なそういう問題が起これば十分必要に応じて開催できますので、そのように対応させていただきたいと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 こういった問題が起きてから行動をするのではなく、問題が起きないように定期的に協議会を開催したほうが環境問題、その他問題の解決になると思います。先ほど言ったように、排水溝にはマングローブとか、それから自転車などの不法投棄があります。問題が起きてから行動するのではなく、定期的で開催することによって問題も解決すると思いますので、検討をお願いします。

それでは、続きまして です。吉の浦火力発電所からの騒音問題について質問をします。先ほど企業立地・観光推進課長からありましたように、9月26日ですか、地元の三者連絡会議があり、発電所の大城所長から5月23日、マルチタービン新設工事の影響で久場の住民から音がうるさいという苦情があったと説明がありました。その後の経過について、先ほど企業立地・観光推進課の課長から説明がありました。工事をやる前に久場・泊の地元で報告すべきじゃないかなと思っていますが。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えします。

まず吉の浦火力発電所の建設工事に伴う協議会については、村と地元自治会、それから沖縄電力と三者で覚書等を交わしてあります。現在、苦情が発生したマルチガスタービン非常用発電所の件ですが、それについては村としては住民説明会をして、それからガスタービンを建設するよという指導をしましたが、地元と電力との調整がうまくいわずに現在着工しているという状況があります。本来なら、当然、吉の浦火力発電所は住民に近いということで、細心の注意を払うよう村から常に電力には申し上げているところですが、今回の苦情に対しては、自治会長へは連絡したんですが、きめ細かな作業がなされていないということで、村として

も電力には要請をしております。近隣住民は近いわけですから、広報、もしくはチラシを各家庭に配って工事概要を説明してくれという要請をしているところです。住民に迷惑かけているということは真摯に受けとめていきたいと思っています。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今答弁がありましたように、地元の不安とかそういった苦情が起きないように、チラシとかを前もって配ったら、そういった問題も起きないと思いますので、そういうことでよろしくをお願いします。

次、9月26日に地元三者で連絡協議会を吉の浦火力発電所で開催しました。会長の副村長にお伺いします。9月26日、金武、石川、具志川発電所を視察しましたが、発電所からの距離の問題と、それから緑化なども見ました。久場自治会から地元防災計画が策定されている役場の、県外発電所視察の要請等がありました。地域住民が県外発電所を視察することによって、発電所から発生する騒音問題、環境問題も改善され、発電所建設はスムーズにいくと思いますが、県外視察の計画はないですか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 では、お答えいたします。

まず、これまでこの吉の浦火力発電所が誘致されるに当たり、14年から15年、これは既に地域住民が現地まで行ってこの調査をしてきているんですね。総勢で100何名か行っているはずなんです。今さらという言葉は使いませんが、必要であれば検討をいたします。この間26日に金武発電所、石川発電所、具志川発電所、当然お互い見学してまいりました。場所によっては、逆にいうと発電所ができてから住宅地が発電所の近くにできた部分とか、そういうものがいろいろ、設置後の経済情勢や土地利用の情勢で近くなっている部分もございます。ただ、これを一概にこの現状と今をすぐさま視察に行

けば解決できるのかというのは、いささか疑問でございます。そういう意味で、今後はこの三者協議会の中でもう少し議論をしていただきたいというのと、あとそれに対してどういう対応が一番好ましいかという部分も含めてお互いに議論をしていきたいというのが本音でございます。基本的に、今すぐそれを否定するわけではございませんが、まず基本的にそれを今すぐ実施しましょうという部分でもないということでございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 吉の浦火力発電所がありますけれども、またガス管工事も行われています。ガスに対する不安とか、地域住民からもありますので、そういった問題を解決するために県外の地元防災計画が作成されている役場とか発電所を見ることによって、そういった不安も取り除かれると思います。そういうことで、ぜひ検討してください。

次、に行きます。吉の浦火力発電所建設に伴う久場・泊協定書の進捗状況についての質問です。平成18年1月19日に久場、泊自治会と協定書を締結しています。協定書の内容は電源立地交付金を活用して、地元の要望を最大限に受け入れ、地元振興事業を行うとあります。協定書を交わした地元振興事業の1から30までありますが、大体何パーセントくらい達成されていますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 御質問にお答えしたいと思います。

協定書の30事業の進捗状況ということですが、村としては残り7事業ほどがまだ着手していない、整備が完了していないという認識を持っておりますが、例えば久場発祥の拝所トウンナーの整備とか、泊の拝所の整備とか、それから久場地区の人工ビーチとか、送電線埋設ルートの

周辺の環境整備事業ということで、明確な整備のメニューが出て調整がされていないということと、交付金事業に該当しないというものを地元にはお伝えしたつもりであります。そういうことで交付金で整備できるのは、約80%以上はできたのではないかなという、今パーセントはちょっと暫定ですが、こんな感じで考えています。

ちなみに交付金の事業費の内訳としましては、電源立地地域対策交付金初期対策分が10年間で8億円ありました。久場と泊地区の総額を4億8,800万円、それから久場以外の事業で村が使ったということになります。2億4,000万円ということで、久場・泊と漁業組合の割合からすると75%、交付金割合で使っているということです。ただし、交付金だけで整備できないものですから、3,700万円程度は村費で持ち出していますということから考えると、もう村としては交付金は最大限に地元を活用したということで認識しております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今答弁がありましたように、初期対策交付金、電源立地交付金、地元久場・泊地区の施設整備に使われまして、非常に整備も大体できて、地元の人たちからも喜ばれています。

それでは、次に吉の浦火力発電所工事に伴う周辺地域協議会設立に関する覚書が、平成18年3月22日に中城村と地元と覚書を締結しています。覚書の内容を説明してください。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、御説明したいと思います。

吉の浦火力発電所建設工事に伴う周辺地域協議会という、協議会設立に関する覚書ということで、基本的にこれは発電所の建設工事の対策と考えていただければと思います。1条の中に、

まず甲というのが中城村に当たります。乙が地元、丙が沖縄電力ということで御理解いただきたいと思います。

まず1条に、甲及び乙は吉の浦火力発電所建設工事に関し、丙に協力して工事が円滑に遂行できるように努めるものとする。2条に、丙は吉の浦火力発電所周辺地域の振興に関し、甲及び乙との協議に誠意を持って協力する。3条は、丙は吉の浦火力発電所周辺地域の振興に資するため、地元企業の活用及び地元からの優先雇用に努めるものとする。4条、丙は工事の着手前に当該工事の概要を甲及び乙に説明するものとする。5条、丙は吉の浦火力発電所周辺地域の環境保全に努めるものとする。6条、この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙で協議して定めるものとするというふうなことであります。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今答弁がありましたように、協定書の内容は電源立地交付金を活用して、地元の要望を最大限に取り入れ、地元振興事業を行うとあります。覚書には、沖縄電力は工事着手前に中城村地元の説明とあります。吉の浦火力発電所周辺の環境保全に努めるとあります。今後もこういった吉の浦火力発電所から発生する環境問題については、中城村地元久場、泊、それから沖縄電力、地元三者連絡協議会の連携を図らないと、円滑な発電所建設はできないと思いますが、会長の副村長はどう思いますか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

今、担当課長が申し上げたのは、建設工事に伴う期間の協定だったと私は認識しております。今、またお話が先ほどありました地元、電力、役場で作っている地元三者協議会、これは今後の運営をどう円滑に確保させていこうということで、3年間で期限として今締結して、実際

に運用している協議会ですね。そういう違いがございますので、基本的に今現在進めているのは、あくまでも完成後の運営、運転をしていくための三者協議会の中で議論を今後もしていきたいと考えています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 これからも地元三者連絡協議会があります。3つの輪ですね、中城村、それから地元久場・泊ですね、沖縄電力、こういった3つの輪を大切に、発電所建設が円滑に行われると思います。吉の浦火力発電所から発生する環境問題については十分な対策をして、地域住民が安全・安心な生活を送れるようにしていってください。

続きまして大梓2の質問をしていきたいと思えます。吉の浦公園ウォーキングコース600メートル、1,200メートル、全天候型の整備について質問をします。生涯学習課長にお伺いします。ウォーキングコースは朝の利用者、午後の利用者はどういった人たちが利用していますか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えをいたします。

私は4月から配置されて、現在のポストにいますけれども、知る範囲では、大体午前中、そしてお昼ごろにはやっぱり年配の方が多そうですね。健康ウォーキングというんですか。そして、それから午後夕方にかけては、やっぱり職場から上がってすぐウォーキングしていく方々、若い方々が結構いるみたいです。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 健康保険課長にお伺いします。

平成25年度の中城村の後期高齢者の医療費はどれぐらいかかっていますか。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 お答えします。

平成25年度の医療費の状況ですが、保険者の負担分として17億749万7,000円となっております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 朝の利用者は大体高齢者の方々がウォーキングコースを散歩とかジョギングとかやっております。ウォーキングコースを全天候型、ゴムのコースにすることによって高齢者の膝の負担も軽減され、後期高齢者の医療費の削減になると思いますが、健康保険課長はどう思いますか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（14時20分）

~~~~~

再開（14時21分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 お答えします。

膝の負担の軽減になるかということでの医療費削減ですが、私の私見、ということでお答えしていきたいと思いますが、全天候型にすることでその負担、現在の状況が改善できるということはと思いますが、それで直接運動ができる状況がこれまでと大きく変わるということであれば、医療費の削減に必ずしもとは思いませんが、少しでもつながるかとは思いますが、以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 企業立地・観光推進課長にお伺いします。

吉の浦公園、600メートル、1,200メートルのウォーキングコースがありますけれども、全天候型にしたらキャンプ誘致がやりやすいと思いますけれども、どう思いますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えしたいと思います。

キャンプ誘致と周辺のウォーキングコースと

いう結びの話になると思いますが、まずキャンプするチームからの要望としましては、陸上競技場の芝生でキャンプは行くと。できるだけ周辺は利用しないほうがいいということですが、村としては村民が利用する陸上競技場、吉の浦公園ということで、最小限の範囲で、キャンプが利用できるようにしている状況であります。ですから、ウォーキングコースが現在のアスファルトコースと全天候型に変えたらという比較ということですが、ちょっと答えにくい状況であります。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 ウォーキングコースを全天候型にするメリットというのは、膝の負担等もあると思うんですけども、もっと大切なものがあると思います。それは何かかなと思ったら、ゴムをやることによって今新都心とかにウォーキングコースがあります。そこでたくさんの人たちがウォーキングやジョギングをやっています。県総合公園も全天候型のコースがあり、そこでも多くの人たちが利用してウォーキングとジョギングを楽しんでいます。そういうことで、医療費の問題もありますが、もっと大切なものは、ここに人が集まることの政策を考えたほうがいいんじゃないかなと思っています。人が集まるから医療費の削減にもなるし、人が集まるからいろんな施設も活用してやっていけると思うんです。そういうことで、ぜひ全天候型の施設を考えてもらいたいなと思います。そこに人が集まることによって、子供たちからお年寄りまで挨拶とかを交わし合い、挨拶運動が展開されて、村民が憩える施設になると思いますので、そういうことでそこら辺もぜひ考えてください。

続きまして、ごさまる陸上競技場のナイター設備について質問します。陸上競技場は中城中学校の部活動の生徒たちや小学生はFC護佐丸、吉の浦総合スポーツクラブ、子供たちが陸上、サッカー練習をやっています。10月ごろから午



後6時ぐらいには暗くて危険性を感じます。大人の方々からも、仕事が終わってから陸上をしに来ているが暗い。それから村体協のサッカー専門部からも、ごさまる陸上競技場で午後7時ごろからサッカーの練習をやりたいが、照明が暗くて村外で練習をしている。照明を明るくしてほしいとの要望があります。子供たちの危険防止、大人の皆さんのスポーツを普及するために、ごさまる陸上競技場のナイター整備を考えるはないですか。お尋ねします。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

ただいま議員の御要望にもあります。やはり高いレベルのいわゆるナイター設備ですか、水銀灯を設置ということで要望があります。先ほど村長がお答えしましたように、このように水銀灯となると、恐らく高額の村費が投入されております。当然、教育委員会としては、やはり施設というのはより高いレベルでいい子供たち、そして大人もやってほしいんですけれども、村としては大型事業の優先順位になり得ると思います。ですから、それはお互い精査して、できる部分から早目に対応したいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 次、です。プール跡地を活用してグラウンドゴルフ場の整備についてお伺いします。

現在、プール跡地は添石の老人クラブの方々グラウンドゴルフを利用してあります。村としてのプール跡地の利用計画をして施設整備する考えはないということですか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

現在、議員がおっしゃるように添石の老人クラブですか、皆さんがグラウンドゴルフで活用しています。この場所については、グラウンドゴルフもあるし、ほかの例えば家族連れの方々がそこでピクニックをしますので、多目的な広

場として、非常にいい場所として一般、村民からも喜ばれています。現在、できればその中でグラウンドゴルフも活用していただきたいなと私は思っています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 例えばですけれども、プール跡地を活用してフットサルができるようにしながら、グラウンドゴルフを整備する。それでプール跡地はショートコースにして、ロングコースとしてプール跡地をスタートしてテニスコート前の広場があります。それから大人広場があり、そこまでコースを伸ばして高齢者の方々の運動量がふえて健康づくりにもつながると思います。そういうことでプール跡地はフットサルができ、グラウンドゴルフができるような整備計画はないですか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

やはり整備計画になると、どうしても前年度から、例えば3年計画、4年計画、そういう整備計画があったと思います。現在、この場所についてはまだ計画をしておりません。ただ、今答弁したとおり、どうしても多目的なすばらしい場所でもあります。今後、もし議員がおっしゃるように、例えばこのような施設ができる要素があれば、教育委員会としても一応検討はしていきたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 吉の浦公園整備ですね、一括交付金を活用して吉の浦公園の施設整備を充実させることによって、多くの村民が公園に集まり、中城村の第4次総合計画があります。住みたい村、とよむ中城村につながると思います。できることから整備計画を進めてください。

次、大樺の3番に行きたいと思います。キャンプ誘致について質問します。キャンプ誘致の目的については先ほど企業立地・観光推進課長から答弁がありました。キャンプ誘致した施

設団体から伺います。キャンプ誘致した施設団体はサッカーキャンプ以外に、平成25年ですね、サッカーキャンプ以外に誘致した団体を教えてください。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えしたいと思います。

企業立地・観光推進課の観光を目的として誘致したサッカーキャンプ以外というのは企業立地・観光推進課ではいたしておりません。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 中城村民は野球、バスケット、陸上競技、そのほかにもたくさんの方がいろんなスポーツに親しんでおります。プロ野球とかプロバスケット、それと陸上競技の先ほど全日本の実業団の方々もこっちでキャンプとかやっております。そういったプロ野球、プロバスケット、陸上競技の今後キャンプ誘致する考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたしたいと思います。

まず中城村の吉の浦公園の施設については体育館、それから事務所、野球場等々があります。まずキャンプを誘致するためには、施設の利用が可能かどうかをチームとしても検討すると考えております。今回についてはサッカーキャンプできるような施設が整ったということで、サッカーキャンプを誘致しておりますが、今サッカーキャンプと一緒にコラボして琉球キングスのバスケットの開催もできるのではないかとということで、水面下で琉球キングスのほうとも調整をしているところであります。サッカーに限ってのキャンプ誘致というものではなくて、施設が利用できるチームであればいろんなチーム、子供たちに夢を与える事業でありますので、

精いっぱい、いろんなキャンプ誘致を行ってみたいと思っております。それが観光につながれば、一生懸命また観光誘致もしていきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは続いてです。キャンプ誘致しての中城村のメリット、デメリット、企業立地・観光推進課長から説明がありました。キャンプ誘致をして一括交付金とか電源交付金を活用して遊具とかできまして、一括交付金で野球場の整備、それから陸上競技場のトイレの整備とかやられて、非常に吉の浦公園の施設が整備されています。

それから現在、クラブハウスが建設され、陸上競技場も全天候型に多くの村民から喜ばれています。その反面、陸上愛好者からは利用しにくいとの声があります。それで、ごさまる陸上競技場の目的ですか。陸上競技場をつくった目的があると思いますけれども、その目的はなんですか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

基本的には、この公園は村民に体力向上や余暇を与えるために建設を当初からしました。基本的に、今ごさまる陸上競技場というところは、公園の正式名称は多目的広場です。基本的に8ヘクタール以上ないと運動公園という規定は、言葉は使えませんので、今、都市公園法の中ではここは地区公園です。その中でスポーツ施設と捉える範囲というのが、また公園法の中に縛りがございます。それで私、ちょっとこの公園の最初ぐらいから一応役場にいたころ、整備に携わった経験もございまして、少なくともこの公園に関しましては、地区公園の範囲内で最大限競技用施設をカバーしてつくりましょうということで始めた部分がございます。基本的に今、専用の陸上競技場としての届けは1回、一切もしていません。その後の利用形態として、利用

価値として陸上競技場化しました。これは制度の運用上のやり方として、今の機能を確保したというのが現実の問題でございます。それで、初めから運動機能を重視した運動公園としての整備はしていませんので、その辺は運用しながら、その施設の利用増進を図ってきたというのが現実でございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 企業立地・観光推進課長にお伺いします。

ごさまるトリムマラソン大会は平成26年1月19日に開催されました。スタートとゴール地をどこに移しましたか。コースを移した原因は何ですか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（14時39分）

~~~~~

再開（14時40分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

トリムマラソンの場所の移動については、ガンバ大阪のキャンプ期間中にかち合ったということで村体協長と相談をして、キャンプの時間をずらすか、もしくは同時間に両方できる案はないかという協議をいたしまして、過去にトリムマラソンが体育館の前で行ったことがありまして、今回、体協のほうに協力をいただいたということでもあります。ガンバ大阪のキャンプ期間中と重なったということでもあります。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 吉の浦会館をスタートしました。吉の浦会館をスタートして、道幅が狭くて、もう少しでランナーと車との接触事故が起きるところでした。トリムマラソン大会は、来年は1月18日の第3日曜日です。年間で決定されています。来年度の1月以降のキャンプ誘

致の日程はどうなっていますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 御説明したいと思います。

去年の日程調整の変更もありまして、今年度は年間行事計画の会議にもうちの職員が出席して、各関係団体の大会も把握しております。今現在ですが、キャンプ誘致するチームが正式に決定していない状況であります。1月18日を外してキャンプ誘致していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 ごさまるトリムマラソン大会は、村民約1,000名余りが参加するイベントです。招待選手として世界陸上競技大会マラソンで優勝した谷口浩美選手も生徒たちと一緒に走ってくれました。生徒たちはですね、大人の皆さんもそうですけれども、谷口浩美さんが来てくれて非常に喜んでおりました。ごさまるトリムマラソン大会は、陸上大会に次ぐ村民最大のスポーツイベントです。先ほど企業立地・観光推進課長からありましたように、コースを変更したら大会運営に非常に支障を来します。トリムマラソン大会は午前中で終わりますので、誘致する場合には誘致団体と日程を調整して、ごさまるトリムマラソンとかち合わないようにしてください。

最後に キャンプ誘致しての人材育成についてお伺いします。ワールドカップに出場したガンバ大阪、遠藤選手やサッカーのキング横浜FC三浦選手がキャンプに来てくれました。プロの選手が中城村に来てくれたことは素晴らしいことだと思っています。こうしたプロの選手から中城村の小学生、中学生を対象にサッカー教室の開催はできないですか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答え  
したいと思います。

サッカー教室とか講演会、サイン会等は前回もやっております。今回も誘致の要請時に村からの要望ということで、サッカー教室とかサイン会、できれば講演会というのも入れていきたいと考えております。ちなみにトリムマラソンのときの商品にも遠藤、それから宇佐美、それから今野選手のサインボールを入れて記念品にしたという覚えもあります。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。あと3分前ですので、まとめてお願いいたします。

6番 新垣貞則議員 先ほど企業立地・観光推進課長からありましたように、遠藤選手、ガンバ大阪のサイン入りのボールの寄贈とかありました。子供たちも、プロの方々からいろんな商品をもったら、非常に次のステップにつながると思います。キャンプ誘致をしたら、人材育成のほうに連携して、教室とか開いたらもっとも誘致した効果があらわれると思います。

プロバスケットの琉球キングス、シーズンオフにはバスケットボール教室とか開催してファンサービスをしています。プロの選手から指導を受けたら、将来プロサッカーとかプロバスケ選手になりたいという夢を抱くと思います。施設をつくったら、次は人づくりをやらなはいけないと思います。将来的にプロバスケとかですね、実業団の陸上競技などのキャンプ誘致の考えはありますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答え  
します。

先ほども申し上げたとおり、吉の浦の施設に対してキャンプ誘致のスポーツがあれば、率先的に営業もしていきたいと考えております。ただ、陸上競技については議員のお力添えも必要だと考えておりますので、その節はよろしくお

願いいたします。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 キャンプ誘致して施設整備をしたら人材育成に運動できる政策を進めてもらいたいと思います。

人づくりは村づくりです。人づくりは国づくりだと思えます。2020年、東京オリンピック、パラリンピックが誘致され、東京オリンピックの委員会のビジョンが作成されました。1964年に東京オリンピックで日本が変わった。2020年は世界を変えようです。スポーツには世界と未来を変える力があると発表しております。東京オリンピックを契機に日本は高度経済成長になり、豊かになりました。私たち議員も子供からお年寄りまで憩える村づくりを目指して、行政とともに中城村の未来を変えるために頑張っていくことを決意して、私の一般質問とします。

議長 與那覇朝輝 以上で6番 新垣貞則議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会(14時50分)

## 平成26年第6回中城村議会定例会（第18日目）

|                                                 |                 |                        |                                    |         |
|-------------------------------------------------|-----------------|------------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成26年9月29日（月）   |                        |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                        |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成26年10月16日 （午前10時00分） |                                    |         |
|                                                 | 散 会             | 平成26年10月16日 （午後3時11分）  |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                      | 議 席 番 号         | 氏 名                    | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                                 | 1 番             | 石 原 昌 雄                | 9 番                                | 新 垣 徳 正 |
|                                                 | 2 番             | 外 間 博 則                | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
|                                                 | 3 番             | 大 城 常 良                | 11 番                               | 新 垣 光 栄 |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 清                  | 12 番                               | 新 垣 博 正 |
|                                                 | 5 番             | 仲 松 正 敏                | 13 番                               | 仲 座 勇   |
|                                                 | 6 番             | 新 垣 貞 則                | 14 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                                 | 7 番             | 金 城 章                  | 15 番                               | 宮 城 重 夫 |
|                                                 | 8 番             | 伊 佐 則 勝                | 16 番                               | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                        |                                    |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 1 番             | 石 原 昌 雄                | 2 番                                | 外 間 博 則 |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                  | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保   |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介                | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍   |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊                | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次 |
|                                                 | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄                | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典                | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之 |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 親 裕                | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 盛 和 |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人                | 教 育 総 務 課 長                        | 名 幸 孝   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 稲 嶺 盛 昌                | 生 涯 学 習 課 長                        | 新 垣 一 弘 |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 仲 松 範 三                | 教 育 総 務 課<br>主 幹                   | 伊 波 正 明 |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治                |                                    |         |

議事日程第8号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に10番 安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

10番 安里ヨシ子議員 皆さん、おはようございます。10番 安里ヨシ子、日本共産党の代表でありますので頑張って質問したいと思います。

最初に、久場前浜原線の事業計画について伺います。これについては、これまで何度か質問をしてまいりましたが、前回の議会で道路認定をいたしました。認定後、終点の土地の管理者の同意が得られないと聞いていますが、どのような状況か、用地買収の進捗について伺います。土地の管理者との同意が得られず、終点を変更すると伺いましたが、変更する地権者との同意への進捗状況について伺います。4番目、終点の道路認定の変更についてどのような計画があるか。

大きな2番目、火葬場建設について伺いますが、5市町村の火葬場建設に当たって、15候補地あった中で安里地区に決まった理由について伺います。住民合意についてはどのようなになっているのか。3番目、説明責任は果たされていますか。4番目に、中城村にとってどのようなメリットがありますか。以上について伺います。答弁よろしくお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大枠1番の道路につきましては、都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番の火葬場建設につきましては企画課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは大枠2番の火葬場の建設についての見解でございますが、去った日に地権者の方々と、それと地域の方々に説明会を初めて行いました。スタートを切ろうということで行っております。何といたしまして一番大事なのは地権者の同意でございますし、また地域住民の理解を得るために今後も粛々とその説明、あるいは地域の同意を得るために頑張っていきたいなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

について、事業計画としては平成25年度より用地買収を開始しました。14筆を買い上げ契約をしております。平成26年度も引き続き用地買収を実施してまいります。工事も一部着工し、平成29年度完成を目指して計画しております。

について、当初終点側として計画していた土地の建物所有者の同意が得られないため、平成26年度事業として終点側の修正設計業務の作業中であります。終点として我部祖河そばの前にある、新井さんの後ろのところに道が新しく変更していきます。終点側の修正業務を作業中であります。用地買収は平成26年度に3件契約しています。残りについても現在、契約に向けて交渉中であります。

について、修正設計後、新たに9筆8名の地権者となる予定です。現在2筆の同意がまだ、施工同意は得られていません。

について、修正設計後、正式な図面をもとに地権者の同意を確認し、終点側の道路認定の変更を行う予定です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 火葬場建設についてお答えいたします。御質問の中で安里地区に決まったというふうなことでございますが、これは正式にはまだ決定しておりません。現在は絞り込まれた段階であり、今後地権者の同意、それから地元の理解を得て決定になると考えてお

ります。計画候補地につきましては、5市町村から計15の候補地が挙がっております。5市町村の部課長で構成する部課長会議、5市町村の副市長村長で構成する建設検討委員会、学識者や各種団体代表で構成する計画地選定委員会におきまして、15の候補地の比較検討を行いました。比較検討項目としましては、まず敷地面積の検証、自然環境の検証、周辺環境の検証、道路交通の検証、施設整備について、それからその他の計画があるかどうかについて、以上の6つの比較検討項目につきまして定量的な評価を行った結果、総合評価の高い中城村内の安里地区を計画候補地として絞り込んだところでございます。

次に、住民合意と説明責任につきまして一括してお答えいたします。

絞り込まれました計画候補地の周辺地権者説明会を9月23日に、また地元安里地区住民説明会を9月28日に行ったところでございます。現在は御質問や御意見等に対しまして5市町村で協議・検討した上で今後の説明、及び質問への回答等、誠心誠意対応したいと考えております。十分な説明をすることにより説明責任を果たした上で地権者の同意や地元の理解へと進んでいくものだと考えておりますので、住民の合意が得られるよう、努力していきたいと考えております。

次に、中城村にとりましてのメリットについてでございます。5市町村広域での火葬場、斎場を整備することによりまして、1つ目に単独での整備に比べ整備費用が軽減されます。2つ目に、火葬料金が現在の半分以下になります。3つ目に、優先的に火葬場の利用が可能となり、数日間待たされることがなくなります。以上が広域で整備する際のメリットであると考えております。

また、仮に中城村内で建設された場合は、広域での3つのメリットに加えまして、4つ目と

して村内のどの地域からも車で15分以内での移動が可能であると考えています。

5つ目に周辺地域の生活環境整備も付随して行われることができます。さらに6つ目に、新たな雇用が優先的に生まれる可能性があります。現在、絞り込まれていますが安里地区で建設された場合は、これまでのメリットに加えまして、村のほぼ中央に位置しているため村内のどの地域からも車で10分以内での移動が可能であります。7つ目に、地すべり対策にもつながるものだと考えております。以上がメリットであると考えております。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 では、順を追って質問をいたします。

この道路認定をした我部祖河そばですが、その同意を得るのに、向こうに借地をしている人だと聞いておりますけれども、地権者との話し合いをしっかりと持ったかどうか。そこについて話し合いがどんなだったのかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

我部祖河そばは借地権者でありまして、地主さんは当初から賛成をしておりました。しかし僕らはその借地権者と、3回、4回交渉する中で、我部祖河そばを、建物を補償してくれという一点張りで、これでは交渉できないということで、またその後太陽光を後ろのほうに設置しまして、またこれも補償対象になるものですから断念した経緯があります。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 この土地は3年間も放置されています。地主はやはり畑をやろうにもどうやっていいのかわからない。土地を利用しようとしてもどう、道ができるということで、いつできるのかということをお聞きしています。その土地を自由に使えるかどうか、大変困っておりますので、今土地の買収をやっ



ているということではあるんですけども、そこに今あいているところに作物を入れていいのか、そこに建物をつくるとか、そういったことはできない話ですよ。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

現在は、市町村道路認定をしています。区域決定はまだ行われていませんので、うちのほうにもし何か資材置き場とか、そういうのがあればうちのほうと相談しながら、その道の部分を外して資材置き場をさせるという方法もありますので、この辺もまた担当課と相談しながら、土地利用ができます。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 今私が質問したのは、道路の部分は外して、今何筆か買っていますよね、村がね。それを外してつくんですけども、下のほうは工場地帯か、工業地帯に指定するようになっていっていると思います。産業高度化地域指定を受けていますので、その沖縄振興特別措置法で産業高度化地域の要件として、私は工業地帯だと思っていましたけれども、工業用地、その他の製造業の用に供する土地の確保が用意であるということで、その条件が書かれていますよね。それで産業高度化地域指定を受けていますので、そこは工業地域として考えていますよね。産業高度化地域指定を受けているからには、そこは工業地域として許可したと思うんですけども、そこがどうなっているのか、私はこんがらがってしまって、産業高度化地域指定を受けているからには、ここは工業地帯として指定されていると考えていますので、ここに決定しているのかどうかについて聞きたいと思います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

産業高度化については企業立地のほうで後で答弁します。私のほうでは、今準工業指定をや

ろうということで、その道から下のほうを準工業の中では何でもできると、例えば結婚式場とパチンコである、あとは豚舎であるとかいう建物はできます。しかし、前から久場、泊で説明したように村の条例を制定して地区計画を入れて、工場とか騒音が出る建物・危険が伴う建物を排除していくというのが条例ですので、新垣徳正議員にも答弁したとおり、今年度、この地区計画の勉強会を行いますのでぜひ議員も一緒になって、地区計画を設定しながら、今の特定保留を解除して市街化区域に持っていきたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 条例で縛りをつけるということのお話ですけども、最初は準工業地帯で何でもできるというのが、何かネックになっていて、地域住民からは何でもできるということが余計に心配だと、そういうことで条例で縛りをつけるということですよというお話をしたら、上位法があるからそれは条例は下だと、そうしたら後々何かつくられる、危険なものとは言いませんが、ほかのものを条例で縛られているものでもつくられてしまうんじゃないかという、その懸念があるわけです。それでこの道をつくるのは、もうこれは電力の建設当時から地域の希望ですよ。希望ですけども、遅々として進まない、徳正議員も質問していましたけれども、遅々として進まないのはなぜかと、行政のその対応の仕方がまずいんじゃないかとかというお話でしたけれども、私としては、この工場地帯ですか、工業地域とリンクして話をしていると。リンクして道をつくるからには、ここはきちっと工業地帯に指定しないとイケないよというお話があるんですけども、その工業地帯として指定すると、道路建設を別々に考えられないかどうか。道路建設から始めて、後でそこを工業地帯にすると。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 いずれにしろ、今の市街化区域の特定保留というのは、道路を建設した後に地区計画を入れないと市街化編入にはできませんので、道路ができないことには市街化編入もできないことになっています。いずれにしろ、道路を先につくって、その後に条例制定を行い特定保留の解除をし、市街化区域をして土地利用を図っていきたいと思っています。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 この道路をつくらないと、この市街化区域にはできないと、そういうことですね。条例を先につくって、それから地区計画をつくるということだと認識しております。勉強会も持って、そして説明会も早く持たないと時間がないと思っておりますが、吉の浦火力発電所は1号機、2号機が今稼働しておりますけれども、28万トンの液化天然ガスを貯蔵しております。中で、この前も見学しましたけれども、都市ガスなどへの供給基地としても計画建設が進んでいるようでありますよね、おわかりです。一番向こう側に建設をしております。もし万が一に事故も想定すると、そのためにその久場の区民、隣接している住民の方々やはり道路建設を早目にやってほしいという希望はありますけれども、ガス管理め立ての工事を329号道路沿いにやっていますけれども、これがガスを埋めるんですかとか、そして、ガス工場がそこから都市ガスですか、南上原のその供給基地に送るわけですがけれども、その都市ガスの供給基地が建設されるということで、またその不安要素が出てきているということです。ぜひとも早目に道をつくって、その後、ガスの供給基地についても、そして地区計画をつくる時に、そういった話し合いも進めてほしいと思うんですけれども、説明会を持つときに、329号とこの前浜原線との間の住民の意見を十分に聞いてほしいと思うんですけれども、そこからもこの検討委員会に入れるかどうかで

すね、それを聞きたい。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 今回、検討委員会、14名か、15名いますけれども、その中で地権者でない方も、地域の代表2人、泊にもそういう方がいますので、それは地区計画の委員には第三者も入っていいと思います。よりよい地区計画条例を作成すれば、いいまちづくりができると思いますので、その辺はヨシ子議員も一緒になって地区計画の条例に参加をしてもらいたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 わかりましたけれども、こちらは住宅地から100メートルぐらいしか離れていないんですよね。工業適地としては大変危険な計画ではあると思います。ですがもう工事も始まっていて、それがストップできるわけではないんですけれども、やっぱり条例をつくるというときに、当事者であるそういった329号に挟まれている人たちの意見がまだ出てきていないように感じるわけですね。そしてそれからそちら辺に住む住民の理解を得るために、その住民合意に持っていくとき、地域の同意とその地権者の同意が必要であるんですけれども、その辺の努力というか、そこが見えないような感じがするんですが。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

国道から下の地権者、それから新しくつくる道の下の地権者を網羅してその説明会も何回も泊公民館、久場公民館でも地区計画の条例についてもスライドを使いながら説明会を何度もやっています。その中で皆様方の御理解をいただくには検討委員会でもう一度その案を練ってやっていきたいと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 先ほど来からのお話でよくわかりましたけれども、条例で縛りを

かけるというお話で、縛りかけるそのときに、具体的にどういった事業所を持ってくるかというのが私たちが住民に説明するときに、ただ条例で縛りかけるよじゃなくして、大体どういった事業を排除して、どういった事業を入れるかということを地域の皆さんに説明するときにどういうふうな感じで説明したらいいかと。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

市街化区域にすると準工業地域ですので、本当に何でもかんでもできてしまいますので、この辺は条例で縛っていきます。その中で地域の皆さん方が危険物のものはだめとか、そういうのを提案してくれれば全部排除していきますので、この辺は、例えば今の工業地帯のところはアパート、住宅は今のところは排除しようと思っています。後で住宅をつくっても、またいろんな騒音問題とか発生しますので、その区域についてはアパート、住宅は排除して、新しいところは住宅、あとは店舗系とか、工場でもうるさくない工場というのを地権者のほうから提案すれば、それも条例が生きてきますので、よろしくお願いします。条例で縛るということは、今回南上原でも地区計画を入れて、条例で縛っています。南上原については原色の色のペンキはだめとか、あとはセットバックして1メートルはバックしなさいとか、民々の境界も1メートルバックしています。伸び伸びとした住宅政策をやっていますので、この辺で、条例が上位法という、さっき話をしましたけれども、建築基準法があって村の条例がありますので、建築基準法を上回っては条例はできません。村の条例で縛りをかけていきますので、条例を早目に制定していきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 わかりました。全部信用してよろしいかと思っておりますけれども、なかなか進まないものですから。地域はや

きもきしているわけです。もうあっち、モーナーになっていますよね、全部ススキ野原で。早目にこの道をつくって、条例も勉強会をして、条例を勉強してそして地区計画をどうするかというのを、やっぱり検討委員会か、その地域の皆さんも入れた説明会、勉強会にしてほしいと思います。早目にこれもう建設してから14年ぐらいたっていますよね。電力が来てから13年か、14年になっていますけれども、その地域の環境問題とか、久場のほうからも出されましたけれども、そこも解決していないわけですので、行政の皆さんがもう少し頑張って、やっぱり早目に解決をしてほしいと、そうしたらこの質問も終わるかと思いますが、14年間やってきましたので。以上、頑張ってください。

あと、火葬場の建設について伺いますけれども、火葬場の建設については、これはもうなくてはならない施設だということは皆さんわかっていますか。私たちも必要不可欠な施設だと考えておりますけれども、なぜ15候補地ある中で、条件の悪い地すべり地帯で、しかも人家に近すぎる、何で安里に決まったのかというのが理解に苦しみます。それで伺いますけれども、5市町村の、市町村別々の人口と年間亡くなる人たちの人数を教えてください。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 新垣親裕。  
住民生活課長 新垣親裕 お答えします。

5市町村のまず人口から、これ平成26年9月末現在の人口でございます。宜野湾市9万6,340人、西原町3万5,190人、北谷町2万8,805人、北中城村1万6,881人、中城村1万9,128人でございます。それからあと、住民の死亡件数なんですけど、宜野湾市555名、西原町202名、北谷町166名、北中城村129名、中城村128名、以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 亡くなる人数の一番少ない中城にその迷惑施設と知りながら誘致

をする。しかもぎりぎりまでひた隠しにされて  
いましたよね、わかっているのに場所は言わな  
いと、ぎりぎりまで言わないと、9月になっ  
てからでしたかね、新聞の報道を見てみんなびっ  
くりしたということで、大半は隠しているわけ  
ですよ。これは安里地区だけの問題でもないん  
です。これ今、亡くなる人が1年間で1,180件  
あるわけですから、平均して1日に3名以上亡  
くなると、そういう人たちが中城のほうにずっ  
と押し寄せて来るというか、来ますよね。だか  
らこの交通量も激しくなるし、交通の便がいい  
からとかということで説明資料には書かれてい  
ますけれども、サンエーから奥間におりる道、  
あれもう非常に込みますよね。そこに火葬場が  
できたら、これ以上何倍も込むと思いますし、  
上の道はそんなに広くもないし、交通の便から  
いっても余りいいところではないと私は思っ  
ております。この前の説明の資料の中で、安里集  
落に影響を与えないようにするといっております  
けれども、具体的にどのようにして影響を与  
えないかということをお聞きしたいと思いま  
す。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

死亡者数からすると先ほどの住民生活課長の  
答弁の中でも一番少ないというのは事実でござ  
います。ですから、恐らく火葬場を利用する方  
も中城の方は少ないというふうに考えておりま  
す。

ただ、現在は5市町村でこの火葬場の整備に  
ついてを検討しておりますので、5市町村の中  
から計画候補地は当然挙がっていくものだと考  
えております。

それから、安里地区への影響を与えないよう  
にというふうなことがあります。これはもちろ  
ん安里地区に今絞り込まれたというふうな理由  
の中では、やはり国道、あるいは県道がすぐ面  
していると。ですから新たな道路整備が必要の  
ないというふうなことも絞り込まれた理由の1

つでございます。安里地区に対する影響を与え  
ないというのは、当然今絞り込まれた候補地に  
つきまして、安里地内の集落を通してそこに行  
くというふうなことは5市町村の検討委員会  
では考えておりません。さらには集落からでき  
るだけその火葬場施設が見えないような緑地の配  
慮、そういうふうなことも検討して、集落に、  
安里地区に影響を与えないというふうなことで  
考えております。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 一番死亡する人が  
少ない中城で、先ほど課長は安里の集落を通ら  
ないとおっしゃっておりますけれども、じゃあ  
久場とか熱田方面から来る人たちは奥間のほう  
に回って行く、そういうことになるのか。安里  
の集落を通らないということはないと考えてい  
ます。こちら辺の人は、中城はほとんど国道を  
通ると思いますので、新しい道路を建設しない  
ということであれば、やはりそこから安里の集  
落を通らないということではできないと思いま  
す。安里集落から火葬場が見えないようにするとい  
うことでの説明がなされておりますけれども、  
じゃあ地すべりのあった、このハンタのところ  
の住民、そういったところはどうか。一応、丸見  
えじゃないかと思うんですが、そこ  
についての配慮はどうなっていますか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えします。

まず、最初の久場、熱田の話がござい  
ますが、これは国道を通過してその今絞り込ま  
れたところに移動するというふうな経路にはな  
ると思いますが、その国道等も含めて安里の集  
落内というふうなことで含めると、これはどの  
候補地、どこに絞り込まれてもこういうことは  
不可能じゃないかなというふうなことを考えま  
す。

今、安里集落から見えないような形でのとい  
うふうなこともお答えしましたが、地すべりを  
した上のほう、北上原からも確かにそれは今絞

り込まれたところが見えるような形にはなっています。しかしやはりその住民の感情のことも考慮をしまして、できるだけ緑化であるとか、そういうふうなことを含めて見えないような形、あるいは精神的な影響を与えないような形での施設づくりを今後話し合いの中で見つけていきたいというふうに考えております。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 9月28日の新聞報道によりますと、安里自治会は、28日の説明会の後に総会を開いて、自治会として受け入れの判断を示すとおっしゃっていますけれども、その受け入れの判断を示すというところが何かみそみたいな感じですよ。受け入れるということにも取れるんじゃないかなと、意味がよくわからないんですけれども、そういう安里自治会の考えというか、その前に北上原、新垣、そして奥間地区でも住民説明会をすべきだと考えますが、その考えがあるかどうか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

現在は、絞り込まれた地域への説明としまして、地権者並びに地元への説明を行っている段階であります。今のところは周辺自治会での説明会の開催の予定はございませんが、今後、周辺自治会になるか、あるいは周辺自治会とした限定した形ではなく、村全体を対象になるかはまだ決まっておりませんが、こういう説明会については当然開催していきます。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 これ、ぜひとも近隣の北上原、新垣、奥間、ひいては中城村全体の問題だと考えております。斜面一帯の景観がどうなっていくのかというのが大変心配をしております。世界遺産の中城城跡がありながら、ごみ処理場、そして墓、墓地だらけというところに、また火葬場という人の嫌がる施設をなぜ中城なのと、これで中城に住んでよかったと考

えるかどうか。自分の庭につくられるときは声を上げて激しく反対をするのに、他人の庭だと口をつぐんで意思表示をしない人たちがたくさんいると。今度はこれ、もう半永久的につくられる火葬場ですので、やはり地縁、血縁そういったのを抜きにして、子供たちにどういった未来を残すかということをよく考えてやってほしいと思います。

あとは、お年寄りや病人にとって、私たちが考えるには、目の前に火葬場があるということだけで大変なストレスになると思っております。次は自分の番かと、命が縮む思いでいると考えております。若い人たちには理解できないかもしれませんが、やはり病気で寝ている人たちにとっては、もう次は誰の番か、私かなとか、そういったふうな感じで過ごすと思います。これは本当に半永久と、永久につくられる。つくりかえのときも同じように、ごみ処理場と同じように同じところにつくられると考えますけれども、未来のある子供たちが、中城にやっぱり誇りを持って、自信を持って夢が語られるというような中城にしたいと考えております。議員の皆さんもそういうことをよく言います。子供たちが夢を持って、お年寄りが住みよい中城をつくるんだということで張り切って議員に当選をみんなしましたけれども、じゃ、いざそういうことになると、やはり口をつぐんでしまう、そういうことがないように、また質問ではないんですけれども、そういうことを願っております。子供たちが本当に夢を語れるような、そんな中城にしたいと考えていて、迷惑施設だけではなく、もっとすばらしい施設が考えられると思っております。お年寄りも安心して暮らせる、病人も安心して療養ができる、そういった環境づくりを考えてほしいと思います。私たちの子や孫たちに何を残してあげられるのと。ワッター、祖先はそういった迷惑施設だけを残したのと、なぜ反対しなかったのとか、そう

いった問題も出てくるかもしれません。先ほど来おっしゃっておりますけれども、正式な決定でなければ、ぜひ村長さんに誘致を考え直すことができませんか、村長さんに一言伺います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

最初にお話ししますけれども、誘致ではございませんので。これは5市町村で火葬場、葬斎場も含めて、葬斎場は後回しですけれども。

(傍聴席より声あり)

議長 與那覇朝輝 ちょっと静かにしてください。議事の進行の妨げになりますので、静かに聞いてもらいたいと思います。

村長 浜田京介 誘致ではないというのをまず申し上げておきます。5市町村の検討委員会の中で候補地が今絞られたということでございます。冒頭にヨシ子議員がお話ししました、火葬場は必要なものだと思っているというものが、果たして私は迷惑施設なのかなという、先ほど迷惑施設の話もありましたけれども、必要なものは必要なもの。だけれども迷惑施設なのかどうか。私はその辺もまた違うんじゃないかなという見解を持っております。私は、火葬場は必要なものだと思っておりますし、それを今絞り込まれた地域住民の方々にきちんと誠心誠意説明をいたしますし、決してこれはぶつかり合いなけんかではないです。必ず理解が求められる、その接点はあると思っておりますので、我々としたら誠心誠意しっかりと説明をしていきたいなと思っております。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 村長さん、これ必要な施設だと私も考えます。必要不可欠な施設だと思っておりますけれども、余りにも民家に近いというか、そこがネックじゃないかなと思っております。基地条例を満たしているのか。人家から200メートルとかいろいろありますけれども、そういったのをクリアしているのかと

というのが考えられますけれども、課長。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

今回、候補地として絞り込まれました地域のほか、5市町村から15の候補地として挙げられております。これは5市町村、全てこの候補地についてそれぞれの市町村の墓地等の経営に関する施行規則で規定されております設置場所、そういうものには全ての候補地が該当しません。本来ならば規定で定められている設置場所、そういったところが望ましいというふうなことが考えられますが、しかし、土地の状況と、それから公衆衛生上及び公共の福祉の観点から支障がないという、認められる場合は、この基準を緩和することができるというふうなことであります。

(傍聴席より声あり)

議長 與那覇朝輝 傍聴席は、繰り返し申し上げます。議事進行の妨げになりますので、静かに傍聴してください。

10番 安里ヨシ子議員 わかりました。

先ほど、15候補地ある中で、もっとふさわしいところが、ふさわしいといたらおかしいけれども、そういったところがあったんじゃないかねというのが考えです。全ての候補地がどこだったかというのはまた後で聞くことにしますけれども、ただ、民家に余りにも近すぎるということが一番の反対の理由でありますので、村長さん、ぜひ皆さんの説明責任を十分に果たして下さるようお願いをいたします。これで私の質問は終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で10番 安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

10分間休憩いたします。

休憩(10時52分)

~~~~~

再開(11時03分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

続いて14番 新垣善功議員の一般質問を許します。

14番 新垣善功議員 それでは、通告書に基づきまして一般質問をいたします。

まず1点目、中部南地区の火葬場建設についてでございます。この件につきましては、先ほども日本共産党の安里ヨシ子議員からもありましたが、重複する点もあろうかと思いますが、ひとつ重複と思わず答弁をお願いします。

火葬場建設についてでございますが、現在5市町村建設検討委員会の設置はいつごろ関係自治体からの呼びかけなのか。2番目、これまで何回の検討委員会が開催されたのか。その内容についての議事録を公表すべきではないかと考えておりますが、公表できますか。3点目、各市町村から候補地として15カ所について伺います。これにつきましては、箇所数ではなくて、どこどこ、宜野湾市は6カ所ということがありますが、どこどこなのか、わかりやすくその場所を説明していただきたい。それで、我が中城村は4カ所ということですよ。その4カ所の地点もはっきりと答弁願います。その中で、中城村内に決定した経緯と中城村内の安里以外の候補地はどこなのか、あと3カ所。そして、先ほどもこれ安里ヨシ子議員からもありましたように、地元である安里自治会は当然でございますが、その周辺であります、奥間、北上原、新垣、当間での説明会の開催についてどのように考えているか、開催する考えがあるのかどうか。6点目、今後、地元安里自治会との話し合いは何回ほど予定し、いつごろまでに安里地区への建設判断を示すのか。最終的な地元同意の可否判断はどのように考えているか、どういう方法で皆さん方は判断するのか。それと8点目、地権者は何名いるのか。そして5市町村の年間の死亡者数につきましては、先ほど答弁がありましたそれについてはよろしいです。それと、建設コストが高いところを選んだ理由は何なの

か。何年前かな、大きな地すべりをして、莫大な税金を投入して原状回復をしましたが、その後も、また現在も地すべりをしていますよね。あえてそこを選んだ理由。そして11点目、安里になった、5市町村の副首長による検討委員会で決めたのか、それとも村の三役で決めたのか、その経緯、状況を説明願います。

それと2点目、観光協会の設立についてでございます。村長は、公の場で北中城村と共同で観光協会を立ち上げるということであったが、その進捗状況について伺います。以上。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1点目の火葬場につきましては、先ほども答弁させていただきました。私どもは地権者の同意、そして地域の理解を得るために粛々と頑張っていきたいなと思っております。

大枠2番につきましてはの観光協会設立の件ですけれども、必要性は両首長、北中城村長、私も必要だねという話にはなっております。そのための会合も開かせていただきました。その中でいつまでに必ずどうするかというよりも、両村でしっかり足腰を強くして、今議員も御承知のとおり、中城城跡を中心に観光客の伸びも非常にいいものですから、そういういろんな事柄でしっかり足腰を強くして、そして両村にとって大きなメリットというのは、やはり商工会なども含めた形での大きなメリットになると思えますけれども、そういうものを探って、設立に向けて頑張らましようということでもあります。ですから、いつまでに、何をどうするというものまではまだ、発展はしていないということでございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 建設検討委員会の呼びかけについてお答えいたします。

5市町村の広域での火葬場、斎場建設に係る

構想につきましては平成22年ごろ、宜野湾市長からの呼びかけでございます。建設検討委員会設置につきましては、5市町村による市町村長会議におきまして、協議がなされ同意の上、設置しております。

次に、建設検討委員会の会議についてお答えいたします。建設検討委員会を3回、開催しております。計画地選定委員会を2回開催しております。さらに全体会議、首長会議を建設検討委員会で合同で1回開催しております。

建設検討委員会の議事録につきましては、公表できるものと考えております。

次に、15の候補地についてお答えいたします。宜野湾市6カ所、西原町1カ所、北谷町2カ所、中城村4カ所、北中城村2カ所の合計15カ所でございます。それぞれの市町村の候補地につきましては、候補地決定に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、具体的な場所につきましては現在のところは公表はしておりません。

次に、安里地区に絞り込まれた経緯と村内の他の候補地についてお答えいたします。計画候補地につきましては、5市町村部課長で構成する部課長会議、副市町村長で構成する建設検討委員会、学識者等で構成する計画地選定委員会におきまして、15の候補地を6項目の比較検討項目による定量的な評価を行った結果、総合評価の高い本村内の安里地区に絞り込まれたところでございます。

次に、本村内の他の候補地につきましては、1つ目は北上原です。2つ目は南上原でございます。3つ目は新垣でございます。4つ目は現在絞り込まれている安里地区でございます。

次に、周辺自治会での説明会についてお答えいたします。現在は絞り込まれたことを地域への説明として、地権者並びに地元への説明を行っている段階でございます。今のところ周辺自治会での説明会開催の予定はございませんが、今後、周辺自治会になるか、あるいは周辺自治

会として限定した形ではなく、村全体を対象とした形になるか、それはまだ決定をしておりますが、説明会は開催していきたいと考えております。

次に、建設判断を示す時期についてお答えいたします。まだ第一段階の地権者並びに地元への説明でございますので、説明会で出ました御質問や御意見等に対して5市町村で協議検討した上で、今後の説明及び質問等への対応をしたいと考えております。9月末の説明会后、5市町村における協議がこれからでございますので、今後の地権者並びに地元との協議や話し合いにつきましては、これから検討することになりますが、現段階では回数等について限定するものではないと考えております。十分な説明をした上で地権者同意や地元への理解へと進んでいくものだと考えておりますので、建設判断を示す時期につきましてはまだ確定していません。さらに財源につきましても、最大の懸案事項でございますので、財源の確保も建設判断を示す時期に重大な影響を与えるものだと考えております。

次に、地元同意の可否判断につきましては、最終的な判断の方法や基準につきまして地元からの意見も踏まえ、建設検討委員会で議論をするものであります。現段階では決定していません。

それから地権者の数でございます。地権者は24名でございます。

それから、コストの高いというふうなことで御質問がございます。先ほどの答弁にも重複しますが、15の候補地から6項目の比較検討項目におきまして評価をしています。もちろん造成というふうなことも影響を及ぼしますが、6項目で比較検討した結果、総合評価が高いところを絞り込んだということでございます。

それから3つに絞り込まれた中から、さらに1カ所に絞り込んだのは検討委員会か、村の三



役かというふうな御質問がございました。検討委員会の中では3カ所につきまして絞り込みを行っております。平成25年11月25日に建設検討委員会と5市町村の市町村長会議を開催しております。その中で1カ所に絞り込んだものでございまして、村の三役のほうで決定したというふうなことではございません。

議長 與那覇朝輝 休憩いたします。

休憩（11時49分）

~~~~~

再開（11時49分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、新垣善功議員の観光協会設立についてのお答えをしていきたいと思っております。

北中城村との観光協会設置については、平成25年8月5日に北中城村は村長、教育長、企画課長、産業課長、同係長、同担当の6人。中城村については村長、副村長、企画課長、企業立地推進課長、同係長、同担当の6人で出席し会議を行っております。先ほど村長からも答弁がありましたとおり、すぐに観光協会設立ありきではなく、今後可能性について、両村で検討するというところで方向性を話し合っております。その後の大きな進展はございませんが、中城村としましては、現在中城城跡を観光地区として観光振興を図っているために、まず中城村内で観光協会設置に向けての準備ということにもなりますが、中城村観光推進協議会を設置しまして、観光振興に取り組んでいる状況であります。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 それでは1番と2番を逆にして順を追って再質問させていただきませう。

まず、観光協会の設立についてで、今村長からも答弁ありましたけれども、これはきのうも

企業立地・観光課長に情報提供したように、北中城村ではもう準備会が立ち上がって予算も計上していると。そういう流れの中で、中城にはそういう話は一切ないんですか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えしたいと思います。

北中城村のほうで準備会を設立しているというのは聞いておりませんが、村としては観光振興についての事業を行うために、庁内の観光推進協議会を設置しております。今後やはり観光協会になりますと民間、社団法人等にゆだねる分野があります。そういうことも考えていきますと、やはり村内でのそういうメンバー、観光関連企業がまだ足腰が弱いということもありまして、村として観光振興を図るためには、やはり庁内でも推進協議会をつくって観光推進をしていっているという状況であります。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これは観光協会は民間の方々が設立するということでもありますけれども、それに対して行政はどのように取り組んでいるのか、村長も公の場での挨拶の中でおっしゃっていますので、やっぱり言ったことは実行するように、できないことは言わないほうがいいと、いつも私が口ぐせのように言っているように、それに対してどう取り組んでいるのか。北中城村はもう進んでいるんですね、準備会を立ち上げて。今後北中城村とのこの合同による観光協会の設立について、私はもう不可能ではないかと思っておりますが、村長はそれについてどうお考えですか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

決して不可能ということではないと思っておりますし、私も公の場で、あれはたしかシンポジウム



率にして29.6%、これは余りにも低すぎるんじゃないかと思いますが、どうですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

アンケート調査の回収件数につきましては、今、御質問のとおり887通で、率にしては29.6%でございます。これは理想的には全ての人から回収というふうなことが理想ではございます。ところがやはりアンケート調査になってきますと、理想どおりの回収というふうなことはほかのアンケートにつきましてもできない状況であるというふうなことはあります。ただ、このアンケート調査の信頼度というのを統計学上の数値で示すことはできます。これにつきましては信頼度95%、それから誤差を5%として考えた場合の、統計学上の必要サンプル数は384通でございます。ですから今回の回収は887通でございますので、5市町村全体の意見を推定するためには十分な精度になっていると認識しております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 私は、あなたの見解とは若干違います。余りにもこれは少な過ぎると思うんですけどもね、統計学上はどのこのじゃなくてね、行政と統計学というのは違うと思うんですよ。そうでなければその発送した皆さん方には出向いてでもいいからそういう回答を求めていくべきじゃないかと私は考えますけれどもね。それとその中で、火葬場がなく不便を感じたことがあるという問いに対して、不便であると、火葬場がないために不便であるという回答が44.2%ですよ。そして特に不便を感じたことがないという方が47.2%で不便を感じていない人が多いんですよ。この統計からすると、その辺どのような、お考えですか、見解は。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

確かに今、いなんせであるとか、さらには今年になりまして豊見城において南斎場もできてきております。ほとんどがいなんせの利用だと思えます。そういう意味では必要であるかということに対しまして、44%だったということは、我々も意外な数字というふうなことで考えてはいます。ただ、アンケートの中身の中で、もちろん不便であるかというふうなこともアンケートの問いにはございますが、アンケートの質問項目の中で、火葬場の必要性についても問いがございまして、73.8%が必要であるという回答もございまして、以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 火葬場の必要性についてもそれは総論で、ほとんどの方が賛成かもしれないですね。いざ各論になると、やはり先ほどもありましたように、自分の庭先に、あるいは目の前につくられたら、それはみんな反対しますよ。だからその意味でも、今の現場につきましては、民家に近過ぎると、言われていますね。その辺を考慮がなかったのかどうか。それと、お互い皆さん方の検討委員会の経緯というのが全くわからんわけですね。議会にも報告もないし、そういう意味でもその15カ所の候補地と、各自治体から挙げてきたところは公表して、その我々村民議会で皆さん方も検討してみて、本当にそこが安里が最適なのかどうかは判断できる材料がないんですよ。そういう意味で私はこれを公表しながら、ちゃんと地域説明をしてもらう、理解を得られるか、得られないか別にしても誠意ある説明会というのはそういうものじゃないかなと思うんですけどもね。それとこういうアンケート調査をして、それに対して何の分析もなく、単なる既成事実としてやっていないかどうか。本当にこれを参考にしてこれで本当に5市町村で火葬場が必要だと。またどうしても必要だということが判断する場合にどういう議論がなされたんですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

アンケート調査をとりまして、その結果につきましては、平成25年7月に策定をしました基本構想基本計画の中で生かされてきていると思います。これにつきまして、アンケート調査の中では火葬場を設置する場所、どういうところが望ましいか、そういうことも問うておりますので、基本構想、基本計画に十分生かされてきていると、その基本構想、基本計画に基づいた今回15の候補地から3カ所に絞り込み、最終的に今1カ所に絞り込んでいるというふうなことで、十分その辺の議論を尽くした上で、現在に至っているものと認識をしております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 そういう議論をして、安里地区に予定として今絞り込んでいますけれども、これ何年前かな、地すべりがあったのは、それに現在も地すべりしていますよね。そこにあえてつくるといことは建設コストも高いし、そして皆さん方は見晴らしがいいと、その場所は、それも1つのそこに絞り込んだ条件に挙げられていますよね。火葬場は見晴らしがいいところでいいのかどうか。別にそこまで必要ないんじゃないかと思うんですけども、どうですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

平成18年、たしか地すべりが現在絞り込まれている場所の上のほうで起きてきております。今ある場所の、また県道沿い、そこについても若干その影響が最近出てきているような感じがします。もちろん、今回の絞り込みにつきましては、造成費用についても比較検討項目にございました。そういう意味ではこういう造成費に若干費用がかかるというふうな面では評価項目においてはマイナスの評価がされております。しかしそのほかの比較検討項目におきまして評価が高かったということでございます。それか

ら、見晴らしがよくてという御質問ですけれども、やはり火葬場で自分の身内とお別れするという、そういう施設でございます。やはり遺族にとっては、全ての遺族がそうであるとは限らないと思いますが、やはり遺族の心を和ませるという意味では、そういう場所も選択肢の1つに選んでもいいのではないかというふうなことで感じております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 この仮称中部南地区火葬場建設概要ということで、皆さん方は作成していますね、その中の基本理念、基本方針の中に、「旅立つ故人、見送る人の心を尊重し、潤いのある自然環境に包まれた施設づくりをする」とうたっていますね。それとその中の基本理念と基本方針があって、その中で当然旅立つ故人の尊厳を大切にするのは当然のことですね。見送る人の心も大切にすることもいいですけども、周囲の景観に配慮した施設をつくるということはどういう意味ですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 周囲の景観に配慮した計画づくりというのは、やはり直接的に例えばこの火葬場が見えない状況にする、あるいはそこに参列している方々を直接見ないでも済むような、そういう環境づくりのことを指しております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 じゃあ、ちょっと観点を変えて質問させていただきます。平成24年10月31日から11月2日まで、先進地視察ということで皆さん方は経費の中でありましてけれども、そここの施設を視察したのか。その施設の規模はどの程度の規模だったかです。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

先進地視察研修で10月31日から11月2日まで神奈川県のほうで視察を行っております。1つ

目は横浜北斎場でございます。2つ目は厚木斎場でございます。3つ目は川崎市斎場でございます。施設の規模につきましては、すみません、今資料を持っていませんので、後ほど提供したいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これは県外の施設を視察したということですね。今回、皆さん方の施設規模につきましては、火葬炉7基ですよ。その皆さん方が視察したところはこれは何基ぐらいあるぐらいは記憶にないですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

3カ所の斎場につきましては、全て10基以上の炉があったと記憶しております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 わかりました。

それで、この現場の建設コストについても皆さん方は検討したと思いますけれども、ほかのコンサルのほうに聞いてみたら、相当建設コストがかかるだろうと、ほかの地域に比べてね。そういう話ですけれども、村長、新聞から見まして40億円ですか、最大で。ほかのところ、候補地を公表しないと、我々としても比べようがないんですよ。でしょう。だから今3カ所についても、安里と北上原、南上原、新垣のどこですか、あと1カ所は、村内では。それと北中城村はどこなのか。この3カ所というのは私もちょっと勘違いしてしまって、この前の議会では久場、泊ということでありましたけれども、これは私の過ちであったけれども、3カ所に絞り込まれたとか、北中城村は1カ所ですよ。それを合わせて3カ所。どこかそれを公表してください。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

建設検討委員会で3カ所に絞り込んでおりますが、それにつきましては現在1カ所に絞り込

まれております安里地区、それから北上原地区、それから北中城村内でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 課長、北上原とか、北中城村という簡単な答弁じゃなくて、北上原のどの辺なのか、それで北中城村はどの辺なのか、場所をちょっと答弁してもらえます。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

村内につきましては、中城村字北上原のこれは沖縄自動車道側道で南上原に近い地域でございます。北中城村につきましては、これは先ほども答弁をしましたが、これにつきましては、やはり建設に重大な影響を及ぼしますので、その辺につきましては現在のところは公表することはできません。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 行政というのは秘密主義になるんですよ。ちゃんと教えて、我々が判断できる資料を持って来ないと、我々はどう判断できますか。情報公開でしょう、皆さん方は村長もマニフェストには情報公開と、村民本位でということでしょう。どうしてじゃあ、地域住民の方はどうして判断するんですか。そこら辺公表しない限り判断はできませんよ。皆さん方の押しつけにしか見えませんよ。それを私は公表すべきだと思うんですよ。それが誠心誠意ある説明会じゃないかと思えますよ。ひとつその辺、検討してくださいよ。検討と言うよりはもう実施してください。その中で、北中城村は、自分たちのところはできませんということで反対していますよね。反対して中城に来たわけでしょう。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

北中城村が反対したから、こちらのほうに来たというふうなことではございません。先ほどから、お答えしておりますが6項目による比較

検討をした結果、総合評価の高いところに、今1カ所として絞り込まれている状況でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 そういうのを出示してもらえれば、それを出示していくのが説明会じゃないかと思っておりますので、十分この経緯を説明してください。

それと、安里地元は当然説明会をすべきだと思いますが、私は周辺自治会もやるべきだと思っておりますが、やるのかやらんのか、はっきりしてください。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えします。

この広域での火葬場、斎場建設検討につきましては、当然5市町村で検討しているものがございます。現在の段階では今絞り込まれた1カ所につきましてはの地権者、それと地元説明会を行っておりますが、ほかの周辺地域での説明会につきましては、これは先ほどもお答えをしましたがけれども、今の段階ではそれは予定はしておりませんが、そこになるのか、あるいは村全体を含めた説明会になるのか、その辺の決定はしておりませんが、こういう説明については今後も開催をしていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 例えば地形的に見ても県道が1本走っていますよね。そしてその端っこには新垣、奥間がありますね。必ず奥間と新垣は通らないとその火葬場には行けないわけですね。そういう意味でも、先ほどの安里ヨシ子議員の答弁にもあったけれども、部落内は通らないと言うんだけれども、新垣は部落内を通るんですよね、県道が通っていますから。新垣の住民からの話では、もうここで毎日、ここが1台ずつ霊柩車が通った場合、精神的な面で非常にまいると。これ当然、新垣、もしその火

葬場に行くとした場合に、宜野湾の普天間方面、あの普天間、伊佐、あるいはあの地域だとか、北谷の北前とか、ハンピーあの辺は、必ず新垣部落は通過せんといかんわけですね。そういう意味でも地元だけの説明会じゃあどうかなと思うんですね、私は。やはり、新垣部落はもう、毎日そこから通りますのでね。それを説明しないとおかしいんじゃないかと思っておりますよ。何も安里だけの問題じゃないです、これは。それと奥間もそうですよ。奥間も南上原、西原のあの上地区ね、それで我如古、大謝名、真志喜方面は必ず通るわけですよ。交通量の問題も先ほどからありましたように、そういう意味でも、周辺自治会には説明会を持つべきじゃないかと私は思いますけれども、村長、その辺どう思います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

当然、安里区民をまず先にとということでやらせていただきましたけれども、議員がおっしゃるように、そこでのものも1つの検討材料だと思います、その新垣、奥間、当間も含めて。ただ、それがこの場でこうしますというのは私も言える状態じゃありませんので、これは5市町村の検討委員会の中で諮らせていただきますけれども、それも1つの案でしょうし、先ほどから企画課長が答弁しているとおり、じゃあもう村全体で、例えば安里の説明会の中でも少し出たんですけれども、もう吉の浦会館でみんな集めて住民説明会でもいいんじゃないのかという話もありましたので、それも1つの検討材料ですから、どちらにしろ、もう一度というか、説明会を行うということの答弁はできますけれども、どこで何をするとということまでは御理解いただきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 私が言っているのは、最低この地域は説明会を持つべきじゃないかと

思うんですね。村全体の持つのについて、私もちょっと疑問を感じますけれども、せめて関係する地元と周辺でしょう、道路が通っているんだから、アクセス道路がね。皆さん方はそこがアクセスがいいからということで持ってきた。安里に絞り込んできたわけですよ。アクセスがいいからと言って、そのアクセス道路は通っていますけれども、そこに住んでいる新垣住民、あるいは奥間の皆さん方については説明すべきじゃないの、どう思います。最低限ですよ、私が言うのは最低。何も地元だけじゃないですよ。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

今、村長からも答弁がありましたように、我々だけで決定しているものではなくて、5市町村で整備を検討しております。ですから、先ほどの説明会につきましても、村長も必要であればそういうところも検討できるというふうなこともお答えしておりますので、そういうふうになるのか、あるいは村全体的な説明になるのか、その辺のところはまだ決定はしておりませんが、そういう説明会については開催しなければならぬと、そういうふうと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 じゃあ、この5市町村の検討委員会では、地権者の意見が優先するのか、地域の皆さんの意見を尊重していくのかどっちですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

地権者も地域も両方とも大事であると考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 そうですね、当然これは想定どおりの答弁だと思いますけれどもね。やはり地権者も大事ですよ。でも地域の住民の皆さん方も生活権がありますから、その辺は十分もう何回でもいいから、粘り強くやるかどう

か。ただ1回だけ説明会をやって、次は自治会の総会に任せ切り、丸投げするんじゃないかと私は考えておりますけれども、もう地域の自治会長に丸投げして、自治会でどうぞ、賛成か反対かやってくれと。そういうものじゃどうかと思います。その件について。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

やはり、こういう現在検討されています火葬場斎場建設につきましては、当然自治会だけでは任すというふうなことは我々も考えておりません。これはやはり、地元にあるいは自治会に対して何度も足を運び、理解していただけるよう説明に尽くしていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これ皆様方の今後のスケジュール案として入手しましたけれども、これを見ますと、これ説明会は結局は平成26年度中に終わるといことなのかな、それともその後も続けていくのか。結局平成27年1月にはもう計画地決定ということなんですよ。今平成25年、来年いっぱい、もう決定するというのでいいですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

建設検討委員会におきましては、今議員がおっしゃっていると通りのスケジュールで進みたいというふうなことでは考えております。しかし、やはり地権者の同意、それから地域住民の理解、そういうところを踏まえての判断でありますので、まだそういうところに時間がかかるようであれば当然現在示されているスケジュールどおりにはいかない、そのように考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これは、中城村の安里地区に絞り込んだときに、北谷町からの意見はなかったのか、あったとすればどういう意見

があったのか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほども答弁しましたけれども、当初3カ所に絞り込みまして、建設検討委員会と、5市町村の市町村長会議におきまして、1カ所に絞り込んでおります。当然その会合には北谷町長も出席をしております。特に異論はなかったというふうなことで考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 北谷町からは、この中城村は遠距離ですよ。北谷町は嘉手納もあるし、読谷もあるし、近いところにあるわけですよ。果たして建設して、そこまで来るかどうか、非常に疑問があったものですから。また、向こうでもそういう話があるみたいな情報がありましたので、お聞きしたわけです。

この建設地の問題についてはもうこれで終わりますけれども、次は建設費の問題ですが、皆さん方、一括交付金を使うということで進めていますけれども、これ可能なかどうか。これはいなんせ、南部広域地域は、今年、供用開始しましたね。あそこはどの予算を使ったのか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

建設費の補助金についてでございます。現在5市町村の会議の中では一括交付金の特別枠を何とか活用できないかどうかを検討しているところでございます。活用できるかできないかにつきましては、正直言って今のところは大変厳しい状況ではあります。それを何とか活用できるよう、内閣府あるいは沖縄県とも協議を今後も続けていきたいと考えております。

それから、南斎場についての建設費につきましては、向こうは恐らく補助は入ってはいないというふうなことで考えております。しかし、今の補助金が入っていないというのは、ちょっとまだ不確定な情報です。確かな情報がありま

したら、また後ほど提供したいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 一括交付金では厳しい状況にあると、しかし努力して何とかこれをしてほしいという気持ちはわかりますよ。もし厳しい状況であればその次の手を打ってあるのか、もしこの一括交付金ができなければ、次はどの予算、厚生労働省の予算を使うのか、防衛庁の予算を使うのか、どのように議論されています。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

今の一括交付金の特別枠の交付金活用は、まず最初に防衛省の補助がうけられないかどうかというのを先に検討いたしました。しかし5市町村全てに基地が所在しているわけではありませんので、防衛省のほうからはなかなかいい返事をいただいております。その後一括交付金の特別枠ができないかどうかを今検討しているところでございます。

火葬場整備につきましては、厚生労働省等の補助金のメニューはございません。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これは、火葬場建設費につきましては、もしこの一括交付金が頓挫した場合はもうこれ全部自前ということですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

このことにつきましても、これは5市町村で検討しなければならない御質問の内容だと思います。中城村だけで考えますと、財政的にも厳しい状況でありますので、もし防衛省、あるいは一括交付金特別枠の活用ができなかった場合は、また再度どういう方法があるのかどうかというのを検討しなければならないというふうなことで考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 ということは、これ頓挫する可能性もないとは言えないという状況



ですね、現時点では。そういう予算面もその全部考えてそういう安里地区につくるという、逆じゃないかと思うんです、私は。ある程度予算もめどをつけて、並行してめどをつけるべきじゃないかと思うんですけれどもね、その辺どうですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えします。

おっしゃるとおりで、今並行して補助金活用を防衛省、それから内閣府に調整しているところでございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 この建設して後、この火葬場のランニングコストはどのぐらい見積もっています。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

今、ランニングコストにつきましては、正確な数字を今つかんでいるわけではございません。先月、豊見城市にあります南斎場のほうを視察しております。そこでその施設との意見交換を行っておりますが、年間の火葬場の使用料、そういうものでコストは賄えている状況であるという報告は受けております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これはランニングコストは結局は独立採算性ということですね。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

使用料でその管理運営経費を賄っているということでございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これは使用料だけで賄えていけるような状況ですか、今の予定は、皆さん方が考えている中部南地区の火葬場については。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

我々のほうでのランニングコストは先ほども答弁しましたけれども、まだこちらのほうで数値をつかんでいるわけではございません。あくまでも南斎場におきましては、現在の使用料で年間の施設運営管理は賄えるというふうなことの報告でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 こういう箱物をつくっていく場合は、常にランニングコストと将来の見込みも並行してやらないと、後々財政に生じる場合がありますので、というのは北谷町が火葬する場合の補助金を出しているという情報がありますが、ありますか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えします。

北谷町では、これは私も直接その条例等、あるいは規則等を見たわけではありませんが、情報によりますと葬祭料として幾らか町民に補助をしているというふうなことは聞いたことがあります。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 私も、私なりに試算してみましたよ。本村の亡くなる方が年間128名ですね。今、いなんせの地元の方々と地元外の方々の差は一体当たり3万5,000円の差なんですよね。そして我が村では128名亡くなる、その差の3万5,000円を掛けた場合、448万円ぐらいなんですよ、賄うんです。そのここにかけるお金と、448万円を村が補助する、どちらのほうがいいのか、費用対効果を見た場合に。だから私がさっき答弁を求めたように、ランニングコストの問題も出てくると思うんですよ。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

これは先ほど安里ヨシ子議員の中城村にとってもメリットというふうなところでの答弁もしましたけれども、今おっしゃっている、一人当たり幾らというふうな形での補助をすることに

よって、火葬費用の軽減には確かにつながると  
思います。5市町村で取り組んでいるメリット  
としましては、先ほども建設費用の軽減である  
とか、あるいは特に中城村につきましては、も  
し仮に絞り込まれているところで建設、あるい  
は中城村内で建設というふうなことになります  
と、移動距離の短縮にもつながります。それと  
ほかの市町村の施設で火葬する場合、場合に  
よっては二、三日。あるいはひどいときには  
四、五日待たされるという、そういうケース  
も発生しております。これはそういうことの軽  
減も含めてメリットであるというふうなことで  
考えております。議員がおっしゃっている補助  
することによって火葬費用の軽減には当然つな  
がるものだと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 村民にとっては近く  
に火葬場あるといいかもしれないですよ。そこ  
に5市町村、広範囲ですよ。5市町村のほう  
から霊柩車が毎日来た場合、その中城村自体が  
精神的な面で落ち込むんじゃないかと。一番の  
は、これは精神的な問題ですよ。先ほどもあ  
りましたようにストレスがたまったり、いろい  
ろありますけれども、村から近いけれども、そ  
こにたくさんの広い地域から北谷や西原、宜野  
湾から来ますでしょう。そこがどういう状態に  
なるのか。しょっちゅう目の前から霊柩車が通  
るということによって、ストレスがたまること  
をよく考えて、もうちょっと住民と、地元  
と十分話し合ってもらいたい。月に1回ぐら  
いの程度でやらないと、あと1年足らずです  
から。

それと、村長にお尋ねしますけれども、村長  
は前の議会で久場の問題で答弁しておりますけ  
れども、民意とはどういう判断をなされている  
のか、1人でも反対、どんな手段を講じても久  
場の道路は建設すると。ある意味では土地収用  
法も視野に入れているという答弁なされていま  
すけれども、その安里地区についても、そうい

う考えなのか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今、御質問の久場の道路の前浜原線の件は、  
議員が今おっしゃったとおりです。あれは何が  
何でもつくりたいと思います。それはなぜかと  
いうと民意がはっきりしているからです。ほと  
んどの方々が、村長頑張れ、何とか早くつく  
ってくれ、私の土地をいい土地に変えてくれ、直  
接久場の住民との対話で、これは多少の、もち  
ろん、これが51対49とか、極端に言えば、そう  
いうことであればそういうことはしませんけれ  
ども、しかし圧倒的に賛成が多いというのが明  
確でありましたので、民主主義にのっとって、  
これは反対者の意見を聞いてやめるというのは、  
逆に民主主義に反するものだという捉え方で、  
推し進めてまいりました。それは私は正しいこ  
とだと思っております。

今回の安里のお尋ねですけれども、これは何  
が何でもつくるものじゃないです。これは、  
しっかりその住民の方々、一番はもちろん地権  
者ですけれども、地権者の同意が得られてそし  
て付近住民の方々の理解が圧倒的に理解を得ら  
れているということであれば推し進めてまいり  
ますけれども、これも民主主義にのっとってま  
いりますけれども、しかし反対なされている方  
と、賛成されている方の度合いがわからないぐ  
らいのもので、51%が賛成だから私はやります  
というものではないです、決して。ですから、  
我々もしっかり誤解のないように特に安里区民  
の皆様、その周辺の皆様にはしっかり説明責任  
を果たしながら、こういうものをつくっていき  
たいんですけれども、御理解いただけませんか  
という話をしながら進めていきたいなと思っ  
ております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 そうであれば、1カ  
月越しにぐらいいは、一生懸命皆さん方は現場説

明し、私も周辺の自治会にも説明すべきだと思っておりますので、ぜひそれを実施、実行していただきたいと思っております。

この、今も村長からあったように民意について、1人でも、例えば51対49でも民意をとというのが、私は民意というのはある程度70%、80%がもし民意で賛成であれば、それは言うように強行と言ったらちょっと言葉は悪いんですけども、進めていってもいいと思うんですけども、十分、その地域の、地元、住民の民意。そして奥間、新垣、そして北上原、周辺自治会の民意も十分把握して進めていただきたいと思っております。それは進めるか、進めないかは、その判断材料をどう皆さん方が判断するかをお聞きしたかったわけです。そういう意味ではひとつ、少数意見、反対の意見も十分考慮してその問題には取り組んでいくことを強く要望いたしまして終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で14番 新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩（12時08分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

続いて5番 仲松正敏議員の一般質問を許します。

5番 仲松正敏議員 皆さん、こんにちは。

それでは通告書に従いまして、質問させていただきます。では、大枠の1番、北浜区・南浜区の道路冠水について。北浜区地番20の排水路の整備と流末の改善について。北浜区、公民館前の排水路の出口の改善について。排水路地番63の流末の改善について。

次に、大枠2番、学童通学路浜区から南浜区間の交通安全対策について。潮垣線の学童通学時間帯の交通量について。潮垣線の通学路の安全対策について。潮垣線の浜区から南浜

区までの車の通行時間帯の規制について。以上の質問に対し答弁よろしくお願いたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番のほうは農林水産課と都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、住民生活課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問の北浜公民館前の排水路の件についてですけれども、去った台風19号の折にも現場を見させていただきました。もちろん台風後の状況ですから、もう相当な状況になっておりましたけれども、ごみやら海草やらの件もそうですし、また今御質問の排水路の部分もそうですし、改善がもう早急に必要だというのは認識をしておりますので、担当課に指示をしてそして私自身もまた一緒になって国への、護岸の件も含めて要請をさせていただきたいと思っております。詳細につきましてはまた担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは、仲松正敏議員の大枠1のについてお答えいたします。

まず について、現在本排水路流末口は海岸の砂利に覆われてスムーズに流れず、排水路は常時滞水している状況になっており、その原因で大雨時に氾濫しているものと思われます。抜本的な改善には流末口である護岸改修が必要と思われますが、本排水路の末口の護岸については国交省港湾局の管轄であり、農林省での護岸整備は困難であると思われることから、今後は別事業の排水路整備事業で改修ができないか、県の農村整備課とも協議をしていきたいと考えております。

についてですが、先ほどの の箇所と同様の状況であることから、やはり別事業の排水路整備事業で改修ができないか、同じく県の農村整備課とも協議をしていきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 大枠1の についてお答えします。

北浜公民館の流末の排水路は満潮から干潮時に砂やごみ等が入り込む排水構造であり、抜本的に解決するには護岸を取り壊して流末の排水の機能をかえるのが望ましいことから、県港湾課に護岸工事も含めて要請していきたいと思っております。当面は役場のほうで維持管理の範囲で対処してまいります。以上です。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 新垣親裕。  
住民生活課長 新垣親裕 仲松議員の大枠2の質問にお答えいたします。

まず について、交通量についてですが、数的な把握はしておりませんが、国道329号の渋滞を避けるため、迂回道路に潮垣線を利用していると思われ、交通量は年々増すばかりだというふうな認識はしております。

については、交通安全対策については自治会からの要請、あるいは関係機関からの協力で交通安全防止などの看板、あるいはとまれの標識などを設置して、注意喚起をしております。

についてですけれども、この通行規制ですけれども、まず道路の規制については宜野湾警察署、特に港湾課のほうで管轄しておりますので、まず宜野湾署に確認をいたしました。潮垣線は利用者も多くて主要道路として使われているため、規制することは難しいという回答がございました。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは順を追って質問をしていきたいと思っております。まず、大枠1番の について、北浜区、南浜区の道路冠

水にあっては、土地改良区の排水路のしゅんせつ工事や雑草や流木等を取り除く対応策を行っているようですが、必ずしも排水路のしゅんせつ工事で道路冠水が解決することはできないと思われまして。それで、排水路の施工構造は2面張りのな構造になっているのか、それとも3面張りかお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

その本排水路は3面張りとなっております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 3面張りですね、わかりました。人の話だと2面張りだという方がいましたので、2面張りだと土やいろんなごみ等が堆積するのが多くなると思うので、一応尋ねてみました。

次に、それと排水路の流末付近で、排水路の経路がクランク状になっていて、雑木やごみがたまりやすく、水の流れを悪くし道路冠水の原因の1つだと思います。そのクランクの経路の改善はできないか、お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

こちらの経路の改修も、これはやはり護岸部分に入りますので、やはり護岸工事と同時に行うべきだと思いますが、先ほど申し上げた排水整備事業でもできるのかはちょっと県とも協議をしていきたいと考えています。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 じゃあ、こちらのほうもぜひ排水路整備事業で県農村整備課と協議していくことですから、ぜひ道路冠水の原因となっているところは改善の必要性があるので、

改善に向けて検討していただきたいと思います。

それで、北浜区、南浜区の土地改良区排水路の場合、流末口のほうにも大きな原因があると、付近の住民は誰もが知っていて、農林水産課長もそのことを今しっかり認識されていて、先ほどの答弁で抜本的な改善には流末口の護岸改修が必要だと。しかし、護岸改修については、国交省港湾局の管轄であり、農林省での護岸整備は大変困難であることから、今後は別事業の排水路整備事業で改修できないか、県農村整備課としっかりと協議していただき、また、その協議の時期はいつごろか。また、この協議の中でどのくらいの改善ができるかお伺いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

協議の時期についてはまだ具体的にいつというのは申し上げられませんが、極力早急に協議をしていきたいと思います。それと排水整備事業ですけれども、これもその整備事業自体で流末口の改修ができるかどうか、まだわかっておりませんのでその辺も協議をしてから検討したいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 県との協議の場が持たしたらしっかりと護岸整備ができるよう、県のほうには強く申し入れていただくようお願いいたします。今のままではその都度の応急措置的な対処にしかならないと思っていますので、道路冠水が起きている付近の住民は私が子供のころか、それ以前から道路冠水があったと聞いていますので、約60年も前からそういった不便な生活をしてきて、これから先、将来も悪環境のまま生活をしていかねばならないのか、これから国や県の何らかの補助事業とかいろいろ使える可能性のあるものをしっかり考えていただき、

道路冠水がぜひ解決できるよう取り組んでいただきたいと思います。

次に、の北浜公民館前の道路冠水についての答弁をいただきましたけれども、その抜本的な解決には水路の流末部分の排水機能を改善するのが望ましいが、財政的に厳しいということですが、公民館付近は台風時期でもないのに、ふだんのちょっとした、先月ですかね、そんなに大雨でもないのに排水路から水があふれ、道路冠水が起き、周辺付近の住宅では浄化槽の水が逆流し、風呂場やトイレの排水溝から水があふれ出し、大変不衛生な目に遭ったと話を聞きまして、それで私のほうから都市建設課に排水路の流末部分も改善をお願いしたところです。これはちょっと何年か前の話ですが、早目の対応で改修工事が行われ、よかったですと思いましたが、しかし工事が進むのを見ながら工事現場の職員の方に、前と同じ排水路の構造ですかと聞いたら、役場のほうからの指示ですと言われまして、私の考えと幾分工事の施工内容が少し違っていて、納得いかなかったんですけど、工事も80%進んでいまして、当時は都計課のほうにお礼を申し上げて終わりました。しかし、その後も何度か前と同じように大雨のたびに近くの住宅で浴室やトイレから水があふれてきて、本当に先ほどと同じような被害に遭ったそうがあります。やはり、一時的な対処のあり方では、村が目標とする村民の快適な生活を支える、住環境づくりの実現にはかなり厳しいものがあると思います。都計課の課長、また住民生活課の課長には、先日の台風19号のとき公務とはいえ、台風の激しい中、北浜公民館前の道路冠水と、海岸のスロープから海草やいろんなごみが大量に打ち上げられている状況を見ていただきましたけれども、やはり排水路の経路の改造や、護岸のスロープ部分の改善は早急に検討し改善しなければならぬとは思っています。

先ほどの答弁で財政的に大変厳しく、当面は

維持管理をして対処するというのですが、その辺のことは頭から切り離してでも改修に向けて考えていただきたいと、台風というのは何力年ごとに1回とかではなく、年間に3回、4回と来る年もあって、北浜自治会にとっては大変頭の痛い問題であります。先ほど村長も視察して非常にびっくりしたと聞いておりますが、道路の冠水状況やあれだけの大量の海草やごみが打ち上げられているのを見たら、誰でもこの護岸は一体どうなっているんだと驚きますと思います。やっぱり抜本的に排水路の経路と護岸の改善ができるかどうかお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

流末部分については、満潮時に排水がちょうど潜り込んで、波が来たら上流部のほうに排水から流れ込むという形態になっていますので、これを改善するには、早急には厳しいだろうと思っています。月曜日に中部土木のほうが現場視察に来ますので、その辺にも要請をしていきたいと思っておりますので、まだまだ時間がかかると思っておりますので、逆に浄化槽の水があふれるのであれば、今、下水道もこの辺は整備されていますので、早急につないだほうが先になるんじゃないかなと思っていますので、その辺はよろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 私も下水道に関して、常々区民の皆さんには、せつかくこれだけの設備ができているということで話はしているんですけども、やっぱり返ってくるのは、何にしてもお金がないと、そういう話しか返ってきておりません。そういうことですから、それでも北浜区の住民として、やはり早急に公民館前の道路冠水や海から打ち上げられる海草やごみ問題が解決され、住民の生活環境を安定されるようお願いしたいと思います。

続きまして、 の和宇慶、これは野国謝排水

の経路と出口の改善についてですが、排水路の経路が土地改良区146の1、これが野国謝の排水路ですね。146の1も河川につながっていると思われましてけれども、そうじゃなくて146の1に沿っての経路になっていて、海のほうの出口も全く別々であり、土地改良区59の排水路は146の1の河川の近くまで来ているのに、どうしてこの排水路は、146の1の河川につなぐことができないのか。排水路はまた海までの間、約40メートルか50メートル近くのトンネルになっていまして、大人が立って歩くことが大変困難なほど狭いトンネルで、その中をいろんな雑木やちり等もたまっていると思われまして、掃除する人も大変厳しいものがあると思われまして。そこでこの排水路を146の1の河川につなぐことが可能かどうかお伺いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

今、議員が御指摘の排水路56番、これは今のヌグンジャーから二、三十メートル南側だと思っておりますけれども、それぞれ流末が図面上では別々なものですから、だから、その当時どういう経緯でこういうふうに別々の流末になったかちょっと確認はできませんけれども、現場のほうをまず十分調査して、その対応が可能なのかをちょっとまた検討したいと思います。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 接続できるか、できないか、調査し検討するというのですが、排水路の上のほうの住民、世帯にして6世帯ぐらいのことを考えると、とにかく一刻も早く道路冠水が解決できるよう検討していただけるようお願いいたします。

次に大枠2番の の潮垣線の交通量について答弁をいただきましたけれども、確かに近年、国道329号の奥間区の2つの信号機のあたりで

車の渋滞が激しいものがあります。住民課長がおっしゃるとおり渋滞を避けるために、国道から潮垣線に車が流れ入ったために交通量は多くなっていると思われます。だからと言って、そこを通る、潮垣線を通る学童の子供たちや村民の皆さんが交通事故被害者にならぬよう、交通安全対策を構築するための交通量を把握し、いろんなデータとの調整があると思いますので。実は、この潮垣線の交通量については、ある民生委員の方が、潮垣線の車の通行量が近年大変ひどくなっていると。学童の子供たちのことを心配いたしまして、ある日、ちょっと日にちは聞き忘れたんですけど、午前7時5分から、午前8時まで、車が通る台数を調べてみたら、わずか1時間のうちに500台の車の通行があったそうです。私も実は潮垣線を通学する子供たちを見て、前はごさまる陸上競技場に、私も朝の歩け歩け運動に行きましたけれども、帰りがけにちょうど子供たちが学校のほうに通学する時間帯に会いまして、私も前々から大変危ない潮垣線だと思っていた。それで先週、私も午前7時から、午前8時15分の間、浜区の潮垣線の十字路で車の台数を調べてみたら、北から南へ向かう車、南から北へと向かう車の数は実に620台通って行きました。私には潮垣線の道路は大変危険な道路だと思われます。国道でもなく、県道でもなく、村道でこれだけの車の台数が多い潮垣線の交通安全対策はできるかどうかお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 新垣親裕。  
住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

今の御質問、交通安全対策ができるかということですが、先ほど潮垣線のこののほうでお答えいたしますけれども、我々としては、今自治会、あるいは関係者から要請等がありましたら、そういう看板設置、あるいはその道路の標示、そういうことで今注意喚起しているところです。あと、この潮垣線の幅員等も

考えますと、ここに歩道ができるというのは、ちょっと若干厳しい、それとあとポストコーンもできないか検討しましたがけれども、そういった幅員等のもあって、なかなか厳しいということですが、これはまたいろいろほかに手だてはないか、関係機関と調整して検討してまいりたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ほかにぜひ、そういう対策ができるようでしたら、中城村の子供たちを交通事故から守るためにぜひ検討していただくようお願いいたします。

次に、の潮垣線の学童通学路の安全対策についてですが、看板や路面標示などで、注意喚起はなされているようですが、私は近年、車社会の中で最も多く車による人身事故の被害者は交通弱者である高齢者や子供たちだと思っております。毎年のように起きています。本土での学童の登校時に、子供たちの列に車が突っ込み多くの小学生が亡くなるという痛ましい事故が起きています。また高齢者の方々の事故は恐らく夜の時間帯に起きています。何にしましても車での死亡事故は車の運転手による、飲酒運転やわき見運転によるのが多くの原因だとされていますが、しかし道路事情やいろんな標識等、歩行者を守るガードレール設置がなされていない、子供たちが交通事故の被害に遭う原因だと思っておりますので、ぜひ潮垣線のガードレールやポストコーンの今話がありましたけれども、設備などはできないか。ある意味、広い道路では歩行者専用の、歩行者の通る道もあるんですけども、潮垣線の道は狭いからかえってそういったポストコーンや、ガードレールは大変厳しいかもしれんけど、設置していただいて、車の運転手に注意喚起を促すことになると思われますので、実際ポストコーンというのは、与那原方面、またうるま市方面、結構狭いところでもあるのは見かけておりますので、何とかポスト

コーンなどを設置するよう検討していただきたいと思っております。

次に、の浜区から南浜区間までの車の通行時間帯の規制の質問に対し、先ほど宜野湾署に確認をしたところ、利用車両が多く、通行規制は難しいとの答弁がありましたけれども、これだけの交通量の多い村道で、本村が目指している安全な道路環境づくりの中で、歩行者の安全確保ができないということですから、警察で通行規制ができなければ、村のほうで重大な事故が起きないうちにいろんな対策を構築し、子供たちを交通事故から守るべきだと思います。学童が重大な交通事故に遭えば本当に悲惨で言葉も出てこなくなるほどの悲しいものであります。村長を初め役場職員の皆さん、潮垣線の浜区の十字路から、南浜区まで学童の通学時間帯を車で通ってみたら、いかに潮垣線の道路の危険性が高いかわかると思いますので、ぜひ一度は朝の時間帯で通ってみていただきたいと思っております。車社会の沖縄では、交通事故による死亡事故は毎年のように起き、多くの人の命が奪われています。本村においても道路交通環境の著しい変化の中で、交通事故への危険性が高まっております。それで安全な道路環境を目指し、危険箇所の改造など早急に進め、村民や学童の安全確保に努めてもらいたいと思っております。これで一般質問を終わりにします。最後に一言村長に申し上げたいことがあります。大変厳しいものがあるのかは聞いていただきたいと思っております。

今度の定例会の一般質問にもありました。地域盛り上げ隊のことで、村長の立ち上げたこの地域盛り上げ隊。私たち北浜自治会においては、大変大いに盛り上がっています。今年も2度の自治会行事において区民の皆さんと盛り上げ隊が一つになって、私たち北浜自治会の行事を大いに盛り上げてもらいました。盛り上げ隊のメンバー全員が参加し、区民、お年寄りから若い青年会の皆さんも区民グラウンドゴルフ大会や、

今や多くの村民に知られた旧盆のウンケーに行われる行事、ウンケージマにも参加してもらい、一緒に相撲をとったり、地域の人たちとしっかりと溶け込み地域の行事を肌で感じ、地域の歴史や文化に触れ、行政運営に対し大いに寄与すると思っております。どうかこれからも地域を盛り上げ、地域盛り上げ隊がさらなるバージョンアップをするようよろしく願いいたします。11月の敬老会にも参加して盛り上げていただきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 以上で5番 仲松正敏議員の一般質問を終わります。

続いて11番 新垣光栄議員の一般質問を許します。

11番 新垣光栄議員 皆さん、こんにちは。11番 新垣光栄、一般質問を行います。よろしく願いいたします。

まず初めに大枠の1番、教育環境について。

津覇小学校の職員室玄関前天井の剝離をしているが、今後どのような対策を行っていくか。

さきの一般質問で、耐震診断または耐力度調査を早急に実施し、各学校施設の耐震性能を的確に把握した上で対策するよう提案したがどのようにになっているか。

大枠の2番、子ども・子育て支援新制度について、来年4月に子ども・子育て支援新制度がスタートしますが、本村ではどのような取り組みを進めているか。新制度では市町村による3つの区分認定に応じて施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の利用が決まるが、新制度の利用の流れはどのようにになっているか伺います。新制度に移行するためには、条例を改正する必要があると思うがどのようにになっているか。

大枠の3、地域特産物の直売店について。本村では多種多様な野菜が生産され、加工品も充実し毎月第4日曜日に行われている朝市も定着してきましたが、常設の直売所がないため、出



店者に負担がかかっています。負担軽減のため直売所が必要だと思うが、村長の所見を伺います。

4番、地元企業の育成について。地元企業の育成に近年どのような取り組みを行ってきたか。また、商工会との連携はどのようになっているか伺います。以上です。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣光栄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番の教育環境につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては福祉課でお答えをさせていただきます。

大枠3番につきましては農林水産課、大枠4につきましては、企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、お尋ねの大枠3番の直売所の件でございます。村長の所見を伺うということですので、朝市につきましては、もう議員にも、またいろんな方々に協力をさせていただいて、非常に発展をさせているという報告を受けておりますので、朝市がスタートするときにもお話ししたと思うんですが、まずできるものから一つずつやっていきたいと思います。箱をつくって中を入れるのではなくて、まずできるものからやって朝市でその広がりを見ながら将来的にその直売所が必要なかどうかを考えていきたいと思いますという答弁をしたと思います。今の段階ではっきりしたことは申せませんが、今後は特に直売所につきましては、一括交付金などの手当でも十分可能だと思っておりますので、出店をさせていただいている方々や、それを支えている方々としっかり協議をして、本当にこれが必要なんだ、そしてこういう運営の仕方で行っていくという、ソフト面も含めて協議ができればより可能性は高まってくるのではないかなと思います。今のところは来年度に向けて、

どうやったほうがいいのかというのをしっかり話し合いを持ちたいなと思っております。詳細につきましては、また農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 新垣光栄議員の御質問、大枠1の、 について教育総務課長から答えさせます。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 それでは、お答えいたします。

大枠1番の 津覇小学校の職員室玄関前の天井は、鉄筋が腐食、膨張して、スラブが落ちる危険性があったため、剥して補修をする予定で、剥しておりました。しかしながら、補修をしても剥れ落ちる可能性があるということで、仮設で現在対応しているところであります。スラブを解体し、復旧するか、補強するか、復旧方法、時期を今検討しているところであります。

続きまして 番、学校施設の耐震化の件でありますけれども、現在、村内の学校の耐震化対象建物は昭和56年以前に建築されました津覇小学校の管理棟、それと給食棟、あと幼稚園、あと中城小学校幼稚園の4棟が対象物となっております。今回、津覇小学校の管理棟の耐震検査を行っております。耐震検査を行った結果、1階、2階が耐震性能を満たしていないという結果が出ております。補強での工事を考えまして、工事費の概算を試算しております。工事費の概算が1億886万5,000円という概算が出されました。それを補助額が1,486万円という補助額が試算されました。裏負担が9,400万5,000円という裏負担が非常に高額な裏負担となっております。そのために改築を含めた案を今検討して、どちらのほうがいいのかを検討しているところでございます。あと給食棟につきましては、耐力度調査をこれから入れまして、管理棟を含めた改築を含めた検討をしていく予定でございます。

す。幼稚園の2棟につきましては耐震性能や耐用年数、あと事業に要する経費を懸案し、統合による新築、または補強を検討していく予定でございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 新垣光栄議員の質問にお答えします。

大枠2番の1、先日も答弁をしましたが、一応今年の3月までにゼロ歳から5歳児世帯のニーズ調査を実施、先月26日から第1回子ども・子育て会議を開催しております。新年度に向けて、その調査をもとに子ども・子育て会議の意見を聞きながら、中城村のニーズに合った事業計画を策定していきたいと思っております。

新制度の手続については、これまでの手続と大幅に変わるわけではありません。幼稚園、保育園を希望する子供を3つの区分による認定を受けることや、認定書が交付されることが今までとは違ってきます。

子ども・子育て会議の委員の意見を参考にしながら準備を進めており、次回の議会までにはぜひ提出し制定したいと考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは新垣光栄議員の大枠3についてお答えいたします。

先ほども村長のほうからも答弁がございましたけれども、私のほうからは昨日の金城 章議員への答弁と同じ内容になるかと思っておりますけれども御了承ください。農魚産物の直売施設の設置については、具体的な計画はまだありませんが、現在、毎月開催している朝市も定着し、施設設置の必要性も認識はしておりますので、先進地を参考にしながら施設設置に向けて朝市メンバーとも協議し検討していきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、新垣光栄議員の御質問にお答えします。

大枠4番の ですが、中城村商工会の円滑な運営確保や組織活動、事業経営の近代化、合理化を促進するため中城村商工会に対し、育成補助金を交付し、また村内事業所の福利厚生の上をを図るため、沖縄中部勤労者福祉サービスセンターに補助金を交付して地元企業の育成を図っております。また村内で安心して働くことができる雇用社会実現を目指し、関係機関等と連携し、公共工事の村内発注、及び資材地元調達を促進しております。さらにとよむ中城産業まつりを初め、各種イベントにおいて出店やボランティアの協力を受け、地域活性化を図ってきました。今後とも村と商工会がお互い連携を密にし、商工業の振興に取り組んでまいりたいと考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 それでは、一つずつ再質問をさせていただきます。

まず、津覇小学校の耐震環境について、玄関前の天井が剝離しているということで、今の答弁がありましたように、足場板、サポートなどを設置しています。しかし、このままではやはりまずいと思うんですよ。そのまま一、二年ほっておくわけにはいかないとしますので、次年度に予算化できるのか。4月までにはこの補修ができるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

議員がおっしゃるように、現状のままでは確かにまずいと考えております。今あるスラブを解体し復旧の見積もりをしている段階でございます。できれば12月補正でできれば上げて、できなくても新年度では上げていきたいと考えて

おります。以上であります。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 新年度になると4月になるんで、どうしても冬休み前後までにはやらないといけないと思います。これは子供たちの安全のためですので、その辺は十分教育委員会と財政との調整をして対応していただきたいと思います。ぜひ、期待していますそのままにしておく仮設ですので、また何が起こるか分からない。ちゃんとした補修をやらないといけない、その予算もあるはずなんですね、予備費もあるはずなので、それはまず真っ先にやらないといけないと思っていますので、その辺よろしくをお願いします。

そして、教育長に、その工事の予算はどのように考えているか、できるかどうか。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

先ほど課長がお話ししたように、財政と詰めていって、できれば12月補正で上げたいと。そこが難しければ少なくとも3月議会には上げたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 財政との相談と言っていますので、村長、予備費があると思うんですよね、予備費は緊急的な対策をするために予備費を置いていると思うんですけれども、どうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 ではお答えします。

確かに予備費はございます。現在やっている仮設の安全柵もこれは予備費を入れてあります。現場にそれ巨額の修繕費がないわけです。ただ、今御指摘のとおり、基本的な部分はどのように復旧するかなのです、今、当初ははっきり剝離している部分を撤去すれば大丈夫だろうという部分の目安でした、担当課からの報告は。ところが実際、剝離してみますと、鉄筋膨張が激し

いと。ということはもう中までコンクリートが劣化しているんじゃないかと、ということになりまして、急遽、逆に言うと今度は安全の側からの考え方で、予備費を投入して今の格好にしております。基本的に担当課長からありましたけれども、まずは今、教育委員会としてあの柱ごと、出っぱりごと全部とってしまって、別のものをつけるのか、それとも今のものにある程度加工して機能を持たせるのかというのがまだ決まっていますので、その分を決まった後、それが緊急を要するのであれば予備費でもやりますよ。12月でも対応はさせていただきます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 今、副村長、財政側の認識だと思っています。これを危険だと思うのか、ほっといていいという認識なのか、その辺を見たいと思っています。

次に です、そういう質問を濁したのは、耐震審査を入れていると、先ほど言われたんですけども、この耐震診断を入れるということは、改修をやる、耐震補強をやるということだと思います。耐力度検査になると建てかえだと思わすけれども、今回、今昭和56年以前に建てられた建物については、耐震審査を入れて報告しなさいと、平成27年12月31日までに報告しなさいということになっております。そして、今言われたように津覇小学校では管理棟、給食棟、幼稚園、そして中城小学校では幼稚園がこの耐震診断の該当する建物だということなんですけれども、今耐震審査を入れている建物はこの中で全て入れているのか、まだ入れていない建物もあるのかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

今耐震審査を入れた建物は津覇小学校の管理棟のみ、1棟の耐震審査を入れています。残り

3棟まだ入れておりません。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 学校では4つまだ入れないといけないのに入れていないということですね。その辺は早急に耐震審査を入れて建てかえるか、改築というのは専門用語で建てかえることになります。同じ敷地内に建物を新しく建てることを改築とって、混乱しますので、新築工事にするのか、この耐震化を図る補強をするのかということ、この2つに分かれてくると思いますので、ぜひこの判断をしていただきたいと思います。

そしてちょっと趣旨と外れるんですけども、耐震改修促進法の中で学校以外の建物も耐震補強、それが改築が補強が必要な建物があると思うんですけども、そのような認識はあるのか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

学校以外の建物になると役場庁舎、老人福祉センターということになります。今回役場庁舎とか、そういうものについて補修もございません。役場庁舎は耐力度を入れるにしても早急に入れるよりは、早急に建てかえをしたほうがいいという考え方がありますので、そういう考え方は持っておりません。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 今認識では役場庁舎と福祉センターと言っていますので、どうせ新庁舎をつくるのであれば、2つまとめて解決する方法でつくっていただければ一気に解決すると思いますので、それで中城村の公共施設における耐震化は終わると思いますので、その辺も検討して、役場庁舎等の提案をしていただければなと思っています。

そして、耐震診断というのは、耐震補強を念頭に置いた場合、耐力度調査というのは新築を念頭に置いた場合に行う調査なんですけれども、今、管理棟は耐震調査を入れていると。そうす

ると補強になりますよね、建てかえではなく補強になります。その場合の予算が先ほど1億円余りかかると言われたんですけども、それと今新しくつくったほうがいいのかということで検討しているということですので、これからまた耐力度、新しく建てかえるとなると耐力度調査が必要だと思うんですけども、耐力度調査はいつごろ入れていくんですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

議員のおっしゃられるとおり、耐震調査の場合は補強、改築のときは耐力度調査ということを行わないといけないと思っております。できれば、12月に補正を組んでその管理棟、あと給食棟までできれば耐力度調査を入れたいと考えております。以上であります。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 当初は耐震で考えていたと、それで予算がかかり過ぎるので建てかえたほうがいいという考え方だと思っておりますので、私も大賛成です。あの建物に1億円をかけるよりは、もう建てかえたほうが早いのではないかと。そして給食棟に関しても、衛生面でもとても悪いと思います。今、土足で外から給食棟に入って行って、衛生的にも悪いのではないかなと、上履きでそのまま入って行きますよね、外に出た上履きで。一緒に壊して、職員室と管理棟と、この給食室の配膳棟と一緒にしてやったほうがいいのではないかなと思っております。その場合の今、補助率とかが現在は補助率が3分の2のかさ上げが平成27年7月までとなっているんですけども、これ間に合うかどうかですね。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

平成27年度までのかさ上げの件は補強であれば平成27年までであります。改築の場合はこれ

は期限がございませんので、改築の場合は平成28年まで大丈夫です。補強の場合は、平成27年度で予算措置しておけば平成28年度に繰り越ししても大丈夫ということになります。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 補助率財政の面からすると、早目に決定、平成27年度以降の補助金で耐震工事をやるのであれば、補強工事をやるのであれば早く決めたほうがいい。新築工事をやるのであればほかのメニューがあるのかわからないんですけども、大丈夫という。その判断は、平成27年度で補助率が切れ、かさ上げ分がなくなるということですので早くしたほうがいいと思います。いつごろまでに判断できるのかどうかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

まず、先ほどもお話ししましたけれども、改築する場合、耐力度調査を入れないといけないということがあります。耐力度調査で点数がございまして、4,500点以下じゃないと改築が認められませんので、まずその耐力度調査を経て、これが改築でできるんだということがわかって後はその補助金額で裏負担が改築と補強を照らし合わせてどちらがいいのかを、まずは耐力度調査を入れてからその結果によって、その時期は決まっていくと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 今、職員室の玄関の剝離もあって、今の管理棟にお金をかけるよりは早急にやったほうがいいのではないかなということを思っているんですけども、そこで耐力度調査、私は1万点満点の4,000点以下がこの建てかえの補助条件だと思っていたんですけども、4,500点ということですので、4,500点あるかどうか、早目に決断して財政と相談して、ぜひ子供たちのためですので、何よりも先に校舎建設です。敷地がないわけじゃないですから、

またこの建てかえをすることによって教室がなくなるわけでもないですので、ぜひ判断を急いでやっていただきたいと思います。教育長、その答弁をよろしくお願いします。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 先ほど、課長から答弁がありましたけれども、できるだけ早いうちに対処していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 それでは大卒の2、子ども・子育て支援新制度についてお伺いいたします。現在、本村の取り組みが、私の認識ではおこなっているということを感じているんですけども、なぜ今おこなっているのか。4月の新制度の実施に利用者に混乱を、もう新しい制度ですので混乱すると思うんですけども、できるだけ迷惑をかけないように実施していけるのかどうか答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

先日も答弁したとおり、中城のほうは少々おくれぎみであります。子育て支援事業計画書は3月初旬をめどに作成していきたいと思います。条例も先日答弁したとおり、他の市町村は専門業者に委託しているところも大分あります。うちのほうは職員でこなしている状況であり、次の議会までには提案し制定できるように間に合わせますので、その辺はよろしくお願いします。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 なぜおこなっているか今職員で条例をつくっているということでしょうか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

おくれた理由があるとすれば、いろいろな事情があります。基本的には課長の人事異動もありました。職員の人事異動もございました。職員の能力という個人差もございまして、だから

いろいろありますけれども、担当課長はこれに間に合わずと言っておりますので、これをぜひ信頼していただきたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 この信頼して間に合う、間に合わないの問題ではないと思います。何でも信頼してくださいと言ったら、それで終わってしまいますので、はっきり担当、人材が休職していると。それだったら人材を補っていないといけないと思います。間に合うように人をふやさないといけないと思うんですけれども、その辺は。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

議員がおっしゃるとおり、担当職員が病休に入っています。それを受けて嘱託職員、賃金を9月補正で予算可決してありますので、その人たちを採用して今一生懸命、ほかの職員もみんな一緒に頑張っていますので、その辺は十分大丈夫だと思っています。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 大丈夫ということであれば、来年度の事業計画策定は、もう12月に終わっていないといけない。そして3月に出すのは5カ年計画の子育て支援事業計画を来年の3月に間に合わずであるとして、次年度の計画書を作成し終わって、もう12月からは募集に入っていないといけないんですよ。それで子ども・子育て会議もまだ1回しか終わっていない。そういう状況ですので、おくれているとは思いますが、間に合わせるのであれば、その辺をしっかりサポートしていただいて、新制度ですので、どうしても人的パワーが必要だと思いますので、その辺をしっかり執行部の中で打ち合わせをしながらやっていかないと混乱が起きると思います。その辺を副村長、どうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 では、お答えいたします。

それも含めて、9月議会で2人分の人件費も確保しながら、もとい担当も応援体制をとらせています。だから内部的には協力体制を指示しながら、特にまた協議もしながらやっております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 ぜひ期待しておきますのでよろしくお願いします。

それで、子育て支援新制度というのは、やはり福祉課だけの問題ではなくて、教育委員会にもかかわっていくと思いますけれども、教育委員会との協力体制はどのようになっているか、スムーズにいつているのかどうか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

県の説明会とか、OCCのシステム改修などの説明会も合同で参加し、あとこれからの手続関係も調整しながら、住民に配るチラシ、ホームページに載せる内容等も調整してきていますので、十分協力体制はできているものと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 教育委員会と協力体制ができないとこの事業は成り立っていかないと思っています。そしてこの新体制の今移行するに当たって、問題点はどのようなニーズ調査等なされたと思います。問題点はどのようなことが上がってくると思っておりますか。

議長 與那覇朝輝 休憩いたします。

休憩(14時43分)

~~~~~

再開(14時43分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 新制度に移行した場合、先日も述べたんですけれども、学童クラブでの5歳児の受け入れが困難となります。その点に

関しましては、教育委員会と十分協議しながら体制を整えていけると思いますのでその辺は大丈夫だと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 今、5歳児問題ですね。私も5歳児問題ですね、幼稚園の5歳児、それからゼロ歳から3歳までのその受け入れ先の問題も出てくるのではないかなと。それはどのように今感じていますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

現在、中城村に認可外施設が9施設ありまして、入園園児数が689名、そのうち中城の子供たちが238名在籍しております。認可外施設が必ずしも新制度へ移行するわけではありませんが、新制度に移行した場合、小規模保育、19人以下、ゼロ歳から2歳までの保育となります。そのあと3歳児をどうするか、ほかの施設との連携が必要となってきます。27年度には平安保育所も開園しますので、その対応は十分できると考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 そうですね、私も3歳児に関しては受け入れ先は、これだけ村長が頑張っていたら、保育園を認可化していただいたんで、十分対応できると思っているんです。待機児童も本村は少ないので、しかしゼロから2歳児までの子供たちがやはり一番問題になってくると思います。そこで小規模施設への移行と言っているんですけれども、多分、この辺の実態をしっかり調査していただかないと、今認可外の保育園が建築基準法の枠に入っていないか、いろいろな条件で認可化ができないとか、こう保育スペースがないとか、いろいろな条件があると思いますね。その辺の実態をしっかり調査して、村が認可外、小規模施設への認可化へ向けて指導していくべきではないかなと、思っているんですけれども、その辺はどう思っ

ておりますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 認可外保育所が新制度の小規模保育施設に移行する場合、県の安心こども基金、1施設当たり最大2,200万円の補助メニューがあります。県負担が3分の2、村負担12分の1、事業所負担が4分の1、金額であらわすと県負担1,460万円、村負担180万円、事業所負担約550万円で施設の改修ができるメニューがありますので、その辺をPRしていきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 ぜひ、今回の9月県議会の補正予算にもしっかりこの辺の予算が、安心こども基金の部分がしっかり組み込まれておりますので、ぜひ村がメインになってそういう認可外の保育所に対して、小規模への移行の後押しがやっていただきたいと、そのためにもぜひ人が必要ですので、村長よろしく願います。

そして、いろいろ問題点があると思うんですけれども、新制度ですので多少の混乱は仕方ないかなと、思っているんですけれども、やはり利用者に迷惑をかけないために、認定1号とか、認定2号、これ認定1号は幼稚園なんですけれども、2号、3号とありますよね。その辺の周知を私たちにもわからないのに、利用者がわかるはずないんで、早目に周知しないと、思っています、この利用者に対してですね。その辺はしっかりやらないと、本当は標準時間の子供なのに短期にしか入れない、どうしても標準時間の子供が優先になると、思っていますので、そのようなことが出てこないように周知徹底をしていただきたいのですけれども、そのような対策はちゃんととれるのかどうかです。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 9月議会で可決した嘱託職員、臨時職員もまた今までの担当も協力し

合って、今チラシ制作を準備しています。11月の初旬までに各世帯に配布を考えています。ホームページへの掲載も行います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 対象児童というのは大体ゼロ歳児200名、1歳児200名、平均的に210名から230名ぐらいの年齢別に見るとなっていますので、多くても五、六百名です。五、六百名の中で重複している家庭もあると思いますので、500世帯ぐらいでしたらきめ細かく1軒、1軒配布してこの児童委員もいるわけですから、その辺の周知をしっかりやっていただきたいと思います。その中で問題になるのが幼稚園の預かり保育だと思いますので、この5歳児を学童クラブに受入れできないということになっていきますので、その辺で今問題に、今預かり保育で公立の幼稚園に預かり保育に行かしたくないという方がいると思います。その辺の状況を改善点を、新システムに移行した場合の改善点、連携していくわけですね、保育園と連携していくわけですから、どのようなことが改善点だと思いますか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。教育総務課長 名幸 孝 お答えします。

今、父母からの要望等でよくあるのが現在の預かり保育園の終了時間が午後6時となっています。それを延長できないか、あと終了式が3月の中旬、入園式が4月10日、その間の期間を保育ができないかという要望がございます。これが現場において可能かどうかというのが今の課題となっております。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 まさにそのとおりだと思っています。これは沖縄市の資料なんですけれども、沖縄市でも預けたいけれども時間が、保育園だったら7時までオーケーなのに、幼稚園だと6時で迎えに行かないといけないとか、そういう時間帯の問題を保育園同様にもう少し

幼稚園のほうも預かり保育に関しても延ばしていただきたい。そして、春休み期間中の利用ができない。これもそうですね、まさにそのとおりです。そういうニーズに合わないことを今幼稚園がやっていると言ったらおかしいんですけども、システム的にそうなっているんですけども、これから一体的な政策を内閣府、それから厚生労働省、それから文部科学省も一体となってやっているわけですから、その抜本的な幼稚園の見直しではないんですけども、認識を変えないといけないと思っています。その辺は、解消したら5歳児の問題というのはかなり減っていくのではないかなと、せっかく預かり保育のメニューがあるのに、幼稚園が終わってからそういうニーズに合わないんで学童に行かしているというのが5歳児の問題だと思っていますので、その辺の連携をうまくやっていただきたい。それには、それをするためにこのニーズに応えるために人員は足りているのかどうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

現在の、預かり保育は定員が30名ということで、1人で対応しております。今回の新制度に移った場合、この預かり保育のニーズがふえると思えます。そうした場合、担当職員の増員が必要になってくるかと思えます。ただ、現状としまして幼稚園教員の免許取得者が少なく、これを探するのに非常に苦慮しております。まず、その職員の確保が課題となってくると思えます。

それと、先ほど議員がおっしゃいました夏休み、冬休みは預かり保育は行っております。春休みは行っておりませんが、夏休み、冬休みは行っております。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 ぜひ、そのような問題が出ないようにして連携していただきたい。そのためには今人員確保が難しいということで、



さらにこれから保育士、幼稚園教諭の確保が難しくなっているんですけども、臨時で対応しているのか、また嘱託なのかお聞きしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 お答えします。  
臨時職員で対応しております。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 臨時だと、この採用期間が2年間、それで1日6,400円でしたかね、それでは人材、今は民間でも足りないのに、中城村に来るわけないと思いますので、嘱託は18万円でしたかね、ぜひ嘱託採用で5年間、せめて本採用できればふえるのではないのかなと思っていますけれども、その辺の費用面に関しては財政としてはどのように考えているか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 では、お答えいたします。

基本的に財政云々ではないと思います。今御指摘のとおり。制度であればそれはそれだけの対応をしなければ、行政として務めを果たしていないわけですから。ただそういう経営、要するに幼稚園の運営形態をもう少ししっかり我々のほうにも伝えてほしいということなんです。基本的には、嘱託なのか、臨時なのかというのは、これ担当係の申請に基づいてこちらは判断しているわけですから、その辺のことをもうちょっとはつきりしていただきたいということと、基本的に、今御指摘にありましたように、春休みはどうなんだ、じゃあ夏休みはどうなんだ、預かり保育はするけれども、一般の子供たちは預かりませんよという発想ですよ。今の制度は、保育と幼稚園を一体化するという話ですよ。ほぼ同じ条件で子供たちを面倒見ましょうという話ですよ。そうであれば、職員の勤務体制も全部保育所並みのことに変えていかなきゃいかんということになるわけですよ。その辺も含めて内部で協議をさせていただきます。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 力強い答弁をありがとうございました。全くそのとおりだと思います。ぜひ、教育長、今答弁をお聞きしたいと思いますので、ぜひ必要な人材は必要ですので、堂々と、財政とやり合ってください。そうしないと増えないですよ。子供たちのためにもならないと思いますので、ぜひやり合って、人材を確保して、子供たちのためにやっていただきたいと思います。

もう一つ気になっている点を、現在津覇小学校では空き教室を使った学童が行われているんですけども、この学童、これは校長先生の裁量で学童ができるのかどうか。今、中城小学校には学童はないですよ。津覇はあるんですけども、中城小学校はないんで、学童はどのような裁量でできるのかどうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

学校施設の管理規則というのがございます。その中で、学校施設というのは目的外使用は、校長はその学校施設、設備を別の定めることにより、社会教育、その他公共のために利用させることができるということがありますので、校長の裁量になってくるとおられます。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 今、校長の裁量と言っているんですけども、こういうシステムが変更するときに、校長の裁量で空き教室があっても、学童ができない、できるの判断ではないと思います。ぜひ、今中城小学校には学童がないので、学童は必要だと思いますので、ぜひ、中城小学校に学童が設置できるように協議してください。それをしないと、新制度を、今までは保育に欠ける子供たちの部分とか、今保育に必要な子供たちということで、大幅にふえてくるとお思いますので、それを吸い上げるためにも、

保育園の充実、そして学童の充実が必要だと思  
いますので、ぜひ協議してください。

村長、学校長の裁量によって学童ができる、で  
きないというのはどのように考えておりますか。  
そして今、村長が子供たちのために一生懸命政  
策をやらうとしていますが、その今、新シス  
テムについてどのような考えをお持ちなのか、  
子育て支援に対して、どのように取り組んでい  
くのか、お願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

まず、学童についての小学校の空き教室の利  
用などの件ですよね。それにつきましては、議  
員も御承知のとおり、津覇小学校の今のつはっ  
こクラブは、強い保護者からの要望と、言うな  
らばもうニーズが非常に高まった状態で、教室  
を何とか使えないかということで、その当時私  
も入って、校長先生、そして教育長、教育委員  
会が入って、これは何とかしましょうやとい  
うことで、そのニーズに応える形でやらせてい  
ただきました。私の情報不足かわかりませんが、  
中城小学校でもし、そういうニーズの高まりが  
あれば、これは学校長にお願いという形にはな  
りませんが、私も一緒に入って、そのニー  
ズに応えようやというような話し合いは十分持  
てると思いますし、またそれは子供たちのため  
になるのであれば、これはもう当然のことだと  
認識しておりますので、私自身が旗振り役でや  
らせてもらっても全然、一生懸命やりたいと  
思っております。

新制度についての所見といいますか、実は私  
も沖縄県の町村会を代表いたしまして、県の子  
ども・子育て会議のメンバーでもありますし、  
当然そこでもいろんな情報を得る機会を得てお  
ります。そういうものをしっかりと村でも活用  
させていただいて、一番は、何度も言いますけ  
れども、子供たちのためになるかどうかです。  
それだけだと思います。例えば、先ほどの学校

関係の関係者、あるいは保育園の園長、あるい  
は保育園自体、そのためにはなくて子供のた  
めになる部分をいつも頭に置きながら、それを  
この子育て支援の部分にちゃんと当てはめてい  
きたいなと思っておりますので、先ほどの答弁  
の話になりますと、担当課長が必ず間に合わせ  
ますという話もありますし、これは当然のこと  
だと思っておりますし、ちょっときついことを  
言いますと、時間は十分かえるものですから、  
先ほど言ったように、人数的な人のマンパワー  
の部分と、最悪、睡眠時間を減らせばどうにか  
なると思っておりますので、それぐらいの心意  
気で必ず間に合わせてくれるものだと思ってお  
ります。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 ぜひ、村長が政策に  
掲げている子育てがしやすい中城村の実現に向  
けて、私はかなり充実してきたと思っています。  
待機児童も少ないし、いろんな方針も打ち出し  
て、認定こども園も沖縄で最初にやったり、ま  
た病後保育とか、サポートセンターとか、本当  
に充実してきていると思いますので、ぜひ沖縄  
一子育てをしやすい中城をつくるために頑張っ  
ていただきたいと思います。

教育委員会と意思疎通ができていないと思  
いますので、これを機にと言ったらおかしいん  
ですけれども、子育て支援課の設置は考えても  
いいのではないかなと思ってるんですけれど  
も、この子育て支援課ということで、幼稚園と保  
育所を一緒になして、そうすると問題がこれか  
ら政府もそういう方針ですので、子育て支援課  
をつかって、そこで子育てに関することを全て  
網羅していくと。そうすると、もう今村長が上  
げている政策もスムーズにできてくるのではない  
かなと思いますので、ぜひ教育長、村長、子  
育て支援課の設置を提案したいと思いますが、  
それを聞いて一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今、突然聞いた話ですから、私も思いつきで、すみません、答弁をさせていただきますが、前々から少し思っているんですね、幼稚園がなぜ文科で、なぜ子育ては厚生か。中城の課の中でも幼稚園は教育委員会、おわかりのとおりまた福祉課。今のお話だけを聞きますと、簡単に言えば幼稚園の部分を福祉課に入れちゃえば、子育て課になるわけです、今議員がおっしゃる。その部分だけがいつも、これはどういうものなんだという形になりますので、御承知かと思えますけれども、今職員も以前のように、幼稚園に幼稚園教諭だけを置いてずっと固定しているやり方ではなくて、保育士の1つの枠の中に入れて、それをシャッフルで職員も2年交替ぐらいでやっている状態ですので、もう既にその下地はできていると思っていますから、教育委員会に怒られるかもしれませんが、教育委員会としっかり話をしながら、簡単に言えば福祉課の、仕事の量は多少ふえるかもしれませんが、この幼稚園の部分もそこに移行すれば今の議員がおっしゃる子育て課ですか、それと同じような形態になるのではないかなと、今思いつきで申しわけないんですが、今の答弁とさせていただきます。

議長 與那覇朝輝 教育長 吳屋之雄。

教育長 吳屋之雄 議員のおっしゃるとおり、確かに住みよい中城、住みたい中城にするためには子育てが大切だということを認識しております。十分村当局とは教育委員会は協議していきますけれども、問題は教育課程というのが幼稚園にはありまして、それとの絡みがどうなっているかという、今すぐ答えを出すことはできませんので検討してみたいと思います。

議長 與那覇朝輝 以上で11番 新垣光荣議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまで

した。

散 会 ( 1 5 時 1 1 分 )

## 平成26年第6回中城村議会定例会（第19日目）

|                                                 |                 |                        |         |         |
|-------------------------------------------------|-----------------|------------------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成26年 9月29日（月）  |                        |         |         |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                        |         |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成26年10月17日 （午前10時00分） |         |         |
|                                                 | 閉 会             | 平成26年10月17日 （午前11時25分） |         |         |
| 応 招 議 員<br><br>（ 出 席 議 員 ）                      | 議 席 番 号         | 氏 名                    | 議 席 番 号 | 氏 名     |
|                                                 | 1 番             | 石 原 昌 雄                | 9 番     | 新 垣 徳 正 |
|                                                 | 2 番             | 外 間 博 則                | 10 番    | 安 里 ヨシ子 |
|                                                 | 3 番             | 大 城 常 良                | 11 番    | 新 垣 光 栄 |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 清                  | 12 番    | 新 垣 博 正 |
|                                                 | 5 番             | 仲 松 正 敏                | 13 番    | 仲 座 勇   |
|                                                 | 6 番             | 新 垣 貞 則                | 14 番    | 新 垣 善 功 |
|                                                 | 7 番             | 金 城 章                  | 15 番    | 宮 城 重 夫 |
|                                                 | 8 番             | 伊 佐 則 勝                | 16 番    | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                        |         |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 1 番             | 石 原 昌 雄                | 2 番     | 外 間 博 則 |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                  | 議 事 係 長 | 比 嘉 保   |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |

## 議 事 日 程 第 9 号

| 日 程  | 件 名                                                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1  | 認定第1号 平成25年度中城村一般会計歳入歳出決算認定                                                                          |
| 第 2  | 認定第2号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定                                                                    |
| 第 3  | 認定第3号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定                                                                   |
| 第 4  | 認定第4号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定                                                                   |
| 第 5  | 認定第5号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定                                                                  |
| 第 6  | 認定第6号 平成25年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定                                                                |
| 第 7  | 認定第7号 平成25年度中城村水道事業会計決算認定                                                                            |
| 第 8  | 議案第45号 平成25年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分                                                                      |
| 第 9  | 陳情第9号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）                                                                       |
| 第 10 | 陳情第10号 県産品の優先使用について（要請）                                                                              |
| 第 11 | 陳情第17号 公共工事発注に際しての事業用自動車（緑ナンバー）使用に関する陳情                                                              |
| 第 12 | 陳情第12号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情                                                               |
| 第 13 | 陳情第19号 「義務教育費国庫負担」堅持及び2分の1復元を求める陳情                                                                   |
| 第 14 | 陳情第20号 「30名以下学級」早期完全実現に関する陳情                                                                         |
| 第 15 | 陳情第16号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書                                                                      |
| 第 16 | 陳情第18号 「生活保護基準引き下げ」中止を政府に強く求めるとともに、「附帯決議」の内容を周知徹底し、申請権・受給権を保障し、申請拒否、就労強要、扶養強要などの「人権侵害」は行わないことを求める陳情書 |
| 第 17 | 意見書第4号 「手話言語法」制定を求める意見書                                                                              |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 認定第1号 平成25年度中城村一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正。

総務常任委員長 新垣博正 お手元に資料があると思いますが、読み上げて報告いたします。

平成26年10月17日

中城村議会

議長 與那覇 朝 輝 殿

総務常任委員長

新 垣 博 正

### 委 員 会 審 査 報 告 書

「認定第1号 平成25年度中城村一般会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成25年度中城村一般会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

特記事項なし

2 不当と認める事項

特記事項なし

3 特に留意すべき事項

狂犬病予防接種状況によると、接種不明頭数がかなり見受けられることを指摘する。近年国内での感染発症例は無いものの周辺国では、発症報告があり、自治体間及び動物病院等と情報連携を密にし不明、未接種頭数減に努めること。

待機児童数については、認可保育園の増設等により解消の方向にあるが、村長公約の待機児童ゼロには至っておらず、その解消に今後も努め、新制度移行後も更なる子育て支援策を充実させること。

中城城跡観覧入場者数が約12万人と過去最高を記録したことを評価するものの、目標の15

万人構想達成への取組みがまだ不十分な点を指摘した、今後多種多様のイベント誘致を進めていき、観光客増に努めること。

ごさまる陸上競技場フェンス囲い込みにより、不便な状況にある事を指摘する。出入口を増設し、観覧者、テント等の搬入出の利便性の向上を講ずること。

ごさまる陸上競技場芝生管理に係わる水道料金が上昇傾向にあることを指摘する。経費削減のためにも、散水用水は、雨水、地下水等の使用を検討すべきである。

津霸小学校管理棟、耐震診断によると桁行、張間方向とも1階及び2階において想定する地震力に対して耐震性を満たしていないとの報告がされており、安全性確保の上からも早急に対応することを指摘する。

4 監査委員の審査意見に対する意見

特記事項なし

5 その他

特記事項なし

以上です。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから認定第1号 平成25年度中城村一般会計歳入歳出決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成25年度中城村一般会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第1号 平成25年度中城村一般会計歳入歳出決算認定は委員長報告のとおり認定されました。

日程第2 認定第2号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 それでは、読み上げて報告したいと思います。

平成26年10月17日

中城村議会

議長 與那覇 朝 輝 殿

文教社会常任委員長  
新垣徳正

委員会審査報告書

「認定第2号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成25年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

特になし

2 不当と認める事項

特になし

3 特に留意すべき事項

- ・保険料納付率の実績も高い水準で推移していると評価できる。1%でも引き上げることに越した事はないので、なお一層の取組み強化を求める
- ・高額療養費の歳出が大きく、今後とも大きな懸念材料である。疾病・疾患の早期発見、早期対策を講ずることで高額医療費の抑制に繋がることを指摘。今まで以上に、特定健診受診率向上に向けた取組み強化を提言
- ・ヘルスアップ事業が、実績で数字減となっている点を指摘し、なお一層の予防事業の充実を求めた。

4 監査委員の審査意見に対する意見

特になし

5 その他

特になし

以上です。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わ

ります。

これから認定第2号 平成25年度中城村国民



健康保険特別会計歳入歳出決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第2号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は委員長報告のとおり認定されました。

日程第3 認定第3号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 読み上げて報告したいと思います。

平成26年10月17日

中城村議会

議長 與那覇 朝 輝 殿

文教社会常任委員長

新 垣 徳 正

### 委 員 会 審 査 報 告 書

「認定第3号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

議長 與那覇朝輝 これでは委員長報告を終わります。

これから認定第3号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、認定第3号 平成25年度中城村後

期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は委員長報告のとおり認定されました。

日程第4 認定第4号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章 読み上げて報告にかえます。

平成26年10月17日

中城村議会  
議長 與那覇 朝 輝 殿

建設常任委員長  
金城 章

#### 委員会審査報告書

「認定第4号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成25年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

下水道接続世帯が少ない現状であり、接続促進を指摘する。

今後下水道使用可能世帯に対し、積極的に接続を推進する必要がある。

また南上原土地区画整理地内の工事を推進する必要がある。

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

なし

以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩いたします。

休憩（10時13分）

~~~~~

再開（10時14分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

これで委員長報告を終わります。

これから認定第4号 平成25年度中城村公共  
下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の委員長  
報告に対する質疑を行います。質疑ありませ  
んか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質  
疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成25年度中城村公共  
下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決い  
たします。

本案における委員長報告は認定です。本案は  
委員長報告のとおり決定することに御異議あり  
ませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、認定第4号 平成25年度中城村公  
共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は委員  
長報告のとおり認定されました。

日程第5 認定第5号 平成25年度中城村土  
地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定を議  
題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章

平成26年10月17日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

建設常任委員長

金城 章

委員会審査報告書

「認定第5号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

保留地の売却が順調に進んでいる事で、予算確保の見通しはついているので早めの事業の推進をはかる事を指摘する。

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

なし

以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩いたします。

休憩(10時19分)

~~~~~

再開(10時30分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

これで委員長報告を終わります。

これから認定第5号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質

疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第5号 平成25年度中城村土  
地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定は委  
員長報告のとおり認定されました。

日程第6 認定第6号 平成25年度中城村汚  
水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定

を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章

平成26年10月17日

中城村議会

議長 與那覇 朝 輝 殿

建設常任委員長

金 城 章

委 員 会 審 査 報 告 書

「認定第6号 平成25年度中城村汚水処理施設管理事業  
特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成25年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算は審査の  
結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩いたします。

休 憩（10時31分）

~~~~~

再 開（10時41分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

これで委員長報告を終わります。

これから認定第6号 平成25年度中城村汚水  
処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定の  
委員長報告に対する質疑を行います。質疑あり  
ませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質  
疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成25年度中城村汚水  
処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定を  
採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は  
委員長報告のとおり決定することに御異議あり  
ませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、認定第6号 平成25年度中城村汚  
水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定  
は委員長報告のとおり認定されました。

日程第7 認定第7号 平成25年度中城村水

道事業会計決算認定及び日程第8 議案第45号  
平成25年度中城村水道事業未処分利益剰余金の  
処分についてを一括議題とします。

本件について委員長報告を求めます。  
建設常任委員長 金城 章。  
建設常任委員長 金城 章

平成26年10月17日

中城村議会  
議長 與那覇 朝 輝 殿

建設常任委員長  
金城 章

委 員 会 審 査 報 告 書

「認定第7号 平成25年度中城村水道事業会計決算認定」

本委員会に付託された平成25年度中城村水道事業会計決算は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

な し

2 不当と認める事項

な し

3 特に留意すべき事項

漏水での損失額が多大である事を指摘し、今後遠隔監視システム等を活用しさらに漏水防止等に努める必要がある。

4 監査委員の審査意見に対する意見

な し

5 その他

な し

平成26年10月17日

中城村議会議長 與那覇 朝 輝 殿

建設常任委員会  
委員長 金城 章

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第45号	平成25年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	原案可決

以上です。

議長 與那覇朝輝 これまで委員長報告を終わります。

これから認定第7号 平成25年度中城村水道事業会計決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩いたします。

休 憩（10時46分）

~~~~~

再 開（10時50分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第7号 平成25年度中城村水道事業会計決算認定を採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第7号 平成25年度中城村水道事業会計決算認定は委員長報告のとおり認定されました。

議案第45号 平成25年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第45号 平成25年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第45号 平成25年度中城村水

道事業未処分利益剰余金の処分については委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 陳情第9号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)及び日程第10 陳情第10号 県産品の優先使用について(要請)及び日程第11 陳情第17号 公共工事発注に際しての事業用自動車(緑ナンバー)使用に関する陳情を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章

平成26年10月17日

中城村議会議長 與那覇 朝 輝 殿

建設常任委員会  
委員長 金城 章

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

#### 記

| 番 号    | 付 託<br>年月日 | 件 名                              | 審査の結果 |
|--------|------------|----------------------------------|-------|
| 陳情第9号  | 9月30日      | 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)         | 採 択   |
| 陳情第10号 | 9月30日      | 県産品の優先使用について(要請)                 | 採 択   |
| 陳情第17号 | 9月30日      | 公共工事発注に際しての事業用自動車(緑ナンバー)使用に関する陳情 | 採 択   |



以上です。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第9号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第9号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）の採決をいたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第9号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）は委員長報告のとおり採択されました。

これから陳情第10号 県産品の優先使用について（要請）の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第10号 県産品の優先使用について（要請）の採決をいたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第10号 県産品の優先使用について（要請）は委員長報告のとおり採択されました。

これから陳情第17号 公共工事発注に際しての事業用自動車（緑ナンバー）使用に関する陳情の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩いたします。

休憩（10時57分）

~~~~~

再開（11時01分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第17号 公共工事発注に際しての事業用自動車（緑ナンバー）使用に関する陳情を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第17号 公共工事発注に際しての事業用自動車（緑ナンバー）使用に関する陳情は委員長報告のとおり採択されました。

日程第12 陳情第12号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情及び日程第13 陳情第19号 「義務教育費国庫負担」堅持及び2分の1復元を求める陳情及

び日程第14 陳情第20号 「30名以下学級」早期完全実現に関する陳情を議題とします。  
本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。  
文教社会常任委員長 新垣徳正 では、読み上げて報告したいと思います。

平成26年10月17日

中城村議会議長 與那覇 朝 輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新 垣 徳 正

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

#### 記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
陳情第12号	9月30日	軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情	採 択
陳情第19号	9月30日	「義務教育費国庫負担」堅持及び2分の1復元を求める陳情	採 択
陳情第20号	9月30日	「30名以下学級」早期完全実現に関する陳情	採 択

以上であります。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第12号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第12号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第12号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情は委員長報告のとおり採択されました。

これから陳情第19号 「義務教育費国庫負担」堅持及び2分の1復元を求める陳情の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第19号 「義務教育費国庫負担」堅持及び2分の1復元を求める陳情を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第19号 「義務教育費国庫負担」堅持及び2分の1復元を求める陳情は委員長報告のとおり採択されました。

これから陳情第20号 「30名以下学級」早期完全実現に関する陳情の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第20号 「30名以下学級」早期完全実現に関する陳情を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第20号 「30名以下学級」早期完全実現に関する陳情は委員長報告のとおり採択されました。

日程第15 陳情第16号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書及び日程第16 陳情第18号 「生活保護基準引き下げ」中止を政府に強く求めるとともに、「附帯決議」の内容を周知徹底し、申請権・受給権を保障し、申請拒否、就労強要、扶養強要などの「人権侵害」は行わないことを求める陳情書を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正。

総務常任委員長 新垣博正

平成26年10月17日

中城村議会議長 與那覇 朝 輝 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣博正

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
陳情第16号	9月30日	手話言語法制定を求める意見書の提出を 求める陳情書	採 択
陳情第18号	9月30日	「生活保護基準引き下げ」中止を政府 に強く求めるとともに、「附帯決議」 の内容を周知徹底し、申請権・受給権 を保障し、申請拒否、就労強要、扶養 強要などの「人権侵害」は行わないこ とを求める陳情書	継続審議

以上。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第16号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第16号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第16号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書は委員長報告のとおり採択されました。

陳情第18号 「生活保護基準引き下げ」中止を政府に強く求めるとともに、「附帯決議」の内容を周知徹底し、申請権・受給権を保障し、申請拒否、就労強要、扶養強要などの「人権侵害」は行わないことを求める陳情書については、総務常任委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

議長 與那覇朝輝 休憩いたします。

休 憩 ( 1 1 時 1 2 分 )

~~~~~

再 開 ( 1 1 時 1 3 分 )

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

お諮りします。総務常任委員長からの申請のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第18号 「生活保護基準引き下げ」中止を政府に強く求めるとともに、「附帯決議」の内容を周知徹底し、申請権・受給権

を保障し、申請拒否、就労強要、扶養強要などの「人権侵害」は行わないことを求める陳情書は、継続審査といたします。

日程第17 意見書第4号 「手話言語法」制定を求める意見書を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員

意見書第4号

平成26年10月17日

中城村議会

議長 與那覇 朝 輝 殿

提出者

中城村議会議員 新 垣 貞 則

賛成者

中城村議会議員 仲 松 正 敏

中城村議会議員 新 垣 博 正

#### 「手話言語法」制定を求める意見書

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び2項により意見書を提出します。

(提案理由)

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定することを求める。

#### 「手話言語法」制定を求める意見書(案)

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を業務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更に手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって本村議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

#### 記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月17日  
沖縄県中城村議会

あて先  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

以上です。  
議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

休憩いたします。

休 憩（11時21分）

~~~~~

再 開（11時21分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。  
これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質  
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております  
意見書第4号は、会議規則第39条第3項の規  
定によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

10番 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 精読していないんですけども、これは前もって意見書を出してもらいたかったですけれども、この意見書第4号「手話言語法」制定を求める意見書ということですが、今、読んでみて、本当に耳の聞こえない子供たちが手話でないと意思疎通もできない。そういうことで、やはり公共の場でも手話で講演とか、そういった会議とか、そういったのを伝えるという手話の専門の人たちがちゃんとやっていますので、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、そして聞こえない子供たちが手話を身につけて、手話で学べ、自由に話ができる。さらに手話を言語として普及、研究することができる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるという、その趣旨に賛同して、この「手話言語法」その制定に対して、私は賛成です。

議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで討論を終わります。

これから意見書第4号「手話言語法」制定を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第4号「手話言語法」制定を求める意見書は、原案のとおり採択されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会における議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、本定例会における条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで平成26年第6回中城村議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

閉会(11時25分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会臨時議長 安里ヨシ子

中城村議会議長 與那覇朝輝

中城村議会副議長 宮城重夫

中城村議会議員 石原昌雄

中城村議会議員 外間博則